

# 鹿児島県の情報公開・個人情報保護制度

平成23年度の運用状況

平成24年 9 月

鹿児島県総務部学事法制課

第1	情報公開制度	
1	公文書開示制度の運用状況	
(1)	公文書の開示請求の処理状況	6
(2)	公文書の開示請求の実施機関別処理状況	9
(3)	公文書の開示請求の請求者別内訳	10
(4)	公文書の一部開示，不開示及び却下に係る不開示事項別内訳	10
(5)	不服申立ての状況	11
2	情報提供の概要	
(1)	県政情報センター利用状況	12
(2)	県政情報センター資料の展示状況	12
(3)	県政情報センター資料の貸出状況	14
	【資料】	
(1)	公文書開示請求の内容及び処理状況一覧表	16
(2)	鹿児島県情報公開条例	65
第2	個人情報保護制度	
1	個人情報取扱事務の登録状況	74
2	保有個人情報の開示請求等の状況	
(1)	保有個人情報の開示請求の状況	75
(2)	開示請求等の特例に係る開示申出（簡易開示）の状況	76
3	保有個人情報の訂正請求の状況	76
4	保有個人情報の利用停止請求の状況	76
5	不服申立ての状況	77
	【資料】	
(1)	保有個人情報の開示請求の内容及び処理状況一覧表	80
(2)	簡易開示実施状況一覧	85
(3)	鹿児島県個人情報保護条例	89
第3	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会	
1	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	102
2	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿	103
	【資料】	
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申第80号）	106
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申第81号）	121
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申第82号）	126
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申第83号）	131
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申第84号）	135
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申第85号）	140
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申第86号）	143
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保第18号）	148
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保第19号）	160

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保第20号）	.....	1 6 5
鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保第21号）	.....	1 8 1
鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保第22号）	.....	1 8 8
鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保第23号）	.....	1 9 8
鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保第24号）	.....	2 0 2
鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保第25号）	.....	2 0 7
鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保第26号）	.....	2 1 1
鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保第27号）	.....	2 1 7
鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保第28号）	.....	2 2 1
鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保第29号）	.....	2 2 6



# 第 1 情報公開制度

# 1 公文書開示制度の運用状況

## (1) 公文書の開示請求の処理状況

### ア 相談の処理状況

平成23年度の相談件数は2,380件で、うち情報提供（県政情報センターにおいて、資料の紹介及び配布を行った件数）が1,427件、開示請求が953件でした。

開示請求を決定内訳別に見ると、開示386件、一部開示354件、不開示69件、その他144件（却下など）で、開示率は91.5%となっています。

なお、昭和63年度の鹿児島県情報公開条例施行以来の開示請求件数は、11,093件、累計開示率は88.6%となりました。

$$\text{(注) 開示率} = \frac{\text{(開示)} + \text{(一部開示)}}{\text{(開示)} + \text{(一部開示)} + \text{(不開示)}} \times 100$$

### 平成23年度の処理状況

相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
	情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
2,380	1,427	953 (253)	386 (107)	354 (133)	69 (6)	144 (7)	却下4(2)件, 取下げ140(5)件

### (参考) 平成22年度の処理状況

相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
	情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
2,562	1,549	1,013 (284)	416 (133)	506 (134)	58 (6)	33 (11)	取下げ33(11)件

### 昭和63年度から平成23年度までの累計処理状況

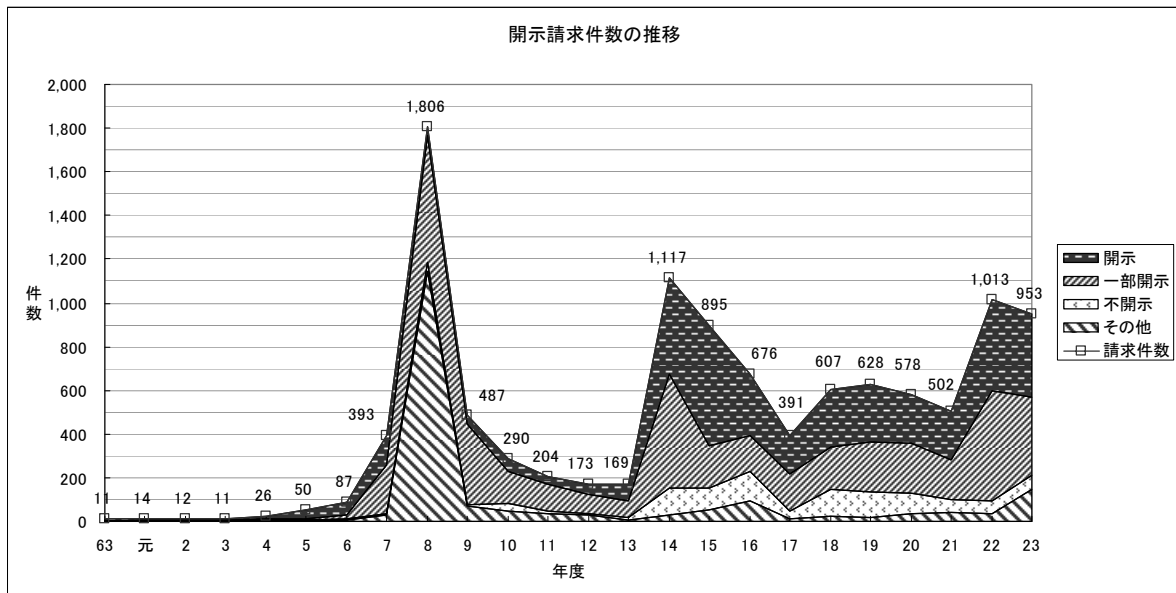
相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
	情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
47,147	36,054	11,093 (3,621)	3,805 (1,075)	4,392 (1,838)	1,051 (330)	1,845 (378)	文書不存在362(92)件, 却下1,073(182)件, 取下げ410(104)件

(注) 1 ( ) 書きは出先機関分で内数です。

2 「情報提供」件数は、県政情報センターにおいて資料の紹介及び配布を行った件数です。

3 「開示請求」件数は、受け付けた開示請求書に基づいて開示決定等の処理を行った件数であり、実際の開示請求書の枚数とは異なります。

4 旧条例（昭和63年度～平成12年度）では、請求に係る公文書が存在しない場合、「文書不存在」として決定していました。



イ 請求書の到達方法

	窓口	郵送	F A X	電子メール	電子申請	計
人数 (人)	317	108	360	99	69	953
構成比率 (%)	33.3	11.3	37.8	10.4	7.2	100.0

ウ 請求内容の主な内訳

順位	請求内容	件数
1	県が所管する法人の財務諸表	214
2	建設工事入札執行関係書類 (工事費内訳表等)	185
3	食品衛生法に基づく要許可台帳一覧等	69
4	法人設立申告書	56
5	建築計画概要書	37
	住宅供給公社の分譲団地に関する書類	37
6	道路位置図・平面図	29
7	大規模養豚場整備計画に関連する書類	19
8	大規模小売店舗立地法に基づく届出書類	18
9	管理型最終処分場に関する書類	17
10	公益法人の移行認定関係書類	16
	公立学校教員等採用試験問題等	16

工 開示請求の平均処理日数

	開示	一部開示	不開示	総平均
請求から決定まで	15.8日	19.0日	21.4日	17.7日
請求から開示まで (窓口での開示のみ)	21.5日	29.3日		25.0日

オ 写しの交付状況

交付媒体		件数	枚数	費用
文書又は図面		633件	47,390枚	553,852円
電 磁 的 記 録	用紙に出力したもの	57件	5,091枚	50,910円
	フロッピーディスク	5件	5枚	100円
	C D	40件	43枚	1,719円
	小計	102件	-	52,729円
合 計		735件	-	606,581円



## (2) 公文書の開示請求の実施機関別処理状況

実施機関		請求件数	左の処理状況			
			開示	一部開示	不開示	その他
知 事	知 事 公 室	3		2	1	
	総 務 部	102	13	59	11	19
	企 画 部	10		5	5	
	環 境 林 務 部	57	21	26	8	2
	保 健 福 祉 部	216	112	62	15	27
	商 工 労 働 水 産 部	33	23	9		1
	農 政 部	25	7	9		9
	土 木 部	165	63	16	14	72
	危 機 管 理 局	3	2	1		
	出 納 局	6	1	3	1	1
	鹿 児 島 地 域 振 興 局	39	13	23	1	2
	南 薩 地 域 振 興 局	26	12	13	1	
	北 薩 地 域 振 興 局	65	24	38	1	2
	始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局	24	13	10	1	
	大 隅 地 域 振 興 局	50	27	22	1	
	熊 毛 支 庁	24	9	13	1	1
	大 島 支 庁	22	9	11		2
	工 業 用 水 道 部					
	計	870	349	322	61	138
	議 会	3	1	1	1	
教 育 委 員 会	40	29	7		4	
選 挙 管 理 委 員 会	5		5			
人 事 委 員 会	3	1	2			
監 査 委 員						
公 安 委 員 会						
警 察 本 部 長	17	6	8	2	1	
労 働 委 員 会	1			1		
収 用 委 員 会	2		1	1		
海 区 漁 業 調 整 委 員 会						
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会						
県 立 病 院 事 業 管 理 者	3		2		1	
鹿 児 島 県 住 宅 供 給 公 社	7		4	3		
鹿 児 島 県 道 路 公 社	1		1			
鹿 児 島 県 土 地 開 発 公 社	1		1			
合 計	953	386	354	69	144	

(3) 公文書開示請求の請求者別内訳

開示請求者の住所・所在地及び個人・法人等に区分すると、次のとおりです。

	県内		県外			計	
		個人	法人等		個人		法人等
人数(人)	564	(176)	(388)	389	(92)	(297)	953
構成比率(%)	59.2	(18.5)	(40.7)	40.8	(9.6)	(31.2)	100.0

(4) 公文書の一部開示、不開示及び却下に係る不開示事項別内訳

不開示事項の区分(該当号)		件数(件)	構成比率(%)
一部開示・不開示	個人に関する情報(第1号) 個人情報情報(旧第2号)	160	21.5
	(うち存否応答拒否)	(3)	(0.4)
	法人等に関する情報(第2号) 事業活動情報(旧第3号)	234	31.4
	(うち存否応答拒否)	(4)	(0.5)
	法令秘情報(第3号) " (旧第1号)	0	0.0
	公共安全等に関する情報(第4号) 犯罪捜査等情報(旧第4号)	187	25.1
	審議、検討等に関する情報(第5号) 意思形成過程情報(旧第6号)	3	0.4
	事務又は事業に関する情報(第6号) 行政運営情報(旧第8号)	57	7.7
	国等協力関係情報(旧第5号)	0	0.0
	合議制機関情報(旧第7号)	0	0.0
	非公開条件情報(旧第9号)	0	0.0
	文書不存	99	13.3
	却下	適用除外(30条)	2
対象除外		2	0.3
計		744	100.0
(参考)一部開示・不開示・却下の決定件数		427	

(注) 平成13年4月1日前に作成し、又は取得した公文書については、旧条例第8条の適用を受けることから、同条各号による分類も併記しています。また、表中で2段になっている区分のうち、上段は条例第7条各号の不開示事項を、下段は上段に相当する旧条例第8条各号の不開示事項を表したものです。

(5) 不服申立ての状況

平成23年度に行政不服審査法に基づく不服申立て（異議申立て又は審査請求）がなされた件数は4件で、平成24年3月31日現在、全て処理中となっています。

また、条例施行以来、平成23年度までに不服申立てがなされた件数は、133件となりました。

ア 年次別不服申立て件数

（平成24年3月31日現在）

年度	不服申立て 件数	決定又は裁決				取下げ	処理中
		却下	棄却	認容			
				全部	一部		
昭和63年度～ 平成21年度	126	11	67	10	20	13	5
平成22年度	3	0	0	1	0	0	2
平成23年度	4	0	0	0	0	0	4
合計	133	11	67	11	20	13	11

「決定又は裁決」欄は、当該年度になされた不服申立て案件に対するそれぞれの対応を示す。

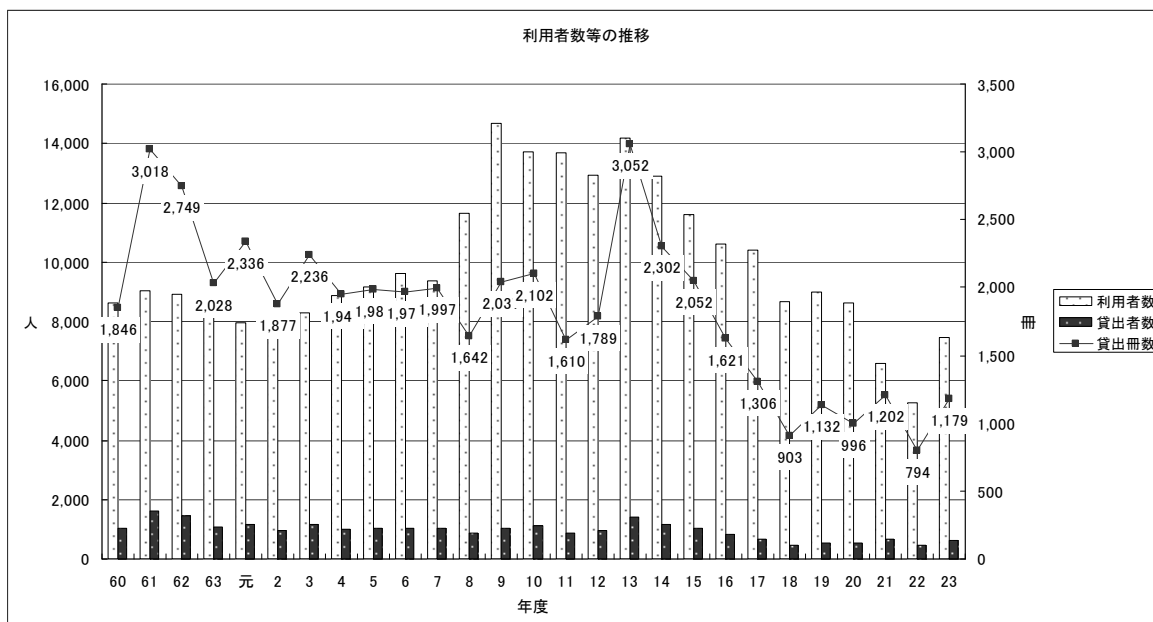
イ 不服申立ての概要（平成23年度の申立て案件に限る。）

番号	不服 申立て 年月日	請求の内容	事務 担当課	原 年 月 日 決定状況	決 理 由	審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
						諮 問 年 月 日 答 申 年 月 日	答 申 内 容	
1	23. 7. 6	平成15年4月13日施行の統一地方選挙鹿児島県議会議員選挙の際の、曾於郡区で立候補し当選した氏の選挙活動にかかる公職選挙法違反事件に関する、本部長指揮捜査指揮簿、署長等指揮捜査指揮簿及び捜査主任官指名簿	警察本部 捜査第二課	23.5.10 一部開示	個人情報 公共安全等情報 不存在	23.8.3 (諮問公第109号)		
2	23. 9.15	平成22年度の志布志保健所のゴミ処分にに関する支出負担行為・支出命令票	保健福祉部 保健医療 福祉課	23.9.7 不開示	不存在	23.10.7 (諮問公第110号)		
3	24. 3. 2	県政記者室の電気代、電話代の分かるもの	出納局管 財課	24.1.4 不開示	不存在	24.3.6 (諮問公第111号)		
4	24. 3. 2	・県政記者クラブ座席図 ・複写サービス契約書 ・求人票（パート） ・辞令の写し ・記者クラブの規約 ・これまで記者クラブ加盟社以外が出席した者の名前、所属社名 ・記者クラブ加盟社以外の出席を認めた又は禁止しなかった経緯・根拠の分かる文書 ・フリーランス記者が知事の定例記者会見に出席・質問することを禁止又は妨げることを県が行う場合について、その根拠となる現在（2011年11月30日現在）存在する文書	知事公室 広報課	24.1.4 一部開示	個人情報 法人等情報 公共安全等情 報	24.3.22 (諮問公第112号)		

## 2 情報提供の概要

### (1) 県政情報センターの利用状況 (単位：人，冊)

利用者数	貸出者数		貸出冊数	
	一般	職員	一般	職員
7,468	5,029	2,439	632	1,179



### (2) 県政情報センターにおける行政資料の展示状況

#### ア 行政資料冊数 (単位：冊，%)

	郷土資料	県の資料	県内市町村の資料	国・関係機関等資料	他都道府県の資料	研究機関等の資料	その他の資料	合計
冊数	716	32,623	6,143	11,134	3,006	1,219	3,355	58,196
構成比	1.2	56.1	10.5	19.1	5.2	2.1	5.8	100.0

#### イ 行政資料分類

分類区分	内容
郷土資料	県史，市町村史，特定地域・分野に関する史誌等
県の資料	計画書，統計書，調査書，試験・研究資料，要覧・便覧，予算書，決算書，事務事業概要書，手引，要綱，要領，例規集，基準，広報・広聴資料，議案書，議会会議録等
県内市町村の資料	広報誌，市町村勢要覧，計画書等
国・関係機関等資料	国勢調査，各種統計書，白書，研究書，調査報告書等
他都道府県の資料	都道府県史，統計年鑑，計画書等
研究機関等の資料	調査報告書，研究書等
その他の資料	法規・辞典・事典・年鑑類，地方自治・国政一般・国土・地域開発・海洋開発・資源・エネルギー・都市・過疎・経済・情報・産業一般・商工業・観光・交通運輸・農林水産業・土木建設・福祉・労働・生活・環境・消防・防災・教育・文化・海外・職員研修等に関する図書，定期刊行物等

ウ 県政情報センター窓口にて配布した主な資料

提供元	配布資料の名称
知事公室広報課	県政かわら版
総務部税務課	自動車税のあらまし マイカーの登録手続はお済みですか？
共生・協働センター	共生・協働
企画部企画課	県勢概要
企画部統計課	鹿児島県毎月推計人口調査結果 平成22年度国勢調査 調査結果利用かんたんガイド
保健福祉部保健医療福祉課	保健福祉行政の概要
保健福祉部生活衛生課	食の安全確保をめざして 鹿児島県食品衛生監視指導計画
保健福祉部女性相談センター	女性相談のしおり ひとりで悩んでいませんか
商工労働水産部経営金融課	中小企業者のための鹿児島県融資制度の御案内 中小企業者のための鹿児島県の融資制度 口蹄疫経営再建支援資金 応援します！中小企業の経営革新
商工労働水産部観光交流局観光課	かごしまの旅
農政部農地整備課	かごしまの農業農村整備事業 新耕景創
教育委員会総務福利課	かごしまの教育

エ 県政情報センター窓口にて紹介した主な資料

提供元	資料の名称
総務部人事課	鹿児島県職員録
総務部学事法制課	鹿児島県公報
総務部財政課	県議会定例会議案及び予算説明書 県議会定例会提出議案の概要
企画部地域政策課	鹿児島県地価調査基準地価格
企画部統計課	鹿児島県統計年鑑
環境林務部環境林務課	森林土木事業設計標準歩掛
環境林務部森林整備課	治山必携
保健福祉部保健医療福祉課	医療法人事業報告書等
保健福祉部健康増進課	調理師試験問題
土木部監理課	建設業許可業者名簿
土木部道路建設課	道路交通情勢調査
土木部建築課	建築工事実施設計単価表
出納局管財課	入札参加資格者名簿（物品）
県議会	鹿児島県県議会定例会会議録
教育委員会総務福利課	鹿児島県の教育行政
教育委員会教職員課	鹿児島県公立学校教職員選考試験問題
人事委員会	県職員採用試験問題
国土交通省	道路交通センサス
国立印刷局	官報

(3) 県政情報センターにおける行政資料の貸出状況

ア 貸出冊数

(単位：冊，%)

	郷土資料	県の資料	県内市町村の資料	国・関係機関等資料	他都道府県の資料	研究機関等の資料	その他の資料	合計
冊数	59	1,041	21	49	0	0	9	1,179
構成比	5.0	88.3	1.8	4.1	0.0	0.0	0.8	100.0

イ 貸出が多い資料

順位	行政資料名	発行者	貸出回数
1	鹿児島県公報	学事法制課	531
2	鹿児島県議会定例会会議録	鹿児島県議会	32
3	鹿児島県職員録	鹿児島県県庁OB会	24
4	鹿児島県史	鹿児島県	23
	鹿児島県中小企業の経営指標	経営金融課	23
5	道路交通情勢調査	道路建設課	20
6	衛生統計年報	保健医療福祉課	14
7	鹿児島県統計年鑑	鹿児島県統計協会	13
8	鹿児島県行政組織の沿革	人事課	12
	環境生活厚生委員会会議録	鹿児島県議会	12
9	決算に関する調書	財政課	10
10	保健・福祉施設一覧	保健医療福祉課	9
	鹿児島県の母子保健	子ども福祉課	9
	災害の記録	危機管理防災課	9

# 資 料

- (1) 公文書開示請求の内容及び処理状況一覧表
- (2) 鹿児島県情報公開条例

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
1	H23.4.1	H23.4.19	別紙対象団体に係る政治資金規正法第7条第1項の規定に基づく「届出事項の異動届」	一部開示	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局	7条4号, 旧8条4号
2	H23.4.4	H23.4.7	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他[固定のみ])の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし平成23年3月1日から平成23年3月31日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
3	H23.4.4	H23.4.19	平成22年度工事費内訳書(設計概要, 本工事費内訳表, 施工内訳表) ・浦田漁港広域漁港(一般)整備工事(1工区) ・島間港改修工事(1工区)	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
4	H23.4.4	H23.4.20	県教育委員会について、暦年2001年から2010年(または2000年度～2009年度)の各年における現職の職員の自殺者数がわかる文書	取下げ	教育委員会 教育庁総務福利課	
5	H23.4.4	H23.4.20	県立病院局について、暦年2001年から2010年(または2000年度～2009年度)の各年における現職の職員の自殺者数がわかる文書	取下げ	県立病院事業管理者 県立病院局県立病院課	
6	H23.4.4	H23.4.21	平成22年度の下記工事に係る設計概要, 本工事費内訳表, 施工内訳表 戸崎漁港地域水産物供給基盤(特定)整備工事(1工区) 西之浜漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区) 前籠漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区) 串木野漁港広域漁港(特定)整備工事(3工区) 前籠漁港広域漁港(特定)整備工事(2工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
7	H23.4.4	H23.4.26	下記工事に係る平成22年度工事費内訳書(設計概要等, 本工事費内訳表, 施工内訳表) ・蘭牟田漁港広域漁港(一般)整備工事(1工区) ・県単道路整備(交付金)工事(蘭牟田瀬戸架橋1工区)	開示	北薩地域振興局 建設部飯島支所	
8	H23.4.5	H23.4.8	1 霧島市国分重久折戸〇〇〇に所在する鉱泉地(国分 源泉番号〇〇〇号)は登録されているか。 2 1の鉱泉権は誰で登録されているか。その権利者名と住所	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
9	H23.4.5	H23.4.19	知事部局について、暦年2001年から2010年(または2000年度～2009年度)の各年における現職の職員の自殺者数がわかる文書	取下げ	総務部 人事課	
10	H23.4.5	H23.4.20	平成22年度川内港改修工事(4工区)及び県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋3工区)の設計概要, 本工事費内訳表, 施工内訳表	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
11	H23.4.5	H23.4.26	平成21年度工事 火山砂防工事(尾野島浜川工区) 平成22年度工事 河川激甚災害対策特別緊急(米之津川21-4工区) 河川激甚災害対策特別緊急(米之津川21-5工区) 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳書, 附帯工事費内訳表, 施工内訳表, 工種明細表, 入力データ一覧表, 使用建設機械一覧表, 登録単価一覧表, 特殊基礎単価一覧表	一部開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	文書不存在
12	H23.4.5	H23.4.28	平成22年度 ・安房港港整備交付金工事(3工区) ・宮之浦港港整備交付金工事(1工区) ・安房港港整備交付金工事(1工区) ・口永良部漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区) ・安房港改修工事(1工区) 設計概要, 本工事費内訳表, 施工内訳表	開示	熊毛支庁 屋久島事務所	
13	H23.4.5	H23.4.28	平成21年度 ・安房港改修工事(2工区) 設計概要, 本工事費内訳, 施工内訳表	開示	熊毛支庁 屋久島事務所	
14	H23.4.6	H23.4.28	財団法人〇〇〇の移行認定申請書一式, 添付書類一式	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
15	H23.4.6	H23.4.28	株式会社〇〇〇提出の平成17年11月10日受付産業廃棄物処分業許可申請書及び添付書類の全部	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号
16	H23.4.6	H23.4.28	・株式会社〇〇〇提出の平成17年11月10日受付産業廃棄物処理施設軽微変更届出書(最終処分場の面積縮小のもの)の全部 ・処分業許可申請書と軽微変更届出書が同時に提出された理由が分かる協議録, 稟議書, 決裁文書などの資料の全部	不開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	文書不存在
17	H23.4.6	H23.5.6	財団法人鹿児島県環境整備公社から提出のあつた林地開発変更許可申請書の書類一式及び現況図並びに緑化計画図	一部開示	環境林務部 森林整備課	7条1号, 2号, 4号
18	H23.4.6	H23.6.6	立地可能性等調査(生活環境等影響調査)業務委託報告書 立地可能性等調査(処分場自体の調査)業務委託報告書 立地可能性等調査(追加ボーリング調査)業務委託報告書	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号
19	H23.4.7	H23.5.2	平成23年4月3日夕刻に放送された〇〇〇ニュース番組の中で貴公社〇〇〇常務理事は、ガーデンヒルズ松陽台について「良好な住宅市街地の形成が非常に遅れてしまう」と発言されていますが、1「良好な住宅市街地の形成」について明確に示してある全ての公文書 2「非常に遅れてしまう」とありますが、具体的にどういう目標, 計画に対し, どのように達成が遅れている(遅れてしまう)のか明確に示してある全ての公文書	不開示	鹿児島県住宅供給公社	文書不存在



整理番号	請求受付年 月 日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
20	H23.4.7	H23.5.2	・大規模用地誘致営業活動報告書 ・交渉経緯(ガーデンヒルズ松陽台25-2区画) ・松陽台の大規模用地に係る幼稚園・保育園用地の訪問結果	一部開示	鹿児島県住宅供給公社	7条2号, 6号
21	H23.4.7	H23.5.2	1 派遣職員例月給与支出命令 2 平成22年源泉徴収票	一部開示	鹿児島県住宅供給公社	7条1号
22	H23.4.8	H23.4.28	急傾斜崩壊対策工事西町地内に係る県への所有権移転後の全ての登記簿謄本(全部事項証明書)	却下	熊毛支庁 建設部建設課	適用除外
23	H23.4.8	H23.4.28	平成21年11月27日測量の総合流域防災(急傾斜)工事西町地区に係る用地実測図	一部開示	熊毛支庁 建設部建設課	7条1号
24	H23.4.11	H23.4.13	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン、旅館、その他(固定のみ))の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし、平成23年1月1日から平成23年3月31日までに新規許可を取得しているもの	開示	保健福祉部 生活衛生課	
25	H23.4.11	H23.4.26	①「(仮称)〇〇〇」の大規模小売店舗届出書のうち、建物位置図(広域図)、周辺見取図及び平面図兼配置図 ②「〇〇〇」の大規模小売店舗届出書のうち、周辺見取図、付近見取図及び全体配置図	開示	商工労働水産部 商工政策課	
26	H23.4.11	H23.4.28	平成20～21年度社会福祉法人〇〇〇 1 貸借対照表, 2 財産目録, 3 資金収支計算書, 4 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
27	H23.4.11	H23.5.9	平成21年7月7日以降に提出された鹿児島県浄化槽保守点検登録条例第7条に基づく浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書(〇〇〇)	不開示	土木部 都市計画課	文書不存在
28	H23.4.11	H23.5.9	県単道路整備(交付金)工事(大畑5工区)工事設計書	一部開示	大島支庁 瀬戸内事務所	7条6号
29	H23.4.11	H23.5.10	平成15年4月13日施行の統一地方選挙鹿児島県議会議員選挙の際の、曾於郡区で立候補し当選した〇〇〇氏の選挙活動にかかる公職選挙法違反事件に関する、本部長指揮捜査指揮簿、署長等指揮捜査指揮簿及び捜査主任官指名簿	一部開示	警察本部長 警察本部刑事部捜査第二課	7条1号, 4号, 文書不存在
30	H23.4.11	H23.5.11	株式会社〇〇〇の岩石採取計画認可申請書一式	一部開示	商工労働水産部 商工政策課	7条1号, 2号, 4号
31	H23.4.11	H23.5.11	株式会社〇〇〇の岩石採取廃止届出書一式	一部開示	商工労働水産部 商工政策課	7条2号, 4号
32	H23.4.12	H23.4.25	県内のコンタクトレンズ販売業者における高度管理医療機器(コンタクトレンズ)の販売業許可情報 許可名称/許可番号/取得日・有効期限/開設者/住所	開示	保健福祉部 業務課	
33	H23.4.12	H23.4.27	道路改築工事(泊野道路22-2工区)の工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
34	H23.4.12	H23.5.11	平成22年度工事費(設計概要, 本工事費内訳表, 施工内訳表) ・海潟漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区)(合併) ・志布志港湾海岸浸食対策工事 ・牛根麓漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区)(合併) ・波見港港整備交付金工事(1工区) ・鹿屋港改修工事(1工区) ・内之浦漁港広域漁港(特定)整備工事(5工区)	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
35	H23.4.13	H23.4.18	平成23年3月1日から平成23年3月31日の間に県内全県税事業所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
36	H23.4.13	H23.4.20	平成23年3月1日から平成23年3月31日の間に県内全県税事業所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
37	H23.4.13	H23.4.20	平成23年3月1日から平成23年3月31日の間に県内全県税事業所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
38	H23.4.13	H23.4.26	平成23年3月1日から平成23年3月31日の間に県内全県税事業所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
39	H23.4.13	H23.5.9	平成23年3月1日から平成23年3月31日の間に県内全県税事業所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
40	H23.4.14	H23.4.19	平成23年3月1日から平成23年3月31日の間に県内全県税事業所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
41	H23.4.14	H23.4.20	平成23年3月1日から平成23年3月31日の間に県内全県税事業所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
42	H23.4.14	H23.5.11	建築確認番号第〇〇〇大建確〇〇〇号及び第〇〇〇号の「建築計画概要書」の1面, 2面, 3面, 建築基準法令による処分の概要書	開示	土木部 建築課	
43	H23.4.15	H23.5.9	財団法人〇〇〇の最新の①寄付行為, ②事業報告書, ③収支計算書, ④正味財産増減計算書, ⑤貸借対照表, ⑥財産目録, ⑦事業計画書, ⑧収支予算書	開示	教育委員会 教育庁総務福利課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
44	H23.4.15	H23.5.10	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年4月1日から平成23年4月30日までに, 新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
45	H23.4.18	H23.4.22	社団法人〇〇〇に係る平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書	開示	商工労働水産部 雇用労政課	
46	H23.4.18	H23.4.25	財団法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書	開示	農政部 経営技術課	
47	H23.4.18	H23.4.25	財団法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書	開示	農政部 経営技術課	
48	H23.4.18	H23.4.25	平成21, 22, 23年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(一次試験)専門試験「機械」の筆記試験問題及び解答	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
49	H23.4.18	H23.4.27	22学校法人の平成19年度から21年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
50	H23.4.18	H23.4.27	学校法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	不開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	文書不存在
51	H23.4.18	H23.4.27	学校法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	不開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	文書不存在
52	H23.4.18	H23.4.28	社団法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの一般会計における貸借対照表及び正味財産増減計算書	一部開示	商工労働水産部 商工政策課	7条2号, 文書不存在
53	H23.4.18	H23.5.9	社団法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの①貸借対照表, ②正味財産増減計算書	開示	教育委員会 教育庁総務福利課	
54	H23.4.18	H23.5.9	財団法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの①貸借対照表, ②正味財産増減計算書	開示	教育委員会 教育庁総務福利課	
55	H23.4.18	H23.5.9	財団法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの①貸借対照表, ②正味財産増減計算書	開示	教育委員会 教育庁総務福利課	
56	H23.4.18	H23.5.9	認定番号順自動車運転代行業者名簿	開示	警察本部長 警察本部交通部交通企画課	
57	H23.4.18	H23.5.16	・平成21年度新築募集状況	開示	土木部 建築課	
58	H23.4.18	H23.5.16	平成23年4月9日付, 〇〇〇新聞「予定地には商業施設ができるはずだった」住民発言に対し, 県が鹿児島県住宅供給公社に対し, 事実関係等の調査等を行った全ての記録, 同公社に対し指導した全ての文書。 新聞記事掲載前の過去の文書も含む。	不開示	土木部 建築課	文書不存在
59	H23.4.18	H23.5.16	・県営住宅建設用地の取得(購入)について(伺い)	開示	土木部 建築課	
60	H23.4.18	H23.5.16	・平成23年第1回県議会定例会 当初予算等説明書	開示	土木部 建築課	
61	H23.4.19	H23.4.25	北薩地域振興局の平成22年度土木工事, 建設工事の入札執行結果表(公表用)	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
62	H23.4.19	H23.5.16	・ガーデンヒルズ松陽台に係る協議	一部開示	土木部 建築課	7条1号
63	H23.4.19	H23.5.16	ガーデンヒルズ松陽台地区計画の一部見直し案に関する説明会議事メモ	開示	土木部 建築課	
64	H23.4.20	H23.5.13	平成22年度の下記工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表 22火山砂防工事(アミダ川1工区, アミダ川2工区, 金山谷川, 西道川, 仕明谷川4) 22河川総合開発工事(貯水池内掘削1工区, 貯水池内掘削2工区, 貯水池内掘削4工区, 貯水池内掘削5工区, 貯水池内掘削6工区, 貯水池内掘削7工区) 22急傾斜地崩壊対策工事(小野地区, 田上10地区, 田中宇都1地区, 田中宇都3地区, 中迫地区, 日枝ヶ迫1地区, 松之口4地区) 22総合流域防災(急傾斜)工事(常盤7地区) 22総合流域防災(砂防)工事(山田谷川2) 22通常砂防工事(後の谷1工区) 県単道路整備(交付金)工事(甲南1工区, 甲南2工区, 湯屋21-10工区, 湯屋21-9工区, 湯屋22-1工区) 広域河川改修工事(稲荷川1工区, 新川1工区) リバーフロント整備工事(甲突川13工区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
65	H23.4.22	H23.5.16	・原良団地建替方針の説明会における入居者の意見要望等 ・出張復命書	開示	土木部 建築課	
66	H23.4.22	H23.5.16	ガーデンヒルズ松陽台の北側約6haについて, 「戸建用に造成した土地の再造成にかかる経費」及び「330戸の県営住宅及びその付属施設の建設にかかる経費の詳細な内訳」(伺い文書も含む。)	不開示	土木部 建築課	文書不存在

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
67	H23.4.22	H23.5.16	・不動産鑑定評価に係る必要書類について(依頼)	開示	土木部 建築課	
68	H23.4.22	H23.5.20	①次の土地区画整理事業実施地区における従前の土地図、換地処分後の土地図、施行地区位置図、旧新地番対照表 ・名瀬市(現奄美市)有仲地区 ・川内市(現薩摩川内市)第二中郷地区 ・瀬戸内町瀬久井地区 ・阿久根市湯地区 ・加世田市(現南さつま市)加世田第三地区 ・いちき串木野市湊中央地区 ・加世田市(現南さつま市)本町地区 ②次の市街地再開発事業完了地区における施行地区位置図及び施行地区区域図、施行後の地区内の新しい地番がわかる図面、新旧地番対照表 ・鹿屋市北田大手町地区	一部開示	土木部 都市計画課	文書不存在
69	H23.4.25	H23.5.11	平成22年度工事 ・山川漁港広域漁港(特定)整備工事(22-1工区) ・川尻漁港地域水産物供給基盤(一般)整備工事(22-1工区) ・野間池漁港広域漁港(一般)整備工事(22-2工区) の設計概要・本工事費内訳表及び施工内訳表	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
70	H23.4.25	H23.5.19	ガーデンヒルズ松陽台の土地分譲及び商業施設の誘致に当たり、貴公社幹部(主幹以上の役職者で理事長及び専務理事等の役員を含みます)が、会議や打合せ等において、公社社員に積極的に販売、誘致するよう指示、指導した全ての記録及び会議資料等	不開示	鹿児島県住宅供給公社	文書不存在
71	H23.4.25	H23.5.19	平成23年4月3日夕刻に放送された〇〇〇ニュース番組の中で貴公社〇〇〇常務理事は、ガーデンヒルズ松陽台について「良好な住宅街地の形成が非常に遅れてしまう」「公社としてもいろいろな方法はないかと考えていたところ、県から県営住宅をという話があった」と発言されていますが、貴公社は具体的にどのような「方法」を考えていたのでしょうか。「公社として考えていたいい方法」について具体的に示してある全ての公文書	不開示	鹿児島県住宅供給公社	文書不存在
72	H23.4.25	H23.5.19	・工事目的物引受書 ・モデル住宅建設地の土地購入について	一部開示	鹿児島県住宅供給公社	7条2号, 4号
73	H23.4.25	H23.5.20	学校法人〇〇〇 ・申請時における役員名簿及び評議員名簿 ・財務状況がわかる書類→申請時における設置後2か年の収支予算書 ・譲渡の経緯がわかる書類→申請時における設立趣意書	一部開示	総務部 学事法制課	7条1号, 2号
74	H23.4.26	H23.4.28	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン、仕出し屋・弁当屋、旅館、その他)、喫茶店営業、菓子製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業、乳製品製造業、集乳業、乳類販売業、食肉処理業、食肉販売業、食肉製品製造業、魚介類販売業、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、氷雪製造業、氷雪販売業、食用油脂製造業、みそ製造業、しょう油製造業、ソース類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、添加物製造業(全て固定のみ)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし、平成23年4月26日現在、許可を取得しているもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
75	H23.4.26	H23.4.28	食品衛生法に基づく特別牛乳搾取処理業、食品の放射線照射業、マーガリン又はショートニング製造業の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし、平成23年4月26日現在、許可を取得しているもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
76	H23.4.27	H23.5.16	道路改築工事(泊野道路22-2工区)の本工事費内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
77	H23.4.28	H23.5.10	平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面, 2面, 3面	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
78	H23.4.28	H23.5.10	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認済みの分)	開示	熊毛支庁 屋久島事務所	
79	H23.4.28	H23.5.11	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認済みの分)	開示	鹿児島地域振興局 建設部土木建築課	
80	H23.4.28	H23.5.12	平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面, 2面, 3面	開示	大島支庁 建設部建設課	
81	H23.4.28	H23.5.13	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認済みの分)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
82	H23.4.28	H23.5.16	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認済みの分)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
83	H23.4.28	H23.5.17	平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面, 2面, 3面	開示	土木部 建築課	
84	H23.4.28	H23.5.17	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認済みの分)	開示	南薩地域振興局 建設部土木建築課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
85	H23.4.28	H23.5.17	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認済みの分)	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
86	H23.4.28	H23.5.17	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認済みの分)	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
87	H23.4.28	H23.5.17	平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面, 2面, 3面	開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	
88	H23.4.28	H23.5.17	平成23年1月1日から平成23年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面, 2面, 3面	開示	大島支庁 徳之島事務所	
89	H23.4.28	H23.5.27	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 鹿児島吉田線, 額娃川辺線, 永吉入佐鹿児島線, 小山田谷山線, 郷戸市来線, 一般国道226号, 鹿児島蒲生線, 石垣加世田線, 徳重横井鹿児島線, 養母長里線, 平尾川床線, 鶴田大口線, 大飼霧島神宮停車場線, 野間十三番西之表線, 茎永上中線	開示	土木部 道路維持課	
90	H23.5.2	H23.5.10	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし平成23年4月1日から平成23年4月30日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
91	H23.5.2	H23.5.16	県単道路整備(交付金)工事(大畑5工区) 本工事費内訳表	一部開示	大島支庁 瀬戸内事務所	7条6号
92	H23.5.2	H23.5.17	〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書一式のうち, ・大規模小売店舗届出書 ・図面資料1~12	開示	商工労働水産部 商工政策課	
93	H23.5.2	H23.5.30	平成23年1月19日に霧島市霧島永水において森林整備課職員が行った林地開発許可地の現地調査に関する書類	開示	環境林務部 森林整備課	
94	H23.5.2	H23.5.30	株式会社〇〇〇から申請のあった林地開発許可申請書のD調整池の構造図及び林地開発変更許可申請書のA・B調整池の構造図	開示	環境林務部 森林整備課	
95	H23.5.2	H23.5.30	平成23年2月3日に始良・伊佐地域振興局と株式会社〇〇〇の両者で実施した林地開発許可地直下の手筈川視察についての報告書	開示	始良・伊佐地域振興局 農林水産部林務水産課	
96	H23.5.6	H23.5.17	(仮称)〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書一式のうち, ・図面資料2(周辺見取図) ・図面資料3(平面図兼配置図)	開示	商工労働水産部 商工政策課	
97	H23.5.9	H23.5.17	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他), 菓子製造業, 魚介類販売業, 魚肉わり製品製造業, 缶詰又は瓶詰食品製造業, 乳類販売業, アイスクリーム類製造業, 食肉販売業, 食用油脂製造業, みそ製造業, ソース類製造業, 豆腐製造業, めん類製造業, そうざい製造業, 清涼飲料水製造業(全て固定のみ)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成23年3月1日から平成23年4月30日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
98	H23.5.9	H23.5.17	食品衛生法に基づく乳製品製造業, あん類製造業, 食肉製品製造業, 乳酸菌飲料製造業, マーガリン又はショートニング製造業, 醤油製造業, 酒類製造業, 納豆製造業, 添加物製造業, 氷雪製造業, 氷雪販売業の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成23年3月1日から平成23年4月30日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
99	H23.5.9	H23.5.20	平成22年度及び同23年度における鹿児島県内の高度管理医療機器等販売業許可業者一覧	開示	保健福祉部 薬務課	
100	H23.5.9	H23.6.3	平成22年度及び同23年度における鹿児島県内の医療機器修理業許可業者(特定保守管理医療機器第一区分)一覧	開示	保健福祉部 薬務課	
101	H23.5.9	H23.6.7	平成21年度, 平成22年度の大島支庁沖永良部事務所農村整備課発注の畑総事業(畑かんに関するもの)の工区毎の事業名, 地区名, 工区名, 設計額, 請負額, 契約工期, 請負業者, 工事概要(事業量)	開示	大島支庁 沖永良部事務所	
102	H23.5.10	H23.5.13	鹿児島県農業農村整備工事独自積算基準 (平成22年10月改定)	開示	農政部 農地建設課	
103	H23.5.10	H23.5.16	平成22年度森林整備事業電算コード表及び電算コード一覧表	開示	環境林務部 環境林務課	
104	H23.5.10	H23.5.18	平成22年度 施工単価コード表(土木・港湾・委託) 平成22年度 土木工事標準歩掛(県独自歩掛)	開示	土木部 監理課	
105	H23.5.10	H23.6.6	下記の位置図及び平面図 荒崎黒之浜港線	開示	土木部 道路維持課	
106	H23.5.11	H23.5.13	平成19年度, 平成20年度の鹿児島県製菓衛生師試験問題及び解答	開示	保健福祉部 生活衛生課	
107	H23.5.11	H23.6.6	飲食衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年5月1日から平成23年5月31日までに, 新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
108	H23.5.11	H23.6.8	鹿児島盲学校移転改築工事(食堂棟), 鹿児島盲学校移転改築工事(管理棟), 県営住宅新築工事(原良団地2期A-3号棟, 工事国債), 県営住宅新築工事(GV妙円寺3期34~37号棟, 工事国債), 西之表港旅客待合所新築工事及び吉野公園整備事業管理事務所新築工事に係る金入り設計書	開示	土木部 建築課	
109	H23.5.11	H23.6.8	川内商工高校大規模改修工事(普6番棟), 川内商工高校多目的室改築その他工事, 沖永良部高校耐震補強その他工事(普3番棟), 精神保健センター改修工事及び鶴丸高校耐震補強その他工事(管2番棟)に係る金入り設計書	一部開示	土木部 建築課	7条6号
110	H23.5.11	H23.6.10	平成23年4月執行の県議会議員選挙の当選者全員についてのポスター公費負担がわかる書類(開示決定時点で請求があった者:49名)	一部開示	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号, 4号
111	H23.5.12	H23.5.16	平成23年度公共事業設計単価表の一部	開示	土木部 監理課	
112	H23.5.12	H23.5.19	鹿屋市寿5丁目〇〇〇及び〇〇〇の土地が「道路」であることが分かる書類(建築基準法第42条第1項第三号に規定する道路と分かる地図)並びに相談処理簿(平成19年4月6日受付)。	一部開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	7条1号, 2号, 4号, 5号
113	H23.5.12	H23.6.8	平成11年, 平成12年の地価調査事業において, 鹿児島(林)19について実施した鑑定の鑑定評価書全て	不開示	企画部 地域政策課	文書不存在
114	H23.5.13	H23.6.3	県営湛水防除事業【農山漁村交付金】限之城地区22-4工区の金入設計書	一部開示	北薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号, 6号
115	H23.5.16	H23.6.15	平成23年4月執行の県議会議員選挙で公費負担の対象となった全候補者についてのポスター公費負担に係る請求書及び契約書(開示決定時点で請求があった者:74名分)	一部開示	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号, 4号
116	H23.5.17	H23.6.3	県営湛水防除事業 限之城地区22-2工区の金入設計書	一部開示	北薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号
117	H23.5.17	H23.6.3	県営湛水防除事業【農山漁村交付金】限之城地区22-4工区の金入設計書	一部開示	南薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号, 6号
118	H23.5.17	H23.6.15	(株)〇〇〇から申請があり, 平成17年3月31日付で許可となった林地開発許可申請書類一式	一部開示	環境林務部 森林整備課	7条1号, 2号, 4号
119	H23.5.18	H23.5.27	平成18年度から22年度までの労働委員会各委員の勤務状況が時間単位で分かる資料	不開示	労働委員会 労働委員会事務局総務課	文書不存在
120	H23.5.18	H23.6.8	平成18年度から22年度までの収容委員会各委員の勤務状況が時間単位で分かる資料	不開示	収用委員会	文書不存在
121	H23.5.18	H23.6.8	平成18年度から22年度までの収用委員会議事録	一部開示	収用委員会	7条1号, 2号
122	H23.5.18	H23.6.17	平成18年度から平成22年度までの選挙管理委員会の各委員の勤務状況が時間単位で分かる資料及び各委員が出席した各会議の議事録	一部開示	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局	文書不存在
123	H23.5.19	H23.5.25	平成23年4月1日から平成23年4月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
124	H23.5.19	H23.5.25	平成23年4月1日から平成23年4月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した受理した「法人設立申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
125	H23.5.19	H23.5.27	平成23年4月1日から平成23年4月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
126	H23.5.19	H23.6.3	平成23年4月1日から平成23年4月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
127	H23.5.19	H23.6.6	平成23年4月1日から平成23年4月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
128	H23.5.19	H23.6.8	平成23年4月1日から平成23年4月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
129	H23.5.19	H23.6.13	平成23年4月1日から平成23年4月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	不開示	熊毛支庁 総務企画部県税課	文書不存在
130	H23.5.23	H23.5.24	平成21年度, 平成22年度に提出されている以下の医療法人の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書, 監事監査報告書(平成20, 21年度分) ・医療法人〇〇〇	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 4号
131	H23.5.23	H23.5.27	営業所所在地として鹿児島県鹿屋市〇〇〇に登録のある食品衛生法に基づく要許可台帳一覧表	開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	
132	H23.5.23	H23.5.31	社会福祉法人〇〇〇の 1 財産目録 2 貸借対照表 3 事業活動収支計算書 4 資金収支計算書 (平成19年度~21年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
133	H23.5.23	H23.6.3	高度管理医療機器等販売業貸貸業許可業者一覧 氏名・営業所の名称・所在地・有効期間・許可番号	開示	保健福祉部 薬務課	
134	H23.5.23	H23.6.15	建設業許可業者名簿(平成23年3月末現在, 50音順)	開示	土木部 監理課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
135	H23.5.24	H23.5.27	株式会社〇〇〇に係る貸金業法第10条第1項の規定に基づく平成22年6月22日付け廃業等届出書	一部開示	総務部 県民生活局生活・文化課	7条2号, 4号
136	H23.5.24	H23.6.7	県単道路整備(交付金)工事(合併(宮都大橋7工区)及び(山崎橋1工区)の工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
137	H23.5.24	H23.6.7	道路改築工事(泊野道路22-2工区)の工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
138	H23.5.25	H23.5.26	平成19年度鹿児島県公立学校教員選考試験, 平成20年度鹿児島県公立学校教員選考試験, 平成21年度鹿児島県公立学校教員選考試験, 平成22年度公立学校教員選考試験, 平成23年度公立学校教員選考試験に係る教職教養試験問題及び解答, 教科専門試験(高校商業)問題及び解答, 面接試験質問例, 評価の観点等	取下げ	教育委員会 教育庁教職員課	
139	H23.5.25	H23.6.24	株式会社〇〇〇が建設中のゴルフ場において土地利用対策要綱事務処理要領の第8条に規定された平成7年9月4日発生の人身事故の事故報告書	一部開示	企画部 地域政策課	旧8条2号, 3号, 4号
140	H23.5.25	H23.6.24	株式会社〇〇〇が建設中のゴルフ場において土地利用対策要綱事務処理要領の第8条に規定された平成7年9月4日発生の人身事故の事故報告書以外の全ての事故報告書及び県の指導文書	不開示	企画部 地域政策課	文書不存在
141	H23.5.25	H23.6.24	株式会社〇〇〇が建設中のゴルフ場の土地利用変更協議書及び土地利用変更承認書	一部開示	企画部 地域政策課	旧8条2号, 3号, 4号
142	H23.5.25	H23.6.24	株式会社〇〇〇が建設中のゴルフ場において土地利用対策要綱事務処理要領の第8条に規定された平成7年9月4日発生の人身事故の県の指導文書	不開示	企画部 地域政策課	文書不存在
143	H23.5.27	H23.6.21	下記工事の設計図書(設計概要, 本工事費内訳表, 施工内訳表, 参考資料) ・垂水港港湾整備交付金工事(1工区)	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
144	H23.5.30	H23.6.6	①〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書(平成23年3月18日受付)一式のうち, 大規模小売店舗届出書及び図面資料(2)(周辺見取図), (5)(全体配置図) ②〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書(平成23年4月11日受付)一式のうち, 大規模小売店舗届出書及び図面資料(2)(周辺見取図), 3(平面図兼配置図), 7(案内経路図) ③〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書(平成23年4月15日受付)一式のうち, 大規模小売店舗届出書及び図面資料(2)(周辺見取図), (3)(付近見取図), (5)(全体配置図)	開示	商工労働水産部 商工政策課	
145	H23.5.30	H23.6.24	①第28回全国都市緑化フェア実行委員会設立会議及び第1回総会会議録及びその会議資料 ②第28回全国都市緑化フェア実行委員会第2回総会会議録及びその会議資料 ③第28回全国都市緑化フェア実行委員会第3回総会会議録及びその会議資料	開示	土木部 都市計画課	
146	H23.5.31	H23.6.2	平成18年度医療監視委員会議会議次第, 平成18年度医療監視委員会議資料2「昨年度の立入検査結果資料」	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
147	H23.5.31	H23.6.7	平成22年度復旧治山事業(花子地内)当初設計書の工事費内訳書	開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
148	H23.5.31	H23.6.15	鹿第1-7号県単道路整備(舗装補修)工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
149	H23.5.31	H23.6.22	鹿児島県南薩地域振興局発注, 第2号県単道路整備(改良)工事(H22秋目峠工区)の, 工事費内訳書(本工事内訳書), 内訳書や単価表などを含む, 金額入り設計書一式。	一部開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
150	H23.5.31	H23.6.23	道路改築工事(泊野道路22-5工区)の本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
151	H23.5.31	H23.6.24	①第28回全国都市緑化かごしまフェアのバス運行等業務委託に係る単価設定及び契約相手先に関する資料 ②バス協会等との協議経過に関する資料	開示	土木部 都市計画課	
152	H23.5.31	H23.6.24	平成23年4月執行の県議会議員選挙でポスターの公費負担支出がわかる文書の写し(対象者:74名)	一部開示	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
153	H23.5.31	H23.7.21	昨年5月1日, 水俣病被害者救済特別措置法が施行されました。同時期, 7月31日までの3ヶ月間に限り, 新保険手帳への申請も可能とされていますが, 鹿児島県におかれてはどのように処理されたのか, その経緯を示す一切の資料の開示	開示	環境林務部 環境林務課	
154	H23.6.1	H23.6.6	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他(固定のみ))の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年5月1日から平成23年5月31日までに新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
155	H23.6.1	H23.6.10	財団法人〇〇〇の移行認定申請書一式 (移行認定申請書〜別紙3別表Gまで)	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号

整理番号	請求受付年 月 日	決定日 年 月 日	公文書 の 名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
156	H23.6.2	H23.6.6	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他), 菓子製造業, 魚介類販売業, 魚肉わり製品製造業, 缶詰または瓶詰食品製造業, 乳類販売業, 食肉販売業, みそ製造業, ソース類製造業, そうざい製造業, 清涼飲料水製造業(全て固定のみ)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年5月1日から平成23年5月31日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
157	H23.6.2	H23.6.6	食品衛生法に基づくアイスクリーム類製造業, 乳製品製造業, あん類製造業, 食肉製品製造業, 乳酸菌飲料製造業, 食用油脂製造業, マーガリン又はショートニング製造業, 醤油製造業, めん類製造業, 酒類製造業, 納豆製造業, 添加物製造業, 氷雪製造業, 氷雪販売業の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年5月1日～平成23年5月31日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
158	H23.6.2	H23.6.8	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から22年度分までの (1)貸借対照表 (2)財産目録 (3)事業活動収支計算書 (4)事業報告書 ※(1)・(3)については, 平成22年度分のみ	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
159	H23.6.2	H23.6.30	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から22年度分までの (1)貸借対照表 (2)財産目録 (3)事業活動収支計算書 (4)事業報告書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
160	H23.6.2	H23.6.30	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から22年度分までの (1)貸借対照表 (2)財産目録 (3)事業活動収支計算書 (4)事業報告書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
161	H23.6.3	H23.6.9	地方自治法第260条第1項及び第2項の規定に基づく告示(町字区域の変更, 新設, 廃止)のうち, 県事務処理の特例に関する条例別表中「総務部1地方自治法に基づく事務」に掲げられた各市町村の告示, 届出書類。 (権限移譲受入市町村の告示した旨の報告書類) 平成23年2月1日～平成23年5月31日届出分	開示	総務部 市町村課	
162	H23.6.3	H23.6.17	平成22年度 大隅地域振興局農村整備課 県営特殊農地保全整備事業辺田地区線21-3工区の金額入り設計書(当初)	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号
163	H23.6.3	H23.6.17	平成22年度 大隅地域振興局農村整備課 県営シラス対策事業鹿屋3期地区線21-10工区の金額入り設計書(当初)	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号
164	H23.6.3	H23.6.20	畑地帯総合整備事業(担い手育成型) 第四曾於南部地区22-1工区 の当初積算書	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター	7条1号, 2号
165	H23.6.6	H23.7.5	平成23年6月6日現在で鹿児島県が保有する, 決算期が平成20年3月31日以降の医療法人決算届(事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書)で, 鹿児島県が所管する各医療法人ごとの最新のもの。(平成23年6月6日現在で存続している医療法人のものに限る。)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
166	H23.6.7	H23.6.10	公益社団法人〇〇〇の移行認定申請書(移行認定申請書～別紙3別表Gまで)	一部開示	農政部 経営技術課	7条1号
167	H23.6.7	H23.6.13	施工実績調書(橋梁補修) 施工実績調書(トンネル補修) 施工実績調書(橋梁塗装)	開示	土木部 道路維持課	
168	H23.6.7	H23.7.7	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年6月1日から平成23年6月30日までに, 新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
169	H23.6.9	H23.6.15	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他[固定のみ])の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年6月1日から平成23年6月10日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
170	H23.6.9	H23.6.23	下記工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 工種明細表, 施工内訳表 ・22急傾斜地崩壊対策工事(日枝ヶ迫1地区) ・22急傾斜地崩壊対策工事(松之口4地区) ・22急傾斜地崩壊対策工事(小野地区) ・22急傾斜地崩壊対策工事(中迫地区) ・22急傾斜地崩壊対策工事(田上10地区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
171	H23.6.9	H23.6.23	下記工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 工種明細表, 施工内訳表 ・22河川総合開発工事(貯水池内掘削2工区) ・22急傾斜地崩壊対策工事(田中宇都1地区) ・県単道路整備(交付金)工事(湯屋22-1工区) ・22総合流域防災(急傾斜)工事(常盤7地区) ・22河川総合開発工事(貯水池内掘削6工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
172	H23.6.10	H23.6.21	建築確認番号第〇〇〇号及び第〇〇〇号の「建築計画概要書」の第一面から第三面及び「建築基準法合による処分等の概要書」	開示	土木部 建築課	
173	H23.6.10	H23.7.8	・森林計画書 西之表市(馬毛島) A3サイズ ・馬毛島の森林開発許可地において, 平成22年4月以降に県が現地調査した報告書	開示	熊毛支庁 農林水産部林務水産課	
174	H23.6.13	H23.6.20	県営千本付団地に係るボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」	不開示	土木部 建築課	文書不存在
175	H23.6.13	H23.6.23	(1) 志布志保健所長が送付した平成17年11月11日付け志保第136号「平成17年 医療施設静態調査について(送付)」の文書 (2) 保健医療福祉課 企画調整係長が照会した平成18年6月6日付けの事務連絡「平成17年 医療施設静態調査について(照会)」の文書 (3) 志布志保健所 次長兼総務課長が回答した平成18年6月20日付け「平成17年度医療施設静態調査について(回答)」の文書	一部開示	人事委員会 人事委員会事務局職員課	文書不存在
176	H23.6.14	H23.6.20	社会福祉法人〇〇〇に係る平成21年度及び平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
177	H23.6.14	H23.6.21	平成17年「厚生労働省医療施設静態調査」関連文書	不開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部志布志支所	文書不存在
178	H23.6.14	H23.7.5	学校法人〇〇〇の平成21年度の計算書類(貸借対照表, 資金収支計算書, 資金収支内訳表)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
179	H23.6.15	H23.6.23	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの 1 財産目録 2 貸借対照表 3 事業活動収支計算書 4 資金収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号, 4号
180	H23.6.15	H23.7.7	株式会社〇〇〇から提出のあった鹿屋市吾平町に設置予定の産業廃棄物処理施設設置等事前協議書	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号
181	H23.6.16	H23.7.7	社会福祉法人〇〇〇の貸借対照表(23/3月期のみ) 財産目録(直近3期分), 事業活動収支計算書(23/3月期のみ) 事業概況書(事業報告書)(直近3期分)	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 2号
182	H23.6.17	H23.6.21	平成23年5月1日から平成23年5月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
183	H23.6.17	H23.6.22	中山間地域総合整備事業(一般型)沖永良部地区(上城換地区)境界変更図(整備前)	開示	総務部 市町村課	
184	H23.6.17	H23.6.22	平成23年5月1日から平成23年5月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
185	H23.6.17	H23.6.29	平成23年5月1日から平成23年5月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
186	H23.6.17	H23.6.29	平成23年5月1日から平成23年5月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画課県税課	7条2号, 4号
187	H23.6.17	H23.6.29	県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区)及び県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区)の工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
188	H23.6.17	H23.6.29	道路改築工事(泊野道路22-2工区)の工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
189	H23.6.17	H23.6.29	県単道路整備(交付金)工事(大畑5工区) 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	大島支庁 瀬戸内事務所	7条6号
190	H23.6.17	H23.6.30	平成23年5月1日から平成23年5月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部課税課	7条2号, 4号
191	H23.6.17	H23.7.6	平成21年度～平成23年度の鹿児島県公立学校教員選考試験問題及び解答のうち, 次に記す教科等 教職教養, 作文(船舶職員), 栄養教諭, 中学校・高等学校理科, 中学校・高等学校数学, 中学校技術, 高等学校工業(機械, 電気・情報)	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
192	H23.6.17	H23.7.12	平成23年5月1日から平成23年5月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
193	H23.6.17	H23.7.13	平成22年度工事 葛和漁港広域漁港(一般)整備工事(4工区)に係る, 設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表, 登録単価一覧表, 機材集計表, 工事費構成表, 見積単価比較及び採用単価, 葛和漁港広域漁港(一般)整備事業計画平面図, 特記仕様書	一部開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	7条2号, 6号



整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
194	H23.6.17	H23.7.14	県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区)及び(宮都大橋7工区)の工事費総括表, 工事費内訳表, 施工内表	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
195	H23.6.17	H23.7.14	道路改築工事(泊野道路22-2工区)の工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
196	H23.6.20	H23.7.12	学校法人〇〇〇から提出された平成22年度の貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
197	H23.6.20	H23.7.12	学校法人〇〇〇から提出された平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号, 文書不存在
198	H23.6.20	H23.7.12	平成23年5月1日から平成23年5月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
199	H23.6.21	H23.6.22	鹿屋保健所管内の飲食店営業の要許可台帳一覧表	開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	
200	H23.6.21	H23.6.28	受付日 平成22年5月7日 確認日 平成22年5月17日 第〇〇〇号の建築計画概要書一式	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
201	H23.6.21	H23.7.8	馬毛島における林地開発許可状況 馬毛島における林地開発事業計画書-1 馬毛島における林地開発の施工状況報告書 馬毛島における林地開発許可申請書に添付されている区域図	一部開示	熊毛支庁 農林水産部林務水産課	7条1号
202	H23.6.21	H23.7.12	学校法人〇〇〇から提出された平成21年度及び平成22年度の資金収支計算書(内訳表含む), 消費収支計算書(内訳表含む), 貸借対照表(明細表含む)	不開示	総務部 学事法制課	文書不存在
203	H23.6.21	H23.7.13	学校法人〇〇〇 〇〇〇〇高等学校の 平成22年度に係る③私学助成金の適用内容及び④学校要覧 平成23年度に係る①教員免許 平成22年度, 平成23年度に係る②職員定数	一部開示	総務部 学事法制課	7条1号, 2号, 文書不存在
204	H23.6.22	H23.7.4	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他〔固定のみ〕)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし平成23年6月13日～平成23年6月24日までに新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
205	H23.6.24	H23.7.19	県単砂防(施設整備)工事(瀬貫谷工区) ①設計概要, ②事業費総括表, ③工事設計書, ④工事費総括表, ⑤本工事費内訳書	一部開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
206	H23.6.27	H23.6.28	・平成22年度公共事業設計単価表の一部	開示	土木部 監理課	
207	H23.6.28	H23.7.4	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度, 平成22年度の貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 4号
208	H23.6.28	H23.7.4	加世田保健所管内の喫茶店営業(自動販売機)と乳類販売業(自動販売機)の許可台帳の一覧表	開示	南薩地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	
209	H23.6.29	H23.7.5	指宿保健所管内の喫茶店営業(自動販売機)と乳類販売業(自動販売機)の許可台帳の一覧表	開示	南薩地域振興局 保健福祉環境部指宿支所	
210	H23.6.29	H23.7.15	建築計画概要書 所在地 薩摩川内市永利字〇〇〇 薩摩川内市永利字〇〇〇 家屋番号 〇〇〇 所在地 薩摩川内市永利字〇〇〇 薩摩川内市永利字〇〇〇 家屋番号 〇〇〇	不開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	文書不存在
211	H23.6.29	H23.7.22	平成20年4月～平成23年5月末までの鹿児島県警察職員に対する懲戒処分台帳及び訓戒処分台帳	一部開示	警察本部長 警察本部警務部監察課	7条1号
212	H23.6.30	H23.7.6	地方特定道路整備工事(皆田23-1工区)に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
213	H23.6.30	H23.7.7	社会福祉法人〇〇〇の貸借対照表(23/3月), 財産目録(直近3期分), 事業活動収支計算書(23/3月), 事業概況書(事業報告書:直近3期分)	開示	保健福祉部 障害福祉課	
214	H23.6.30	H23.7.14	社団法人〇〇〇におけるH20, H21, H22年度の決算報告書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号
215	H23.6.30	H23.7.26	県営かんがい排水事業(一般型)日吉地区繰22-7工区工事設計書	一部開示	農政部 農地整備課	7条2号, 6号
216	H23.6.30	H23.7.29	社団法人〇〇〇におけるH20, H21, H22年度の事業報告書, 事業計画書及び収支予算書, 財産目録, 社員の異動状況	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号
217	H23.7.1	H23.7.1	平成22年度政務調査費に係る収支報告書及び事業実績報告書(全会派分)	開示	議会 議会事務局総務課	
218	H23.7.1	H23.7.4	自由民主党鹿児島県議会議員団, 県民連合, 公明党鹿児島県議団, 日本共産党県議団, 無所属山口修, 無所属上野新作, 無所属中重真一, 無所属園田豊の平成22年度政務調査費に係る収支報告書, 事業実績報告書及び支出に係る領収書その他の証拠書類の写	一部開示	議会 議会事務局総務課	7条1号, 2号, 4号
219	H23.7.1	H23.7.5	(社福)〇〇〇の平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 子ども福祉課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
220	H23.7.1	H23.7.5	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の 1 貸借対照表 2 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 子ども福祉課	7条1号, 2号, 4号
221	H23.7.1	H23.7.5	次の医療法人の直近2会計年度分の事業報告書, 貸借対照表及び 損益計算書 ・医療法人〇〇〇 (平成20年8月1日～平成21年7月31日分及び平成21年8月1日～平成 22年7月31日分) ・医療法人〇〇〇 (平成20年8月1日～平成21年7月31日分及び平成21年8月1日～平成 22年7月31日分)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
222	H23.7.1	H23.7.6	財団法人〇〇〇の平成20年度及び平成22年度の①貸借対照表, ② 正味財産増減計算書	開示	教育委員会 教育庁総務福利課	
223	H23.7.1	H23.7.6	財団法人〇〇〇の平成20年度から平成22年度までの①貸借対照 表, ②正味財産増減計算書	開示	教育委員会 教育庁総務福利課	
224	H23.7.1	H23.7.7	(社)〇〇〇の平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味 財産増減計算書	開示	保健福祉部 業務課	
225	H23.7.1	H23.7.7	食品衛生法に基づく, 喫茶店営業(自動販売機のみ)の要許可台帳 一覧表。 ただし, 出水保健所, 大口保健所, 志布志保健所, 鹿屋保健所, 名 瀬保健所の管轄内に限る。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
226	H23.7.1	H23.7.8	水質汚染防止法に基づく特定事業場一覧表 事業場名, 所在地名, 日平均排水量, 処理方式 (平成22年3月31日現在)	開示	環境林務部 環境保全課	
227	H23.7.1	H23.7.12	(財)〇〇〇の会計書類 (平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算 書)	開示	総務部 市町村課	
228	H23.7.1	H23.7.19	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計 算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
229	H23.7.1	H23.7.19	8学校法人の平成20年度から22年度までの貸借対照表, 消費収支計 算書及び学校法人〇〇〇の平成19年度から22年度までの貸借対照 表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画 課	7条2号
230	H23.7.1	H23.7.19	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度(平成22年4月から平成23年3月 まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画 課	7条2号
231	H23.7.1	H23.7.19	(社福)〇〇〇 平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書 (社福)〇〇〇外1法人 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 事業活動収支計 算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画 課	7条1号, 2号, 4号
232	H23.7.1	H23.7.19	社会福祉法人〇〇〇 平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書 社会福祉法人〇〇〇外1法人 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 事業活動収支計 算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画 課	7条2号, 4号
233	H23.7.1	H23.7.19	社会福祉法人〇〇〇外5法人 平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書 社会福祉法人〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 事業活動収支計 算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画 課	7条1号, 4号
234	H23.7.1	H23.7.19	社会福祉法人〇〇〇外11法人 平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書 社会福祉法人〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 事業活動収支計 算書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画 課	
235	H23.7.1	H23.7.20	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計 算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
236	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成22年度 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 障害福祉課	
237	H23.7.1	H23.7.20	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度から平成22年度までの貸借対照 表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
238	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 障害福祉課	
239	H23.7.1	H23.7.20	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から平成22年度までの貸借対照 表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
240	H23.7.1	H23.7.20	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計 算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
241	H23.7.1	H23.7.20	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計 算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
242	H23.7.1	H23.7.20	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
243	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
244	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
245	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
246	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成21年度から平成22年度までの 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
247	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成21年度から平成22年度までの 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
248	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成22年度 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
249	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
250	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成20年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書 および平成21年 度と平成22年度の事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
251	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成21年度から平成22年度までの 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
252	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成22年度 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
253	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成22年度 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
254	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
255	H23.7.1	H23.7.20	(社福)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
256	H23.7.1	H23.7.20	(学)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 資金収支計算書	取下げ	総務部 学事法制課	
257	H23.7.1	H23.7.20	(学)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	取下げ	総務部 学事法制課	
258	H23.7.1	H23.7.20	(学)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	取下げ	総務部 学事法制課	
259	H23.7.1	H23.7.20	(学)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	取下げ	総務部 学事法制課	
260	H23.7.1	H23.7.20	(学)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	取下げ	総務部 学事法制課	
261	H23.7.1	H23.7.20	(学)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	取下げ	総務部 学事法制課	
262	H23.7.1	H23.7.20	(学)〇〇〇 平成19年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	取下げ	総務部 学事法制課	
263	H23.7.1	H23.7.20	(学)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	取下げ	総務部 学事法制課	
264	H23.7.1	H23.7.20	(学)〇〇〇 平成22年度 貸借対照表, 消費収支計算書	取下げ	総務部 学事法制課	
265	H23.7.1	H23.7.20	(社団)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算 書	取下げ	保健福祉部 保健医療福祉課	
266	H23.7.1	H23.7.20	(財)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算 書	取下げ	保健福祉部 保健医療福祉課	

整理番号	請求受付年月日	決定日年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
267	H23.7.1	H23.7.20	(社団)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書	取下げ	保健福祉部 保健医療福祉課	
268	H23.7.1	H23.7.20	(財)〇〇〇の平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書	開示	保健福祉部 生活衛生課	
269	H23.7.1	H23.7.21	(社福)〇〇〇 平成22年度 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 社会福祉課	
270	H23.7.1	H23.7.21	(社福)〇〇〇 平成22年度 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 社会福祉課	
271	H23.7.1	H23.7.21	(社福)〇〇〇 平成22年度 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 社会福祉課	
272	H23.7.4	H23.7.4	23年4月時点あるいはそれ以降について病院一覧(名簿)をご提供いただけますようお願いいたします。必要な項目としては、病院名称、開設者、所在地、電話番号、管理者、診療科目、病床数(介護療養病床数を含む)、救急告示、地域医療支援病院です。	取下げ	保健福祉部 保健医療福祉課	
273	H23.7.4	H23.7.12	次路線の平面図 ○伊集院蒲生溝辺線(湯屋工区) ○鶴田大口線(曾木工区) ○薩摩道路(さつま観音IC~さつま広橋IC)	開示	土木部 道路建設課	
274	H23.7.4	H23.7.14	〇〇〇に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更届出書(平成22年5月31日受付)一式	開示	商工労働水産部 商工政策課	
275	H23.7.4	H23.8.3	平成5年度指宿地区(山川町・開門町・頰娃町)において、振興山村・過疎地域経営改善資金の融資を受けるにあたり、認定実績のある農林漁業経営改善計画認定申請書及び申請関係資料	不開示	南薩地域振興局 農林水産部農政普及課	文書不存在
276	H23.7.4	H23.8.3	平成6年度指宿地区(山川町・開門町・頰娃町)において、振興山村・過疎地域経営改善資金の融資を受けるにあたり、認定実績のある農林漁業経営改善計画認定申請書及び申請関係資料	一部開示	南薩地域振興局 農林水産部農政普及課	7条1号, 2号, 4号
277	H23.7.5	H23.7.6	確認日 平成16年12月17日 確認番号 第〇〇〇号の確認申請書(1~5面)及び添付図書一式(浄化槽審査書も含む) 検査済証交付日 平成17年5月31日 検査済番号 第〇〇〇号の完了検査申請書(1~4面)及び工事監理報告書, 添付写真全て	取下げ	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
278	H23.7.5	H23.7.8	鹿屋保健所管内の食品衛生法に基づく営業許可(喫茶店営業の内カップ式自動販売機)の許可台帳一覧	開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	
279	H23.7.5	H23.9.2	平成23年度建築工事実施設計単価書	一部開示	土木部 建築課	7条2号, 6号
280	H23.7.6	H23.7.11	社団法人〇〇〇に係る平成20年度から平成22年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書	一部開示	商工労働水産部 雇用労政課	7条2号, 4号
281	H23.7.7	H23.7.19	建築確認番号第〇〇〇号の「建築計画概要書」の第一面から第三面及び確認済証番号第〇〇〇号の「建築基準法令による処分等の概要書」	開示	土木部 建築課	
282	H23.7.8	H23.8.3	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧。 (鹿兒島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年7月1日から平成23年7月31日までに, 新規営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
283	H23.7.11	H23.7.27	道路改築工事(蘭牟田瀬戸3号トンネル)工事設計書(本工事費内訳表, 施工内訳表)(金入)	開示	北薩地域振興局 建設部甌島支所	
284	H23.7.11	H23.7.28	①道路改築工事(網野子トンネル網野子工区) ②道路改築工事(網野子トンネル役勝工区) 工事設計書(本工事費内訳表, 施工内訳表)	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
285	H23.7.11	H23.8.2	霧島市牧園町に〇〇〇株式会社が施行中の林地開発に関する林地開発許可条件及び調整池の計算書	開示	環境林務部 森林整備課	
286	H23.7.11	H23.8.2	霧島市牧園町に〇〇〇株式会社が施行中の林地開発に関する平成22年度・平成23年度の施行状況報告書及び施行地点検表, 主要防災施設工事完了届出書	一部開示	環境林務部 森林整備課	7条1号, 2号, 4号
287	H23.7.11	H23.8.5	〇〇〇(株)が霧島市牧園町に実施中の宅地開発に係る直近2年の工事進捗状況報告書	不開示	企画部 地域政策課	文書不存在
288	H23.7.12	H23.7.13	南薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年5月31日 工事名: 県単道路整備(交付金)工事(川辺道路21-34工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
289	H23.7.12	H23.7.13	南薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年5月31日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(川辺道路22-17工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
290	H23.7.12	H23.7.13	南薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年3月3日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(川辺道路22-20工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
291	H23.7.12	H23.7.13	南薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年5月26日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(川辺道路22-29工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
292	H23.7.12	H23.7.13	南薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年6月15日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(川辺道路21-19工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
293	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年5月10日 工事名:道路改築工事(泊野道路21-19工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
294	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年11月2日 工事名:道路改築工事(薩摩道路22-8工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
295	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年3月22日 工事名:道路改築工事(薩摩道路22-19工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
296	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年3月22日 工事名:道路改築工事(薩摩道路22-20工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
297	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年6月29日 工事名:道路改築工事(薩摩道路22-25工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
298	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年6月29日 工事名:道路改築工事(薩摩道路22-27工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
299	H23.7.12	H23.7.13	大島支庁 瀬戸内事務所 建設部発注工事 落札決定日 平成22年6月24日 工事名:道路改築工事(屋鈍21-3工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
300	H23.7.12	H23.7.13	大島支庁 瀬戸内事務所 建設部発注工事 落札決定日 平成23年6月23日 工事名:道路整備(交付金)工事(生勝22-2工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
301	H23.7.12	H23.7.13	大島支庁 瀬戸内事務所 建設部発注工事 落札決定日 平成23年3月17日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(大畑10工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
302	H23.7.12	H23.7.13	鹿児島地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年9月24日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(湯屋22-3工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
303	H23.7.12	H23.7.13	鹿児島地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年2月3日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(湯屋22-6工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
304	H23.7.12	H23.7.13	始良・伊佐地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年6月15日 工事名:地方特定道路整備工事(上之段23-2工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
305	H23.7.12	H23.7.13	始良・伊佐地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年2月24日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(首木3工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
306	H23.7.12	H23.7.13	熊毛支庁 建設部発注工事 落札決定日 平成23年2月2日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(伊関9工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
307	H23.7.12	H23.7.13	熊毛支庁 建設部発注工事 落札決定日 平成23年2月16日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(鳥間5工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
308	H23.7.12	H23.7.13	始良・伊佐地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年11月11日 工事名:観光かごしまサイン整備(交付金)工事(里工区外) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	商工労働水産部 観光交流局観光課	
309	H23.7.12	H23.7.13	大隅地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年12月16日 工事名:第12号県単橋梁整備(通常)工事(柳橋) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
310	H23.7.12	H23.7.13	・大隅地域振興局 農林水産部発注工事 ・落札決定日 平成23年1月13日 ・工事名:県営中山間地域総合整備事業【農山漁村交付金】大隅地区22-7工区 ・金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	農政部 農地整備課	
311	H23.7.12	H23.7.13	・大島支庁沖永良部事務所 農村整備課発注工事 ・落札決定日 平成23年2月7日 ・工事名:畑地帯総合整備事業(担い手育成型)上原地区22-5工区 ・金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	農政部 農地整備課	
312	H23.7.12	H23.7.13	・始良・伊佐地域振興局 建設部発注工事 ・落札決定日 平成23年6月15日 ・工事名:県単道路整備(交付金街路)工事(東餅田23-1工区) ・金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 都市計画課	
313	H23.7.12	H23.7.13	・始良・伊佐地域振興局 建設部発注工事 ・落札決定日 平成23年6月15日 ・工事名:県単道路整備(交付金街路)工事(東餅田23-2工区) ・金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 都市計画課	
314	H23.7.12	H23.7.13	・大隅地域振興局 建設部発注工事 ・落札決定日 平成23年6月30日 ・工事名:道路整備(交付金街路)工事(麓1工区) ・金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 都市計画課	
315	H23.7.12	H23.7.13	・鹿児島地域振興局 建設部発注工事 ・落札決定日 平成23年5月26日 ・工事名:23通常砂防工事(後の谷1工区) ・金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 砂防課	
316	H23.7.12	H23.7.13	・鹿児島地域振興局 建設部発注工事 ・落札決定日 平成23年2月24日 ・工事名:22県単急傾斜施設等整備工事(玉里3地区) ・金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 砂防課	
317	H23.7.12	H23.7.13	・始良・伊佐地域振興局 建設部発注工事 ・落札決定日 平成23年3月23日 ・工事名:災害関連緊急砂防工事(大窪谷(2)2工区) ・金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 砂防課	
318	H23.7.12	H23.7.13	始良・伊佐地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年3月16日 工事名:災害関連緊急急傾斜地崩壊対策工事(湯之迫2工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 砂防課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
319	H23.7.12	H23.7.13	始良・伊佐地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年3月2日 工事名:地すべり対策工事(南園3工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 砂防課	
320	H23.7.12	H23.7.13	大隅地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年11月11日 工事名:県単急傾斜地崩壊防止施設修繕工事(仲町工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 砂防課	
321	H23.7.12	H23.7.13	大隅地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年8月19日 工事名:急傾斜地崩壊対策工事(城ヶ崎工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 砂防課	
322	H23.7.12	H23.7.13	鹿児島地域振興局 農林水産部発注工事 落札決定日 平成23年7月5日 工事名:広域営農団地農道整備事業 南薩東部3期地区22-2工区 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	農政部 農地建設課	
323	H23.7.12	H23.7.13	鹿児島地域振興局 農林水産部発注工事 落札決定日 平成22年12月20日 工事名:広域営農団地農道整備事業 南薩東部3期地区22-8工区 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	農政部 農地建設課	
324	H23.7.12	H23.7.13	南薩地域振興局 農林水産部発注工事 落札決定日 平成22年6月3日 工事名:広域営農団地農道整備事業 川辺3期地区繰21-9工区 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	農政部 農地建設課	
325	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 農林水産部発注工事 落札決定日 平成23年2月10日 工事名:基幹農道整備事業【農山漁村交付金】舟木地区22-3工区 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	農政部 農地建設課	
326	H23.7.12	H23.7.13	熊毛支庁 農林水産部発注工事 落札決定日 平成22年12月21日 工事名:基幹農道整備事業【農山漁村交付金】西部中央2期地区22-3工区 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	農政部 農地建設課	
327	H23.7.12	H23.7.13	大隅地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年11月18日 工事名:第13号県単橋梁整備(通常)工事(今西橋) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
328	H23.7.12	H23.7.13	大隅地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年2月10日 工事名:道路災害防除工事(岩川3工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
329	H23.7.12	H23.7.13	大隅地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年2月10日 工事名:道路災害防除工事(岩川2工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
330	H23.7.12	H23.7.13	大隅地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年1月13日 工事名:第8号県単交通安全施設整備工事(保全系) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
331	H23.7.12	H23.7.13	大隅地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年12月3日 工事名:道路施設点検業務委託(1工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
332	H23.7.12	H23.7.13	大島支庁 建設部発注工事 落札決定日 平成22年9月9日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(第二喜瀬橋) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
333	H23.7.12	H23.7.13	大島支庁 建設部発注工事 落札決定日 平成23年3月11日 工事名:22災665号道路災害復旧工事(2工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
334	H23.7.12	H23.7.13	南薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年11月18日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(大坂22-2工区) 金額入りの設計書(当初の閲覧設計書の範囲及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
335	H23.7.12	H23.7.13	南薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年9月9日 工事名:県単橋梁整備(通常)工事(新祇川橋工区) 金額入りの設計書(当初の閲覧設計書の範囲及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
336	H23.7.12	H23.7.13	南薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年6月16日 工事名:道路災害防除工事(鬼口2工区) 金額入りの設計書(当初の閲覧設計書の範囲及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
337	H23.7.12	H23.7.13	南薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年10月14日 工事名:道路災害防除工事(内山田22-3工区) 金額入りの設計書(当初の閲覧設計書の範囲及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
338	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年6月7日 工事名:3号県単道路整備(災害防除)工事 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
339	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年5月31日 工事名:4号県単交通安全施設整備工事(保全系) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
340	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年11月17日 工事名:1号県単道路整備(災害防除)工事 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
341	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年11月17日 工事名:道路災害防除工事(定之段2工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
342	H23.7.12	H23.7.13	始良・伊佐地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年11月11日 工事名:第2号県単橋梁整備(通常)工事(山之神橋工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
343	H23.7.12	H23.7.13	始良・伊佐地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年1月26日 工事名:第4号県単橋梁整備(通常)工事(石原橋) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
344	H23.7.12	H23.7.13	始良・伊佐地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年2月4日 工事名:県単橋梁整備(通常)工事(大浪橋外) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
345	H23.7.12	H23.7.13	熊毛支庁 建設部発注工事 落札決定日 平成22年9月17日 工事名:道路災害防除工事(永田工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
346	H23.7.12	H23.7.13	熊毛支庁 建設部発注工事 落札決定日 平成23年6月30日 工事名:第2号, 3号県単橋梁整備(通常)工事(石堂橋外)(1工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
347	H23.7.12	H23.7.13	熊毛支庁 建設部発注工事 落札決定日 平成22年9月1日 工事名:第6号県単橋梁整備(通常)工事(大川橋) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
348	H23.7.12	H23.7.13	熊毛支庁 建設部発注工事 落札決定日 平成22年11月10日 工事名:第4号県単交通安全施設整備工事(保全系) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	



整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
349	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 建設部 甌島支所発注工事 落札決定日 平成22年11月2日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(中甌工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
350	H23.7.12	H23.7.13	大島支庁 瀬戸内事務所 建設部発注工事 落札決定日 平成23年3月17日 工事名:22災第631号道路災害復旧工事(3工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
351	H23.7.12	H23.7.13	大島支庁 瀬戸内事務所 建設部発注工事 落札決定日 平成23年3月17日 工事名:22災第631号道路災害復旧工事(4工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
352	H23.7.12	H23.7.13	大島支庁 瀬戸内事務所 建設部発注工事 落札決定日 平成23年2月3日 工事名:第4号県単交通安全施設整備(保安)工事 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
353	H23.7.12	H23.7.13	大島支庁 瀬戸内事務所 建設部発注工事 落札決定日 平成23年3月18日 工事名:22災第625号道路災害復旧工事 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
354	H23.7.12	H23.7.13	大島支庁 瀬戸内事務所 建設部発注工事 落札決定日 平成23年2月17日 工事名:22災第634号道路災害復旧工事 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
355	H23.7.12	H23.7.13	鹿児島地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年6月30日 工事名:第3-2号県単交通安全施設整備(保全系)工事 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
356	H23.7.12	H23.7.13	鹿児島地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年6月16日 工事名:第2号県単道路整備(災害防除)工事 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
357	H23.7.12	H23.7.13	鹿児島地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年2月18日 工事名:鹿第2号県単道路整備(災害防除)工事 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
358	H23.7.12	H23.7.13	鹿児島地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年6月10日 工事名:鹿第2-1号県単交通安全施設整備(保全系)工事 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
359	H23.7.12	H23.7.13	鹿児島地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年6月17日 工事名:鹿第1号県単交通安全施設整備(保全系)工事 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
360	H23.7.12	H23.7.13	鹿児島地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年11月8日 工事名:22災159号道路災害復旧工事 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路維持課	
361	H23.7.12	H23.7.13	北薩地域振興局 建設部発注工事 ・落札決定日 平成22年7月1日 ・工事名:地域の魅力活性化工事 ・金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	北薩地域振興局 建設部甌島支所	
362	H23.7.12	H23.7.13	鹿児島地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年1月21日 工事名:22河川総合開発工事(貯水池内掘削9工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 河川課	
363	H23.7.12	H23.7.13	大隅地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成23年2月3日 工事名:総合流域防災(河川)工事(塩入川3工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 河川課	

整理番号	請求受付年月日	決定期日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
364	H23.7.12	H23.7.20	大隅地域振興局 建設部発注工事 落札決定日 平成22年7月15日 工事名:県単道路整備(交付金)工事(牛根3・1工区) 金額入りの設計書(事業費総括表及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書)	取下げ	土木部 道路建設課	
365	H23.7.12	H23.7.20	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン等, 旅館, その他〔固定のみ〕の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成23年4月1日から平成23年6月30日までに新規に許可を取得しているもの	開示	保健福祉部 生活衛生課	
366	H23.7.12	H23.7.20	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他〔固定のみ〕の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし平成23年6月27日から平成23年7月8日までに新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
367	H23.7.12	H23.8.1	財団法人〇〇〇の公益法人移行認定申請書関係一式	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
368	H23.7.12	H23.8.10	寄附申込書 肥薩おれんじ鉄道経営安定基金への申込書	一部開示	総務部 学事法制課	7条1号, 2号, 4号
369	H23.7.13	H23.7.15	宗教法人〇〇〇の平成20年度～平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書, 収支計算書	不開示	総務部 学事法制課	7条2号, 存否応答拒否
370	H23.7.13	H23.7.21	鹿屋市〇〇〇所在(株)〇〇〇(県知事免許〇〇〇号)に掛かる, 宅地建物取引業法第3条第2項に基づく免許申請時に提出された申請書, 同添付書類及び当該業者情報に関する情報について記載のあるもの	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
371	H23.7.14	H23.7.15	宗教法人〇〇〇平成20年度～平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書, 収支計算書	不開示	総務部 学事法制課	7条2号, 存否応答拒否
372	H23.7.14	H23.8.10	①〇〇〇氏の情報を, 〇〇〇神社への合祀に先立ち, 同神社に提供した経緯がわかる文書(例えば神社などからの要請書, 関係先への照会・回答, 庁内での起案・決裁, 神社への書面の交付・閲覧許可の連絡など) ②当該故人の合祀が終了したことを同神社から伝えてきた文書 ③②の文書を受け取ったことを記した文書 ④戦没者に関する情報を同神社に提供する際の一般的な手順を定めた文書(①の当時有効だったもの) ⑤④の文書のその後の改廃経過がわかる文書 ⑥⑤の改廃の理由がわかる文書	不開示	保健福祉部 社会福祉課	文書不存在
373	H23.7.15	H23.7.25	財団法人〇〇〇の移行認定申請書及び添付書類一式	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号
374	H23.7.15	H23.7.27	平成23年度県営湛水防除事業【農山漁村交付金】限之城地区22-4工区積算書(当初)	一部開示	北薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号, 6号
375	H23.7.15	H23.8.2	社会福祉法人〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの財産目録 貸借対照表, 事業活動収支計算書, 資金収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
376	H23.7.19	H23.7.19	社団法人〇〇〇 平成22年度 貸借対照表, 正味財産増減計算書	取下げ	農政部 畜産課	
377	H23.7.19	H23.7.20	社会福祉法人〇〇〇 平成22年度 貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
378	H23.7.19	H23.7.20	学校法人〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	取下げ	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
379	H23.7.19	H23.7.20	学校法人〇〇〇 平成22年度 貸借対照表, 消費収支計算書	取下げ	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
380	H23.7.19	H23.7.20	社会福祉法人〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
381	H23.7.19	H23.7.27	平成22年度県営湛水防除事業 限之城地区22-2工区積算書(当初)	一部開示	北薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号
382	H23.7.19	H23.7.27	平成22年度県営湛水防除事業【農山漁村交付金】限之城地区22-4工区積算書(当初)	一部開示	北薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号, 6号
383	H23.7.20	H23.7.26	社団法人〇〇〇に係る平成20年度から平成22年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書	一部開示	商工労働水産部 雇用労政課	7条2号, 4号
384	H23.7.20	H23.7.27	(財)〇〇〇の会計書類 (平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書)	開示	総務部 市町村課	
385	H23.7.20	H23.8.1	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
386	H23.7.20	H23.8.1	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
387	H23.7.20	H23.8.1	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 4号
388	H23.7.20	H23.8.1	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
389	H23.7.20	H23.8.1	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
390	H23.7.20	H23.8.1	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度から平成22年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
391	H23.7.20	H23.8.1	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
392	H23.7.20	H23.8.1	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 文書不存在
393	H23.7.20	H23.8.1	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
394	H23.7.20	H23.8.2	(社)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対表, 正味財産増減計画書	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
395	H23.7.20	H23.8.2	(社)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
396	H23.7.20	H23.8.2	(財)〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
397	H23.7.20	H23.8.2	(財)〇〇〇の平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書	開示	保健福祉部 生活衛生課	
398	H23.7.20	H23.8.9	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度(平成22年4月から平成23年3月まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
399	H23.7.20	H23.8.9	(学)〇〇〇外8法人 平成20年度から平成22年度までの消費収支計算書, 貸借対照表 (学)〇〇〇 平成19年度から平成22年度までの消費収支計算書, 貸借対照表 (学)〇〇〇 平成22年度の消費収支計算書, 貸借対照表	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
400	H23.7.20	H23.8.9	社会福祉法人〇〇〇外13法人 平成22年度 貸借対照表, 事業活動収支計算書 社会福祉法人〇〇〇 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
401	H23.7.20	H23.8.9	社会福祉法人〇〇〇外5法人 平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書 (社福)〇〇〇外1法人 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 4号
402	H23.7.20	H23.8.9	社会福祉法人〇〇〇 平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書 社会福祉法人〇〇〇外1法人 平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
403	H23.7.20	H23.8.9	社会福祉法人〇〇〇外1法人 平成22年度貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
404	H23.7.20	H23.8.15	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から22年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
405	H23.7.20	H23.8.15	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から22年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号, 4号
406	H23.7.20	H23.8.15	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から22年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
407	H23.7.20	H23.8.15	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度から22年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
408	H23.7.20	H23.8.15	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度から22年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
409	H23.7.20	H23.8.15	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
410	H23.7.20	H23.8.15	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から22年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
411	H23.7.20	H23.8.15	道路整備(交付金)工事(合併)(宮之城橋1工区)の工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
412	H23.7.20	H23.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から平成22年度の貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
413	H23.7.20	H23.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
414	H23.7.20	H23.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
415	H23.7.20	H23.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度から平成22年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
416	H23.7.20	H23.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書及び平成21年度と平成22年度の事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
417	H23.7.20	H23.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から平成22年度の貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
418	H23.7.20	H23.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
419	H23.7.20	H23.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から平成22年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
420	H23.7.21	H23.7.27	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の 1 貸借対照表 2 収支計算書	開示	保健福祉部 社会福祉課	
421	H23.7.21	H23.7.27	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の 1 貸借対照表 2 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 社会福祉課	
422	H23.7.21	H23.7.27	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の 1 貸借対照表 2 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
423	H23.7.21	H23.8.1	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
424	H23.7.21	H23.8.3	公益財団法人〇〇〇平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書	開示	土木部 都市計画課	
425	H23.7.21	H23.8.9	薩摩川内市の3自治会(川永野, 百次大原野, 木場茶屋)への自治会活動等支援金の支出を証明する文書	不開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	文書不存在
426	H23.7.21	H23.8.11	公益財団法人〇〇〇 公益移行認定申請書 一式(添付書類を含む。)	一部開示	教育委員会 教育庁総務福利課	7条1号, 2号, 4号
427	H23.7.21	H23.8.11	学校法人〇〇〇から提出された平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
428	H23.7.21	H23.8.11	学校法人〇〇〇から提出された平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号, 4号
429	H23.7.21	H23.8.11	学校法人〇〇〇から提出された平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
430	H23.7.21	H23.8.11	学校法人〇〇〇から提出された平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号, 4号
431	H23.7.21	H23.8.11	学校法人〇〇〇から提出された平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
432	H23.7.21	H23.8.11	学校法人〇〇〇から提出された平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
433	H23.7.21	H23.8.11	学校法人〇〇〇から提出された平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
434	H23.7.21	H23.8.11	学校法人〇〇〇から提出された平成19年度から平成22年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
435	H23.7.21	H23.8.11	学校法人〇〇〇から提出された平成22年度の貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
436	H23.7.22	H23.7.25	宗教法人〇〇〇の平成20年度～平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書, 収支計算書	不開示	総務部 学事法制課	7条2号, 存否応答拒否
437	H23.7.22	H23.7.27	平成22年度県営湛水防除事業【農山漁村交付金】隈之城地区22-4工区積算書(当初)	一部開示	北薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号, 6号
438	H23.7.22	H23.7.27	有限会社〇〇〇の開発行為許可申請書(平成23年4月26日受付 現在審査中)における「開発行為施行同意書(第9号様式)」に係る当該同意書についての取り下げ申請書	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 4号
439	H23.7.22	H23.8.3	畑地帯総合整備事業(担い手育成型)【農山漁村交付金】金峰地区22-2工区の当初設計書	一部開示	南薩地域振興局 農林水産部農村整備課	7条2号
440	H23.7.22	H23.8.3	食品衛生法に基づく飲食店営業(旅館)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成23年7月11日から平成23年7月22日までに新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
441	H23.7.22	H23.8.3	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, その他〔固定のみ〕)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年7月11日から平成23年7月22日までに新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
442	H23.7.22	H23.8.10	財団法人〇〇〇 (現 公益財団法人〇〇〇) の移行認定申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	教育委員会 教育庁総務福利課	7条1号, 2号, 4号
443	H23.7.22	H23.8.11	財団法人〇〇〇が, 公益財団法人〇〇〇となるために提出した移行認定申請書及び添付書類一式	一部開示	教育委員会 教育庁総務福利課	7条1号, 2号, 4号
444	H23.7.22	H23.8.15	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
445	H23.7.25	H23.8.23	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度, 20年度及び22年度の貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
446	H23.7.25	H23.8.23	鹿屋市〇〇〇所在(有)〇〇〇(県知事免許(〇)〇〇〇号)に掛かる, 宅地建物取引業法第3条2項に基づく免許申請時に提出された申請書, 同添付書類及び当該業者情報に関する情報について, 同業者が虚偽記載を行った部分で, 行政指導の後, 訂正が行われた箇所の記載のあるもの	不開示	土木部 建築課	7条2号, 存否応答拒否
447	H23.7.26	H23.8.2	社会福祉法人〇〇〇の貸借対照表, 財産目録(平成22年度)及び収支計算書(平成20~22年度)	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 2号, 4号
448	H23.7.26	H23.8.10	ポリ塩化ビフェニール(PCB)廃棄物を保管する事業者が提出したPCB廃棄物保管状況等届出書の平成21年度集計	開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	
449	H23.7.26	H23.8.15	道路改築工事(泊野道路22-2工区)の工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
450	H23.7.26	H23.8.15	県単道路整備(交付金)工事(麓2工区)の工事費総括表, 本工事費内訳表	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
451	H23.7.26	H23.8.23	株式会社〇〇〇が施工中の林地開発に関する平成23年度の林地開発施工地点検表及び施行状況報告書	一部開示	環境林務部 森林整備課	7条2号, 4号
452	H23.7.27	H23.8.2	平成23年6月1日から平成23年6月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
453	H23.7.27	H23.8.2	平成23年度6月1日から平成23年度6月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
454	H23.7.27	H23.8.5	平成23年度6月1日から平成23年6月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
455	H23.7.27	H23.8.10	平成23年6月1日から平成23年6月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
456	H23.7.27	H23.8.10	平成23年6月1日から平成23年6月30日の間に県内全県税事務所にて「法人設立申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
457	H23.7.27	H23.8.16	平成23年6月1日から平成23年6月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画課県税課	7条2号, 4号
458	H23.7.27	H23.8.17	食品衛生法の基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン, 仕出し屋・弁当屋, 旅館, その他), 菓子製造業, 乳処理業, 乳製品製造業, 集乳業, 魚介類販売業, 魚介類せり売営業, 魚肉ねり製品製造業, 食品の冷凍又は冷蔵業, 缶詰又は瓶詰食品製造業, 喫茶店営業, あん類製造業, アイスクリーム類製造業, 乳類販売業, 食用油脂製造業, みそ製造業, 醤油製造業, ソース類製造業, 酒類製造業, 豆腐製造業, 納豆製造業, めん類製造業, そうざい製造業, 添加物製造業, 清涼飲料水製造業, 氷雪製造業, 氷雪販売業(すべて固定及び仮設)の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
459	H23.7.27	H23.8.17	食品衛生法に基づく特別牛乳搾取処理業, 食品の放射線照射業, マーガリン又はショートニング製造業の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
460	H23.7.28	H23.8.22	平成23年6月1日から平成23年6月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
461	H23.7.29	H23.8.4	施工実績調査(橋梁補修) 施工実績調査(トンネル補修) 施工実績調査(橋梁塗装)	開示	土木部 道路維持課	
462	H23.8.1	H23.8.2	医療法人〇〇〇の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書及び監事監査報告書(平成21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 4号
463	H23.8.1	H23.8.23	(1)霧島市及び指宿市の旅館営業許可申請者の名前・住所・施設の名称 ・所在地・電話番号 (2)霧島市及び指宿市の飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他)の要許可台帳一覧表(ただし, 固定のみ)	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号, 4号
464	H23.8.2	H23.8.19	・宿漁港台帳平面図 ・漁港施設標準断面図(沖防波堤・東防波堤)	開示	大島支庁 農林水産部林務水産課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
465	H23.8.2	H23.8.26	平成24年度鹿児島県公立学校教員選考試験 (一次試験) 1 専門, 英語ヒアリングCD, 音楽CD	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
466	H23.8.3	H23.8.17	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他)の要 許可台帳一覧表(全て固定のみ)。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年6月1日から平成23年7月31日までに, 新規に営業 許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
467	H23.8.4	H23.8.10	平成24年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 (一次試験) 1 筆記試験問題及び解答(配点を含む。) 中高数学, 中学社会, 高校地理歴史, 高校公民, 中高理科, 中高 英語(リスニングスクリプトを含む。), 中高保健体育, 中高音楽, 中高 家庭, 特別支援教育, 養護 2 実技試験問題 中高英語, 中高美術, 高校書道, 実習助手, (農業・工業) 3 解答のみ 教職教養, 一般教養, 小学校, 中高国語	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
468	H23.8.4	H23.8.31	国道504号北薩横断道路(薩摩道路)さつま観音滝IC～(仮)さつま広 橋IC(平成23年度供用予定区間のもの)の計画平面図	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
469	H23.8.5	H23.8.5	平成22年度 御島の各公立小・中学校別, 学年別児童数, 学年別学 級数(何月のものでも構いません。)(複式学級の学年の情報を含 む。)	取下げ	教育委員会 教育庁教職員課	
470	H23.8.5	H23.8.17	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 旅館, その他[固定のみ]) の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年7月25日から平成23年8月5日までに新規に営業許 可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
471	H23.8.5	H23.8.17	食品衛生法に基づく飲食店営業(仕出し)の要許可台帳一覧表。(鹿 児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年7月25日から平成23年8月5日までに, 新規に営業 許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
472	H23.8.8	H23.8.9	社会医療法人〇〇〇の財産目録, 貸借対照表, 損益計算書(平成 21年度分及び平成22年度分), 事業報告書(平成22年度分)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
473	H23.8.8	H23.8.22	鹿児島県准看護師試験問題, 解答用紙, 解答用紙(正答を記載した もの), 総括表, 准看護師試験問題別正解率比較表, 准看護師試験 基準(平成20年度～22年度)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	文書不存在
474	H23.8.8	H23.9.2	平成22年度県営湛水防除事業【農山漁村交付金】限之城地区22- 4工区積算書(当初) 平成23年度県営湛水防除事業 限之城地区23-1工区積算書(当 初)	一部開示	北薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号, 6号
475	H23.8.8	H23.9.6	南さつま市〇〇〇(現在地番表示:南さつま市〇〇〇)「〇〇〇」及 び同市〇〇〇(現在地番表示:南さつま市〇〇〇)「〇〇〇」の浄化 槽に係わる ①浄化槽検査結果書(法第11条) ②法定検査結果一覧表(定期検査) ③浄化槽保守点検結果報告書 ④清掃業務の状況報告書 ⑤定期検査で指定検査機関が行った指導等, また, これに応じて浄 化槽管 理者が講じた措置等を明らかにする情報 ⑥①に基づき県が行った改善命令, 勧告, 指導等の文書	一部開示	土木部 都市計画課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
476	H23.8.9	H23.8.24	〇〇〇株式会社の第〇〇〇期(平成22年4月1日～平成23年3月31 日)の事業報告書の中の「第42期事業のご報告」「貸借対照表」「損 益計算書」「株主資本等変動計算書」	一部開示	企画部 企画課	7条2号
477	H23.8.9	H23.8.31	株式会社〇〇〇第〇〇〇期定時株主総会決議通知の際に提出され た貸借対照表, 損益計算書, 株主資本等変動計算書	一部開示	知事公室 広報課	7条2号
478	H23.8.9	H23.9.1	建築確認番号第〇〇〇号, 第〇〇〇号, 第〇〇〇号, 第〇〇〇号の 「建築計画概要書」の第一面から第三面及び「建築基準法による 処分等の概要書」	開示	土木部 建築課	
479	H23.8.10	H23.8.16	学校法人〇〇〇から提出された平成20年度から平成22年度までの 貸借対照表, 資金収支計算書, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
480	H23.8.10	H23.8.16	学校法人〇〇〇から提出された平成22年度の貸借対照表, 資金収 支計算書, 消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
481	H23.8.10	H23.8.17	学校法人〇〇〇の平成20年度, 平成21年度, 平成22年度の貸借対 照表, 資金収支計算書, 消費収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画 課	7条2号
482	H23.8.10	H23.8.23	社会福祉法人〇〇〇外1法人 平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画 課	
483	H23.8.10	H23.8.23	平成21年度 県営農業用河川工作物応急対策事業 東之城地区 21-2工区 当初積算書(鏡, 内訳書, 明細書, 単価表)	一部開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農村整備課	7条2号
484	H23.8.10	H23.8.25	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表及び事業活動収 支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	

整理番号	請求受付年月日	決定期日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
485	H23.8.11	H23.8.23	社会福祉法人〇〇〇 平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
486	H23.8.11	H23.8.23	社会福祉法人〇〇〇 平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
487	H23.8.11	H23.8.23	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から22年度までの 1 貸借対照表 2 財産目録 3 事業活動収支計算書 4 事業概況書(事業報告書)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
488	H23.8.11	H23.9.5	平成23年度工事 片側港整備交付金工事(2工区)に係る 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	7条6号
489	H23.8.11	H23.9.12	建築計画概要書 第〇〇〇号 H23. 7. 11 第一面～第三面	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
490	H23.8.12	H23.8.23	馬毛島の国有財産である開拓道路等(農道, 市道など)を民間に売り 払いした際の地番, 地目, 面積, 地図(島内での位置がわかるもの) 平成11年の国の受託業務資料	一部開示	農政部 農村振興課	旧8条3号, 4号
491	H23.8.16	H23.8.25	住民基本台帳ネットワークシステム用機器の借入に係る入札説明 書, 入札執行調書, 貸借契約書(平成13年12月11日執行分及び 平成19年11月16日執行分)	一部開示	総務部 市町村課	7条1号, 2号, 4号
492	H23.8.17	H23.8.17	(社団)〇〇〇 平成22年度の貸借対照表, 正味財産増減計算書	取下げ	保健福祉部 保健医療福祉課	
493	H23.8.17	H23.8.17	文書名: 工事設計書・工事費総括表・本工事内訳表・施工内訳表 工事名: 道路整備(交付金)工事(合併)(宮之城橋1工区)	取下げ	土木部 道路建設課	
494	H23.8.17	H23.8.19	医療法人〇〇〇の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算 書及び監事監査報告書(平成20, 21, 22年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 4号
495	H23.8.17	H23.8.23	社会福祉法人〇〇〇 平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
496	H23.8.17	H23.8.25	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度分の貸借対照表, 事業活動収支 計算書	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
497	H23.8.18	H23.9.2	(仮称)〇〇〇に係る大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に よる届出書一式(平成23年7月13日受付)のうち, ・大規模小売店舗届出書 ・図面資料1(建物位置図(広域図)) ・図面資料2(周辺見取図) ・図面資料3(平面図兼配置図) ・図面資料7(案内経路図)	開示	商工労働水産部 商工政策課	
498	H23.8.18	H23.9.2	(仮称)〇〇〇に係る大規模小売店舗立地法第5条1項の規定に よる届出書一式(平成23年7月13日受付)のうち, ・大規模小売店舗届出書 ・図面資料1～12	開示	商工労働水産部 商工政策課	
499	H23.8.19	H23.9.15	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要 書の第1面～第3面 (第大隅〇〇〇号分)	開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	
500	H23.8.22	H23.9.21	馬毛島における林地開発許可申請書の内, 開発区域内の権利及び 同意等の状況一覧表, 区域図	一部開示	熊毛支庁 農林水産部林務水産課	7条2号
501	H23.8.23	H23.9.5	平成18年度 急傾斜地崩壊対策工事要望書(鹿児島市玉里紙屋谷地区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 2号, 4号
502	H23.8.25	H23.8.29	伊集院保健所管内の飲食店の固定店舗について, 営業許可台帳の 一覧。ただし, 平成22年8月1日～平成23年7月31日までの新規営業 施設とする。	開示	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境室	
503	H23.8.25	H23.9.5	平成22年度西之浜漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区)に係る全 体事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施 工内訳表	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
504	H23.8.25	H23.9.6	鹿児島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員名簿(平成23年8 月現在)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
505	H23.8.25	H23.9.8	平成21年度(ゼロ国債)フォレストコミュニティ総合整備事業(森林基 幹道開設 海潟麓線3工区)の工事費内訳表	開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
506	H23.8.25	H23.9.20	大隅地域振興局建設部発注工事の 入札日 平成22年6月10日 工事名 通常砂防工事(上の宮川工区)上の宮川 すべての金額入りの設計書 (事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施 行内訳表)	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
507	H23.8.26	H23.9.13	・国有財産買受申込書 ・国有財産売却通知書(既に開示した部分を除く)	一部開示	農政部 農村振興課	旧8条3号, 4号

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
508	H23.8.26	H23.9.22	鹿児島県大気常時監視測定局における二酸化硫黄の1時間値データ(2001年度～2008年度)	一部開示	環境林務部 環境保全課	文書不存在
509	H23.8.26	H23.9.26	温泉公共利用許可一覧表(ただし、温泉成分分析年月日が平成14年9月30日以前のものに限る)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
510	H23.8.29	H23.8.31	温泉掘削許可申請書 許可指令書	一部開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	7条2号、4号
511	H23.8.29	H23.9.12	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から22年度分までの (1)貸借対照表 (2)財産目録 (3)事業収支計算書 (4)事業報告書 ※(4)については、平成21・22年度分のみ	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号、4号
512	H23.8.30	H23.9.2	食品衛生法に基づく飲食店営業(仕出し)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし平成23年8月8日から平成23年8月26日までに、新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
513	H23.8.30	H23.9.2	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般、旅館、その他〔固定のみ〕)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし、平成23年8月8日から平成23年8月26日までに、新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
514	H23.8.30	H23.9.22	道路改築工事(串良鹿屋道路2・1工区) ①工事設計書 ②工事費総括表 ③本工事費内訳書 ④施工内訳表	一部開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
515	H23.8.31	H23.9.14	平成23年度 県営農業用河川工作物応急対策事業 清水地区 23-1工区当初積算書	一部開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農村整備課	7条2号、6号
516	H23.8.31	H23.9.14	平成23年度 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業 前田地区 23-1工区 当初積算書	一部開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農村整備課	7条2号、6号
517	H23.8.31	H23.9.22	道路改築工事(串良鹿屋道路2・1工区) ①工事設計書 ②工事費総括表 ③本工事費内訳書 ④施工内訳表	一部開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
518	H23.9.1	H23.9.7	平成22年度の志布志保健所のゴミ処分に関する支出負担行為・支出命令票	不開示	保健福祉部 保健医療福祉課	文書不存在
519	H23.9.1	H23.9.13	平成18年度医療施設調査に係る大崎町分の旅行命令票	一部開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部志布志支所	7条1号
520	H23.9.1	H23.9.15	平成20年7月18日付け宅地建物取引業免許申請書及び添付書類のうち、100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者が記載された書面	開示	土木部 建築課	
521	H23.9.1	H23.9.15	・錦原線平面図 ・都市計画道路 3・5・1川跡線(国道部)計画平面図	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
522	H23.9.1	H23.9.21	株式会社〇〇〇から平成22年7月30日及び平成23年5月19日に届出のあった林地開発変更届出書	一部開示	環境林務部 森林整備課	7条2号、4号
523	H23.9.2	H23.9.5	財団法人〇〇〇(現 公益財団法人〇〇〇)の移行認定申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号、2号、4号
524	H23.9.2	H23.9.8	社団法人〇〇〇に係る平成20年度から平成22年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書	開示	商工労働水産部 雇用労政課	
525	H23.9.2	H23.9.8	学校法人〇〇〇から提出された平成20年度から平成22年度までの貸借対照表、消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
526	H23.9.2	H23.9.13	伊集院蒲生溝辺線平面図(鹿児島市東俣湯屋地内)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
527	H23.9.2	H23.9.16	平成24年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 (一次試験) 1 筆記試験問題及び解答(配点を含む。) 教職・一般教養、小学校全科、中高国語、中学社会、高校地理歴史、高校公民、中高数学、中高理科、中高音楽、中高美術、中高保健体育、中学技術、中高家庭、中高英語(リスニングスクリプトを含む。)、農業、工業(電気・情報)、商業、水産(情報通信、機関)、養護、栄養、特別支援教育、実習助手(農業・工業)、船舶職員(航海士、機関士) 2 実技試験問題 中高英語、中高美術、高校書道、実習助手、(農業・工業) 3 英語ヒアリングCD、音楽CD	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
528	H23.9.2	H23.9.22	財団法人〇〇〇(現 一般財団法人〇〇〇)の移行認可申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	教育委員会 教育庁総務福利課	7条1号、2号、4号
529	H23.9.2	H23.9.22	道路改築工事(串良鹿屋道路2・1工区) ①工事設計書 ②工事費総括表 ③本工事費内訳書 ④施工内訳表	一部開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	7条6号



整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
530	H23.9.2	H23.10.3	1)馬毛島に現存する保安林システム台帳の写し。指定年月日、申請者、亜申請者、(所有者)名、保安林の種類(魚つき等)、指定の理由、地番、面積、樹種、区域図(島の中での位置を示す地図)がわかるもの。 2)馬毛島の保安林の解除(平成12年)の理由を示す申請書などの書類。年月日、申請者(所有者)名、保安林の種類、(防風等)、地番、面積、樹種、図面(島の中での位置を示す地図)を記載したもの。	一部開示	環境林務部 森林整備課	7条1号, 2号
531	H23.9.5	H23.9.15	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 一般県道304号(仙名伊集院線)	開示	土木部 道路維持課	
532	H23.9.5	H23.9.30	平成23年度の火山砂防工事(柳ヶ丸の小川)に係る設計概要、事業費総括表、工事設計書、工事費総括表、本工事費内訳表	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
533	H23.9.7	H23.9.12	鹿児島県水道地図(平成23年度版)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
534	H23.9.7	H23.9.12	平成23年7月1日から平成24年度7月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
535	H23.9.7	H23.9.13	平成23年7月1日から平成23年7月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
536	H23.9.7	H23.9.13	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年8月1日から平成23年8月31日までに, 新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
537	H23.9.7	H23.9.14	平成23年7月1日から平成23年7月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
538	H23.9.7	H23.9.16	平成23年度県営湛水防除事業 隈之城地区23-1工区積算書(当初)	一部開示	北薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号, 6号
539	H23.9.7	H23.9.20	平成23年7月1日から平成23年7月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
540	H23.9.7	H23.9.22	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, その他[固定のみ])の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成23年8月29日から平成23年9月9日までに新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
541	H23.9.7	H23.9.22	食品衛生法に基づく飲食店営業(旅館)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成23年8月29日から平成23年9月9日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
542	H23.9.7	H23.9.22	1. 食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他), 食肉販売業, 魚介類販売業, 乳類販売業の要許可台帳一覧表(全て固定のみ)。 ただし, 平成23年8月1日から平成23年8月31日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。(鹿児島市を除く県下全域) 2. 食品衛生法に基づく菓子製造業, 魚肉わり製品製造業, 缶詰または瓶詰め食品製造業, アイスクリーム類製造業, 食肉製品製造業, みそ製造業, ソース類製造業, 食用油脂製造業, 豆腐製造業, めん類製造業, そうざい製造業, 清涼飲料水製造業の要許可台帳一覧表。 ただし, 平成23年6月1日から平成23年7月31日までに新規に営業許可を取得したもの。(鹿児島市を除く県下全域)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
543	H23.9.7	H23.9.22	食品衛生法に基づく冰雪販売業, 乳製品製造業, あん類製造業, 乳酸菌飲料製造業, 醤油製造業, 酒類製造業, 納豆製造業, 添加物製造業, 冰雪製造業の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年6月1日から平成23年7月31日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
544	H23.9.7	H23.9.27	平成23年7月1日から平成23年7月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
545	H23.9.7	H23.9.27	平成23年7月1日から平成23年7月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画課県税課	7条2号, 4号
546	H23.9.7	H23.9.28	平成23年7月1日から平成23年7月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
547	H23.9.7	H23.10.3	〇〇〇漁協同組合の平成15年事業年度から平成22事業年度までの業務報告書(「請求日現在の〇〇〇漁業協同組合の役員名簿」は平成22事業年度の業務報告書に含まれる。)	一部開示	商工労働水産部 水産振興課	7条1号, 文書不存在
548	H23.9.8	H23.9.13	食品衛生法に基づく喫茶店営業(自販機)の要許可台帳一覧表。(指宿市, 南さつま市, 南九州市, 枕崎市, 日置市, いちき串木野市, 薩摩川内市, 霧島市, 阿久根市, 出水市のもの) ただし, 平成18年9月1日から平成23年8月31日までに新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
549	H23.9.8	H23.9.20	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 一般国道223号	開示	土木部 道路維持課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
550	H23.9.8	H23.9.21	一般県道小山田谷山線山田工区の区域変更添付平面図	開示	鹿児島地域振興局建設部建設総務課	
551	H23.9.8	H23.10.6	医薬品等の製造販売(製造・輸入)業許可に関する情報 1.医薬品製造業許可 2.医薬品製造販売業許可 3.医薬部外品製造業許可 4.医薬部外品製造販売業許可 5.化粧品製造業許可 6.化粧品製造販売業許可 7.医療機器製造業許可 8.医療機器製造販売業許可 9.医療機器修理業許可 10.地方委任医薬品製造販売承認品目(平成22年7月～平成23年6月30日迄)	一部開示	保健福祉部薬務課	文書不存在
552	H23.9.12	H23.9.27	公益財団法人〇〇〇の移行申請書(添付書類除く)	一部開示	保健福祉部保健医療福祉課	7条1号, 2号
553	H23.9.12	H23.9.27	「財団法人〇〇〇」が「公益財団法人〇〇〇」に公益移行認定を申請した際、鹿児島県へ提出した申請書及び添付した書類一式	一部開示	保健福祉部保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
554	H23.9.14	H23.9.16	学校法人〇〇〇から提出された平成21年度の消費収支計算書	一部開示	総務部学事法制課	7条2号
555	H23.9.15	H23.9.26	医療法人〇〇〇の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書及び監事監査報告書(平成20, 21, 22年度分)	一部開示	保健福祉部保健医療福祉課	7条1号, 4号
556	H23.9.15	H23.10.12	●配置従事者自分証明書の登録者名簿(業者別)証明番号・従事者の種類・氏名・郵便番号・住所・生年月日・保健所・初年度登録日・有効FROM・有効TO・許可番号・業者名 ●配置販売業の登録名簿許可番号・業者名・郵便番号・住所・初年度登録日・有効FROM・有効TO・業者電話番号・管理者・時期更新申請月日	開示	保健福祉部薬務課	
557	H23.9.16	H23.10.4	鹿児島県南薩地域振興局建設部管内の次の道路平面図 ・主要地方道19号鹿児島川辺線(南九州市川辺町古殿地内～鹿児島川辺町古殿地内)0.12km 南薩縦貫道を越えるオーバークロス(橋梁)	開示	南薩地域振興局建設部建設総務課	
558	H23.9.16	H23.10.5	①〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書(平成23年4月11日受付)一式のうち, 周辺見取図(図面資料2)及び平面図兼配置図(図面資料3) ②〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書(平成23年4月15日受付)一式のうち, 付近見取図(別添図3)及び全体配置図(別添図5) ③(仮称)〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書(平成23年7月13日)受付一式のうち, 周辺見取図(図面資料2)及び平面図兼配置図(図面資料3)	開示	商工労働水産部商工政策課	
559	H23.9.18	H23.9.28	財団法人〇〇〇の移行認定申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	農政部経営技術課	7条1号, 2号, 4号
560	H23.9.18	H23.9.28	社団法人〇〇〇の移行認定申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	農政部経営技術課	7条1号, 2号, 4号
561	H23.9.20	H23.9.29	一般国道504号 福山拡幅平面図	開示	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課	
562	H23.9.20	H23.10.12	・株式会社〇〇〇の平成17年～22年に提出された産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び添付書類の全部 ・有限会社〇〇〇の平成17年～22年に提出された産業廃棄物収集運搬業許可申請書及び添付書類の全部 ・株式会社〇〇〇, 有限会社〇〇〇が報告した平成17年度～平成22年度分の産業廃棄物処理実績報告書(株式会社〇〇〇の平成20年度, 平成21年度分の産業廃棄物処理実績報告書を除く。)	一部開示	環境林務部廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 4号, 文書不存在
563	H23.9.20	H23.10.13	①旅館業営業許可台帳 ②旅館業営業許可申請書岸事項変更届	一部開示	始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課	7条2号, 4号
564	H23.9.20	H23.10.17	肝属郡肝付町〇〇〇番地の土地に廃棄物・リサイクル対策課が立入調査を行った。平成22年12月20日より平成23年7月22日までの書類一式(復命書及び写真)	不開示	環境林務部廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 存否応答拒否
565	H23.9.21	H23.9.21	平成23年度鹿児島地区地方局及びいちき串木野市合同で実施されたNPO法人〇〇〇の就労移行支援事業所と就労継続支援B型事業所への指導監査結果すべて	取下げ	鹿児島地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	
566	H23.9.21	H23.9.26	平成23年6月22日付け長水商233号長島町からの通知「新たに生じた土地の確認について及び字の区域変更について(通知)」	開示	総務部市町村課	
567	H23.9.21	H23.10.11	①第5回観光かごしまパワーアップ債募集委託契約証書 ②第5回観光かごしまパワーアップ債引受並びに券集取扱契約証書 ③新規記録手数料内訳 ④券集委託手数料内訳 ⑤引受料内訳 ⑥支出命令済通知書	一部開示	総務部財政課	7条2号, 4号, 文書不存在
568	H23.9.22	H23.10.17	道路整備(交付金)工事(蘭牟田瀬戸架橋2工区)の本工事費内訳表	一部開示	北薩地域振興局建設部飯島支所	7条6号
569	H23.9.22	H23.10.18	資料1 流域図 資料2 鹿児島県における短時間降雨強度式(平成14年4月) 資料3 1993年鹿児島市豪雨災害浸水図 資料4 全体計画書 資料5 総合流域防災事業 浸水想定区調査検討資料(天降川)	開示	土木部河川課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
570	H23.9.26	H23.11.30	<p>松陽台における県営住宅建設に係る公文書</p> <p>1 平成23年1月町内会役員会資料</p> <p>2 平成23年3月住民説明会資料</p> <p>3 平成23年4月住民説明会資料</p> <p>4 平成23年7月町内会役員会資料</p> <p>5 平成23年8月住民説明会資料</p> <p>6 平成23年1月町内会役員会会議メモ</p> <p>7 平成23年3月住民説明会会議メモ</p> <p>8 平成23年4月住民説明会会議メモ</p> <p>9 平成23年8月住民説明会会議メモ</p> <p>10 当初予算説明会</p> <p>① 平成22年度1回定例会</p> <p>② 平成23年第1回定例会</p> <p>11 県営住宅移転配置基本構想策定業務委託</p> <p>① 建物設計業務委託起案</p> <p>② 見積参加推薦委員会会議録及び見積参加指名通知</p> <p>③ 予定価格調書</p> <p>④ 委任状, 見積書</p> <p>見積執行調書</p> <p>⑤ 業務委託内容</p> <p>⑥ 課税事業者届出書</p> <p>⑦ 業務委託契約書</p> <p>⑧ 支出負担行為票</p> <p>⑨ 当初工程表</p> <p>⑩ 責任者選任通知書</p> <p>担当者一覧</p> <p>⑪ 管理技術者及び担当者の経歴書</p> <p>⑫ 履行期限の延長起案</p> <p>⑬ 業務委託変更契約書</p> <p>⑭ 変更工程表</p> <p>⑮ 業務完了届</p> <p>⑯ 検査調書・検査状況写真</p> <p>⑰ 成果物引渡書・成果物引受書</p> <p>⑱ 請求書</p> <p>支払命令書</p> <p>⑲ 成果物(報告書)</p> <p>12 社会資本整備総合交付金の変更申請(H22. 12月)</p> <p>13 県営住宅建築・設備基本設計(H22)</p> <p>① 建物設計業務委託起案</p> <p>調査員指定書</p> <p>② 入札契約手続運営委員会会議録兼指名決定伺書</p> <p>③ 指名競争入札参加者氏名決定業者名簿</p> <p>④ 指名通知書</p> <p>⑤ 工事等関係書類一覧表</p> <p>⑥ 予定価格調書</p> <p>⑦ 落札業者決定通知書</p> <p>⑧ 入札執行調書</p> <p>⑨ 設計業務委託内容書</p> <p>⑩ 契約保証金提出書</p> <p>⑪ 課税事業者届出</p> <p>⑫ 建築設計業務委託契約書(B)</p> <p>⑬ 支出負担行為票</p> <p>⑭ 当初工程表</p> <p>⑮ 管理技術者選任通知書</p> <p>担当者一覧</p> <p>⑯ 管理技術者及び担当技術者の経歴書</p> <p>⑰ 調査職員選任通知書</p> <p>⑱ 履行期間延長に係る変更契約の締結起案</p> <p>業務委託変更契約書</p> <p>変更工程表</p> <p>⑲ 繰越支出負担行為票・支出負担行為票</p> <p>⑳ 業務完了届</p> <p>21 検査調書・検査状況写真</p> <p>22 成果物引渡書</p> <p>成果物引受書</p> <p>23 請求書</p> <p>支払命令書</p> <p>24 成果物(設計書)</p> <p>14 社会資本整備総合交付金の変更交付申請(用地関係)</p> <p>① 平成22年7月</p> <p>不動産鑑定評価表(写)</p> <p>② 平成22年12月</p> <p>不動産鑑定評価書(写)</p> <p>調査報告書(写)</p> <p>③ 平成23年2月</p> <p>調査報告書(住宅供給公社)(写)</p> <p>不動産鑑定評価評価書(写)</p> <p>15 県営住宅建設用地の取得</p> <p>① 県営住宅建設用地の取得起案(H22. 8, H23. 2)</p> <p>土地売買契約書</p> <p>県営住宅用地の土地売買契約について(依頼)</p> <p>譲渡予定(希望)価格</p> <p>16 不動産鑑定評価に係る文書</p> <p>① 事務連絡文書</p> <p>② 不動産鑑定評価依頼起案</p> <p>③ 不動産鑑定評価書(成果物)</p> <p>④ 不動産鑑定評価に係る時点修正依頼起案</p> <p>⑤ 調査報告書</p> <p>⑥ 支出負担行為・支払命令票(H22. 7, H23. 1)</p> <p>請求書</p> <p>検査調書</p> <p>17 鹿児島市・鹿児島市教育委員会との協議</p>	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号, 6号

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
			① 鹿児島市教育委員会(H22. 4. 11) ② 鹿児島市都市計画課(H23. 5. 13) ③ 鹿児島市安心安全課(H23. 5, 13) 18 ○○○(支店)との協議 19 警察との協議 ①鹿児島西警察署 ②県警本部			
571	H23.9.26	H23.11.30	薩摩川内市で建設中の産業廃棄物処理場に関する公文書 1 市町への適地照会 2 公共関与型処分場対策協議会資料 3 適地情報 4 公共関与の候補地調査結果 5 公共関与の適地調査概要 6 公共関与候補地調査実績 7 住民説明会資料 8 当初予算等説明書 9 立地可能性等調査業務委託(生活環境等影響調査) 立地可能性等調査業務委託(生活環境等影響調査) 10 立地可能性等調査業務委託(処分場事態の調査) 11 立地可能性等調査業務委託(追加ボーリング) 12 基本計画・基本設計業務委託 13 用地調査等業務委託 14 不動産鑑定評価 15 土地賃貸借契約等 16 産業廃棄物処理施設設置事前協議 17 産業廃棄物処理施設設置許可申請書 17 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業整備計画書 18 補助金交付申請 19 エコパークかごしま(仮称)整備費貸付	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号, 5号, 6号
572	H23.9.26	H23.11.30	産業廃棄物管理型最終処分場建設工事に係る業務支援について	開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	
573	H23.9.26	H23.11.30	産業廃棄物管理型最終処分場建設工事に係る土地の管理業務における旅行命令内容及び勤務状況内容	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号
574	H23.9.27	H23.10.13	食品衛生法に基づく飲食店営業(旅館)の要許可台帳居一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし、平成23年9月12日から平成23年9月30日までに、新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
575	H23.9.27	H23.10.13	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, その他〔固定のみ〕)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし、平成23年9月12日から平成23年9月30日までに、新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
576	H23.9.27	H23.10.13	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他〔固定店舗のみ〕)の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳之島保健所を除く県下全域) ただし、平成23年9月1日から平成23年9月30日までに、新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
577	H23.9.28	H23.10.11	平成23年9月27日現在で鹿児島県が保有する、決算期が平成20年3月31日以降の医療法人決算届のうち、平成23年9月27日現在で存続している鹿児島県所轄の医療法人(病院を開設する医療法人に限る)ごとの最新の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表及び損益計算書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
578	H23.9.28	H23.10.28	株式会社○○○から平成14年1月18日及び平成16年4月12日並びに平成17年8月11日に届出のあった林地開発変更届出書	一部開示	環境林務部 森林整備課	7条2号, 4号
579	H23.9.29	H23.10.24	以下の施設の直近一覧表 ① 病院, 鹿児島市以外の診療所及び鹿児島市以外の歯科診療所(施設名, 施設所在地, 施設電話番号, 開設者, 施設種別, 開設年月日) ②鹿児島市以外の助産所(施設名, 施設所在地, 施設電話番号, 開設者, 施設種別, 開設年月日) ③ 鹿児島市以外の衛生検査所(施設名, 施設所在地, 登録年月日) ④鹿児島市以外の施術所(あん摩, マッサージ, 指圧, 針, 灸, 柔道整復)(施設名, 施設所在地, 施設電話番号, 開設者, (開設者が法人の場合は, 法人住所, 法人電話番号), 業種) ⑤ 鹿児島市以外の歯科技工所(施設名, 施設所在地, 施設電話番号, 開設者(開設者が法人の場合は, 法人住所, 法人電話番号), 業種)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
580	H23.9.29	H23.10.25	ミカントゲコナジラムの侵入防止対策の徹底について(平成23年3月11日付け県茶生産協会会長の発出文書の写し) ミカントゲコナジラムの侵入防止の徹底について(平成23年3月14日付け始良・伊佐地区茶業振興会会長の発出文書の写し) チャットゲコナジラム侵入警戒調査(平成23年6月 日付け県病害虫防除所の発出文書の写し)	開示	始良・伊佐地域振興局 農林水産部農政普及課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
581	H23.9.29	H23.10.25	ミカントゲコナジラミの侵入防止対策について (平成23年3月18日付け始良・伊佐地区茶業指導班会からの通知文) 第2回始良・伊佐地区茶業指導班会の開催通知分、会議資料、出張復命書 旅行命令簿、公用車使用伺簿・公用者運転日誌、出張復命書  以下の質疑事項に関連する公文書 ③当該茶苗木の導入主体及び行政の関与状況 ④当該農家(茶業)の責任分界 ⑤当該農家と行政、〇〇〇等の関与した機関の協議状況 ⑦行政のうち鹿児島県として対応を決定した経緯及びその手続き ⑧当該等農家より行政等への協力依頼書等の状況 ⑩同時期に当該苗木を導入した農家の状況(定植前での処理) ⑪当該苗木の購入先及びその感染状況の有無 ⑫当該防除・防疫作業に従事した県職員の日数、人員及びその人件費(当該事業者の日額単価を算出のうえ、その従事日数に応じて積算したもの。積算課程も明示すること。) ⑮一連の作業を記録した写真があればその写しの開示 ⑯超過勤務はないとのことであったが、実際の作業の開始及び終了時間の状況 ⑰人を介しての二次感染予防対策を適正に行ったか。 ⑱⑰の対策として防護服、キャップ、マスク等の着用を実施したか。していない場合はその理由及び根拠。 ⑳農政全般の視点からして、他の農産物生産者との整合性、公平性が担保されているか。 ㉑行政(鹿児島県)としての今回の対応について、市民の理解が得られると考えられるのか。何らかの反省点はないか。	一部開示	始良・伊佐地域振興局 農林水産部農政普及課	7条1号、文書不存在
582	H23.9.29	H23.10.28	県内における薬局、医薬品販売業、毒物劇物販売業、高度管理医療機器販売業等、毒物劇物業務上取扱者の許可又は登録、届出状況(8月31日現在)	開示	保健福祉部 業務課	
583	H23.9.29	H23.11.17	鹿児島県における、以下に掲げる業種の営業許可施設名簿の施設名、施設所在地、施設電話番号、申請者、(申請者が法人の場合は、法人住所、法人電話番号、法人代表者名)、業種、営業許可日(期限日) <環境衛生関係業種> 旅館業、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所、特定建築物(ビル管理)	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号
584	H23.9.30	H23.10.31	・温泉利用状況報告(浴用、飲用水)及び(多目的利用分)の平成21年度、平成20年度、平成19年度分	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条2号
585	H23.10.3	H23.10.11	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度～平成22年度までの 1 貸借対照表 2 財産目録 3 事業活動収支計算書 4 事業報告書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号、2号、4号
586	H23.10.3	H23.10.14	鹿児島県 農業農村整備工事独自積算基準 (平成23年10月改定)	開示	農政部 農地建設課	
587	H23.10.3	H23.10.17	・平成23年度 施行単価コード表(土木・港湾・委託) ・平成23年度 土木工事標準歩掛(県独自歩掛)	開示	土木部 監理課	
588	H23.10.3	H23.10.17	平成23年度森林整備事業電算コード表及び電算コード一覧表	開示	環境林務部 環境林務課	
589	H23.10.3	H23.10.21	道路改築工事(串良鹿屋道路2・1工区) ①工事設計書 ②工事費総括表 ③本工事費内訳書 ④施工内訳表	一部開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
590	H23.10.3	H23.10.25	社会福祉法人〇〇〇の (1)財産目録 (2)貸借対照表 (3)事業活動収支計算書 (4)資金収支計算書 (平成20年度から22年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号、2号、4号
591	H23.10.4	H23.10.7	別紙「全部開示決定公文書」に記載の位置図及び縦覧用平面図 阿久根東郷線	開示	土木部 道路維持課	
592	H23.10.4	H23.10.14	県営農村振興総合整備事業 末吉地区23-2工区の工事費内訳表(金額入り)	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号、6号
593	H23.10.5	H23.10.11	平成24年度鹿児島県公立学校教員等試験(2次試験) 1 2次試験実施要領 2 実技試験実施要領 3 家庭科実技試験問題(中学校、高等学校) 4 グループ討議カード	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
594	H23.10.5	H23.10.17	平成23年度森林整備事業積算歩掛コード一覧表及びコード表	開示	環境林務部 環境林務課	
595	H23.10.5	H23.10.17	・平成23年度施行単価コード表(土木・港湾)	開示	土木部 監理課	
596	H23.10.5	H23.10.18	食品衛生法に基づく飲食店営業(旅館)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし、平成23年9月1日から平成23年9月30日までに新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
597	H23.10.5	H23.10.18	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般、仕出し、その他)の要許可台帳一覧表(固定のみ)。(鹿児島市を除く県下全域)ただし、平成23年9月1日から平成23年9月30日までに新規に営業免許を取得したものの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
598	H23.10.5	H23.10.25	旅館業営業許可台帳 (旅館「〇〇〇」に関するもの)	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条2号
599	H23.10.6	H23.10.19	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン等・旅館・その他)(固定のみ)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし、平成23年7月1日から平成23年9月30日までに新規に許可を取得しているもの	開示	保健福祉部 生活衛生課	
600	H23.10.6	H23.10.25	都市計画道路 3・4・2号 吾平東西線 計画平面図	開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	
601	H23.10.7	H23.10.13	〇〇〇高等学校の学校要覧の23年度分、21年度分、20年度分19年度分の各学校沿革事項、各科の生徒、学級数に関する事項	一部開示	総務部 学事法制課	文書不存在
602	H23.10.7	H23.10.18	平成13年度 林地荒廃防止事業(指宿市岩本字田ノ平 地内)平面図1枚、コンクリート土留工構造図1枚、コンクリート土留工横断面図2枚	開示	南薩地域振興局 農林水産部林務水産課	
603	H23.10.7	H23.11.2	薩摩群宮之城町虎居字雪山〇〇〇番地を含む丈量図 薩摩群宮之城町虎居字雪山〇〇〇番地の県の買収にかかる平成5年度及び平成8年度の土地取得補償台帳 薩摩群宮之城町虎居字雪山〇〇〇番地の買収にかかる用地調査業務委託調書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条1号、文書不存在
604	H23.10.11	H23.10.14	橋梁補修施工実績調書 トンネル補修施工実績調書 施工実績調書(橋梁塗装工事)	取下げ	土木部 道路維持課	
605	H23.10.11	H23.10.17	財団法人〇〇〇の決算関係書類 1 平成21年度の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財務諸表に対する注記及び財産目録 2 平成22年度の決算報告書(収支予算書、収支計算書、収支計算書に対する注記、正味財産増減計画書、貸借対照表、財務諸表に対する注記及び財産目録)	開示	教育委員会 教育庁総務福利課	
606	H23.10.11	H23.11.1	平成18年度旅行命令票 ①保健医療福祉課予算 款04項04目02 大崎町以外への旅行分 ②平成18年4月の、保健所から県庁への出張分全て	一部開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	7条1号、4号
607	H23.10.11	H23.11.8	建築確認番号第〇〇〇号の「建築計画概要書」の第一面から第三面	開示	土木部 建築課	
608	H23.10.12	H23.10.13	・H23年度版施工単価コード表(土木・港湾・委託)	開示	土木部 監理課	
609	H23.10.12	H23.10.17	平成23年度森林整備事業電算コード表及び電算コード一覧表	開示	環境林務部 環境林務課	
610	H23.10.12	H23.10.20	位置図及び平面図 錦原線	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
611	H23.10.12	H23.10.24	・H23年度版施行単価コード表(土木・港湾・委託) ・H23年度版森林整備事業の計算コード 及び電算コード一覧表 ・23年度版鹿児島県農政部の施行単価条件表(コード表)	取下げ	農政部 農地建設課	
612	H23.10.12	H23.11.14	旅行業務取扱管理者選任一覧表 〇〇〇において選任されている旅行業務取扱管理者の①氏名②住所  対応結果報告票 〇〇〇において選任されている旅行業務取扱管理者の①雇用形態(正規雇用かパートアルバイトなどの非正規雇用か否か)、②雇用契約開始日、③出勤状況(週何日実際に出勤しているか、勤務時間は何時から何時までか)及び④その他〇〇〇における旅行業務取扱管理者の選任・業務の適法性に関して県がした調査の結果全般がわかる公文書。  旅行業務取扱管理者選任一覧表 〇〇〇において選任されている旅行業務取扱管理者の①氏名②住所	一部開示	商工労働水産部 観光交流局観光課	7条1号、2号、文書不存在
613	H23.10.13	H23.10.24	平成23年度鹿児島県教科用図書選定審議会答申(写) 平成24年度使用教科用図書(中学校)採択のための参考資料	開示	教育委員会 教育庁義務教育課	
614	H23.10.13	H23.10.26	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、及び3面(平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認済み分)	開示	鹿児島地域振興局 建設部土木建築課	
615	H23.10.13	H23.11.1	平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面、2面、3面	開示	熊毛支庁 総務企画部総務企画課	
616	H23.10.13	H23.11.4	平成23年7月から平成23年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面、2面、3面	開示	大島支庁 徳之島事務所	
617	H23.10.13	H23.11.7	平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面、2面、3面。	開示	大島支庁 建設部建設課	

整理番号	請求受付年月日	決定期日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
618	H23.10.13	H23.11.7	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認済みの分)	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
619	H23.10.13	H23.11.7	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認済みの分)	開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	
620	H23.10.13	H23.11.9	平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面, 2面, 3面	開示	姶良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
621	H23.10.13	H23.11.9	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認済みの分)	開示	姶良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
622	H23.10.13	H23.11.9	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認済みの分)	開示	南薩地域振興局 建設部土木建築課	
623	H23.10.13	H23.11.9	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認済みの分)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
624	H23.10.13	H23.11.9	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認済みの分)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
625	H23.10.13	H23.11.10	平成23年7月1日から平成23年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面, 2面, 3面	開示	土木部 建築課	
626	H23.10.13	H23.11.11	県単道路整備(交付金)工事(合併(宇都大橋7工区)の工事費内訳表, 施工内訳表	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
627	H23.10.13	H23.11.11	道路改築工事(泊野道路22-2工区)の工事費内訳表, 施工内訳表	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
628	H23.10.13	H23.11.11	県単道路整備(交付金)工事(合併(山崎橋1工区)の工事費内訳表	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
629	H23.10.14	H23.10.17	公益社団法人〇〇〇 平成22年度の事業報告書及び決算財務諸表報告書 平成22年度末日現在の財産目録 平成22年度の社員(会員)の異動状況を記載した書類 平成23年度の事業計画及び収支予算書	取下げ	保健福祉部 保健医療福祉課	
630	H23.10.14	H23.10.18	(仮称)〇〇〇に係る大規模小売店舗立地法第5条1項の規定による届出書一式(平成23年9月15受付)のうち, ・届出書 ・図面資料1~12 ・交通処理計画報告書	開示	商工労働水産部 商工政策課	
631	H23.10.14	H23.11.4	社団法人〇〇〇 第〇〇〇期決算報告書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号
632	H23.10.14	H23.11.7	公益財団法人〇〇〇 平成22年度事業報告書, 損益計算書, 収支計算書, 正味財産増減計算書, キャッシュ・フロー計算書, 貸借対照表, 財産目録 平成23年事業計算書及び収支計算書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号
633	H23.10.14	H23.11.10	社団法人〇〇〇における平成22年度の事業報告書, 第〇〇〇期事業計画書及び収支予算書, 財産目録, 平成22年度社員の異動状況	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号
634	H23.10.17	H23.10.21	平成23年8月1日から平成23年9月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	姶良・伊佐地域振興局 総務企画課県税課	7条2号, 4号
635	H23.10.17	H23.10.24	平成23年8月1日から平成23年9月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
636	H23.10.17	H23.10.25	平成23年8月1日から平成23年9月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
637	H23.10.17	H23.10.25	平成23年8月1日から平成23年9月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
638	H23.10.17	H23.10.28	平成23年8月1日から平成23年9月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
639	H23.10.17	H23.11.2	平成23年8月1日から平成23年9月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
640	H23.10.17	H23.11.8	平成23年8月1日から平成23年9月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
641	H23.10.18	H23.10.26	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他〔固定のみ〕)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成23年10月1日から平成23年10月21日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
642	H23.10.18	H23.11.16	鹿児島県内の医薬品卸販売業者一覧 (平成23年10月18日現在)	開示	保健福祉部 薬務課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
643	H23.10.19	H23.10.25	・平成23年度電算(積算システム)コード表 一般土木, 一般委託, 港湾漁港	開示	土木部 監理課	
644	H23.10.19	H23.11.1	認定番号順自動車運転代行業者名簿	開示	警察本部長 警察本部交通部企画課	
645	H23.10.19	H23.11.2	平成24年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(2次試験) 1 2次試験実施要領 2 実技試験実施要領 3 家庭科実技試験問題(中学校, 高等学校) 4 グループ討議カード	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
646	H23.10.19	H23.11.2	平成24年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 1 1次試験筆記試験問題及び解答(配点含む) 教職教養, 一般教養, 小学校全科, 中高国語, 中学社会, 高校地理歴史, 高校公民, 中高数学, 中高理科, 中央音楽, 中高美術, 高校書道, 中高保健体育, 中学技術, 中高家庭, 中高英語(リスニングプリント含む。), 農業, 工業, (電気・情報), 商業, 水産, (情報通信, 機関), 養護, 栄養, 特別支援教育, 実習助手(農業・工業)船舶職員(航海士, 機関士) 2 実技試験問題 中高英語, 中高美術, 高校書道, 実習助手(農業・工業) 3 2次試験家庭科実技試験問題(中学校, 高等学校) 4 グループ討議カード	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
647	H23.10.20	H23.11.8	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他, [固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年10月1日から平成23年10月31日までに, 新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
648	H23.10.21	H23.11.7	学校法人○○○外4法人 学校法人関係書類→消費収支内訳表→消費支出の部→教育研究費→奨学費(奨学金等の金額) (5年分)H18~H22年度	取下げ	総務部 学事法制課	
649	H23.10.21	H23.11.14	別添資料に記載された68の法人または個人にかかる古物商・市場主質屋本部許可台帳	一部開示	警察本部長 警察本部生活安全部生活安全企画課	文書不存在
650	H23.10.24	H23.10.25	社会福祉法人○○○の平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)及び平成22年度(平成22年4月から平成23年3月まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 4号
651	H23.10.24	H23.11.15	平成22年度に鹿児島県生活衛生課へ到達した「温泉成分分析書」の写し, 及び「温泉の成分禁忌症適応症決定通知(その1)」の写し。ただし「温泉の成分禁忌症適応症決定通知(その1)」については, 「温泉成分分析書」のなかった源泉に限る。	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号, 2号, 4号
652	H23.10.25	H23.10.31	社団法人○○○に係る平成20年度から平成22年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書	開示	商工労働水産部 雇用労政課	
653	H23.10.25	H23.10.31	財団法人○○○の平成22年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書	開示	教育委員会 教育庁総務福利課	
654	H23.10.25	H23.10.31	財団法人○○○の平成20年度から平成22年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書	開示	教育委員会 教育庁総務福利課	
655	H23.10.25	H23.10.31	財団法人○○○の平成20年度から平成22年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書	開示	教育委員会 教育庁総務福利課	
656	H23.10.25	H23.11.1	財団法人○○○の平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書	開示	農政部 経営技術課	
657	H23.10.25	H23.11.15	財団法人○○○に係る平成20年度から平成22年度までの貸借対照表及び正味財産増減計算書	開示	商工労働水産部 雇用労政課	
658	H23.10.25	H23.11.16	(財)○○○の平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書	開示	保健福祉部 生活衛生課	
659	H23.10.25	H23.11.16	(財)○○○の平成20年度から平成22年度までの貸借対照表, 正味財産増減計算書	開示	保健福祉部 生活衛生課	
660	H23.10.25	H23.11.22	○○○に係る大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出書一式(平成23年9月8日受付)のうち, ・図面資料1-8(方面別入庫比率図) ・図面資料1-9(方面別出庫比率図) ・図面資料2-8(立面図-1) ・図面資料2-9(断面図)	開示	商工労働水産部 商工政策課	
661	H23.10.25	H23.11.22	(仮称)○○○に係る大規模小売店舗立地法第1項の規定による届出書一式(平成23年9月15日受付)のうち, ・図面資料-2(周辺見取図) ・図面資料-3. 1(1階平面図兼配置図) ・図面資料-12. 1(立面図(A棟))	開示	商工労働水産部 商工政策課	
662	H23.10.26	H23.10.28	平成23年度森林整備事業電算コード表及び電算コード一覧表	開示	環境林務部 環境林務課	
663	H23.10.26	H23.11.4	・平成23年度 施工単価コード表(土木・港湾・委託) ・平成23年度 土木工事標準歩掛(県独自歩掛)	開示	土木部 監理課	



整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
664	H23.10.26	H23.11.14	道路現況台帳図(一般地方道 出水高尾野線 出水市 高尾野町〇〇〇付近)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
665	H23.10.27	H23.10.31	社団法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書	開示	教育委員会 教育庁総務福利課	
666	H23.10.27	H23.11.4	社会福祉法人〇〇〇の平成22年度(平成22年4月から平成23年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 4号
667	H23.10.27	H23.11.4	社会福祉法人〇〇〇の平成23年3月末の 1 現況報告書 2 財産目録 3 貸借対照表 4 事業活動収支報告書 5 資金収支報告書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
668	H23.10.27	H23.11.17	学校法人〇〇〇外23法人に係る平成22年度の貸借対照表, 消費収支計算書(貸借対照表の注記は不要)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
669	H23.10.28	H23.11.8	平成22年度林地荒廃防止事業(諏訪宇都地区)の工事費内訳書	開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
670	H23.10.31	H23.11.8	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他(固定のみ)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成23年10月24日から平成23年11月4日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
671	H23.10.31	H23.11.21	大隅地域振興局建設部発注工事の 入札日 平成21年7月21日 工事名 県単道路整備(交付金)工事(高峠1工区)の事業費総括表, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施行内訳表	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
672	H23.10.31	H23.11.21	大隅地域振興局建設部発注工事の 入札日 平成22年5月7日 工事名 道路改築工事(串良鹿屋道路0国債1工区)の事業費総括表, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施行内訳表	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
673	H23.10.31	H23.11.21	大隅地域振興局建設部発注工事の 入札日 平成22年9月28日 工事名 通常砂防工事(居世神谷区)の 事業費総括表, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施行内訳表	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
674	H23.10.31	H23.11.21	大隅地域振興局建設部発注工事の 入札日 平成23年2月15日 工事名 通常砂防工事(上ノ原第1小川工区)の 事業費総括表, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施行内訳表	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
675	H23.10.31	H23.11.21	大隅地域振興局建設部発注工事の 入札日 平成22年9月1日 工事名 急傾斜地崩壊対策工事(横間1工区)の 事業費総括表, 工事費総括表, 本工事費内訳表 工種明細表, 施行内訳表	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
676	H23.10.31	H23.11.21	大隅地域振興局建設部発注工事の 入札日 平成22年3月5日 工事名 通常砂防工事(内ノ野川2工区)の 事業費総括表, 工事費総括表, 本工事費内訳表	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
677	H23.11.2	H23.11.4	社会医療法人〇〇〇の貸借対照表及び損益計算書(平成20, 21, 22年度分)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
678	H23.11.2	H23.11.15	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 伊集院蒲生溝辺線	開示	土木部 道路維持課	
679	H23.11.2	H23.11.21	鹿児島県内の医薬品卸売販売業, 高度管理医療機器販売業等, 毒物劇物販売業の業者一覧 (平成23年10月末現在)	開示	保健福祉部 薬務課	
680	H23.11.2	H23.11.28	平成23年度鹿児島県教科用図書選定審議会会議録 平成23年度鹿児島県教科用図書選定審議会専門調査員名簿	開示	教育委員会 教育庁義務教育課	
681	H23.11.4	H23.11.7	1 社会医療法人〇〇〇外4法人の損益計算書及び貸借対照表(平成22年度分) 2 医療法人〇〇〇外3法人の損益計算書及び貸借対照表(平成21, 22年度分)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
682	H23.11.7	H23.12.5	確認済証番号〇〇〇号及び第〇〇〇号の「建築計画概要書」の第一面から第三面	開示	土木部 建築課	
683	H23.11.7	H23.12.7	平成20年度から23年10月31日の間の急傾斜地崩壊危険区域指定に係る「区域名」,「所在地」,「指定年月日」,「対象戸数」,「施工期間」に係る文書	一部開示	土木部 砂防課	文書不存在
684	H23.11.8	H23.11.24	鹿児島県が発注する委託契約に係る競争入札参加資格の審査をおこなう場合に適用する格付基準がわかる文書	取下げ	出納局 管財課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
685	H23.11.8	H23.11.24	旅館営業許可帳(施設検査確認書)2施設	開示	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	
686	H23.11.9	H23.11.21	平成21年3月分給料支給内訳書(常勤委員分) 平成21年3月分報酬(手当)支給内訳書(非常勤委員分)	一部開示	人事委員会 人事委員会事務局総務課	7条1号, 文書不存在
687	H23.11.10	H23.12.6	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の 要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳 之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年11月1日から平成23年11月30日までに, 新規に 営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
688	H23.11.14	H23.11.25	平成23年度の広域河川改修工事(新川1工区)に係る設計概要, 事 業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
689	H23.11.14	H23.11.25	平成24年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 1次試験筆記試験(教職教養, 栄養)の問題及び解答(配点を含 む。)	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
690	H23.11.14	H23.11.29	社会福祉法人〇〇〇の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 資金 収支計算書, 資金収支内訳表, 事業活動収支計算書, 事業活動収 支内訳表及び監事監査報告書(平成20~22年度)	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 2号, 4号
691	H23.11.14	H23.12.7	平成23年度の広域河川改修工事(新川2工区)に係る設計概要, 事 業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
692	H23.11.15	H23.12.6	県内における医療機器製造販売業者, 製造業者の一覧	開示	保健福祉部 薬務課	
693	H23.11.15	H23.12.6	平成10年度から平成20年度における, 〇〇〇株式会社に対する1億 円以上の寄附金, 協力金の依頼文書及び覚書。	不開示	総務部 学事法制課	文書不存在
694	H23.11.16	H23.11.21	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の一途及び縦覧用平面図 鶴田大口線	開示	土木部 道路維持課	
695	H23.11.16	H23.12.6	食品衛生法に基づく飲食店営業(仕出し・弁当屋)の要許可台帳一 覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年11月7日から平成23年11月25日までに, 新規に 営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
696	H23.11.16	H23.12.6	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 旅館, その他[固定のみ]) の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年11月7日から平成23年11月25日までに, 新規に 営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
697	H23.11.16	H23.12.12	①〇〇〇に係わる大規模小売店舗届出書(平成23年8月31日受 付)一式のうち, 大規模小売店舗届出書P. 1~2及び図面資料1~2 (周辺見取図), 資料1~4(施設配置図/駐車場配置図(変更後)) ②〇〇〇に係わる大規模小売店舗届出書(平成23年9月8日受付) 一式のうち, 大規模小売店舗届出書P. 1~2及び図面資料1~2(周 辺見取図・建物配置図), 資料2~2(2階平面図), 資料2~3(3階平 面図), 資料2~4(4階平面図), 資料2~5(5階平面図), 資料2~6 (6階平面図) ③(仮称)〇〇〇に係わる大規模小売店舗届出書(平成23年9月15 日受付)一式のうち, 大規模小売店舗届出書P. 1~2及び図面資料 2(周辺見取図), 資料3. 1(1階平面図兼配置図), 資料3. 2(2階平 面図) ④〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書(平成23年10月14日受付) 一式のうち, 大規模小売店舗届出書P. 1~2及び図面資料2(周辺 見取図), 資料7(1階平面図), 資料8(2階平面図), 資料9(3階平 面図)	開示	商工労働水産部 商工政策課	
698	H23.11.18	H23.11.18	鹿屋保健所管内の食品衛生法の基づく営業許可(納豆製造業)の許 可台帳一覧	開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	
699	H23.11.18	H23.12.6	県内における医療機器製造販売業者, 製造業者の一覧	開示	保健福祉部 薬務課	
700	H23.11.21	H23.11.28	生活保護実施・運用について, 厚生労働省の指導に基づき, 各市の 実務担当者等わ招集して開催される「査察指導委員会議(係長会 議)」, 「福祉事務所所長会議」, 「基準改定会議」, 「ブロック会議」等 で配布, 使用された文書・資料。平成18年度保護運用に該当するも ので, 厚生労働省からの文書・資料は除く。	取下げ	保健福祉部 社会福祉課	
701	H23.11.21	H23.11.30	認定番号順自動車運転代行業者名簿	開示	警察本部長 警察本部交通部交通企画課	
702	H23.11.21	H23.12.28	北朝鮮による拉致被害者, 〇〇〇さん, 〇〇〇さんが失踪した薩摩 湖・吹上浜で撮影し, 車で見つかったカメラで撮影した写真及びビデオ	却下	警察本部長 警察本部警備部公安課	適用除外
703	H23.11.24	H23.11.30	総合流域防災事業 浸水想定区域調査検討資料(天降川)のうち下 記の3資料 ①計画洪水(W=1/60)流下時の破堤地点, 越水地点位置図 ②洪水氾濫シミュレーション結果(天降川3. 5km左岸破堤) ③洪水氾濫シミュレーション結果(手竜川0. 0km左岸破堤)	開示	土木部 河川課	
704	H23.11.24	H23.11.30	県道鶴田大口線整備事業曾木工区新曾木大橋開通に伴う平面図 縮尺1:5000以上 集成平面図, 部分平面図1/2, 部分平面図2/2 新曾木大橋平面図, 深川橋平面図	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
705	H23.11.24	H23.12.9	いちき串木野市及び日置市の平成23年8月から現在(同年11月24日)までの建設リサイクル法に基づく届出書	一部開示	鹿児島地域振興局建設部土木建築課	7条1号, 2号, 4号
706	H23.11.24	H23.12.9	平成23年度工事 薄井漁港水産流通基盤(一般)整備工事(1工事)に係る本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局建設部土木建築課	7条6号
707	H23.11.24	H23.12.9	平成21年度工事 葛輪漁港広域漁港(一般)整備工事(3工区)に係る本工事費内訳表, 施工内訳表	開示	北薩地域振興局建設部土木建築課	
708	H23.11.24	H23.12.9	平成23年度工事 葛輪漁港水産生産基盤(一般)整備工事(23-1工区)に係る本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局建設部土木建築課	7条6号
709	H23.11.24	H23.12.22	県内における薬局及び医薬品販売業の許可業者一覧並びに, 店舗販売業者の管理者等一覧 (平成23年12月21日現在)	開示	保健福祉部薬務課	
710	H23.11.25	H23.12.2	平成24年度の鹿児島県公立学校教員選考試験 1 中学社会科の一次試験筆記試験問題 (解答用紙を除く。)及び解答 2 高校学校公民科の一次試験筆記試験問題 (解答用紙を除く。)及び解答	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
711	H23.11.25	H23.12.6	公害紛争処理法に基づく公害調停(調停・斡旋・仲裁)の場合において, 貴県の公害調査会が用いている 1. 被申請人に対し, 第1回の調停・斡旋・仲裁の書く期日の呼び出しをする際の文書のヒナ型 2. 被申請者に対し, 第1回の調停・斡旋・仲裁の各期日までに意見書(答弁書に相当するもの)の提出を求める文書のヒナ型 3. 被申請人の出頭を確保するために送付している文書 4. 公害紛争処理法第32条に基づく出頭要求をかけた事例の有無。出頭要求をかけた事案の概要	取下げ	環境林務部 環境林務課	
712	H23.11.28	H23.12.5	鹿屋工業高校改築その他(1期)工事(管3番棟)に係る金入設計書	開示	土木部 建築課	
713	H23.11.28	H23.12.5	徳之島空港電源局庁舎新築工事に係る金入り設計書	開示	土木部 建築課	
714	H23.11.28	H23.12.5	運転免許試験場庁舎棟他新築工事(管理棟)に係る金入り設計書	開示	土木部 建築課	
715	H23.11.28	H23.12.5	運転免許試験場庁舎棟他新築工事(試験棟)に係る金入り設計書	開示	土木部 建築課	
716	H23.11.28	H23.12.5	県営住宅住戸改善工事(緑ヶ丘団地21号棟, 工事国債)に係る金入り設計書	開示	土木部 建築課	
717	H23.11.28	H23.12.14	昭和50年度県単道路整備工事に係る土地取得補償台帳 ※中種子町野間字久保〇〇〇に係る土地取得補償台帳	一部開示	熊毛支庁 建設部建設課	7条1号
718	H23.11.28	H23.12.14	昭和58年度, 道路特殊改良工事中種子町野間地内に係る土地取得補償台帳 ※中種子町野間字久保〇〇〇に係る土地取得補償台帳	一部開示	熊毛支庁 建設部建設課	7条1号
719	H23.11.29	H23.12.20	県営特殊農地保全整備事業西花岡地区に係る打ち合わせ文書である出張復命書及び出張復命書の添付資料	一部開示	農政部 農地整備課	7条1号
720	H23.11.30	H23.12.2	社会医療法人〇〇〇の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書及び監事監査報告書(平成19, 20, 21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
721	H23.11.30	H23.12.9	社会医療法人〇〇〇外3法人に係る平成22年度の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書, 監事監査報告書, 医療法第42条の2第1項5号の要件に該当する旨を説明する書類, 理事, 監事及び評議員に対する報酬等の支給基準並びに書類付表3(保有する資産の明細表)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
722	H23.11.30	H23.12.13	平成23年度発生公共土木施設災害復旧事業目録見書 (第1次~第9次災害査定分)	開示	土木部 河川課	
723	H23.11.30	H23.12.27	鹿児島市松陽台に移転・建設を予定している県営住宅に関する次の文書 平成23年1月町内会役員会資料 平成23年3月住民説明会資料 平成23年4月住民説明会資料 平成23年7月町内会役員会資料 平成23年8月住民説明会資料 平成23年1月町内会役員会会議メモ 平成23年3月住民説明会会議メモ 平成23年4月住民説明会会議メモ 平成23年8月住民説明会会議メモ 県営住宅移転配置基本構想策定業務委託 社会資本整備総合交付金の変更交付金申請(H22. 12) 県営住宅建築・設備基本設計(H22) 社会資本整備総合交付金の変更交付金申請(用地関係) 県営住宅建設用地の取得 不動産鑑定評価に係る文書 鹿児島市・鹿児島市教育委員会との協議 〇〇〇(支店)との協議 警察との協議	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号, 6号

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
724	H23.11.30	H23.12.28	産業廃棄物管理型最終処分場建設工事に係る土地の管理業務における旅行命令内容及び勤務状況内容	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号
725	H23.11.30	H23.12.28	産業廃棄物管理型最終処分場建設工事に係る業務支援について	開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	
726	H23.11.30	H23.12.28	鹿児島県情報公開条例に基づく公文書開示請求に対する開示決定期間の延長について 鹿児島県情報公開条例に基づく公文書開示請求について	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号
727	H23.11.30	H24.1.4	・県政記者クラブ座席図 ・複写サービス契約書 ・求人票(パート) ・辞令の写し ・記者クラブの規約 ・これまで記者クラブ加盟社以外が出席した者の名前、所属社名 ・記者クラブ加盟社以外の出席を認めた又は禁止しなかった経緯・根拠の分かる文書 ・フリーランス記者が知事の定例記者会見に出席・質問することを禁止又は妨げることが県が行う場合について、その根拠となる現在(2011年11月30日現在)存在する文書	一部開示	知事公室 広報課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
728	H23.11.30	H24.1.4	民間等派遣、国からの派遣、他都道府県等からの派遣職員名簿、民間からの派遣職員名簿	一部開示	総務部 人事課	7条1号
729	H23.11.30	H24.1.4	①3階県政記者室のフロアマップ ①の広さ	開示	出納局 管財課	
730	H23.11.30	H24.1.4	③県政記者室の電気代、電話代の分かるもの	不開示	出納局 管財課	文書不存在
731	H23.11.30	H24.1.4	①鹿児島県職員の退職後の再就職先、会社、団体名人数、再就職状況の分かる資料、保存期間、遡及できる限りの分	却下	総務部 人事課	公文書対象除外
732	H23.12.1	H23.12.22	行政財産の使用許可書(土地)及び港湾施設用地使用許可申請書	一部開示	熊毛支庁 総務企画部総務企画課	7条2号, 4号
733	H23.12.2	H23.12.27	旧警察学校跡地利用に関する次の公文書 ①平成16年12月15日付け〇〇〇からの要望書及び署名簿、平成17年4月14日付け〇〇〇からの要望書及び署名簿 ②地域住民と県民との協議書 ③県が地域住民の要望を把握していることわかる公文書	一部開示	総務部 財政課	7条1号, 文書不存在
734	H23.12.2	H24.1.12	平成23年3月13日 ①超過勤務手当額 ②超過勤務一覧表(勤務統計) ③旅費請求書	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 文書不存在
735	H23.12.2	H24.1.12	平成23年4月17日 ①超過勤務手当額 ②超過勤務一覧表 ③旅費額一覧表(旅費進捗状況)	一部開示	土木部 建築課	文書不存在
736	H23.12.2	H24.1.12	平成23年8月28日 ①超過勤務手当額 ②超過勤務一覧表(勤務統計) ③旅費額一覧表(旅費進捗状況)	一部開示	土木部 建築課	文書不存在
737	H23.12.2	H24.1.12	・建物設計業務委託(伺い)	開示	土木部 建築課	
738	H23.12.2	H24.1.12	①児童生徒に対する登下校時の配慮について(伺い) ②出張復命書 ③生徒に周知したことを確認した全ての記録	一部開示	土木部 建築課	文書不存在
739	H23.12.2	H24.1.12	①施設・設備利用許可申請書(許可書) ②県立松陽高等学校の施設・設備の利用許可申請について(伺い)	開示	土木部 建築課	
740	H23.12.2	H24.1.12	平成23年8月28日、松陽高校大会議室において、県住宅政策室の幹部の方が、「大きな方針があって、その一つは既成市街地の中では基本的にはもう県営住宅はできない」「平成23年3月に基本的には既成市街地の県営住宅は郊外で建設するという方針を決めた」と説明しましたが、この方針に関しての全ての公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
741	H23.12.2	H24.1.12	明確に建設反対の意思表示を行っているにも関わらず、県住宅政策室が住民の声を無視して県営住宅を建設できる根拠となる全ての公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
742	H23.12.2	H24.1.12	平成23年8月28日松陽高校大会議室において「セールストークについて住民への聞き取り調査を実施する意思があるか」という質問に対し、県住宅政策室の幹部の方が「どういった方法があるか」というのは、持ち帰って検討する」と回答されていますが、その後の検討した内容のわかる全ての記録、公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
743	H23.12.2	H24.1.12	平成23年8月28日、松陽高校大会議室において、「セールストークについて住民への聞き取り調査を実施する意思があるか」という質問に対し、県住宅政策室の幹部の方が、「どういった方法があるか」というのは、持ち帰って検討する」と回答されていますが、その後実施した住民への聞き取り調査内容、調査結果等の全ての記録、公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
744	H23.12.2	H24.1.12	平成23年8月28日, 松陽高校大会議室において, 県住宅政策室幹部の方が, 「住宅供給公社職員がガーデンヒルズ松陽台土地購入者に対して行ったセールストークについて公社への口頭で調査を指示し, 当時は断定的なことは言っていない」と説明されましたが, その後, この件に関して県が, 県住宅供給公社に対し, 調査等を実施した調査内容, 調査結果等の全ての記録, 公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
745	H23.12.2	H24.1.12	平成23年8月28日, 松陽高校大会議室において, セールストークについてコンプライアンス違反の指摘が出ましたが, その後, 県が公社の主要業務である土地分譲事務を行うに当たり, 適正な業務を行う等指導した全ての記録, 公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
746	H23.12.2	H24.1.12	平成23年8月28日, 松陽高校大会議室において, 県住宅政策室の幹部の方が, 「交通の利便性が高く, 環境にも恵まれて子育てにも適するこの松陽台で県営住宅を建設したい」と説明されましたが, 県住宅政策室が, 「松陽台が子育てに適する」と断言できる根拠となる全ての資料等, 公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
747	H23.12.2	H24.1.12	平成19年度以降, 鹿児島県(土木住宅政策室)が鹿児島県住宅供給公社に対し, 公社の主要業務である土地分譲事務を行うに当たり, 適正な業務を行うよう指導した全ての文書, 記録, 公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
748	H23.12.2	H24.1.12	平成23年4月17日及び平成23年8月28日, 松陽高校大会議室において, 「県の所有している遊休の土地に県営住宅を建設することを検討してほしい」「その方が生活の利便性ははるかに高く, 税金も使わずに済む」「子育て世代のニーズに合致し, 競争率も高くなる」と提案, 要望が出されましたが, この要望を受けて県が他の県有地に県営住宅を建設することを検討した内容のわかる全ての記録, 公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
749	H23.12.2	H24.1.12	①ガーデンヒルズ松陽台個別訪問リスト(訪問計画) ②松陽台町の県営住宅建設について(説明内容) ③松陽台町の県営住宅整備に係る住民説明について(訪問結果, 住民の意思) ④訪問した世帯の訪問記録	一部開示	土木部 建築課	7条1号
750	H23.12.2	H24.1.12	・鹿児島県住宅供給公社の収支(H18～38)の見通し	開示	土木部 建築課	
751	H23.12.2	H24.1.12	鹿児島県住宅供給公社損益計算書(平成22年度)	開示	土木部 建築課	
752	H23.12.5	H23.12.5	学校法人〇〇〇 1. 貸借対照表 2. 財産目録 3. 事業活動収支計算書 4. 事業概況書(事業報告書) 上記直近3期分(H20年度から H22年度まで)	取下げ	総務部 学事法制課	
753	H23.12.5	H23.12.5	社会医療法人〇〇〇の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書及び監事監査報告書(平成22年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 4号
754	H23.12.5	H23.12.6	医療法人〇〇〇の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書及び監事監査報告書(平成22年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 4号
755	H23.12.5	H23.12.12	1 平成21年度から24年度までの鹿児島県公立学校教育選考試験一次筆記試験(教職教養及び高校地理, 歴史)の問題及び解答(配点を含む。) 2 平成21年度から24年度までの鹿児島県立公学校教員等選考試験二次試験実施要領 3 平成21年度から23年度までの鹿児島県立公学校教員等選考試験二次試験模擬授業指示カード 4 平成24年度鹿児島県立公学校教員等選考試験二時試験グループ討議指示カード	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
756	H23.12.5	H23.12.19	県が株式会社〇〇〇に平成23年11月28日付けで通知した林地開発許可地の防災施設等の完成等に関する文書	開示	環境林務部 森林整備課	
757	H23.12.6	H23.12.7	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 大崎輝北線	開示	土木部 道路維持課	
758	H23.12.6	H23.12.20	道路現況台帳図(国道 504号 出水市高尾野町柴引〇〇〇付近)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
759	H23.12.7	H23.12.19	① 〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書(平成23年9月8日受付)一式のうち, 周辺見取図・建物配置図(図1-2), 地階・1階平面図(図2-1), 2階平面図(図2-2), 3階平面図(図2-3), 4階平面図(図2-4), 5階平面図(図2-5)及び6階平面図(図2-6) ② (仮称)〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書(平成23年9月15日受付)一式のうち, 周辺見取図(図面資料-2), 1階平面図兼配置図(図面資料-3. 1)及び2階平面図兼配置図(図面資料-3. 2) ③ 〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書(平成23年10月14日受付)一式のうち, 周辺見取図(別図-2), 1階平面図(別図-7), 2階平面図(別図-8)及び3階平面図(別図-9)	開示	商工労働水産部 商工政策課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
760	H23.12.8	H23.12.15	平成24年度鹿児島県公立学校教員選考試験 1 一次試験筆記問題及び解答(配点を含む) 教職教養, 小学校全科, 中高国語, 中学社会, 高校地理歴史, 高校公民, 中高数学, 中高理科, 中高音楽, 中高美術, 書道, 中高保健体育, 中学技術, 中高家庭, 中高英語, (リスニングスクリプトを含む。), 農業, 工業(電気・情報), 商業, 水産(情報通信, 機関), 特別支援教育 2 一次試験実技試験実施要項及び試験問題 中学校・高等学校実技試験実施要項, 中高英語, 中高美術, 高校書道 3 一次試験英語ヒアリングCD, 音楽CD 4 二次試験グループ討議指示カード 5 二次試験実技試験実施要領 6 二次試験家庭実技試験	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
761	H23.12.8	H23.12.20	平成21年度(ゼロ国債)フォレスト・コミュニティ総合整備事業(森林基幹道開設 海潟麓線3工区)の本工事内訳表	開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
762	H23.12.8	H23.12.20	平成21年度フォレスト・コミュニティ総合整備事業(森林基幹道 開設大根占吾平線)の本工事費内訳表	開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
763	H23.12.8	H23.12.20	平成22年度森林管理道 開設 万九朗中央線1工区(農山漁村地域整備交付金)の本工事費内訳表	開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
764	H23.12.9	H23.12.22	平成22年度の貸借対照表, 消費収支計算書 学校法人○○○外2法人	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
765	H23.12.9	H23.12.22	霧島市溝辺町崎森字西原○○○ 位置指定道路 S54.2.3 加土第○○○号 この部分の位置指定道路図面	取下げ	土木部 建築課	
766	H23.12.9	H24.1.10	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他, [固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西之表保険所, 屋久島保険所, 名瀬保健所, 徳之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年12月1日から平成23年12月28日までに, 新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
767	H23.12.9	H24.2.7	平成16年度から平成23年12月1日までに県内農協から届出のあった不祥事件発生状況をまとめた一覧表(年度ごと)	一部開示	農政部 農業経済課	7条1号, 2号, 4号
768	H23.12.12	H23.12.26	・指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準の遵守について(勧告) ・訓練等給付費の請求誤りに伴う返還について(通知)	開示	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	
769	H23.12.14	H24.1.11	○○○に係る届出書のうち, 第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者の届出書(平成6年1月28日受付), 訂正願(平成6年9月9日受付)及び届出事項変更報告書(平成7年10月31日受付)	一部開示	商工労働水産部 商工政策課	旧8条3号, 4号
770	H23.12.15	H23.12.16	平成21年度 鹿児島県共通使用封筒広告掲載契約書 平成20年度 鹿児島県共通使用封筒広告掲載契約書 平成19年度 鹿児島県共通使用封筒広告掲載契約書	一部開示	出納局 管財課	7条2号, 4号
771	H23.12.15	H23.12.20	平成23年度鹿児島県職員採用試験に係る公文書	開示	人事委員会 人事委員会事務局総務課	
772	H23.12.15	H24.1.6	○○○に係る大規模小売店舗立地法第5条第1項に規定による新設届出書(平成23年10月14日受付)一式のうち, P. 1~2及び別図ー7(1階平面図), 別図ー8(2階平面図), 別図ー9(3階平面図)	開示	商工労働水産部 商工政策課	
773	H23.12.16	H23.12.21	平成23年10月1日から平成23年11月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
774	H23.12.16	H23.12.22	平成23年10月1日から平成23年11月30日の間に県内県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
775	H23.12.16	H23.12.22	平成23年10月1日から平成23年11月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
776	H23.12.16	H23.12.28	平成23年10月1日から平成23年11月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
777	H23.12.16	H24.1.4	平成23年10月1日から平成23年11月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
778	H23.12.16	H24.1.5	平成23年10月1日から平成23年11月30日の間に県内県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
779	H23.12.16	H24.1.6	平成22年度(ゼロ国債)復旧治山事業 天目石地内に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度復旧治山事業 尾立山2地内に係る表紙、一覧表、総括表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度復旧治山事業 早馬地内に係る表紙、一覧表、総括表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度復旧治山事業 中野1地内に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度復旧治山事業 中野2地内に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度復旧治山事業 花子地内に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書 平成22年度復旧治山事業 尾立山地内に係る表紙、一覧表、総括表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業 木場地内に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業 宮ノ谷地内に係る表紙、一覧表、総括表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業 水喰谷地内に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業 中原地内に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止施設災害復旧事業 堂ノ渡地内に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業 諏訪宇都地内に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業 浜尻地内に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業 郷田地内に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書 平成22年度林地荒廃防止事業 西比良地内に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表	開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
780	H23.12.16	H24.1.6	平成23年10月1日から平成23年11月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部県税課	7条2号、4号
781	H23.12.16	H24.1.10	以下13工事分の表紙(鏡)、設計書データ一覧表、総括表、工種明細書、本工事費内訳表、明細表、特殊単価表(霧島市国分川内字鍋迫1工区地区内は除く)の当初設計書 ・平成22年度補正復旧治山事業(霧島市福山町福山字大河内地内) ・平成22年度ゼロ国債復旧治山事業(始良市北山大丸(ゼロ国債)地内) ・平成22年度ゼロ国債復旧治山事業(ゼロ国債)(伊佐市大口大島上ノ原(ゼロ国債)地内) ・平成22年度復旧治山事業(霧島市国分川内字鍋迫1工区地区内) ・平成22年度復旧治山事業(霧島市国分川内字鍋迫2工区地区内) ・平成22年度復旧治山事業(始良市北山大丸地内) ・平成22年度復旧治山事業(始良市加治木町小山田字上ノ原地内) ・平成22年度復旧治山事業(霧島市福山町福山字大河内2工区地区内) ・平成22年度復旧治山事業(伊佐市大口大島字上ノ原地内) ・平成22年度復旧治山事業(霧島市福山町福山字大河内1工区地区内) ・平成22年度林地荒廃防止施設災害復旧事業(霧島市隼人町西光寺字川内地内) ・平成22年度林地荒廃防止事業(伊佐市菱刈前目字池平地内) ・平成22年度林地荒廃防止事業(始良郡湧水町川添字金武地内)	開示	始良・伊佐地域振興局 農林水産部林務水産課	
782	H23.12.16	H24.1.10	平成22年度復旧治山事業(横峯)に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度復旧治山事業(番屋)に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業(大中峯)に係る表紙、一覧表、本工事費内訳書、明細書	開示	熊毛支庁 農林水産部林務水産課	
783	H23.12.16	H24.1.10	以下7工事分の表紙・設計書データ一覧表・本工事費内訳書・明細書・特殊単価表(横平地内除く) ①22年度林地荒廃防止事業(礮平地内) ②22年度林地荒廃防止事業(横平地内) ③22年度林地荒廃防止事業(松崎地内) ④22年度林地荒廃防止事業(上原地内) ⑤22年度林地荒廃防止事業(妙見町地内) ⑥22年度林地荒廃防止施設災害復旧事業(戸ヶ峯1地内) ⑦22年度林地荒廃防止施設災害復旧事業(戸ヶ峯2地内)	開示	南薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
784	H23.12.16	H24.1.10	平成22年度林地荒廃防止事業(新照院工区)に係る表紙、設計書データ一覧表、総括表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業(九十田工区)に係る表紙、設計書データ一覧表、総括表、本工事費内訳書、明細書 平成22年度林地荒廃防止事業(西ノ城工区)に係る表紙、設計書データ一覧表、総括表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業(上長田工区)に係る表紙、設計書データ一覧表、総括表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業(田ノ頭工区)に係る表紙、設計書データ一覧表、総括表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業(椿平工区)に係る表紙、設計書データ一覧表、総括表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業(野首工区)に係る表紙、設計書データ一覧表、総括表、本工事費内訳書、明細書、特殊単価表	開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農林水産総務課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
785	H23.12.16	H24.1.11	平成22年度復旧旧治山事業(ゼロ国債) 町原地区に係る表紙, 一覧表, 総括表, 本工事費内訳書, 明細書, 特殊単価表 平成22年度復旧旧治山事業 浜口地区に係る表紙, 一覧表, 本工事費内訳書, 明細書, 特殊単価表 平成22年度復旧旧治山事業 町原地区に係る表紙, 一覧表, 総括表, 本工事費内訳書, 明細書, 特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業 長葉地区に係る表紙, 一覧表, 総括表, 本工事費内訳書, 明細書 平成22年度林地荒廃防止施設災害復旧事業 堅町地区に係る表紙, 一覧表, 総括表, 本工事費内訳書, 明細書, 特殊単価表 平成22年度林地荒廃防止事業 小鶴地区に係る表紙, 一覧表, 本工事費内訳書, 明細書, 特殊単価表	開示	北薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
786	H23.12.19	H24.1.6	以下18工事分の表紙(鏡), 設計書データ一覧表, 総括表(林道だけ), 本工事費内訳書, 明細書, 特殊単価表 ・海岸防災林造成事業(喜界町佐手久下茂3) ・海岸防災林造成事業(喜界町佐手久下茂2) ・海岸防災林造成事業(喜界町佐手久下茂1) ・海岸防災林造成事業(与論町麦屋瀬良) ・県営単治山事業(瀬戸内町古仁屋肥川原) ・県営単治山事業(奄美市名瀬西仲勝前勝原) ・県営単治山事業(龍郷町大勝長道) ・県単治山施設機能再生対策事業(奄美市住用村町役勝祖津) ・県単治山施設修繕事業(奄美市笠利町佐仁木取山) ・災害関連緊急治山事業(奄美市住用町摺勝登ノ小屋) ・災害関連緊急治山事業(龍郷町浦角子地内)(龍郷町浦角子) ・森林管理道開設 新小勝線2工区((育成林整備事業)宇検村部連) ・森林管理道開設 新小勝線3工区((育成林整備事業)宇検村湯湾) ・森林管理道開設 新小勝線4工区((育成林整備事業)宇検村湯湾) ・森林管理道開設 新小勝線1工区((育成林整備事業)宇検村湯湾) ・予防治山事業(瀬戸内町古仁屋大当原) ・予防治山事業(奄美市名瀬伊津部佐大熊) ・予防治山事業(天城町天城名須)	開示	大島支庁 農林水産部農政普及課	
787	H23.12.19	H24.1.16	民間事業者から鹿児島県に提出されている「管理型最終処分場」の設置に関する書類(平成21, 22, 23年)	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号
788	H23.12.20	H23.12.20	「飲食店営業許可台帳」 平成23年12月1日現在, 鹿児島県内の飲食店営業許可を有する施設一覧(ただし, 自動販売機, 仮設食品営業, 引車, 露店販売を除く。) ①屋号・商号②営業所所在地③営業車氏名(申請者)④許可年月日	取下げ	保健福祉部 生活衛生課	
789	H23.12.20	H23.12.28	給食施設(学校, 病院, 診療所, 事業所, その他)の不要許可台帳一覧。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年12月28日現在のもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
790	H23.12.20	H24.1.12	平成20年度, 21年度に茶業関係で補助金と交付金が使われた事業の具体的名称, 交付先(事業主体名), 交付額	開示	農政部 農産園芸課	
791	H23.12.22	H24.1.11	〇〇〇養豚場(指宿市〇〇〇)が平成17年7月11日に提出した水質汚染防止法に基づく「特定施設変更届出書」中, 施設配置図	開示	環境林務部 環境保全課	
792	H23.12.22	H24.1.17	道路整備(交付金)工事(蘭傘田瀬戸2号トンネル)における金入り設計書一式(鏡から参考資料まで)	一部開示	北薩地域振興局 建設部鶴島支所	7条6号
793	H23.12.26	H24.1.23	一般道路東郷山田宮之城線 白男川工区平面図	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
794	H23.12.27	H24.1.6	鹿屋市〇〇〇所在の有限会社〇〇〇が平成20年7月18日付けで宅地建物取引業法第4条第1項の申請をした際の免許申請書及び同条第2項の規定により添付しなければならないとされている書類のうち, 同法施行規則第1条の2第1項2号に規定する発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称, 住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面	開示	土木部 建築課	
795	H23.12.27	H24.1.18	過去10年間(平成14年度から平成23年度)に鹿児島知事が行った新規林地開発許可に係る許可書の写し	一部開示	環境林務部 森林整備課	7条1号
796	H24.1.4	H24.1.23	位置図及び一般道路504号 福山拡幅平面図	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
797	H24.1.6	H24.1.16	平成24年度鹿児島県公立学校教員選考試験問題及び解答 1 1次試験筆記試験の問題及び解答(実技試験問題を含む。) 2 2次試験グループ討議指示カード 3 2次試験実技試験問題	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
798	H24.1.10	H24.1.13	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他, [固定のみ])の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年11月28日から平成23年12月30日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
799	H24.1.10	H24.1.16	薩摩川内市のホテル〇〇〇に関する旅館業営業許可台帳 旅館業営業許可申請書記載事項変更届	一部開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	7条2号, 4号
800	H24.1.10	H24.1.19	別紙「全部開示決定公文書内訳表」に記載の位置図及び縦覧用平面図 百次木場茶屋線	開示	土木部 道路維持課	



整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
801	H24.1.10	H24.1.26	大島高校 平成22年度分の支出科目内訳書(個人別)	一部開示	教育委員会 教育庁教職員課	7条1号
802	H24.1.10	H24.2.24	最近の県内漁協における不祥事件の発生状況	一部開示	商工労働水産部 水産振興課	7条1号, 2号
803	H24.1.11	H24.1.11	貸金業登録名簿 業者名【〇〇〇】 所在地【鹿児島県薩摩川内市〇〇〇】 上記貸金業者についての, 代表者・所在地・連絡先・貸金業登録の有無・貸金業登録の時期・貸金業を廃業したならばその時期及び理由・その他一切の事項	取下げ	総務部 県民生活局生活・文化課	7条1号, 4号
804	H24.1.11	H24.2.3	貸金業の規制等に関する法律第3条第1項の規定に基づく〇〇〇に係る平成17年8月19日付け登録申請書及び貸金業者データベースに登録された電磁的記録	一部開示	総務部 県民生活局生活・文化課	7条1号, 4号
805	H24.1.12	H24.1.17	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン・旅館・その他)(固定のみ)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成23年10月1日から平成23年12月31日までに新規に許可を取得しているもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
806	H24.1.12	H24.1.19	23河川総合開発工事(周辺環境整備2工区)に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
807	H24.1.16	H24.1.24	平成12年度 予防治山事業 鹿児島市五ヶ別府町笠木 平面図	開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
808	H24.1.16	H24.2.7	●配置従事者身分証明書の登録者名簿 ●配置販売業の登録名簿	一部開示	保健福祉部 薬務課	7条1号
809	H24.1.17	H24.2.3	ポリ塩化ビフェニール(PCB)廃棄物を保管する事業者が提出したPCB廃棄物保管状況等届出書の平成22年度集計	開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	
810	H24.1.18	H24.1.20	県内ボイラーばい煙発生施設リスト ・大気汚染防止法及び鹿児島県公害防止条例に係わるボイラーの工場, 事業, 工場名, 住所, 及び電話番号 平成23年3月31日現在	取下げ	環境林務部 環境保全課	
811	H24.1.18	H24.1.27	○薬局, 店舗販売業, 薬種商販売業, 一般販売業, 卸売販売業, 高度管理医療機器販売業貸貨業の許可内容(許可番号, 開設者氏名, 店舗名称, 店舗所在地, 有効期間の開始日及び終了日) ○配置販売業の許可内容(許可番号, 開設者氏名, 開設者住所, 有効期間の開始日及び終了日)	開示	保健福祉部 薬務課	
812	H24.1.18	H24.1.30	・平成23年度版土木工事電算コード表 ・施工内訳表	開示	土木部 監理課	
813	H24.1.18	H24.1.31	平成22年8月24日付けで地方公務員法違反について鹿児島地方検察庁に〇〇〇が告発した件に関し, 平成22年8月から平成22年12月までの間に, 県警職員である〇〇〇が鹿児島地方検察庁で事情聴取を受けるための上司への報告, 出張した時に作成された行動記録に関する公文書	不開示	警察本部長 警察本部警務部総務課	文書不存在
814	H24.1.18	H24.2.9	平成3年度~平成23年度における課長級以上の県職員の, 営利企業及び営利企業以外の法人への再就職の状況 ・氏名・退職時の補職名 ・再就職先の名称・再就職先における地位 ・再就職(予定)日	取下げ	総務部 人事課	
815	H24.1.19	H24.1.24	社会福祉法人 〇〇〇の 1 財産目録 2 貸借対照表 3 事業活動収支計算書 4 資金収支計算書 (平成22年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
816	H24.1.19	H24.2.8	平成22年8月24日付けで地方公務員法違反に対して鹿児島地方検察庁に〇〇〇が告発した件に関し平成22年8月から平成22年12月までの間県職員環境保全課〇〇〇が鹿児島地方検察庁で事情聴取を受ける為上司への報告, 出張した時に作成された行動記録に関する公文書	不開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 存否応答拒否
817	H24.1.19	H24.2.16	確認済証番号第〇〇〇号, 第〇〇〇号, 第〇〇〇号, 第〇〇〇号の「建築計画概要書」の第一面から第三面	開示	土木部 建築課	
818	H24.1.20	H24.2.2	大気汚染防止法及び鹿児島県公害防止条例に係わるばい煙発生施設(ボイラー)の工場・事業場名, 住所, 電話番号, 伝熱面積, 燃料種類, 燃料消費量及び設置年月日(平成23年3月31日現在)	開示	環境林務部 環境保全課	
819	H24.1.23	H24.2.7	道路改築工事(串良鹿屋道路2・1工区) 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳書, 施工内訳表	一部開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
820	H24.1.24	H24.1.25	飲食店営業(一般)の要許可台帳一覧。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成24年1月24日現在のもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
821	H24.1.24	H24.2.10	・損害保険契約保険証券の写し及び特約条項 ・スポーツ安全保険加入依頼書 ・社会体育施設保険制度加入申込票 ・青少年団体保険制度加入者票	一部開示	教育委員会 教育庁総務福利課	7条1号, 2号, 4号

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
822	H24.1.24	H24.2.16	平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に契約者を鹿児島県警察本部長又は鹿児島県警察の各所属長として契約した損害保険証券の写し(自賠責保険を除く。)入札がある場合は、上記契約の仕様書写し	一部開示	警察本部長 警察本部警務部会計課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
823	H24.1.24	H24.2.16	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他〔固定のみ〕)のよう許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし、平成24年1月1日から平成24年1月31日までに、新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
824	H24.1.24	H24.2.22	(1)病院賠償責任保険加入者カード (2)損害保険加入者カード 上記文書の平成23年度分 (鹿屋医療センター, 県立大島病院, 県立始良病院, 県立南薩病院, 県立北薩病院) (3)傷害保険証券写 上記文書の平成23年度分(県立始良病院) (4)建物共済加入承認書(平成23年度分) (5)産科医療保障責任保険加入者証 上記文書の平成23年分(鹿屋医療センター, 県立大島病院)	一部開示	県立病院事業管理者 県立病院局県立病院課	7条2号, 4号
825	H24.1.24	H24.3.26	建物共済加入承認書, 保険証券, 保険料支払の猶予に関する特約, 賠償責任保険証券, 道路特約条項, 国内旅行傷害保険一括包括契約特約書, 往復途中における傷害補償特約, 国内旅行傷害保険契約証, 普通傷害保険証券, 精神障害者移送業務に係る損害保険仕様書, 傷害補償・施設賠償責任補償証券, 火災共済委託承認書, 漁船普通損害保険証券, 漁船船主責任保険証券, 海上保険証券, 動産総合保険証券, OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE, 被保険者証明書, 平成23年度普及指導協力委員傷害保険について, 平成23年度農業なんでも相談員傷害保険について, 加入者証, 獣医師特約条項, 道路賠償責任保険特約書, 道路賠償責任保険契約仕様書, 運送保険証券, 自動車保険証券, 保険契約申込書, リビングサポート保険証券, 引受証明票, 仕様書, 中途追加・削除物件の通知・精算に関する特約条項, 森林国営保険証書, 病院賠償責任保険加入者カード, 動産総合保険・盗難保険明細書, 自動車保険契約継続証	一部開示	総務部 学事法制課	7条1号, 2号, 4号
826	H24.1.25	H24.2.3	平成23年度工事 薄井漁港水産流通基盤(一般)整備工事(1工区)に係る工事設計書, 工事費総括内訳表, 施行内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	7条6号
827	H24.1.25	H24.2.3	平成23年度工事 片側港整備交付金工事(2工区)に係る工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施行内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	7条6号
828	H24.1.25	H24.2.3	平成23年度工事 宮之浦港整備交付金工事(2工区)に係る工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施行内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	7条6号
829	H24.1.25	H24.2.6	認定番号順自動車運転代行業者名簿	開示	警察本部長 警察本部交通部交通企画課	
830	H24.1.25	H24.2.21	・立地可能性等調査(処分場自体の調査)業務委託に係る文書 ・立地可能性等調査(生活環境等影響調査)業務委託に係る文書 ・立地可能性等調査(追加ボーリング)業務委託に係る文書 ・公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本計画・基本設計策定業務委託に係る文書	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号
831	H24.1.26	H24.1.30	鹿地福第〇〇〇号平成23年〇月〇日(地域保健福祉課扱い)特定非営利活動法人〇〇〇理事長〇〇〇宛ての勧告に基づきとった措置を平成24年〇月〇日までに別紙勧告事項報告書により, 鹿児島地域振興局地域保健福祉課へ報告の指導監査指摘事項改善報告書すべて	取下げ	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	
832	H24.1.26	H24.2.22	建築士事務所登録一覧(1級・2級) 平成24年1月26日現在	開示	土木部 建築課	
833	H24.1.27	H24.2.15	平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に契約した損害保険契約保証証券	一部開示	鹿児島県道路公社	7条2号, 4号
834	H24.1.27	H24.2.16	平成23年9月1日から平成24年9月1日までの保険期間の自動車保険証券	一部開示	鹿児島県土地開発公社	7条2号, 4号
835	H24.1.27	H24.2.17	過去5年分の産業廃棄物処理業の許可の取り消しがされた業者と取り消し理由が分かる文書	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号
836	H24.1.27	H24.2.20	(財)〇〇〇 平成21年度・平成22年度の貸借対照表, 正味財産増減計算書及び損益計算書	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
837	H24.1.27	H24.2.22	〇〇〇に係る大規模小売店舗新設届出書一式	開示	商工労働水産部 商工政策課	
838	H24.1.27	H24.2.22	市町村概況書(市町村概況調査)のうち, 平成8年から同12年の期間における, 西之表市, 中種子町, 南種子町に関する全てのもの	不開示	企画部 地域政策課	文書不存在
839	H24.1.27	H24.2.24	〇〇〇氏が平成21年7月1日に始良保健所あて電話により申し出をした異物混入事例の調査結果報告書	不開示	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	7条1号, 存否応答拒否

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
840	H24.1.30	H24.2.16	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般、その他〔固定店舗のみ〕)の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所、西之表保健所、屋久島保健所、名瀬保健所、徳之島保健所を除く県下全域) ただし、平成24年1月1日から平成24年1月31日までに、新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
841	H24.1.30	H24.2.24	放置車両確認事務委託事業に関する入札説明書、仕様書、契約書、落札価格評価値の内容がわかるものの平成22年契約分とその前回契約分	一部開示	警察本部長 警察本部交通部交通指導課	7条1号, 2号, 4号
842	H24.1.30	H24.2.27	1 県教委事務局職員及び県教委が任命権を持つ学校職員に係る懲戒処分一覧表 ※平成18年度から平成23年度懲戒処分まで 2 県教委事務局職員及び県立学校職員に係る訓告措置一覧表 ※平成20年度から平成23年度訓告措置まで	一部開示	教育委員会 教育庁教職員課	7条1号
843	H24.1.30	H24.2.27	平成19年1月から平成23年12月までの懲戒処分の件数と内容(文書訓告及び厳重注意を含む)	一部開示	総務部 人事課	7条1号
844	H24.1.31	H24.2.2	平成23年12月19日に実施した一般競争入札(空間放射線測定装置(NaI式検出器))の入札執行調書	一部開示	出納局 管財課	7条1号
845	H24.1.31	H24.2.6	平成23年10月11日付けい串部第271号いちき串木野市からの通知「町の区域の設定及び変更について(通知)」 平成23年10月11日付け土調第135号鹿児島市からの通知「町の区域の設定及び変更について(通知)」	開示	総務部 市町村課	
846	H24.1.31	H24.2.23	鹿児島県警察職員に関する懲戒処分、訓戒処分、注意処分にかかる台帳(平成23年分)	一部開示	警察本部長 警察本部警務部監察課	7条1号
847	H24.2.1	H24.2.22	議会事務局職員の処分件数と処分内容 (2011年12月までの10年間分)	不開示	議会 議会事務局総務課	文書不存在
848	H24.2.1	H24.2.23	鹿児島県警察職員に関する懲戒処分、訓戒処分、注意処分にかかる台帳(平成19年～平成22年までの分)	一部開示	警察本部長 警察本部警務部監察課	7条1号
849	H24.2.2	H24.2.9	平成24年度鹿児島県公立学校教員選考試験(中学・高校の美術)の問題及び解答(実技試験問題を含む)	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
850	H24.2.7	H24.2.16	確認済証番号第〇〇〇号、第〇〇〇号、第〇〇〇号、第〇〇〇号、第〇〇〇号、第〇〇〇号の「建築計画概要書」の第一面から第三面	開示	土木部 建築課	
851	H24.2.7	H24.3.1	土地賃貸借契約書	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号
852	H24.2.8	H24.2.16	平成24年度鹿児島県公立学校教員選考試験一般教養及び教職教養の問題及び解答	開示	教育委員会 教育庁教職員課	
853	H24.2.8	H24.2.29	①〇〇〇に係る大規模小売店舗新設届出書(平成23年12月21日受付)一式のうち、大規模小売店舗届出書P. 1～2及び図面資料-2(周辺見取図)、資料-3(平面図兼配置図) ②〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書(平成23年12月28日受付)一式のうち、大規模小売店舗届出書P. 1～2及び図面資料-2(周辺見取図)、資料-3(平面図兼配置図) ③〇〇〇に係る大規模小売店舗届出書(平成24年1月27日受付)一式のうち、大規模小売店舗届出書P. 1～2及び別図-2(周辺見取図)、別図-7(配置平面図)	開示	商工労働水産部 商工政策課	
854	H24.2.9	H24.2.28	大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の工場・事業場名、所在地、施設の種類、設置年月日及び煙突の高さ (平成23年3月31日現在)	開示	環境林務部 環境保全課	
855	H24.2.9	H24.3.9	平成23年度 工事進捗状況報告書関係書類	一部開示	企画部 地域政策課	7条2号, 4号
856	H24.2.13	H24.2.14	財団法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)	開示	農政部 経営技術課	
857	H24.2.13	H24.2.15	社会福祉法人〇〇〇 平成20年度、平成21年度及び平成22年度の決算書(貸借対照表、事業活動収支内訳表)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
858	H24.2.13	H24.2.20	社会福祉法人〇〇〇 平成22年度の貸借対照表、事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
859	H24.2.13	H24.2.20	平成22年度の貸借対照表、消費収支計算書(学)〇〇〇	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
860	H24.2.13	H24.2.20	2011年9月30日の環境厚生委員会の議事録における環境林務課長の答弁(①「私のほうも確認しました」②「委員会としては一定の決着をつける。ただし、執行部側に対して、あるいはこれに関連する方について、その強制力はない。あくまでも要望の趣旨は分かったという、少し玉虫色といってしまうか、そのような理解」)について、このような確認をされた部署名、氏名、日時、及びその根拠となる文書	不開示	環境林務部 環境林務課	文書不存在

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
861	H24.2.13	H24.3.6	1 港湾台帳(硫黄島港)のうち ① 泊地及び船だまり ② 外郭施設 ③ 防波堤(北)断面図(施設番号B-1-6), 断面図(施設番号B-1-6-1), 断面図(施設番号B-4-1-1), 断面図(施設番号B-4-1-2), 断面図(施設番号B-4-1-3), 断面図(施設番号B-4-1-4), 断面図(施設番号B-4-1-5), 離岸断面図(施設番号B-11-11), 硫黄島港防波堤(沖)(施設番号B-1-7-2), 硫黄島港防波堤(沖), 断面図(施設番号B-1-7-3) 2 硫黄島港県単港湾整備工事(雇用経済対策)施行計画書のうち, 施行方法及び計画工程表	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条1号
862	H24.2.13	H24.3.13	牧ノ原養護学校内部改修空調工事(管1番棟・厨房)に係る金入り設計書	一部開示	土木部 建築課	7条6号
863	H24.2.13	H24.3.14	平成19年4月1日から平成24年2月11日の間の, 主要10電力会社の株式会社及び社債の保有状況(購入・売却の経緯も分かるもの), 配当及び償還の時期と金額が分かるもの。ただし, 文書が300枚以上になる場合は概要が分かるもの。	不開示	総務部 学事法制課	文書不存在
864	H24.2.14	H24.2.20	平成22年度の貸借対照表, 消費収支計算書 (学)○○○外1法人	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
865	H24.2.14	H24.3.6	平成13年度県道路整備(交付金B)工事(川内市鳥追町地内)の平面図, 横断面図, 構造図, 写真	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条1号
866	H24.2.15	H24.2.17	財団法人○○○が, 公益財団法人○○○に移行した際の, 移行認定申請書及び当該申請に係る添付書類のすべて	取下げ	土木部 監理課	
867	H24.2.15	H24.2.22	平成23年12月1日から平成24年1月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
868	H24.2.15	H24.2.22	平成23年12月1日から平成24年1月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
869	H24.2.15	H24.2.24	平成23年12月1日から平成24年1月31日の間に県内全県事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	姶良・伊佐地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
870	H24.2.15	H24.2.24	平成23年12月1日から平成24年1月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
871	H24.2.15	H24.2.28	平成23年12月1日から平成24年1月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
872	H24.2.15	H24.3.2	平成23年12月1日から平成24年1月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
873	H24.2.15	H24.3.9	平成23年12月1日から平成24年1月31日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
874	H24.2.15	H24.3.14	平成19年4月1日から平成24年2月14日の間に, 電力会社等(主要10電力会社, ○○○会社, ○○○グループ企業23社及び○○○)から受けた寄付等に係る (1) 庁内又は電力会社等との協議・打ち合わせ・会議の開催状況や内容が記載された公文書 (2) (1)の際に配布された資料 (3) 実際に電力会社等が寄付等を行った時期・名目・金額が記載された公文書 (4) 実際に電力会社等からの寄付等を県が受領した時期・名目・金額が記載された公文書	不開示	総務部 学事法制課	文書不存在
875	H24.2.15	H24.3.15	立地可能性等調査(処分場自体の調査)業務委託報告書 立地可能性等調査(追加ボーリング)業務委託報告書 鹿児島県産業廃棄物専門委員会議事録 エコパークかごしま安全監視委員会会議概要	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 4号
876	H24.2.15	H24.3.15	薩摩川内市川永野町に建設が進められている産業廃棄物管理型最終処分場予定地から出た汚泥を産廃でないとした根拠(データ・会議録などすべて)	不開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	文書不存在
877	H24.2.16	H24.2.24	「社団法人○○○」が「公益社団法人○○○」に公益移行認定を申請した際, 鹿児島県へ提出した申請書及び添付した書類一式	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
878	H24.2.17	H24.2.20	動物取扱業者登録台帳(鹿児島市を除く。)	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
879	H24.2.17	H24.3.8	施工実績調査(橋梁補修) 施工実績書(トンネル補修) 施工実績調査(橋梁塗装)	開示	土木部 道路維持課	
880	H24.2.17	H24.3.19	獣医療法第3条に定める飼育動物の診療施設の開設届の一覧表	一部開示	農政部 畜産課	7条1号
881	H24.2.20	H24.3.13	鹿児島県原子力防災センターに係る 建物台帳 国有地取得要望について	開示	危機管理局 危機管理防災課	
882	H24.2.20	H24.3.16	平成23年度のパーキング・メーターの管理等委託業務の落札業者及び落札金額に係る入札執行調査	一部開示	警察本部長 警察本部交通部交通規制課	7条1号, 6号
883	H24.2.20	H24.3.19	○○○株式会社の工場建設に関する覚書	開示	商工労働水産部 産業立地課	

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
884	H24.2.20	H24.3.21	東京事務所執行の食糧費支出に係る執行伺一式・領収書及び出席者名簿(平成21年度, 22年度, 23年度は請求のあった日まで)	一部開示	総務部 東京事務所	7条1号, 2号, 4号
885	H24.2.20	H24.3.21	確認済証番号第〇〇〇号, 第〇〇〇号の「建築計画概要書」の第一面から第三面	開示	土木部 建築課	
886	H24.2.20	H24.4.19	鹿児島県知事が県庁舎外で参加した飲食に関する食糧費の執行伺及び領収書	一部開示	総務部 学事法制課	7条1号, 2号, 4号, 6号, 文書不存在
887	H24.2.21	H24.2.22	次の医療法人の貸借対照表及び損益計算書(平成22年度分) 社会医療法人〇〇〇, 医療法人〇〇〇外4法人(平成21, 22年分) 医療法人〇〇〇	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
888	H24.2.21	H24.2.24	総合流域防災事業(朝日小川)における奄美市名瀬大字浦上字ヤン川〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇についての土地売買契約書	取下げ	大島支庁 建設部建設課	
889	H24.2.21	H24.3.5	平成22年度林地荒廃防止事業(諏訪宇都地内) 平成22年度林地荒廃防止事業(西平地内) 平成22年度復旧治山事業(花子地内) 平成22年度(補正)森林基幹道開設 海潟蕨線3工区の工事費内訳書(本工事内訳, 明細書, 特殊単価表) ただし, 特殊単価表については, 西比良地内及び花子地内を除く。	開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
890	H24.2.21	H24.3.8	下記工事の事業費総括表, 工事費総括表, 工事費内訳表, 工種明細表, 施工内訳表 1 21第3号県単河川等防災工事(集中豪雨対策・獅子目川3工区) 2 H22年度通常砂防工事(上の宮川工区) 3 H22年度通常砂防工事(河崎川工区) 4 H22年度通常砂防工事(辺田川工区)	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
891	H24.2.21	H24.3.21	平成23年11月28日以降に霧島市霧島永水において森林整備課職員が行った林地開発許可地の現地調査に関する書類	開示	環境林務部 森林整備課	
892	H24.2.21	H24.3.21	東京事務所執行の交際費支出に係る精算票, 資金前途記録票, 返納通知書兼領収書, 交際費支払証明書一式, 支出負担行為・支出命令票, 請求書(平成18年度, 19年度, 20年度, 21年度, 22年度, 23年度は請求のあった日まで)	一部開示	総務部 東京事務所	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
893	H24.2.22	H24.3.5	・南薩縦貫道(川辺道路)南九州神殿IC～南九州川辺IC(H24年度中供用開始予定)の道路の形状の分かる平面図	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
894	H24.2.22	H24.3.19	特定建築物一覧表(伊集院保健所管内)	一部開示	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部健康企画課	7条1号
895	H24.2.22	H24.3.21	東京事務所執行の食糧費及び交際費支出に係る執行伺一式, 領収書, 精算票, 資金前途記録票, 返納通知書兼領収書, 交際費支払証明書一式, 支出負担行為・支出命令票, 請求書及び出席者名簿(平成18年度, 19年度, 20年度, 21年度, 22年度, 23年度は請求のあった日まで)	一部開示	総務部 東京事務所	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
896	H24.2.22	H24.3.21	(1)大島本島地区赤土等流出防止対策協議会の設置目的 (2)大島本島地区赤土等流出防止対策協議会における赤土等流出防止に係る方策	却下	大島支庁 総務企画部総務企画課	公文書対象除外
897	H24.2.22	H24.3.21	平成22・23年度 大島本島地区赤土等流出防止対策協議会総会資料	開示	大島支庁 総務企画部総務企画課	
898	H24.2.24	H24.2.27	財団法人〇〇〇の平成22年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書	開示	教育委員会 教育庁総務福利課	
899	H24.2.24	H24.3.1	社会福祉法人〇〇〇の 1 貸借対照表 2 事業収支計算書(平成21年度・22年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
900	H24.2.24	H24.3.13	社会福祉法人〇〇〇外1法人 平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書(内訳表)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
901	H24.2.24	H24.3.13	社会福祉法人〇〇〇外1法人 平成22年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書(内訳表)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 4号
902	H24.2.24	H24.3.13	社会福祉法人〇〇〇外2法人 平成22年度の貸借対照表, 収支計算書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
903	H24.2.24	H24.3.13	社会福祉法人〇〇〇 平成22年度の貸借対照表, 収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
904	H24.2.27	H24.3.2	社団法人〇〇〇に係る平成22年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書	開示	商工労働水産部 雇用労政課	
905	H24.2.27	H24.3.12	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他〔固定のみ〕)のよう許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成24年2月1日から平成24年2月29日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
906	H24.2.27	H24.3.13	平成22年度の貸借対照表, 消費収支計算書 学校法人〇〇〇外5法人	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
907	H24.2.27	H24.3.27	霧島市霧島永水〇〇〇における林地開発許可地に関して、県と霧島市が情報交換等を行った打合せに参加した職員の出張復命書及びその議事録	一部開示	環境林務部 森林整備課	文書不存在
908	H24.2.27	H24.3.27	鹿児島県と霧島市が情報共有、情報交換を行った会議に出席した県職員の出張復命書及び議事録	一部開示	企画部 地域政策課	文書不存在
909	H24.2.27	H24.4.20	平成24年1月11日付け「勧告事項改善報告書」 平成24年1月11日付け「指定傷害福祉サービス事業者等実値検査に係る改善報告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	7条1号, 2号, 4号
910	H24.2.28	H24.3.7	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道504号, 国道58号, 国道267号, 鹿児島蒲生線, 郷戸市来線	開示	土木部 道路維持課	
911	H24.2.28	H24.3.22	鹿児島市小松原一丁目〇〇〇先に設置された大型標識(50km/hの速度規制及び指定方向外進行禁止)に係る国土交通省に交わした協議書及び大型標識管理簿	開示	警察本部長 警察本部交通部交通規制課	
912	H24.2.28	H24.3.22	鹿児島市小松原一丁目〇〇〇先に設置された大型標識(50km/hの速度規制及び指定方向外進行禁止)に係る理由及び意図が記載されている書類	不開示	警察本部長 警察本部交通部交通規制課	文書不存在
913	H24.2.29	H24.3.28	ガーデンヒルズ松陽台店舗誘致活動記録簿	一部開示	鹿児島県住宅供給公社	7条2号, 6号
914	H24.3.1	H24.3.6	社会福祉法人〇〇〇の平成21・22年度の 1 貸借対照表 2 事業収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
915	H24.3.1	H24.3.21	食品衛生法に基づく営業許可について、以下の許可種別に該当する管内の営業所の営業所名、所在地、市外局番を含む電話番号、許可満了日、営業許可種別の一覧表 飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業、アイスクリーム類製造業などで店舗で接客を行なっているか商品を直売している営業所で、短期営業、自動販売機、携帯電話番号を除くもの。	取下げ	保健福祉部 生活衛生課	
916	H24.3.1	H24.3.26	建築士事務所登録一覧(一級・二級・木造) 平成24年3月1日現在	開示	土木部 建築課	
917	H24.3.2	H24.3.6	〇〇〇に係る大規模小売店舗新設届出書一式(平成23年10月14日受付)	開示	商工労働水産部 商工政策課	
918	H24.3.2	H24.3.9	鹿児島県公有財産管理規則第33条の規定に基づく行政財産の使用許可書及び行政財産の使用許可書及び行政財産の使用許可変更許可書	一部開示	出納局 管財課	7条1号
919	H24.3.2	H24.3.12	建築物飲料水貯水槽清掃業の登録業者名簿(5号登録)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
920	H24.3.2	H24.3.16	性風俗特殊営業一覧表(店舗型性風俗特殊営業第4号)	開示	警察本部長 警察本部長生活安全部生活環境課	
921	H24.3.5	H24.3.13	・オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの関する調査票(平成23年10月11日の回答依頼への返答) ・オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの関する調査票(平成24年1月10日の回答依頼への返答)	開示	危機管理局 危機管理防災課	
922	H24.3.6	H24.3.12	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般、その他(固定店舗のみ))の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所管轄を除く県下全域) ただし、平成24年2月1日から平成24年2月29日までに、新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
923	H24.3.6	H24.3.14	文化庁に申請する文化財保護申請の会議に関する議事録	取下げ	教育委員会 教育庁文化財課	
924	H24.3.6	H24.3.28	指定障害福祉サービスの事業者等に対する実地指導の結果について(通知) 指定障害福祉サービスの事業者等に対する実地指導結果について(通知)	開示	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	
925	H24.3.7	H24.3.21	・2008年1月1日～2012年3月7日に新設した以下の業種全て(鹿児島市に所在する施設を除く。) 旅館業、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所の施設名、施設所在地、施設電話番号、営業者氏名、許可年月日 ・食品衛生法に基づく飲食店営業の要許可台帳一覧表。(固定のみ)	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号
926	H24.3.7	H24.3.26	2008年1月1日～2012年3月7日に新設した以下の業種全て(病院以外に関しては鹿児島市に所在する施設を除く。) 病院・診療所・歯科診療所・助産所・衛生検査所・歯科技工所・施術所の業種・施設名・施設所在地・施設電話番号・開設者名・開設年月日	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
927	H24.3.8	H24.3.27	薩摩川内市川永野町溪流阿茂瀬川1号ないし3号堤防の砂防施設について 1 阿茂瀬川砂防指定地及び砂防施設の位置図2件及び砂防指定地台帳の表紙の写し 2 上記1号～3号堰堤の基本諸元を示したものと及びその表紙の写し	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
928	H24.3.8	H24.4.9	県立始良病院の医療観察法病棟にかかる外部評価会議の会議録(23年)	一部開示	県立病院事業管理者 県立病院局県立病院課	7条1号, 5号, 6号

整理番号	請求受付年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
929	H24.3.9	H24.3.13	社会福祉法人〇〇〇 平成20年度、平成21年度、平成22年度の貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号、4号
930	H24.3.12	H24.3.16	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度から22年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
931	H24.3.12	H24.3.26	社会福祉法人〇〇〇の貸借対照表、事業活動収支計算書 直近決算書2期分	開示	保健福祉部 障害福祉課	
932	H24.3.12	H24.3.29	主要地方道19号鹿児島川辺線(南薩縦貫道)南九州神殿IC～南九州市川辺ICに係る道路計画平面図	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
933	H24.3.14	H24.3.19	H6治山台帳のうち志布志市 志布志町志布志3丁目〇〇〇の裏山に係る従断面図	開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
934	H24.3.14	H24.3.29	主要地方道19号鹿児島川辺線(南薩縦貫道)南九州神殿IC～南九州市川辺ICに係る道路計画平面図	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
935	H24.3.14	H24.4.6	食品衛生法に基づく飲食店営業(固定店舗のみ)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし、平成24年3月1日から平成24年3月31日までに、新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
936	H24.3.14	H24.4.13	鹿児島県環境放射線モニタリング委員会について ①委員の氏名及び肩書きのわかる文書 ②過去5年間(H19年度～H23年度)の同委員会の議事録及び出席者がわかる文書 ③過去5年間(H19年度～H23年度)の各委員への報酬等の支払い状況がわかる文書	一部開示	危機管理局 危機管理防災課	7条1号
937	H24.3.15	H24.4.6	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般、その他〔固定店舗のみ〕)の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所管轄を除く県下全域) ただし、平成24年3月1日から平成24年3月31日までに、新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
938	H24.3.16	H24.3.26	財団法人鹿児島県環境整備公社発注に係る「エコパークかごしま(仮称)整備工事」の入札に関するすべての文書	不開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	文書不存在
939	H24.3.16	H24.4.10	〇〇〇に対する補助金、助成金など県費の支出状況を示す文書(平成18年度～平成23年度)	不開示	総務部 市町村課	文書不存在
940	H24.3.16	H24.4.11	医療法人〇〇〇に対する平成18年度から平成23年度までの鹿児島県からの補助金支給額がわかる文書	不開示	総務部 学事法制課	文書不存在
941	H24.3.21	H24.4.5	食品衛生法に基づく飲食店営業の要許可台帳一覧表(固定のみ)。(鹿児島市を除く県下全域) ただし、平成23年11月1日から平成24年2月29日までに新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
942	H24.3.21	H24.4.18	医療事務関係文書 ①病院開設届出事項中一部変更届 ②医療機関再立入検査指摘事項等報告書(速報) ③病院廃止届	一部開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	7条1号、4号
943	H24.3.21	H24.4.20	地域住民等への説明会の概要	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号
944	H24.3.22	H24.3.30	鹿児島県都市計画事業宇宿中間地区土地区画整理事業に係る林地開発行為事前申出書(鑑)、区域面積の分かる書類及び区域図面	不開示	鹿児島地域振興局 農林水産部林務水産課	文書不存在
945	H24.3.26	H24.3.28	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の縦覧用平面図 百次木場茶屋線	開示	土木部 道路維持課	
946	H24.3.26	H24.4.24	平成23年11月1日から平成24年3月26日までの間に、県政記者室と県知事及び県広報課の間で知事記者会見の運営、参加等、会見に関する見解や意見交換等やりとりを行った全ての文書	不開示	知事公室 広報課	文書不存在
947	H24.3.26	H24.4.25	薩摩川内市の産業廃棄物管理型処分場用地に関し、平成17年から22年にかけて、株式会社〇〇〇もしくは「〇〇〇」、「株式会社〇〇〇」から県に提出された文書のすべて	不開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	文書不存在
948	H24.3.26	H24.4.25	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備地決定について	開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	
949	H24.3.28	H24.3.30	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 松原帖佐停車場線、国道504号、鹿児島蒲生線、高限申良線、黒石申良線、鹿屋環状線、国道328号	開示	土木部 道路維持課	
950	H24.3.28	H24.4.6	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧表 事業場名、事業場所在地、項番号、日平均排水量 (平成23年3月31日現在)	開示	環境林務部 環境保全課	

整理 番号	請求受 付日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
951	H24.3.28	H24.4.23	社会医療法人〇〇〇〇の決算届出関係書類の全部 ①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書 ⑤監事の監査報告書 ⑥社会医療法人関係書類一式(社会医療法人の認定要件を満たす旨を説明する書類) (最新の1年分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
952	H24.3.30	H24.4.27	平成23年度工事 変更後 設計概要・本工事費内訳表・施工内訳表・特殊単価内訳表 ・小湊漁港地域水産物供給基盤整備事業(23-1工区) ・枕崎漁港水産流通基盤(特定)整備工事(23-1工区) ・枕崎漁港水産流通基盤(特定)整備工事(23-2工区)	一部開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
953	H24.3.30	H24.4.27	平成23年度工事 変更後 設計概要・本工事費内訳表・施工内訳表・特殊単価内訳表 ・山川漁港水産流通基盤(特定)整備工事(23-2工区) ・川尻漁港地域水産物供給基盤整備事業(23-1工区)	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	



## (2) 鹿児島県情報公開条例

(平成12年12月26日鹿児島県条例第113号)  
(平成14年10月15日鹿児島県条例第66号)  
(平成16年3月26日鹿児島県条例第10号)  
(平成16年10月8日鹿児島県条例第54号)  
(平成16年12月24日鹿児島県条例第68号)  
(平成17年12月26日鹿児島県条例第102号・104号)  
(平成18年10月17日鹿児島県条例第60号)  
(平成19年7月6日鹿児島県条例第35号)

### 目次

- 第1章 総則(第1条 第4条)
- 第2章 公文書の開示(第5条 第18条)
- 第3章 不服申立て等(第18条の2 第21条)
- 第4章 情報公開施策の推進(第22条 第27条)
- 第5章 雑則(第28条 第31条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県立病院事業管理者並びに鹿児島県住宅供給公社、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土地開発公社をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(鹿児島県住宅供給公社、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土地開発公社(以下「公社」と総称する。)にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管されているもの

#### (解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。

#### (適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  
ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 法令若しくは条例の規定により，又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある内閣総理大臣，各省大臣その他国の機関の明示の指示により公にすることができない情報
- (4) 公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，県，国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 県，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等，地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は，開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において，不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし，当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは，この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は，開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し，当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当該公文書の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は，開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは，その旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は，開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は，開

示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の決定（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該公文書の全部又は一部が第7条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとする

るとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第19条及び第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき公文書の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(法令等による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合)には、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第18条 開示請求をして文書又は図画(これらの写しを含む。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 開示請求をして電磁的記録の開示(閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。)を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

### 第3章 不服申立て等

(会社に対する異議申立て)

第18条の2 会社がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該会社に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し、又は変更し、

当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

( 諮問をした旨の通知 )

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

( 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続 )

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 情報公開施策の推進

( 情報公開施策の推進 )

第22条 県は、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう、第2章に定める公文書の開示のほか、情報提供施策及び情報収集活動の充実を図り、情報公開施策の推進に努めるものとする。

( 情報提供施策の充実 )

第23条 県は、報道機関への情報の提供及び広報誌その他の手段による広報の充実を図り、広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 県は、県民の利用に供することを目的として作成し、又は収集した刊行物その他の資料について、閲覧等のための施設の充実及び目録の整備に努めるものとする。
- 3 県は、前2項に定めるもののほか、情報の所在の案内等情報の提供機能の充実を図り、情報提供施策の充実に努めるものとする。

( 情報収集活動の充実 )

第24条 県は、県民が必要とする情報を的確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

( 会議の公開 )

第25条 実施機関の附属機関その他これに類するものは、その会議（法令又は条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
  - (2) 公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- ( 出資法人の情報公開 )

第26条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（公社を除く。）であって実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

( 指定管理者の情報公開 )

第27条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

## 第5章 雑則

### (公文書の管理)

第28条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、規則で定めるところにより公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

### (運用状況の公表)

第29条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

### (適用除外)

第30条 法令の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。

### (規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県情報公開条例第7条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

## 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県情報公開条例の規定は、平成14年4月1日前に公社(同条例第2条第2項に規定する公社をいう。)の役員及び職員が作成し、又は取得した公文書(同項に規定する公文書をいう。)については、適用しない。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、同年3月31日から施行する。

### (経過措置)

- 7 この条例の施行前に改正前の鹿児島県病院事業の設置等に関する条例、鹿児島県行政手続条例、鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号)、鹿児島県個人情報保護条例及び鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(以下「旧条例」と総称する。)の規定により知事がした許可その他の行為又は旧条例の規定により知事に対してされている許可の申請その他の行為は、改正後の鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例、鹿児島県行政手続条例、鹿児島県情報公開条例、鹿児島県個人情報保護条例及び鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(以下「新条例」と総称する。)の相当規定により病院事業の管理者がした許可その他の行為又は新条例の相当規定により病院事業の管理者に対してされた許可の申請その他の行為とみなす。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年12月1日から施行する。

(守秘義務等に関する経過措置)

6 鹿児島県情報公開審査会又は鹿児島県個人情報保護審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第3項及び前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

7 附則第3項及び第5項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。



## 第2 個人情報保護制度

## 1 個人情報取扱事務の登録状況

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索することができるように個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

平成23年度末の個人情報取扱事務の登録件数は、1,317件となっており、個人情報取扱事務の登録簿は、県政情報センター及び当該事務を所管する各所属に備え置いて一般の閲覧に供しています。

平成23年度個人情報取扱事務の登録件数

(平成24年3月31日現在)

実施機関	事務登録数	事務区分及び件数				
		全庁 共通事務	出先機関 共通事務	所属固有事務		
				本庁	出先機関	
知事	知事公室	14	10	0	4	0
	総務部	164	14	22	104	24
	企画部	31	1	0	30	0
	環境林務部	80	2	10	63	5
	保健福祉部	324	2	83	221	18
	商工労働水産部	123	3	21	88	11
	農政部	130	1	38	84	7
	土木部	179	4	72	103	0
	危機管理局	13	0	1	12	0
	出納局	11	1	0	10	0
	鹿児島地域振興局	4	0	0	0	4
	南薩地域振興局	0	0	0	0	0
	北薩地域振興局	1	0	0	0	1
	始良・伊佐地域振興局	1	0	0	0	1
	大隅地域振興局	0	0	0	0	0
	熊毛支庁	0	0	0	0	0
	大島支庁	9	0	0	0	9
	工業用水道部	0	0	0	0	0
	計	1,084	38	247	719	80
	議会	7	1	0	6	0
教育委員会	39	4	22	11	2	
選挙管理委員会	18	0	0	18	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	
監査委員	4	1	0	3	0	
公安委員会	4	4	0	0	0	
警察本部長	137	13	55	69	0	
労働委員会	3	0	0	3	0	
収用委員会	3	0	0	3	0	
海区漁業調整委員会	4	0	0	4	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	
県立病院事業管理者	14	0	9	1	4	
合計	1,317	61	333	837	86	

注1 「全庁共通事務」とは、本庁の課(室)と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務を示します。(現にすべての所属では実施していないが、特定又は複数の部局で実施しているものも、この区分に該当します。)

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関が実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものを示します。

3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない個人情報取扱事務であって、本庁の1課(室)又は1出先機関のみで実施しているものを示します。

2 保有個人情報の開示請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示請求等の状況

(平成24年3月31日現在)

実施機関	請求 件数	左の処理状況				開 示 請 求 の 主 な 内 容
		開示	一部開示	不開示	その他	
知 事	知 事 公 室					
	総 務 部	1	1			
	企 画 部					
	環 境 林 務 部					
	保 健 福 祉 部	4	1	3		
	商 工 労 働 水 産 部	2		2		
	農 政 部					
	土 木 部	1		1		
	危 機 管 理 局					
	出 納 局					
	鹿 児 島 地 域 振 興 局					
	南 薩 地 域 振 興 局					
	北 薩 地 域 振 興 局	2		2		
	始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局					
	大 隅 地 域 振 興 局					
	熊 毛 支 庁	1	1			
	大 島 支 庁	3	1	2		
	工 業 用 水 道 部					
	計	14	4	10		
議 会						
教 育 委 員 会	3	1	1	1		
選 挙 管 理 委 員 会						
人 事 委 員 会	3	1	2			
監 査 委 員	1	1				
公 安 委 員 会						
警 察 本 部 長	28	1	17	7	3	
労 働 委 員 会	1		1			
収 用 委 員 会						
海 区 漁 業 調 整 委 員 会						
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会						
県 立 病 院 事 業 管 理 者						
合 計	50	8	31	8	3	

(2) 開示請求等の特例に係る開示申出（簡易開示）の状況

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた一定の個人情報について、書面によらずに口頭等の簡易な方法による開示申出を受け、請求者本人であることを確認のうえ、その場で一定の方法により開示するもので、実施機関はあらかじめ定めた開示事項の内容等を告示することとなっています。

簡易開示の対象となる個人情報は、県職員採用試験、県立高等学校の入学試験、各種資格試験等の結果（得点、順位等）です。

平成23年度の簡易開示の処理状況は次のとおりです。

実施機関	試験数	受験者数	開示件数
知事	21試験	10,405名	156件
教育委員会	6試験	13,617名	4,611件
人事委員会	7試験	2,873名	271件
警察本部長	1試験	96名	11件
県立病院事業管理者	1試験	143名	0件
合計	36試験	27,134名	5,049件

3 保有個人情報の訂正請求の状況

保有個人情報の訂正請求とは、開示を受けた方が自己の保有個人情報に事実に関する誤りがあると認めるときには、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含みます。）を請求することができるものです。

平成23年度の保有個人情報訂正請求は、ありませんでした。

4 保有個人情報の利用停止請求の状況

保有個人情報の利用停止請求とは、開示を受けた方が自己の保有個人情報が不適切に取り扱われていると認めるときには、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができるものです。

平成23年度の保有個人情報利用停止請求は、ありませんでした。

## 5 不服申立ての状況

開示請求，訂正請求又は利用停止請求に対する実施機関の決定に不服がある請求者は，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき，不服申立てを行うことができます。

平成23年度に行政不服審査法に基づく不服申立て（異議申立て又は審査請求）がなされた件数は6件で，平成24年3月31日現在，全て処理中となっています。

また，条例施行以来，平成23年度までに不服申立てがなされた件数は，52件となりました。

### (1) 年次別不服申立て件数

（平成24年3月31日現在）

年 度	不服申立て 件 数	決定又は裁決				取下げ	処理中
		却下	棄却	認容			
				全部	一部		
平成15年度～ 平成21年度	40	1	29	1	2	1	6
平成22年度	6	0	0	0	0	0	6
平成23年度	6	0	0	0	0	0	6
合 計	52	1	29	1	2	1	18

「決定又は裁決」欄は，当該年度になされた不服申立て案件に対するそれぞれの対応を示す。

### (2) 不服申立ての概要（平成23年度の申立て案件に限る。）

番号	不服申立て 年 月 日	請求の内容	事 務 担 当 課	原 決 定 審 査 会			決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年 月 日 決定状況	理 由	諮問年月日 答申年月日	
1	23.6.8	保有個人情報の開示請求 私に関する 警察署からの通報書 私に関する 地域振興局保健福祉環境 部からの送付書類	県立病院局 県立病院課	23.4.11 一部開示	第三者情報 公共安全等情報 事務事業情報	23.7.7 (諮問保第40-1号)	
2	23.7.26	保有個人情報の開示請求 平成 年 月 日から平成 年 月 日ま での間の元鹿児島県警察職員 に関する「健康 診断連絡簿」中の私の情報	警察本部 科学捜査研 究所	23.5.30 不開示	不存在	23.8.24 (諮問保第45号)	
3	23.7.26	保有個人情報の開示請求 平成 年 月 日から平成 年 月 日ま での間の元鹿児島県警察職員の に関し，出勤 状況，代休，年休の取得状況を記載した「勤務記 録簿」，超過勤務の状況を記載した「超過勤務等 命令簿」，夜間特殊業務作業実績簿」，外出，外泊 の状況を記載した「旅行連絡簿」「旅行承認簿」 の中の私に関する情報	警察本部 科学捜査研 究所	23.5.30 不開示	不存在	23.8.24 (諮問保第46号)	
4	23.7.26	保有個人情報の開示請求 平成 年 月から平成 年 月までの間元鹿 児島県警察職員 が旅行命令された旅行に 関し作成された「旅行命令簿」及び「旅行命令票」 中の私の情報	警察本部 科学捜査研 究所	23.5.30 不開示	不存在	23.8.24 (諮問保第47号)	

番号	不服申立て 年 月 日	請求の内容	事 担 当 課	原 決 定 審 査 会			決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容	
				年 月 日 決定状況	理 由	諮問年月日 答申年月日		答 申 内 容
5	23.7.26	保有個人情報の開示請求 平成 年 月 日から平成 年 月までの間 鹿児島県警察本部科学捜査研究所 科が鑑 定した件数及び元鹿児島県警察職員 が鑑 定した件数、緊急鑑定した件数がわかる公文書並 びに平成 年 月から平成 年 月までの間元 鹿児島県警察職員 が 大学において 研修することになった経緯が分かる公文書中の 私の情報	警察本部 科学捜査研 究所	23.5.30 不開示	不存在	23. 8.24 (諮問保第48号)		
6	23.10.19	保有個人情報の開示請求 2008年6月18日、精神保健指定医2名が「私」 を診察した際の「緊急措置入院」「移送処分」の 行政処分にかかる診察の記録	保健福祉部 障害福祉課	23.8.24 一部開示	本人等情報 第三者情報 公共安全等情報 事務事業情報	23.11.10 (諮問保第49号)		

# 資 料

- (1) 保有個人情報の開示請求の内容及び処理状況一覧表
- (2) 簡易開示実施状況一覧
- (3) 鹿児島県個人情報保護条例

## (1) 保有個人情報の開示請求の内容及び処理状況

整理番号	請求受付年月日	開示する公文書の内容	決定内容	事務担当課	不開示該当条項
1	H23.4.22	平成22年度前期技能検定試験におけるあなたの合否及び試験結果（実技技能試験及び学科試験の得点）	一部開示	知事 商工労働水産部 雇用労政課	13条2号, 5号
2	H23.5.2	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間の元鹿児島県警察職員 に関する健康診断の「個人結果通知書」中のあなたに関する情報	不開示	警察本部長 科学捜査研究所	不存在
3	H23.5.2	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間の に関し, 出勤状況・代休・年休の取得状況を記載した「勤務記録簿」, 超過勤務の状況を記載した「超過勤務命令簿・夜間特殊業務作業実績簿」, 外出, 外泊の状況を記載した「旅行連絡簿」, 「旅行承認等」の中のあなたに関する情報	不開示	警察本部長 科学捜査研究所	不存在
4	H23.5.2	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間元鹿児島県警察職員 が旅行命令された旅行に関し作成された「旅行命令簿」及び「旅行命令票」中のあなたに関する情報	不開示	警察本部長 科学捜査研究所	不存在
5	H23.5.2	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間, 鹿児島県警察本部科学捜査研究所 科が鑑定した件数, 及び元鹿児島県警察職員 が鑑定した件数, 緊急鑑定した件数が分かる公文書並びに平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間, 元鹿児島県職員 が 大学において研修することになった経緯がわかる公文書中のあなたに関する情報	不開示	警察本部長 科学捜査研究所	不存在
6	H23.5.18	平成 年 月 日から同年 月 日までの間に, 警察署の警官があなたの電動自転車がパンクした件で, 勤務先の 高校に電話したことが分かる公文書中のあなたの情報	不開示	警察本部長 地域課	不存在
7	H23.5.19	あなたの退職願	開示	教育委員会 教育庁 教職員課	
8	H23.6.13	平成 年 月 日及び同年 月 日, あなたが交通事故処理の件で鹿児島県警察本部に電話で相談, クレームした内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 相談広報課	13条2号
9	H23.6.17	平成7年度新種子島空港整備事業実施に係るあなたと県との間で締結した土地売買契約書及び補償承諾書	開示	知事 熊毛支庁 建設部建設課	
10	H23.6.24	平成 年度～平成 年 月 日までの請求者の措置入院患者の定期病状報告書 平成 年度～平成 年度に請求者が行った退院処遇改善の請求に係る精神医療審査会の議事録 平成 年度～平成 年度に請求者が行った退院処遇改善の請求に係る審査結果の都道府県知事への通知	一部開示	知事 保健福祉部 精神保健福祉センター	13条1号, 2号, 3号, 5号, 6号, 7号
11	H23.7.6	確認日:平成 年 月 日 確認番号:第 号 の確認申請書(1～5面)及び添付図面一式(浄化槽審査書を含む) 検査済証交付日:平成 年 月 日 検査済証交付番号:第 号 の完了検査申請書(1～4面), 工事監理報告書及び添付写真全て	一部開示	知事 北薩地域振興局 建設部土木建築課 出水市駐在機関	13条3号, 5号



整理番号	請求受付年月日	開示する公文書の内容	決定内容	事務担当課	不開示該当条項
12	H23.7.11	に係る ・児童記録票 ・田中ビネー知能検査Vアセスメントシート ・知的障害児の障害程度の判定基準	一部開示	知事 保健福祉部 中央児童相談所	13条7号
13	H23.7.26	平成 年 月 日に請求者へ実施された措置入院に係る診察の診断書	一部開示	知事 保健福祉部 障害福祉課	13条1号, 2号, 5号, 7号
14	H23.7.27	平成 年 月 日,あなたが110番通報したことに係る緊急通報処理票中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 地域課	13条2号, 5号
15	H23.8.1	年 月 から 年 月 までの間,あなたが鹿児島県警察本部に出した「メール」,鹿児島県警察本部, 交番, 警察署, 警察署に配偶者からの暴力等について相談及び訪問した際の内容を記載した,並びに避難先に同行した警察官が作成した「配偶者からの暴力相談等対応票」,「配偶者からの暴力相談等処理票」及び「配偶者からの暴力相談等継続処理票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 生活安全企画課	13条2号, 7号
16	H23.8.12	平成 年 月 ころ,あなたが とのトラブルの件で, 警察署に調査依頼したことが記録された「苦情・相談等事案処理票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 相談広報課	13条2号
17	H23.8.25	平成 年 月 日,あなたが 警察署に対し相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 相談広報課	13条2号
18	H23.9.1	平成 年 月 ころから平成 年 月 ころまでの間,あなたが鹿児島県警察に対し,夫からの暴力について相談した内容を記載した公文書中のあなたに関する情報	不開示	警察本部長 生活安全企画課	不存在
19	H23.9.1	- - 建築確認申請書	一部開示	知事 土木部 建築課	13条5号
20	H23.9.6	平成 年 月 日,あなたが関係した交通事故に関して 警察署が作成した物損事故報告書中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 交通指導課	13条2号, 5号
21	H23.9.27	平成 年 月 日, 中学校の教室内であなたの二男である が怪我をさせられた件について,あなたが 警察署に届け出た内容が記載された公文書の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 少年課	13条2号, 5号
22	H23.9.27	平成 年 月 日, 中学校の教室内であなたの二男である が怪我をさせられた件について,あなたが 警察署に事情等を説明した内容が記載された公文書の中のあなたに関する情報	却下	警察本部長 少年課	
23	H23.9.27	平成 年 月 日, 中学校の教室内であなたが怪我をさせられた件について,あなたが 警察署に事情等を説明した内容が記載された公文書の中のあなたに関する情報	却下	警察本部長 少年課	
24	H23.10.12	平成 年 月 日,あなたが 警察署に対し,自分の写真がホテル(デリヘル)のインターネットサイトに無断で掲載された件で相談した内容について記載した「苦情・相談等事案処理票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 相談広報課	13条2号, 5号

整理番号	請求受付年月日	開示する公文書の内容	決定内容	事務担当課	不開示該当条項
25	H23.10.13	相談者 に係る平成 年 月 日付けの「配偶者からの暴力相談等処理票」、及び平成 年 月 日付け、平成 年 月 日付け、平成 年 月 日付け、平成 年 月 日付けの「配偶者からの暴力相談等継続処理票」の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 生活安全企画課	13条2号, 7号
26	H23.10.31	平成23年度前期技能検定試験におけるあなたの合否及び試験結果(実技試験及び学科試験の得点)	一部開示	知事 商工労働水産部 雇用労政課	13条2号, 5号
27	H23.11.9	平成 年度第 回人事委員会の議事録のうち、あなたに関する情報が記載された部分	一部開示	人事委員会 人事委員会事務局 職員課	13条2号, 6号, 不存在
28	H23.11.9	あなたが差し出した郵便の受付記録3件 平成 年 月 日受付 教職員課長宛 平成 年 月 日受付 教育長宛 平成 年 月 日受付 人事委員長宛	開示	知事 総務部 学事法制課	
29	H23.11.11	(1) 平成 年(不)第 号事案の証拠資料のうち、甲第1号証から第8号証及び乙第1号証から第11号証 (2) 平成 年 月 日開催の人事委員会議事録のうち、あなたに関する情報が記載された部分 (3) 平成 年 月 日付けであなたから送付された委員長宛の文書及び診断書	一部開示	人事委員会 人事委員会事務局 職員課	13条2号, 5号, 6号
30	H23.11.11	平成 年 月 日に監査委員事務局に配達されたあなたからの手紙	開示	監査委員 監査委員事務局 監査第一課	
31	H23.12.5	・平成 年(不)第 号事案についての決定書の送達に関する起案文 ・平成 年 月 日付け鹿児島県教育委員会教育長及び への文書	開示	人事委員会 人事委員会事務局 職員課	
32	H23.12.5	1 あなたの退職の決定に関わる 月 日の教育委員会(教育委員会の定例会及び臨時会をいう。以下同じ。)の会議録及び会議に提出されたあなたの氏名の記載がある資料 2 鹿児島地方裁判所平成 年(行)第 号の訴訟の乙12号証を裁判所に提出することについて検討を行った教育委員会の会議録 3 あなたに対して平成 年 月に「不利益処分ではない。」と回答したことに係る教育委員会の会議録	不開示	教育委員会 教育庁 教職員課	不存在
33	H23.12.5	1 あなたからの教職員課長宛ての手紙(平成 年 月 日受付)及び教育長宛ての手紙(平成 年 月 日受付) 2 鹿児島地方裁判所平成 年(行)第 号の訴訟の乙12号証及び乙14号証を裁判所に提出することについて検討を行った教育委員会の会議録(教育委員会の定例会及び臨時会をいう。)及び提出した際の起案書 3 「公文書開示請求に対する決定について(伺い)	一部開示	教育委員会 教育庁 教職員課	13条2号, 5号, 不存在
34	H23.12.14	平成 年 月 日 における医療事故報告	一部開示	知事 大島支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	13条2号, 5号

整理番号	請求受付年月日	開示する公文書の内容	決定内容	事務担当課	不開示該当条項
35	H24.1.5	確認日：平成 年 月 日 確認番号：第 号 の確認申請書（1～5面）及び添付図面一式（浄化槽審査書を含む） 検査済証交付日：平成 年 月 日 検査済証交付番号：第 号 の完了検査申請書（1～4面）、工事監理報告書及び添付写真全て	一部開示	知事 北薩地域振興局 建設部土木建築課 出水市駐在機関	13条3号, 5号
36	H24.1.11	平成 年 月 日付けで鹿児島県ライフル射撃協会が鹿児島県公安委員会あてに送付した射撃指導員推薦取消書（添付文書の処分通知書（写し）を含む。）中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 生活環境課	13条2号
37	H24.1.31	平成 年から平成 年までの間に、あなたが夫との離婚の事等で 交番に相談した内容を記載された苦情・相談等事案処理票中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 相談広報課	13条2号
38	H24.2.14	平成 年 月に私が 警察署 派出所の方に相談した内容を記載した苦情・相談等事案処理票中の私に関する情報	一部開示	警察本部長 相談広報課	13条2号
39	H24.2.15	平成 年 月にあなたが夫の暴力に関して 警察署に相談した内容が記載された「配偶者からの暴力相談等処理票」、「配偶者からの暴力相談等対応票」、「申立書」及び「援助申出書」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 生活安全企画課	13条2号
40	H24.2.21	平成 年度以降の 警察署に提出されたあなたが居住している に係る自動車保管場所証明申請書及びその添付書類の中のあなたに関する情報	開示	警察本部長 交通規制課	
41	H24.2.21	平成 年 月ころ、あなたが暴行を受けた件について、 警察署に届け出た時の内容を記載した関係書類（苦情・相談等事案処理票）中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 相談広報課	13条2号
42	H24.2.21	平成 年 月ころ、あなたが暴行を受けた件について、 警察署に届け出た時の内容を記載した応急事件処理簿の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 捜査第一課	13条2号, 5号
43	H24.2.21	平成 年 月ころ、あなたが暴行を受けた件について、 警察署に届け出た時の内容を記載した関係書類（緊急通報処理票）中のあなたに関する情報	不開示	警察本部長 地域課	不存在
44	H24.2.22	「総合流域防災事業（小宿大川）用地調査等業務委託（第1号）の報告書」	一部開示	知事 大島支庁 建設部建設課	13条2号, 7号
45	H24.2.24	あなたが平成 年 月 日に県と契約した土地売買契約書	開示	知事 大島支庁 建設部建設課	
46	H24.2.24	平成 年 月の県労働委員による「労働に関する無料相談会」相談受理簿及び同年 月の事務局職員による相談対応記録	一部開示	労働委員会 労働委員会事務局 総務課	13条5号, 6号
47	H24.3.7	あなたが平成 年 月ころ 警察署に保護された時に作成された保護カードの中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 生活安全企画課	13条2号, 5号, 7号
48	H24.3.12	氏の精神保健福祉手帳認定に係る診断書（平成 年 月初回申請時分）	開示	知事 保健福祉部 精神保健福祉センター	

整理番号	請求受付年月日	開示する公文書の内容	決定内容	事務担当課	不開示該当条項
49	H24.3.21	平成 年に私が交通事故にあった件に関して平成 年以降に鹿児島県警察本部へ相談した内容が記載された苦情・相談等事案処理票中の私に関する情報	取下げ	警察本部長 鹿児島中央警察署	
50	H24.3.29	平成 年 月以降、あなたがストーカー行為を受けた件について、 警察署に相談した内容と、この件に関してあなたが 警察署から連絡を受けた内容が記載されたストーカー相談等処理票及び同継続処理票中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部長 生活安全企画課	13条2号, 7号

(2)簡易開示実施状況一覧

【知事部局】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 准看護師試験	保健福祉部保健医療福祉課	総合得点	H24.3.14	H24.4.13	864	0
2 調理師試験	保健福祉部健康増進課	総合得点及び科目別得点	H23.9.28	H23.10.27	510	30
3 毒物劇物取扱者試験	保健福祉部業務課	総合得点及び科目別得点	H23.9.2	H23.10.3	535	3
4 採石業務管理者試験	商工労働水産部商工政策課	科目別得点	H23.10.28	H23.11.28	39	0
5 砂利採取業務主任者試験	商工労働水産部商工政策課	科目別得点	H23.11.22	H23.12.21	8	0
6 技能検定 (前期3級) (1級, 単一等級及び2級)	商工労働水産部雇用労政課	学科試験得点及び実技試験得点	H23.8.26	H23.9.26	441	0
			H23.9.30	H23.10.31	929	4
7 職業訓練指導員試験	商工労働水産部雇用労政課	科目別得点	H23.9.22	H23.10.21	16	0
8 主任計量者試験	計量検定所	総合得点	H24.2.17	H24.3.16	5	0
9 吹上高等技術専門学校訓練生選考試験 (ビジネス実務科) (ショップマネジメント科①) (介護・福祉科①) (パソコン・実務科④) (服装科) (パソコン・実務科③) (介護・福祉科②) (機械整備科・金属加工科) (ショップマネジメント科②) (一般入校者(前期)) (パソコン・実務科①) (パソコン・実務科②) (パソコン・実務科⑩) (介護・福祉科③) (金属加工科) (金属加工科・二次) (自動車工学科・金属加工科(二次)) (金属加工科・二次) (介護福祉士養成科) (自動車工学科・二次) (機械整備科・二次)	吹上高等技術専門学校	教科別得点及び総合得点	H23.5.13	H23.6.13	10	0
			H23.5.18	H23.6.17	44	1
			H23.6.23	H23.7.22	51	0
			H23.7.12	H23.8.11	94	3
			H23.8.8	H23.9.7	19	0
			H23.9.1	H23.9.30	40	0
			H23.10.7	H23.11.7	33	0
			H23.10.11	H23.11.10	4	0
			H23.10.28	H23.11.28	44	0
			H23.11.18	H23.12.19	34	1
			H23.11.25	H23.12.26	29	0
			H24.1.16	H24.2.15	44	0
			H24.2.7	H24.3.6	52	0
			H24.2.14	H24.3.13	56	0
			H24.2.10	H24.3.9	17	0
			H24.2.29	H24.3.28	2	0
			H24.3.21	H24.4.20	3	1
			H24.3.26	H24.4.25	1	1
			H24.3.27	H24.4.26	34	1
			H24.3.27	H24.4.26	1	0
H24.3.29	H24.5.1	1	0			
10 宮之城高等技術専門学校訓練生選考試験 (委託訓練(介護・福祉科①)) (委託訓練(介護・福祉科④)) (委託訓練(パソコン・実務科⑩)) (委託訓練(パソコン・実務科⑤)) (委託訓練(パソコン・実務科⑦)) (委託訓練(介護・福祉科⑤)) (推薦(室内造形科)) (推薦(建築工学科)) (委託訓練(パソコン・実務科⑥)) (委託訓練(介護・福祉科⑥)) (一般入校者(室内造形科A)) (一般入校者(建築工学科A)) (委託訓練(パソコン・実務科⑧)) (一般入校者(室内造形科B)) (一般入校者(建築工学科B)) (委託訓練(介護・福祉科⑦)) (委託訓練(パソコン・実務科⑨)) (一般入校者(室内造形科C)) (委託訓練(パソコン・実務科⑫)) (一般入校者(建築科A)) (一般入校者(室内造形科D)) (一般入校者(室内造形科E))	宮之城高等技術専門学校	教科別得点及び総合得点	H23.5.17	H23.6.16	46	1
			H23.5.23	H23.6.22	30	0
			H23.5.27	H23.6.27	60	1
			H23.7.1	H23.8.1	45	0
			H23.7.26	H23.8.25	47	1
			H23.9.13	H23.10.12	35	0
			H23.10.11	H23.11.10	1	0
			H23.10.11	H23.11.10	5	0
			H23.11.4	H23.12.5	33	0
			H23.11.21	H23.12.20	26	0
			H23.11.18	H23.12.19	2	0
			H23.11.18	H23.12.19	7	0
			H23.11.29	H23.12.28	56	0
			H23.12.19	H24.1.18	1	0
			H23.12.19	H24.1.18	1	0
			H24.1.20	H24.2.20	37	0
			H24.2.8	H24.3.7	31	3
			H24.2.10	H24.3.9	22	0
			H24.3.5	H24.4.4	43	1
			H24.3.7	H24.4.6	14	0
H24.3.22	H24.4.23	2	0			
H24.3.28	H24.4.27	3	0			

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
11 始良高等技術専門学校訓練生選考試験	始良高等技術専門学校	教科別得点及び総合得点				
(ITビジネス科(新卒者)①)			H23.5.19	H23.6.20	47	0
(介護・福祉科(介護職員基礎研修)②)			H23.6.3	H23.7.4	78	2
(ITビジネス科(新卒者)②)			H23.6.17	H23.7.19	31	0
(観光ビジネス科(韓国語・中国語コース))			H23.6.24	H23.7.25	35	0
(パソコン・実務科⑫)			H23.7.6	H23.8.5	77	4
(介護・福祉科(2級ヘルパー養成)⑨)			H23.7.13	H23.8.12	34	1
(パソコン・実務科⑪)			H23.8.30	H23.9.29	27	1
(介護・福祉科(介護職員基礎研修)③)			H23.9.9	H23.10.11	51	2
(情報処理科推薦)			H23.10.11	H23.11.10	4	0
(メカトロニクス科推薦)			H23.10.11	H23.11.10	3	0
(IT広告デザイン科)			H23.10.20	H23.11.21	55	1
(パソコン・実務科⑬)			H23.11.4	H23.12.5	61	3
(情報処理科)			H23.11.18	H23.12.19	25	1
(メカトロニクス科)			H23.11.18	H23.12.19	16	0
(経理事務パソコン科①)			H23.12.6	H24.1.5	30	0
(情報処理科追加募集(1回目))			H23.12.21	H24.1.20	3	0
(メカトロニクス科追加募集(1回目))			H23.12.21	H24.1.20	1	0
(パソコン・実務科⑭)			H24.1.19	H24.2.20	33	2
(観光ビジネス科2(韓国語・中国語コース))			H24.1.23	H24.2.22	27	2
(IT広告デザイン科2)			H24.2.10	H24.3.9	44	0
(メカトロニクス科追加募集(2回目))			H24.2.17	H24.3.16	3	0
(情報処理科追加募集(2回目))			H24.2.17	H24.3.16	4	0
(介護・福祉科(2級ヘルパー養成)⑩)			H24.2.24	H24.3.23	31	2
(メカトロニクス科追加募集(3回目))			H24.3.16	H24.4.16	2	0
(情報処理科追加募集(3回目))			H24.3.16	H24.4.16	1	0
(情報処理科随時募集(1回目))			H24.3.27	H24.4.26	1	0
12 鹿屋高等技術専門学校訓練生選考試験	鹿屋高等技術専門学校	教科別得点及び総合得点				
(介護・福祉科(デュアル))			H23.4.28	H23.5.27	20	0
(パソコン・ビジネス科①)			H23.5.18	H23.6.17	44	1
(介護・福祉科(2級ヘルパー養成)⑬)			H23.6.1	H23.6.30	17	0
(パソコン・ビジネス科③)			H23.6.15	H23.7.14	40	0
(パソコン・実務科⑮)			H23.7.7	H23.8.8	45	0
(介護・福祉科(介護職員基礎研修)④)			H23.7.27	H23.8.26	38	0
(経理事務パソコン科②)			H23.8.18	H23.9.20	49	4
(介護・福祉科(2級ヘルパー養成)⑪)			H23.9.16	H23.10.17	30	0
(電気設備科)			H23.10.12	H23.11.11	6	0
(パソコン・実務科⑰)			H23.10.19	H23.11.18	43	2
(介護・福祉科(2級ヘルパー養成)⑫)			H23.11.16	H23.12.15	26	0
(電気設備科)			H23.11.21	H23.12.20	11	0
(パソコン・実務科⑱)			H24.1.10	H24.2.9	31	0
(パソコン・ビジネス科②)			H23.12.7	H24.1.6	59	0
(介護・福祉科(2級ヘルパー養成)⑭)			H24.1.25	H24.2.24	21	0
(パソコン・実務科⑳)			H24.2.3	H24.3.2	26	0
(電気設備科)			H24.2.7	H24.3.6	3	0

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
13 鹿児島障害者職業能力開発校訓練生選考試験 (日置市 食鳥加工作業科) (出水市 クリーニング科) (鹿屋市 有機栽培科) (始良市 洗濯クリーニング科) (日置市 食鳥加工作業科) (薩摩川内市 OA事務科) (鹿児島市 OA事務科) (鹿児島市 総合実務科) (肝属郡 明日葉栽培科) (始良市 介護福祉科) (始良市 OA事務科) (奄美市 OA事務科) (霧島市 店内総合実務科) (鹿屋市 総合実務科) (鹿屋市 OA事務科) (始良市 荷仕分作業科) (鹿屋市 事務補助科) (鹿屋市 有機栽培科) (肝属郡 清掃実務科) (志布志市 露地栽培科) (新規卒対象) (始良市 OA事務科) (薩摩川内市 OA事務科) (鹿児島市 OA事務科) (始良市 介護福祉科) (鹿屋市 OA事務科) (鹿屋市 総合実務科) (鹿屋市 介護福祉科) (曾於市 畜産飼育科) (鹿児島市 総合実務科) (鹿屋市 園芸用土科) (志布志市 厨房作業科) (一般・新規卒対象一次) (出水市 食鳥作業科) (一般・新規卒対象一次)新規卒対象二次)	鹿児島障害者職業能力開発校	教科別得点及び総合得点	H23.5.27	H23.6.27	1	0
			H23.5.27	H23.6.27	1	0
			H23.6.10	H23.7.11	1	0
			H23.6.24	H23.7.25	1	0
			H23.6.28	H23.7.27	1	0
			H23.6.29	H23.7.28	9	0
			H23.7.4	H23.8.3	14	0
			H23.7.4	H23.8.3	2	0
			H23.7.19	H23.8.18	2	0
			H23.7.22	H23.8.22	7	0
			H23.7.22	H23.8.22	14	0
			H23.7.25	H23.8.24	13	0
			H23.7.25	H23.8.24	1	0
			H23.7.26	H23.8.25	9	0
			H23.7.26	H23.8.25	13	0
			H23.7.28	H23.8.29	1	0
			H23.8.3	H23.9.2	1	0
			H23.8.9	H23.9.8	1	0
			H23.8.25	H23.9.26	1	0
			H23.8.30	H23.9.29	1	0
			H23.10.18	H23.11.17	27	0
H23.11.2	H23.12.1	12	0			
H23.11.21	H23.12.20	4	0			
H23.11.28	H23.12.27	10	0			
H23.11.28	H23.12.27	9	0			
H23.12.2	H24.1.4	12	0			
H23.12.2	H24.1.4	4	0			
H23.12.2	H24.1.4	11	0			
H23.12.6	H24.1.5	1	0			
H23.12.16	H24.1.16	1	0			
H23.12.19	H24.1.18	2	0			
H23.12.22	H24.1.23	1	0			
H23.12.27	H24.1.26	87	2			
H24.2.1	H24.2.29	1	0			
H24.3.8	H24.4.7	14	0			
14 狩猟免許試験 (第1回) (第2回)	環境林務部自然保護課	知識試験の得点, 技能試験の減点及び適性試験の適否	H23.7.24 H23.8.28	H23.8.23 H23.9.27	242 154	1 0
15 鹿児島県職員採用選考試験 福祉施設専門職員(一次) 福祉施設専門職員(二次) 獣医師(1回目), 薬剤師及び原子力技術職員 獣医師(2回目)及び電気技師	総務部人事課	総合得点及び順位(第1次試験については, 不合格者に係るものに限る)	H23.7.13 H23.8.22 H23.7.25 H23.12.21	H23.8.12 H23.9.21 H23.8.24 H24.1.20	11 7 40 8	0 1 0 0
16 鹿児島県立農業大学校養成部門及び研究部門入学試験 (推薦入試)	鹿児島県立農業大学校	面接, 小論文を含む教科別得点及び総合得点	H23.12.20	H24.1.19	47	1
17 鹿児島県歯科技工士国家試験	保健福祉部保健医療福祉課	総得点	H24.3.15	H24.4.14	22	1
18 登録販売者試験	保健福祉部薬務課	総合得点及び科目別得点	H23.11.30	H24.1.4	453	12
19 鹿児島県立短期大学入学者選抜試験	鹿児島県立短期大学	総合得点及び順位	H23.5.1	H23.6.30	575	48
20 介護支援専門員実務研修受講試験	保健福祉部介護福祉課	総合得点及び分野別得点	H23.12.9	H24.1.10	2,733	10
21 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象)基本研修(講義)筆記試験	保健福祉部介護福祉課	総得点	H24.1.10	H24.2.8	83	0
計	21 試験	—			10,405	156

【教育委員会】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 鹿児島県公立学校教員選考試験 (1次試験) (2次試験)	教育庁教職員課	不合格者に係る総合得点及び総合成績の個人順位のランク	H23.8.12	H23.9.12	3,005	305
			H23.10.7	H23.11.7		
2 鹿児島県立学校実習助手選考試験 (1次試験) (2次試験)	教育庁教職員課	不合格者に係る総合得点及び総合成績の個人順位のランク	H23.8.12	H23.9.12	96	5
			H23.10.7	H23.11.7		
3 鹿児島県立学校船舶職員選考試験 (1次試験)	教育庁教職員課	不合格者に係る総合得点及び総合成績の個人順位のランク	H23.8.12	H23.9.12	2	0
4 鹿児島県立高等学校等事務職員(図書館担当)選考試験	教育庁教職員課	不合格者に係る総合得点及び総合成績の個人順位のランク				

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
5 鹿児島県立高等学校入学者選抜学力検査 (鹿児島水産高等学校)	教育庁高校教育課	県立高等学校の入学者選抜学力検査に係る教科別得点及び合計得点(傾斜配点を実施している場合は、傾斜配点後の得点)	H24.2.1	H24.2.29	27	1
			H24.3.15	H24.4.16	9,948	4,259
6 鹿児島県教育委員会職員採用選考試験(埋蔵文化財専門職)	教育庁総務福利課	不合格者に係る総合得点及び総合成績の個人順位のランク				
計	6 試験	—			13,617	4,611

【人事委員会】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 鹿児島県職員採用上級試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	H23.7.8	H23.8.8	585	32
			H23.8.24	H23.9.26	126	46
2 鹿児島県職員採用中級試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	H23.9.30	H23.10.31	433	16
			H23.11.16	H23.12.15	115	31
3 鹿児島県職員採用初級試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	H23.9.30	H23.10.31	215	9
			H23.11.16	H23.12.15	66	9
4 鹿児島県警察官A採用試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	H23.6.24	H23.7.25	539	37
			H23.8.10	H23.9.9	258	41
5 鹿児島県警察官B採用試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	H23.11.4	H23.12.5	213	4
			H23.12.9	H24.1.10	178	36
6 身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	H23.11.11	H23.12.12	15	2
			H23.12.21	H24.1.20	11	1
7 鹿児島県民間企業等職務経験者職員採用試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位	H23.7.29	H23.8.29	115	7
			H23.9.14	H23.10.13	4	0
計	7 試験	—			2,873	271

【警察本部長】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 鹿児島県警察職員(技術職員)採用試験 (1次試験) (2次試験)	警察本部警務部警務課	総合得点及び総合順位	H23.5.9	H23.6.9	85	11
			H23.7.25	H23.8.25	11	0
計	1 試験	—			96	11

【県立病院事業管理者】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 鹿児島県立病院局職員採用選考試験 (看護師・理学療法士・一次) (看護師・理学療法士・二次) (診療放射線技師・一次) (診療放射線技師・二次)	県立病院課	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に係るものに限る。)	H23.8.16	H23.9.15	68	0
			H23.9.27	H23.10.26	60	0
			H23.12.22	H24.1.21	10	0
			H24.1.25	H24.2.24	5	0
計	1 試験	—			143	0

	試験数	受験者数	開示件数
知事部局	21 試験	10,405件	156件
教育委員会	6 試験	13,617件	4,611件
人事委員会	7 試験	2,873件	271件
警察本部長	1 試験	96件	11件
県立病院事業管理者	1 試験	143件	0件
合計	36 試験	27,134件	5,049件



(3) 鹿児島県個人情報保護条例

(平成14年10月15日鹿児島県条例第67号)  
(平成16年3月26日鹿児島県条例第10号)  
(平成16年10月8日鹿児島県条例第55号)  
(平成16年12月24日鹿児島県条例第68号)  
(平成17年10月11日鹿児島県条例第90号)  
(平成17年12月26日鹿児島県条例第104号)  
(平成18年10月17日鹿児島県条例第60号)  
(平成19年7月6日鹿児島県条例第60号)  
(平成21年3月27日鹿児島県条例第17号)

目次

第1章 総則(第1条・第2条)  
第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護  
第1節 個人情報の取扱いにおける原則(第3条 第9条)  
第2節 個人情報取扱事務の登録等(第10条)  
第3節 保有個人情報の開示(第11条 第25条)  
第4節 保有個人情報の訂正(第26条 第33条)  
第5節 保有個人情報の利用停止(第34条 第39条)  
第6節 適用除外等(第40条)  
第3章 不服申立て等(第41条 第44条)  
第4章 雑則(第45条・第46条)  
第5章 罰則(第47条 第50条)  
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県の実施機関が保有する個人情報について、その適正な取扱いの確保に関し必要な事項並びに開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- 2 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県立病院事業管理者をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- 4 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱いにおける原則

(個人情報の保有の制限等)

- 第3条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第4条 実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第22条第1項、第25条第2項及び第49条において「電磁的記録」という。))を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第5条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第6条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次条及び第47条において同じ。))が公の施設の管理を行う場合において個人情報を取り扱うときについて準用する。

3 実施機関は、利用目的に照らし、保有する必要がなくなった保有個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料その他これらに類する資料として特別に保有する必要があるものについては、この限りでない。

(従事者の義務)

第7条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて行う個人情報の取扱いに関する業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、法令又は条例(以下「法令等」という。)に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 当該実施機関以外の県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(第6号において「他の実施機関等」という。)に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

(6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩

序の維持を目的として他の実施機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することについて特別の理由のあるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他特別の理由があると実施機関が認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第9条 実施機関は、前条第2項第3号から第7号までの規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

## 第2節 個人情報取扱事務の登録等

(個人情報取扱事務の登録等)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、特定の個人を検索することができるように個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

(3) 個人情報の利用目的

(4) 公文書に記録される個人情報(以下この項において「記録情報」という。)の項目

(5) 本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索しうる者に限る。)として公文書に記録される個人の範囲

(6) 記録情報の収集方法

(7) 記録情報を当該実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 国の安全その他の国の重大な利益に係る個人情報を取り扱う事務

(2) 犯罪の捜査に係る個人情報を取り扱う事務

(3) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)又は公務員等であった者に係る個人情報を取り扱う事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。))

(4) 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務

(5) 前各号に掲げる事務のほか、規則で定める事務

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関(公安委員会及び警察本部長に限る。)は、同項第4号から第8号までに掲げる事項のいずれかを個人情報取扱事務登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の全部若しくは一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録しないことができる。

### 第3節 保有個人情報の開示

#### (開示請求権)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

#### (開示請求の手続)

第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を、実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所(法人である法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
  - (2) 法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所
  - (3) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
  - 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

#### (保有個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第11条第2項の規定により法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第21条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 法令等の規定により，又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある内閣総理大臣，各省大臣その他国の機関の明示の指示により開示することができない情報
- (5) 開示することにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，県，国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 評価，診断，選考，指導等に係る事務に関し，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ
  - エ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - オ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - カ 県，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第14条 実施機関は，開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において，不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし，当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは，この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，開示しても，開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第15条 実施機関は，開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても，個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し，当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当該保有個人情報の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第17条 実施機関は，開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは，その旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨，開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし，第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については，この限りでない。

2 実施機関は，開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき，及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は，開示をしない旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は，前2項の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定

を除く。)をしたときは、当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の全部又は一部が第13条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第18条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第13条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第42条第2号及び第43条第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されていると

きは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は当該開示請求をすることができる法定代理人であることを証明するために必要な書類その他規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第17条第1項の規定による通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(開示請求等の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をするときは、第12条第1項の規定にかかわらず、実施機関が定める簡易な方法により、開示を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による開示の申出(以下この項及び次項において「開示申出」という。)をする者は、第12条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示申出に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示申出があったときは、直ちに当該開示申出に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合における開示の方法は、前条第1項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところによるものとする。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第24条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第22条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第22条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第25条 開示請求をして、文書又は図画(これらを複写したものを含む。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 開示請求をして、電磁的記録の開示(閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。)を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

#### 第4節 保有個人情報の訂正

(訂正請求権)

第26条 何人も、自己を本人とする次に掲げる保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第24条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

- 2 法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(訂正請求の手續)

第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人である法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所
  - (3) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (4) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 訂正請求をする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを疎明する書類又は資料を提示し、又は提出しなければならない。
  - 3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
  - 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。  
（保有個人情報の訂正義務）
- 第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。  
（訂正請求に対する措置）
- 第29条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
  - 3 実施機関は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。  
（訂正決定等の期限）
- 第30条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第27条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。  
（訂正決定等の期限の特例）
- 第31条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 訂正決定等をする期限  
（事案の移送）
- 第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報第20条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
  - 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定等をしたときは、当該実施機関は、当該訂正請求者及び移送をした実施機関に対し、その内容を書面により通知しなければならない。
  - 4 前項の規定による通知（第29条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）に係るも



のに限る。)を受けた当該実施機関は、当該訂正決定に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。

## 第5節 保有個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

第34条 何人も、自己を本人とする第26条第1項各号に掲げる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所(法人である法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。

ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第38条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止

請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第39条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

## 第6節 適用除外等

(適用除外等)

第40条 この章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

- (1) 法令の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定を適用しないこととされている保有個人情報
  - (2) 鹿児島県統計調査条例（平成21年鹿児島県条例第17号）第2条に規定する統計調査によって集められた保有個人情報
- 2 この章（第1節及び第2節を除く。）の規定は、法令の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされている保有個人情報については、適用しない。
- 3 この章の規定は、図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管している個人情報については、適用しない。
- 4 この章（第1節を除く。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。
- 5 保有個人情報（鹿児島県情報公開条例第7条に規定する不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、この章（第1節及び第2節を除く。）の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

## 第3章 不服申立て等

(苦情の処理)

第41条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認し

て利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し,又は変更し,当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

( 諮問をした旨の通知 )

第43条 前条の規定により諮問をした実施機関は,次に掲げる者に対し,諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者,訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

( 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続 )

第44条 第21条第3項の規定は,次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し,又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し,当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 第4章 雑則

( 運用状況の公表 )

第45条 知事は,毎年1回,各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ,公表するものとする。

( 規則への委任 )

第46条 この条例に定めるもののほか,この条例の施行に関し必要な事項は,規則で定める。

#### 第5章 罰則

第47条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて行う個人情報の取扱いに関する業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者若しくは従事していた者が,正当な理由がないのに,個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物をいい,その全部又は一部を複製し,又は加工したものを含む。)を提供したときは,2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第48条 前条に規定する者が,その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し,又は盗用したときは,1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 実施機関の職員がその職権を濫用して,専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書,図画又は電磁的記録を収集したときは,1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 偽りその他不正の手段により,開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は,5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は,平成15年4月1日から施行する。ただし,第8条第2項第6号の規定中審議会の意見を聴くことに関する部分,第3章第2節,第58条並びに附則第3項及び第4項の規定は,公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第10条第1項の規定の適用については,同項中「を開始しようとするときは,」とあるのは,「で現に行われているものについては,この条例の施行後遅滞なく」とする。

( 住民基本台帳法施行条例の一部改正 )

3 住民基本台帳法施行条例(平成14年鹿児島県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第2条 法第30条の9第1項に規定する都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号)で定める。

第3条から第6条までを削り、第7条を第3条とし、第8条を第4条とし、第9条を削る。

(罰則に関する経過措置)

- 4 前項の規定による改正前の住民基本台帳法施行条例(以下「旧条例」という。)第2条に規定する鹿児島県本人確認情報保護審議会の委員であった者がした旧条例第3条第5項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 鹿児島県警察本部、部等設置条例(昭和29年鹿児島県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 個人情報の保護に関すること。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 7 この条例の施行前に改正前の鹿児島県病院事業の設置等に関する条例、鹿児島県行政手続条例、鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号)、鹿児島県個人情報保護条例及び鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(以下「旧条例」と総称する。)の規定により知事がした許可その他の行為又は旧条例の規定により知事に対してされている許可の申請その他の行為は、改正後の鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例、鹿児島県行政手続条例、鹿児島県情報公開条例、鹿児島県個人情報保護条例及び鹿児島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(以下「新条例」と総称する。)の相当規定により病院事業の管理者がした許可その他の行為又は新条例の相当規定により病院事業の管理者に対してされた許可の申請その他の行為とみなす。

- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年12月1日から施行する。

(守秘義務等に関する経過措置)

- 6 鹿児島県情報公開審査会又は鹿児島県個人情報保護審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第3項及び前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 7 附則第3項及び第5項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 第3 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会

## 1 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

平成23年度においては、14回開催し、22件についての審査を実施し、そのうち19件について答申を行いました。

### 平成23年度情報公開・個人情報保護審査会

回	開催年月日	主な審議内容
53	23. 4 .20	諮問公第98・99，保第24・25号の審議【答申案の検討】
54	23. 5 .25	諮問保第26号の審議【答申案の検討】 諮問保第27・28号の審議【事案の概要説明，委員の意見交換】
55	23. 6 . 2	諮問公第100・103号の審議【事案の概要説明，実施機関の処分理由説明，委員の意見交換】 諮問保第27・28号の審議【実施機関の処分理由説明，委員の意見交換】
56	23. 7 . 5	諮問公第100・103号の審議【委員の意見交換】 諮問保第30・31・32・33号の審議【事案の概要説明，委員の意見交換】
57	23. 7 .27	諮問公第100・103号の審議【委員の意見交換】 諮問保第30・31・32・33号の審議【実施機関の処分理由説明，委員の意見交換】
58	23. 8.25	諮問公第100・103号の審議【委員の意見交換】 諮問保第27・28・30号の審議【答申案の検討】
59	23. 9 . 5	諮問公第96・97号の審議【事案の概要説明，委員の意見交換】 諮問保第30・31・32・33号の審議【答申案の検討】
60	23.10. 6	諮問公第100・103号の審議【答申案の検討】 諮問公第101・102号の審議【事案の概要説明，委員の意見交換】 諮問保第29号の審議【事案の概要説明，委員の意見交換】
61	23.11. 4	諮問公第96・97・101・102，保第29号の審議【実施機関の処分理由説明，委員の意見交換】 諮問公第107号の審議【事案の概要説明，委員の意見交換】 諮問保第39号の審議【事案の概要説明，委員の意見交換】
62	23.11.24	諮問公第107号の審議【実施機関の処分理由説明，委員の意見交換】 諮問保第39号の審議【実施機関の処分理由説明，委員の意見交換】
63	23.12.21	諮問公第108号の審議【事案の概要説明，実施機関の処分理由説明，委員の意見交換】 諮問公109号の審議【事案の概要説明，委員の意見交換】
64	24. 1 .30	諮問公第96号の審議【答申案の検討】 諮問公第109号の審議【実施機関の処分理由説明，委員の意見交換】 諮問保第39号の審議【委員の意見交換】
65	24. 2 .16	諮問公第97号の審議【答申案の検討】 諮問公第108号の審議【委員の意見交換】 諮問公第109号の審議【不服申立人の意見陳述，委員の意見交換】
66	24. 3 .21	諮問公第107，保第29号の審議【答申案の検討】 諮問保第39号の審議【委員の意見交換】

## 2 情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿

平成24年3月31日現在

### 【五十音順】

氏 名	役 職 名	備 考
泉 健 子	大 学 名 誉 教 授	
大 勝 洋 祐	医 師	会 長
西 み や び	会 社 役 員	
野 田 健 太 郎	弁 護 士	
別 府 三 郎	大 学 名 誉 教 授	会 長 職 務 代 理 者

任期は3年間（平成24年11月30日まで）





# 資 料

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成20年9月17日付けで次のとおり公文書開示請求を行った。

ア 介護保険課が（以下「特定介護事業所」という。）の行政処分後の事業再開である平成 年 月 日以降、平成 年 月 日現在まで、「その後指導した」とする客観的事実の判明する公文書（監査、実地調査、実地指導、書面指導、一般指導等の客観的事実の判明する公文書）。（以下「請求内容1」という。）

イ 介護保険課が県内の全ての居宅介護事業所の作成するサービス利用票・サービス利用票別表が「対外的に保険者に対して介護報酬を請求するものではない」と断定する介護保険法による法的根拠を示した公文書。（以下「請求内容2」という。）

ウ サービス利用票・サービス利用票別表について特定行為により架空請求が行われ、介護給付費を不正受給しても介護保険課が「告発しても意味が無い」と断定する介護保険法による法的根拠を示した公文書。（以下「請求内容3」という。）

エ 介護保険課が平成18年3月、5月の特定介護事業所の実地調査の過誤調整金額が、市役所・国保連へ返還された、その「返還した事実」を介護保険課が確認できた公文書。（以下「請求内容4」という。）

オ 介護保険課が特定介護事業所の実地検査日について、「平成19年1月18日」を認定した、又は認識した公文書、又は決裁書面。（以下「請求内容5-1」という。）  
又、平成18年12月の特定介護事業所の調査を監査と直結・因果させないとする公文書又は決裁書面。（以下「請求内容5-2」という。）

カ 平成19年1月18日，同年2月28日，同年3月5日に実地検査を実施したとする各担当者が，検査所見等を記録・記入したメモ・ノート。（以下「請求内容6」という。）

これに対し実施機関は，平成20年10月14日付け介保第227号で，公文書一部開示決定を行った。

その後，上記処分を不服として，平成20年11月27日付けで異議申立てがなされたものである。

## (2) 異議申立ての趣旨

「本件，異議申し立てに係る開示請求は既に答申済みの内容，その結果を追認した県の決定書そのものを否定し，矛盾・無秩序となっている。一部開示した不開示理由について取り消し，全部開示とする公文書は全部開示ではないため，真正なる全部開示とし，文書不存在については客観的事実により文書不存在ではない。よって公開するとの決定を求める。」というものである。

## (3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書，意見書及び口頭による意見陳述において述べている異議申立ての主たる理由は，要約すると次のとおりである。

### ア 請求内容1について

(ア) 既に答申済み，決定済みの本件開示請求の同一内容に「一県民」を付記してある開示請求について，特定の個人が識別できるとして不開示としているが，今回全部開示されたものに特定の個人のマスクングがない。

(イ) 県は，実地指導は関係者との面談方式で行うと説明しており，面談した関係者の特定の個人が登場し，マスクングを必要とする実地指導結果が存在する。

### イ 請求内容2について

(ア) 「対外的に保険者に対し介護報酬を請求するものではない」とすれば，条例第16条第1項により開示義務がある。もしそれをしないのであれば，条例第7条第6号の適正な遂行ではないため，裁量的開示義務が生じる。

(イ) 既に答申済み，決定済みの「当方からの質問の内容書面・・・」を付記した開示請求において，「特定の個人が実施機関に質問した又は実施機関から通知や回答書を受け取ったという事実の有無を明らかにする」と不開示理由を説明しているが，県の決定通知書は「公文書が存在する」という認識を決定付けている。

(ウ) 県は開示決定において，「開示請求に係る公文書は保有していないため存在しません」と説明し，処分理由説明では「取得・作成していないため存在せず，保有していない」としている。「取得・作成していない」という文言を付け加えた意味は，

閲覧の方法であるため、条例第16条第1項を回避させるためである。

- (イ) 条例第16条第1項の特別の開示の実施の方法により、公文書を作成又は加工する義務がある。
- (オ) 閲覧による開示請求の時点において、介護保険課は公文書の保存において何らかの支障を生じていたものであり、現時点ではその支障も解除されていると思料するもので、電磁的記録の写しにより開示を請求する。

ウ 請求内容3について

上記2(3)イ(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)と同じ。

エ 請求内容4について

- (ア) 介護給付費明細書過誤調整依頼書を対象公文書として一部開示しているが、開示請求内容は「その返還した事実」を介護保険課が確認できた、との文言から、事後の書類であって、返還を予定する依頼書ではない。返還した事実を確認できた公文書の開示を要求する。
- (イ) 介護給付費明細書過誤調整依頼書をもって返還した事実には認定するとはずさんであり、条例第9条の該当性において、適正な遂行ではない。
- (ウ) 閲覧による開示請求の時点において、介護保険課は公文書の保存において何らかの支障を生じていたものであり、現時点ではその支障も解除されていると思料するもので、条例第6条第1項の特別の開示の方法によるため、あらたに公文書作成か、加工されたものを開示する義務がある。
- (エ) 介護給付費明細書過誤調整依頼書の被保険者番号は単なる符号、順番であり、マスキングする必要はない。
- (オ) 介護給付費明細書過誤調整依頼書の申立理由は、「その他の事由による実績の取り下げ」となっているが、マスキングされた利用者の中に特定行為により過誤調整の対象となった利用者があるのであり、それは特定介護事業所の責任である。その他の事由による実績の取り下げであると強制される利用者は、その理由において生命・健康・生活・財産を破壊されており、条例第7条第1号イに該当する。
- (カ) 条例第7条第1号ウの当該個人が公務員である場合において、当該情報は、その職務遂行に係る情報であって、職務遂行の内容に係る部分に該当する。

オ 請求内容5-1について

- (ア) 対象事業所にとって「実地指導」であるのか、監査を着手する前の「実地調査」「実地検査」であるかの相違が、軽妙であるはずがない。
- (イ) 実地指導を実地検査に、また日時も修正して特定介護事業所に送付した原本の電磁的記録が残存しているわけであり、訂正された電磁的記録の写しが公文書として開示されるべきである。
- (ウ) 実地指導を実地検査に手修正しているが、県は既に開示した公文書には平成19年

1月18日を実地検査としては認定していない。手修正されたものが真正ではないため、真正公文書を要求している。

カ 請求内容5 - 2について

(ア) 実地指導を実地検査に手修正しているが、県は既に開示した公文書には平成19年1月18日を実地検査としては認定していない。手修正されたものが真正ではないため、文書不存在とはならない。

(イ) 閲覧による開示請求の時点において、介護保険課は文書を探せないでいたか、公文書の保存において何らかの支障を生じていたものであり、現時点ではその支障も解除されていると思料するもので、電磁的記録の写しにより開示を請求する。

キ 請求内容6について

(ア) 既に答申済みの事案では「監査調書は、監査における実地検査の各担当者が検査所見等を個人のノートにメモし、当該監査における最後の実地検査が終了した時点で、当該検査所見等を参考にしながら協議・検討の上、監査調書を作成」と説明されており、結果的に組織的に用いるメモ・ノートの存在を認めている。本件は、メモ・ノートは組織的に用いる公文書ではないとの不開示理由ではない。

(イ) 決定は文書不存在としているが、処分理由説明書では、メモ・ノートは公文書ではないと説明を変化させている。条例第7条第6号の適正な遂行ではない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求内容1について

請求に対応する公文書として、「平成19年度実地指導結果について」(平成19年11月5日決裁)が該当し、条例第7条各号の不開示情報が含まれていないので、全部開示とした。

(2) 請求内容2, 3及び5 - 2について

請求に対応する公文書は取得・作成していないため、存在せず、保有していないことから不開示とした。

(3) 請求内容4について

実施機関においては、介護保険施設等への実地指導により介護報酬の返還が生じた場合、通知後概ね1月後の期限を付して求める改善報告書により返還手続きをした旨の報告をさせるが、その証拠書類として「介護給付費明細書過誤調整依頼書」を添付させており、これにより返還した事実の有無を確認している。

このことから対象公文書として「介護給付費明細書過誤調整依頼書」を特定し、一部開示とした。

一部開示とした理由は、被保険者番号、被保険者氏名及び担当者の印影は、特定の個人が識別できることから条例第7条第1号に規定する不開示情報であり、同号ただし書にも該当しないこと、事業所の印影は、事業所の内部管理に関する情報であり、公にすることによって当該事業所の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2号に規定する不開示情報であり、同号ただし書にも該当しないこと、併せて担当者及び事業所の印影は、公にすることによって悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当するため不開示とした。

(4) 請求内容5 - 1について

請求内容に対応する公文書として、「介護保険法第83条の規定に基づく実地検査の実施について」(平成19年1月17日決裁)が該当し、条例第7条各号に掲げる不開示とすべき情報が含まれていないことから、全部開示とした。

なお、異議申立人は、開示された公文書において、「実地指導年月日」を「実地検査年月日」と手書き修正していることや通知文の文書番号が手書きされていること、「保健福祉部長」の公印が押されていないこと、「午後9時30分」を「午前9時30分」に修正すべきところを修正していないことなどを理由に当該文書は真正ではなく、真正の公文書を求める旨主張しているが、実施機関において、事務処理の決裁を受ける場合の起案文は、決裁過程で軽微な修正箇所であれば手書き修正し、そのまま決裁を受けるものであり、起案文書の通知文には決裁後文書番号を手書きし、公印は相手方に発出する通知文原本に押印する取扱いとなっていることから、請求内容に対応する公文書として該当するものは当該公文書以外にない。

(5) 請求内容6について

請求内容6は、実地検査において職員が個人用ノートに、検査所見等を備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書に該当しないため不開示とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年12月22日	諮問を受けた。
平成21年 3月 2日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成21年 3月 9日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成21年 3月30日	異議申立人から意見書を受理した。
平成22年 8月23日	諮問の審議を行った。
10月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
11月24日	諮問の審議を行った。
平成23年 1月12日	委員による実地調査を行った。
1月24日	諮問の審議を行った。
2月15日	諮問の審議を行った。
3月28日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 請求内容1について

###### (ア) 対象公文書について

請求内容1に係る公文書は、特定介護事業所への行政処分の後、特定の期間内に介護保険課（現在は介護福祉課）が指導したとする、監査、実地調査、実地指導、書面指導、一般指導等の客観的な事実が判明する公文書である。

実施機関は「平成19年度実地指導結果について」(平成19年11月5日決裁)(以下「開示文書1」という。)を対象公文書として特定し、条例第7条各号に定める不開示情報が記載されていないことから、全部開示としたとしている。

異議申立人は、開示請求書の「請求に係る公文書の名称」欄に「一県民」を付記した請求内容1と同一内容の公文書開示請求について、特定の個人を識別できるとして実施機関は不開示としたが、今回全部開示した公文書には特定の個人のマスクングがなく、マスクングが必要な実地指導結果が存在する旨主張していることから、対象公文書の特定の妥当性及び実施機関の判断の妥当性について検討する。

###### (イ) 対象公文書の特定の妥当性について

当審査会が実施機関に文書で確認したところ、実地指導の過程で実施機関において通常作成する書類は、施設等への実施通知、課長への指導事項報告書、施設等への実地指導結果通知、課長への改善事項報告であるとの回答であった。

当審査会が、委員及び事務局職員をして確認させたところ、実施機関は、開示請求書の記載内容に、「介護保険課が・・・その後指導した」とする客観的事実の判明す

る公文書」とあることから、指導の結果を特定介護事業所に通知（上記）した開示文書1を対象公文書として特定した旨説明しているが、この説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため、当審査会が、委員及び事務局職員をして実施機関の公文書の保存状況等を確認させたところ、介護保険施設等への指導、監査に関する公文書は年度別、施設別にファイル化されており、特定介護事業所及び異議申立人に関する公文書のファイルには、開示文書1以外に請求内容1に対応する公文書の存在は確認されなかった。

したがって、開示文書1を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 請求内容1における実施機関の判断の妥当性について

異議申立人は、「「一県民」と付記した本件請求と同一内容の公文書開示請求について、実施機関は特定の個人が識別できるとして不開示としている」旨述べているが、本請求においては、「特定個人に通知した」というような文言が含まれておらず、請求内容に特定の個人が識別される事情は存在しないことから、開示文書1を開示した実施機関の判断は妥当である。

イ 請求内容2について

(ア) 対象公文書について

請求内容2に係る公文書は、サービス利用票及び同別表が「対外的に保険者に対して介護報酬を請求するものではない」と介護保険課が断定する介護保険法上の根拠を示した公文書であり、実施機関は取得・作成していないとして不開示としている。

異議申立人は、文書不存在ではないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性及び異議申立人が主張する裁量的開示について検討する。

(イ) 「サービス利用者票」及び「同別表」について

当審査会が、事務局職員をして確認させたところ、サービス利用票及び同別表は、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号国通知）」により、居宅サービス計画書の一部として作成されるものであり、居宅介護支援事業者が作成した場合には、サービス利用者から同意を得るものとされている。

(ウ) 介護給付費とその請求に関する法令の規定について

介護保険法及び関係法令には「介護報酬」の定義はなく、市町村が支払う居宅介護サービス費等は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（以下「省令」という。）第1条において、「介護給付費」と規定されている。



指定居宅サービス事業者等からの介護給付費の請求は、省令第2条において、指定居宅サービス事業者等の入出力装置と審査支払機関の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により、又は磁気テープ等の審査支払機関への提出により行うこととなっているが、これらにより請求を行うことが特に困難と認められる等の場合は、省令附則第2条第1項において、介護給付費請求書、介護給付費明細書（指定居宅介護支援事業所等の場合は、介護給付費明細書及び給付管理票）の審査支払機関への提出によって請求することも可能とされている。

(I) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

当審査会が、委員及び事務局職員をして確認させたところ、実施機関は、上記(ウ)のとおり、省令附則第2条第1項において、介護給付費の請求に当たり、サービス利用票及び同別表が審査支払機関に提出すべき書類として規定されていないことから「対外的に保険者に対して介護報酬を請求するものではない」と判断したと説明しており、請求内容2に対応する公文書は取得・作成していないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため、当審査会が、委員及び事務局職員をして特定介護事業所及び異議申立人に関する公文書並びに国から通知された法令等の公文書を確認させたところ、請求内容2に対応する公文書の存在は確認されなかった。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(オ) 裁量的開示（条例第9条）について

上記(I)のとおり請求内容2に対応する公文書は存在せず、実施機関が条例第9条に基づく裁量的開示を行わなかったことについて検討する余地はない。

なお、異議申立人は、条例第7条第6号の「適正な遂行」ではないため、裁量的開示義務が生ずる旨を主張しているが、その主張の根拠としている「事務事業情報について、その遂行に支障を及ぼすおそれがあっても「適正な遂行」でなければ、開示することになる。」との解釈・運用は、条例第7条第6号の不開示情報該当性の判断に当たっての解釈・運用を示すものであって、条例第9条該当性の判断に当たったものではない。

ウ 請求内容3について

(ア) 対象公文書について

請求内容3に係る公文書は、サービス利用票及び同別表について特定行為により架空請求が行われ、介護給付費を不正受給しても、介護保険課が「告発しても意味がない」と断定する介護保険法上の根拠を示した公文書であり、実施機関は取得・作成していないとして不開示としている。

異議申立人は、文書不存在ではないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(1) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

当審査会が、委員及び事務局職員をして確認させたところ、実施機関は、「省令附則第2条第1項にサービス利用票及び同別表が規定されていないことから、対外的に保険者に対して介護給付費を請求するものではないため告発しても意味がないものであり、「告発しても意味がない」という法的根拠を記載した公文書は保有していない」と説明しており、請求内容3に対応する公文書は取得・作成していないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 請求内容4について

(ア) 対象公文書について

請求内容4に係る公文書は、平成18年3月及び5月の実地調査において、特定介護事業所が過誤調整金を市役所及び国民健康保険団体連合会へ返還した事実を介護保険課が確認できた公文書である。

実施機関は、介護給付費明細書過誤調整依頼書（以下「開示文書4」という。）を対象公文書として特定し、被保険者番号及び被保険者氏名部分を条例第7条第1号に該当する、担当者の印影部分を同条第1号及び第4号に該当する、事業所の印影部分を同条第2号及び第4号に該当するとして、一部開示とした。

異議申立人は、特定介護事業所が返還した事実を介護保険課が確認できた公文書を請求していること、また、実施機関が不開示とした部分について、条例第7条第1号ただし書イ及びウに該当するとして、公文書の開示を求めていることから、対象公文書の特定の妥当性、条例第7条第1号及び同条第2号に規定する不開示情報該当性並びに異議申立人が主張する裁量的開示について検討する。

(イ) 介護保険施設等への「実地指導」及び「実地調査」について

当審査会が実施機関に確認したところ、介護保険法に基づく介護保険施設等への実地指導及び実地調査については、「鹿児島県介護保険施設等指導及び監査実施要領」（以下「監査実施要領」という。）に定められている。

また、平成18年3月及び5月時点の監査実施要領によれば、「実地指導」とは、実施機関が毎年度定める指導調書により関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行うものである。また、「実地調査」とは、原則として監査を実施する前に、介護給付費請求書による書面審査を行う事前調査の一手法であり、必要と認められる場合には介護給付等を受けた要介護者又は要支援者に対する実地調査を行うと定められている。

そこで、当審査会が、委員及び事務局職員をして当該事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ、介護保険課は平成18年3月及び5月に実地指導を行い、その結果として特定介護事業所に介護給付費の返還を指示していた。

(ウ) 対象公文書の特定の妥当性について

上記(イ)のとおり，平成18年3月及び5月に特定介護事業所に対する実地指導が行われており，当審査会が，委員及び事務局職員をして確認させたところ，介護保険施設等への実地指導により介護給付費の返還が生じた場合，指導結果の通知後概ね1か月後の期限を付して求める改善報告書により返還手続きをした旨の報告をさせるが，その証拠書類として過誤調整が完了した書類を1か月以内に提出することは困難であるとのことである。

また，介護給付費明細書過誤調整依頼書が保険者に提出されると，通常，その後の過誤調整手続きが進むことから，介護給付費明細書過誤調整依頼書を改善報告書の証拠書類として添付させており，これにより返還した事実の有無を確認している旨実施機関は説明しているが，この説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため，当審査会が，委員及び事務局職員をして特定介護事業所及び異議申立人に関する公文書を確認させたところ，開示文書4以外に請求内容4に対応する公文書の存在は確認されなかった。

したがって，開示文書4を対象公文書と特定した実施機関の判断は妥当である。

(I) 個人情報（条例第7条第1号）該当性について

a 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は，「個人に関する情報であつて，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については，同号ただし書に該当する情報を除き，これを不開示としている。

同号ただし書において，「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」，「イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」，「ウ 当該個人が公務員等である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については，同号本文に該当するものであつても，開示しなければならない旨規定している。

b 被保険者番号，被保険者氏名及び担当者の印影（以下「本件不開示情報4-1」という。）の条例第7条第1号該当性

開示文書4には，保険者名及び番号，事業所名称及び番号，事業所所在地，連絡先，担当者の印影，被保険者氏名及び番号，サービス提供年月等が記載されており，このうち担当者の印影及び被保険者氏名は，特定の個人を識別することができる情報であり，条例第7条第1号本文に該当するものと認められる。

また，被保険者番号について，異議申立人は単なる符号，順番であると主張するが，当該番号とその他の情報が組み合わせられることにより，特定の個人を識別する

ことができると考えられ、被保険者番号及び被保険者氏名は一体として第7条第1号の特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に該当すると認められる。

c 本件不開示情報4-1の条例第7条第1号ただし書該当性

本件不開示情報4-1については、これが公表されている事実は認められず、条例第7条第1号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、異議申立人は、同号ただし書イの情報に該当すると主張しているが、本件不開示情報4-1が同号ただし書イに該当すべき事情は見当たらない。

さらに、異議申立人は、同号ただし書ウの情報に該当すると主張しているが、同号ただし書ウが公務員の職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ、本件不開示情報4-1がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報4-1を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件不開示情報4-1は条例第7条第1号の不開示情報に該当すると認められることから、担当者の印影の条例第7条第4号該当性については判断しない。

(オ) 法人等情報(条例第7条第2号)該当性について

a 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除き、不開示とすることとしたものである。

b 特定介護事業所の印影(以下「本件不開示情報4-2」という。)の条例第7条第2号ア該当性

同号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」とは、例えば、法人等の生産、技術、販売、営業等に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業活動における競争上の地位等を害するおそれがあるもの、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、法人等の公正な事業運営を害するおそれがあるもの、その他開示することにより、法人等の名誉、信用、社会的

評価，社会的活動の自由等を害するおそれがあるものが考えられる。

特定介護事業所の印影は，認証的機能を有するものであって，それにふさわしい形状を有することが認められ，これを公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，条例第7条第2号アに該当するものと認められる。

c 本件不開示情報4 - 2の条例第7条第2号ただし書該当性

同号ただし書は，「ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは，当該情報を公にすることにより保護される人の生命，健康等の利益と，これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し，前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には，当該情報を開示しなければならないとするものであるが，特定介護事業所の印影について同号ただし書の情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

したがって，本件不開示情報4 - 2を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお，本件不開示情報4 - 2は条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると認められることから，条例第7条第4号該当性については判断しない。

(カ) 裁量的開示（条例第9条）について

a 条例第9条について

条例第9条は，「実施機関は，開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該公文書を開示することができる。」と規定している。これは開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても，なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には，不開示情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示することができるものである。

条例第9条の適用に当たっては，当該情報を不開示にすることにより保護される権利利益と開示することによる公益を比較検討して慎重に判断する必要がある。

b 条例第9条該当性

異議申立人は，介護給付費明細書過誤調整依頼書をもって返還した事実認定するのはずさんであるとして，裁量的開示を主張している。

しかしながら，上記(I)，(オ)のとおり，本件不開示情報4 - 1は条例第7条第1号の不開示情報に，本件不開示情報4 - 2は同条第2号にそれぞれ該当するものと認められるところ，これらの情報を開示することに，開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要があるとは認められない。このことから，条例第9

条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

オ 請求内容 5 - 1 について

(ア) 対象公文書について

請求内容 5 - 1 に係る公文書は、介護保険課が特定介護事業所の実地検査日を平成19年 1 月18日と認定した公文書である。

実施機関は、「介護保険法第83条の規定に基づく実地検査の実施について」(平成19年 1 月17日決裁)(以下「開示文書 5 - 1」という。)を対象公文書として特定し、条例第 7 条各号の不開示情報が含まれていないことから全部開示したものであると説明している。

異議申立人は、開示された文書が真正の公文書ではないと主張していることから、対象公文書の特定の妥当性について検討する。

(イ) 対象公文書の特定の妥当性について

異議申立人は、「全部開示された公文書は手修正されており真正ではなく、真正の公文書を求める」旨主張している。

これに対して実施機関は、決裁の過程で軽微な箇所であれば手書き修正し、そのまま決裁を受けるものであり、起案文書の通知文には、決裁後に文書番号を手書きし、公印は相手方に発出する通知文原本に押印する取扱いとなっていることから、請求内容 5 - 1 に対応するものは開示文書 5 - 1 以外になく、異議申立人の主張は当たらない旨説明しているが、この説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため、当審査会が、委員及び事務局職員をして特定介護事業所及び異議申立人に係る公文書を確認させたところ、開示文書 5 - 1 以外に請求内容 5 - 1 に対応する公文書の存在は確認されなかった。

したがって、開示文書 5 - 1 を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

カ 請求内容 5 - 2 について

(ア) 対象公文書について

請求内容 5 - 2 に係る公文書は、平成18年12月の特定介護事業所の調査を監査とは直結させないとする公文書であり、実施機関は、取得・作成していないとして不開示としている。

異議申立人は文書不存在ではないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

当審査会が、委員及び事務局職員をして特定介護事業所及び異議申立人に係る公

文書を確認させたところ、平成18年12月に特定介護事業所に対する調査が行われたという記録は確認できず、請求内容5 - 2に対応する公文書の存在は確認されなかった。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### キ 請求内容6について

##### (ア) 対象公文書について

請求内容6に係る公文書は、特定日に実地検査を実施したとする介護保険課の各担当者が、検査所見等を記録・記入したメモ・ノートである。

実施機関は、請求内容6に係る文書は、実地検査において職員が個人用ノートに、検査所見等を備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としたとしている。

異議申立人は、既に答申済みの事案では、組織的に用いるそのメモ・ノートの存在を認めており文書不存在ではないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

##### (イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

開示請求の対象となる公文書については、条例第2条第2項において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

なお、「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用、保管又は保存されている状態のものと考えられる。

そうすると、当該実施機関の職員が備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としたという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

念のため、当審査会が、委員及び事務局職員をして特定介護事業所の指導、監査に関する公文書を確認させたところ、担当者が検査所見を記入した公文書の存在は確認されなかった。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### ク 請求内容2、3及び4の条例第16条第1項による開示について

条例第16条第1項は、「公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で

定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。」と規定している。

異議申立人は、請求内容 2、3 及び 4 について、同項の特別の開示の実施の方法により、公文書を作成又は加工する義務がある旨主張している。

しかしながら、同項ただし書に規定する開示の実施の方法は、閲覧の方法による開示にあつて、例えば原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支障がある場合等において、写しを作成しこれを閲覧に供すること等を指しており、異議申立人の主張は認められないものである。

また、条例第 5 条の規定に基づく開示請求権は、あくまでも実施機関の保有する公文書を開示することを求める権利であり、新たに公文書の作成を請求する権利ではない。

ケ 請求内容 2、3、4、5 - 1 及び 5 - 2 の電磁的記録の写しによる開示義務について

異議申立人は、請求内容 2、3、4、5 - 1 及び 5 - 2 について、電磁的記録の写しにより開示を請求する旨主張しているが、電磁的記録による写しの交付の請求については、本件は文書又は図画の閲覧及び写しの交付を請求しているものであり、異議申立てにおける別途の実施方法による開示の請求について、当審査会では判断しない。

コ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。



答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年6月29日付けで「異議申立人 が諮問第45号（答申第36号）諮問第46号（答申第37号）の棄却に対して、審査会に於て、口頭意見陳述を行った会議録と資料」の開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成21年7月15日付け広第19号で、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年9月7日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 不開示は財産権保全の権利を侵害し、違法である。

イ 法令に基づき行政情報は原則として公開すべきである。

ウ 都市再開発法に基づく公共事業である「 町 番街区都市再開発事業」に関する行政処分の公文書は全て開示、公開が法令上規定されている。

エ 民間の再開発事業においても、関係権利者は、関係書類の開示請求権が保障されている。

オ 過去2回、審査会で口頭による意見陳述を行ったが、その記録も公開されないということになる、開示請求や意見陳述を行ったこと自体がなかったことになってしまふ。

カ 審査会で陳述した問題点について、審査会から処分庁に指導をした形跡がない。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 公文書開示請求に係る公文書の名称等

上記2(1)の開示請求内容に同じ。

#### (2) 不開示とした理由

ア 本件対象公文書は、仮にあるとすれば、公文書の開示決定処分等に係る不服申立事案である諮問第45号及び第46号事案について、異議申立人である 氏が鹿児島県公文書等開示審査会（以下「開示審査会」という。なお、現在は「鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会」である。）において口頭による意見陳述（以下「意見陳述」という。）を行った際と同審査会の会議録及び審査会資料であると判断した。

イ 本件開示請求書の記載内容は、公文書の開示決定処分等について特定の個人が異議申立てを行い、開示審査会において意見陳述をしたという事実を前提としたものである。

ウ 本件対象公文書の存否を答えることにより、特定の個人が異議申立てを行い、開示審査会において意見陳述をした事実の有無という個人に関する情報を開示することとなるので、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することとした。

エ 本件対象公文書は、仮にあるとすれば、平成13年3月より前に開催された審査会に係る議事録であることから、不開示情報該当性については、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年3月28日鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）第8条の規定により判断した。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 9月24日	諮問を受けた。
12月 3日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成22年 5月17日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
6月28日	異議申立人から意見書を受理した。
12月17日	諮問の審議を行った。
平成23年 2月15日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
4月18日	異議申立人から追加資料を受理した。
4月20日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件開示請求について

本件開示請求は、公文書の開示決定処分等に係る不服申立事案である諮問第45号及び第46号事案について、異議申立人本人が開示審査会において意見陳述を行った際と同審査会の会議録及び資料について開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求書の記載内容は、公文書の開示決定処分等について特定の個人が異議申立てを行い、開示審査会において意見陳述を実施したという事実を前提としたものであることから、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることにより、特定の個人が異議申立てを行い、開示審査会において意見陳述をした事実の有無という、旧条例第8条第2号の規定により不開示とされている個人に関する情報を開示することになるとして、条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行った。

異議申立人は、本件処分の取り消しを求めており、対象公文書が仮に存在するとすれば、平成13年4月1日前に作成し、又は取得したものであると考えられることから、これらの情報が実施機関の主張する旧条例第8条第2号の不開示情報に該当するかどうか及び条例第10条に該当するかどうかについて検討する。

###### イ 個人情報(旧条例第8条第2号)該当性について

###### (ア) 旧条例第8条第2号について

旧条例第8条は、「実施機関は、開示の請求に係る公文書等に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書等の開示をしないことができる。」と規定している。

この条各号のうち、第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、開示しないことができると規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報」、「イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報」、「ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(1) 旧条例第8条第2号該当性

本件請求の記載内容には、特定の個人の氏名が含まれており、異議申立人である特定の個人が、開示審査会において意見陳述を行った際の会議録及び資料に対する開示請求と認められることから、公文書の開示決定処分等について特定の個人が異議申立てを行い、開示審査会において意見陳述をしたという個人に関する情報（以下「本件不開示情報」という。）が識別されるものであり、旧条例第8条第2号本文に該当すると認められる。

また、本件請求内容は、特定の個人による異議申立てについての開示審査会における意見陳述に係るものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

なお、異議申立人は、都市再開発法に基づく公共事業である「 町 番街区都市再開発事業」に関する行政処分の公文書は全て開示、公開が法令上規定されていると主張している。

都市再開発法（以下「法」という。）第134条第1項及び法施行規則第38条において、施行者は、「規準、規約、定款又は施行規程」、「事業計画又は事業基本方針」、「配置設計図」、「権利変換計画書又は管理処分計画書」等の市街地再開発事業に関する簿書をその事務所に備え付けることとされている。さらに法第134条第2項において、利害関係者からこれらの簿書の閲覧又は謄写の請求があったときは、正当な理由がない限り、施行者はこれを拒んではならないとされている。

また、この他にも、法は、市街地再開発組合の設立認可等における市町村長による関係図書の縦覧等を規定しているが、これらは、開示審査会における会議録及び資料の開示まで規定しているものではないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報を旧条例第8条第2号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 公文書の存否を明らかにしないで不開示とするものの妥当性について

(ア) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書

の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

(1) 処分の妥当性

本件請求内容は、上記イで述べたとおり、特定の個人が、開示審査会において意見陳述を行った際の会議録及び資料に対する開示請求であり、旧条例第8条第2号の個人に関する情報が識別されることから、請求内容に係る公文書の存否を答えることは、特定の個人が異議申立てを行い、開示審査会において意見陳述をした事実の有無という、旧条例第8条第2号の不開示情報を開示することになることから、実施機関が公文書の存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当である。

エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年6月29日付けで「情報公開審査会（会長 〃）の口頭意見陳述（異議申立人 〃，補佐人 〃， 〃）の関係記録」の開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成21年7月15日付け広第20号で、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年9月7日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 不開示は財産権保全の権利を侵害し、違法である。

イ 法令に基づき行政情報は原則として公開すべきである。

ウ 都市再開発法に基づく公共事業である「 〃 町 番街区都市再開発事業」に関する行政処分の公文書は全て開示、公開が法令上規定されている。

エ 民間の再開発事業においても、関係権利者は、関係書類の開示請求権が保障されている。

オ 過去2回，審査会で口頭による意見陳述を行ったが，その記録も公開されないということになる，開示請求や意見陳述を行ったこと自体がなかったことになってしまう。

カ 審査会で陳述した問題点について，審査会から処分庁に指導をした形跡がない。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書による説明の要旨は，次のとおりである。

#### (1) 公文書開示請求に係る公文書の名称等

上記2(1)の開示請求内容に同じ。

#### (2) 不開示とした理由

ア 本件対象公文書は，仮にあるとすれば，公文書の開示決定処分等に係る不服申立事案について，異議申立人である 氏が鹿児島県情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。なお，現在は「鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会」である。）において口頭による意見陳述（以下「意見陳述」という。）を行った際と同審査会の会議録であると判断した。

イ 本件開示請求書の記載内容は，公文書の開示決定処分等について特定の個人が異議申立てを行い，情報公開審査会において意見陳述をしたという事実及び特定の個人が当該異議申立てに係る補佐人であったという事実を前提としたものである。

ウ 本件対象公文書の存否を答えることにより，特定の個人が異議申立てを行い情報公開審査会において意見陳述をした事実の有無及び特定の個人が当該異議申立てに係る補佐人であった事実という個人に関する情報を開示することになるので，条例第10条の規定に基づき，本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することとした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 9月24日	諮問を受けた。
12月 3日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成22年 5月17日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
6月28日	異議申立人から意見書を受理した。
12月17日	諮問の審議を行った。
平成23年 2月15日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
4月18日	異議申立人から追加資料を受理した。
4月20日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件開示請求について

本件開示請求は、公文書の開示決定処分等に係る不服申立事案について、異議申立人本人が情報公開審査会において意見陳述をした際の同審査会の関係記録について開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求書の記載内容は、公文書の開示決定処分等について特定の個人が異議申立てを行い情報公開審査会において意見陳述をしたという事実及び特定の個人が当該異議申立てに係る補佐人であったという事実を前提としたものであることから、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることにより、特定の個人が異議申立てを行い、情報公開審査会において意見陳述をした事実の有無及び特定の個人が当該異議申立てに係る補佐人であった事実という条例第7条第1号の規定により不開示とされている個人に関する情報を開示することになるとして、条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行った。

異議申立人は、本件処分の取り消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第7条第1号の不開示情報に該当するかどうか及び条例第10条に該当するかどうかについて検討する。

###### イ 個人情報(条例第7条第1号)該当性について

###### (ア) 条例第7条第1号について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

この条各号のうち、第1号本文では、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その



他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また，同号ただし書において「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」，「イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」，「ウ 当該個人が公務員等である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については，同号本文に該当するものであっても，開示しなければならない旨規定している。

(1) 条例第7条第1号該当性

本件請求の記載内容には，特定の個人の氏名が含まれており，異議申立人である特定の個人が，情報公開審査会において意見陳述を行った際と同審査会の会議録に対する開示請求と認められることから，公文書の開示決定処分等についての特定の個人による異議申立て及び意見陳述並びに特定の個人が当該意見陳述に係る補佐人であったという個人に関する情報（以下「本件不開示情報」という。）が識別されるものであり，条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

また，本件請求内容は，特定の個人の異議申立てについての情報公開審査会における意見陳述に係るものであり，同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

なお，異議申立人は，都市再開発法に基づく公共事業である「 町 番街区都市再開発事業」に関する行政処分の公文書は全て開示，公開が法令上規定されていると主張している。

都市再開発法（以下「法」という。）第134条第1項及び法施行規則第38条において，施行者は，「規準，規約，定款又は施行規程」，「事業計画又は事業基本方針」，「配置設計図」，「権利変換計画書又は管理処分計画書」等の市街地再開発事業に関する簿書をその事務所に備え付けることとされている。さらに法第134条第2項において，利害関係者からこれらの簿書の閲覧又は謄写の請求があったときは，正当な理由がない限り，施行者はこれを拒んではならないとされている。

また，この他にも，法は，市街地再開発組合の設立認可等における市町村長による関係図書の縦覧等を規定しているが，これらは，情報公開審査会における会議録の開示まで規定しているものではないことは明らかである。

したがって，本件不開示情報を条例第7条第1号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 公文書の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

(イ) 処分の妥当性

本件請求内容は、上記イで述べたとおり、特定の個人が異議申立てを行い、情報公開審査会において意見陳述を行った際の会議録に対する開示請求であり、条例第7条第1号の個人に関する情報が識別されることから、請求内容に係る公文書の存否を答えることは、特定の個人が異議申立てを行い、情報公開審査会において意見陳述をした事実の有無及び特定の個人が当該意見陳述に係る補佐人であった事実の有無という条例第7条第1号の不開示情報を開示することになることから、実施機関が公文書の存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当である。

エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年7月13日付けで「平成17年4月1日付けで用途廃止された国有財産 特定地番，公衆用道路，所有者建設省及び隣接する無地番里道（以下「本件里道」という。）に係る，1．国有財産の分類及び種類台帳，2．昭和62年度の国有財産取得記録台帳」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成21年8月3日付け監第1079号で、公文書不開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、平成21年8月10日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

上記処分の取り消しを求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 昭和 年 月 日鹿児島市特定地番，公衆用道路，151㎡，所有者建設省，及び無地番里道として，法務局に登録されている。国土交通省は国有財産として，平成17年4月1日付けで用途廃止され，平成 年 月 日鹿児島市に譲渡されたと文書で回答している。

イ 法務省の裁決書には，地図訂正票は存在していない，また，地図訂正については，昭和 年 月 日作成の地積測量図が現存し，同年 月 日に新たに表題登記が行われているので，このころに地積測量図の申請人欄に記載のある者からの申出に基づき，鹿児島地方法務局の登記官が職権により行ったものと推測される，と記されている。

ウ 県が所有していた公文書 特定地先の里道に係る字絵図訂正の承諾及び公共用地(里

道)との境界確定願いに係る文書がなぜ県に存在し、鹿児島市に移管され、国に引き継がれたのか。

エ 本件土地の登記に係る文書は、平成18年11月2日付けの公文書不開示決定通知書(鹿土第491号)で文書は存在しないと記されている。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 法定外公共物の財産管理は、都道府県知事が機関委任事務として処理してきたが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(以下「地方分権一括法」という。)が施行され、市町村に法定外公共物が譲与されるまでの間は、都道府県が法定受託事務としてその財産管理を行うこととなった。

イ 法定外公共物は、国有財産法上台帳を備える義務はなく、実際にも備えていないが、本県では、処理内容等を把握するために、国有財産取得記録台帳に相当するものとして、国有財産の用途廃止に伴う寄付受納台帳が備えられていた。

ウ 昭和62年度の国有財産取得記録台帳に相当するものとして、昭和62年度国有財産の用途廃止に伴う寄付受納台帳を検索したが、当該台帳の財産所在地の欄に本件里道の記載はなかった。

エ このため、本件里道に係る台帳は存在しないことから不開示とすることとした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年10月5日	諮問を受けた。
平成21年12月8日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成22年7月23日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成22年9月8日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年6月2日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
7月5日	諮問の審議を行った。
7月15日	委員による実地調査を行った。
7月27日	諮問の審議を行った。
8月25日	諮問の審議を行った。
10月6日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 請求対象公文書について

本件請求に係る公文書は、本件里道に係る国有財産の分類及び種類台帳並びに昭和62年度の国有財産取得記録台帳である。

実施機関は、法定外公共物については国有財産法上台帳を備える義務はなく、実際に同法第32条の規定に基づく台帳は備えていない、また、事務管理上備えていた昭和62年度国有財産の用途廃止に伴う寄付受納台帳に本件里道の記載がなく、請求に係る公文書は存在しないとして不開示としたとしている。

異議申立人は、処分の取り消しを求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

###### イ 法定外公共物に係る国有財産法上の台帳の作成義務について

当審査会が事務局職員に確認させたところ、昭和62年当時及び現在においても、国有財産については、国有財産法第32条の規定に基づき、各省各庁は国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備え付けなければならないとされていた。

また、公共用財産のうち公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの等については、同法第38条及び同法施行令第22条の2第1号に基づき台帳等に係る国有財産法の規定は適用されないこととなっており、道路法及び河川法等特別の定めがない里道、水路といった法定外公共物については、国有財産法上台帳を備える義務はないこととされていた。

###### ウ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

上記のとおり、法定外公共物については、昭和62年当時及び現在においても国有財

産法に規定する台帳を備える義務はなく、当審査会が委員及び職員をして文書の存在等について確認させたところでも、土木部監理課用地対策室の執務室内及び文書庫内に法定外公共物に係る「国有財産の分類及び種類台帳」及び「国有財産取得記録台帳」という名称の台帳の存在は確認されなかった。

また、国有財産の払い下げに伴い代替地を取得した場合に、財産の所在地、地積等を記載する「国有財産の用途廃止に伴う寄付受納台帳」の存在が確認されたが、当該台帳に本件土地の記載は確認されなかった。

なお、法定外公共物についてのその他の台帳の存在も確認されなかった。

以上のことから、「国有財産の分類及び種類台帳」については、国有財産法に基づく台帳は備えられていない、「昭和62年度の国有財産取得記録台帳」については、昭和62年度国有財産の用途廃止に伴う寄付受納台帳に記載はなく、存在しないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年7月13日付けで「特定地先の里道（以下「本件里道」という。）に係る字絵図訂正の承諾及び公共用地（里道）との境界協定願いに係る文書」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成21年8月3日付け鹿建総第80号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年9月30日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

平成21年8月3日付けで鹿児島県知事が行った、鹿建総第80号による行政文書の不開示決定処分の文書の引き継ぎと移管の審査と取り消しを求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 法務省は、特定地番、公衆用道路、151㎡、所有者建設省、及び隣接する無番地里道に係る地図訂正票は存在していない、また昭和 年 月 日作成の地積測量図が現存し、同年 月 日に表題登記が行われているので、このころに地積測量図の申請人欄に記載のある者からの申出に基づき鹿児島地方法務局の登記官が職権により行ったものと推測される、と文書で回答している。

イ 鹿児島土木事務所総務課は、平成18年11月2日付けの公文書不開示決定通知書（鹿土第491号）で登記に係る文書は存在しない、と回答している。

ウ 県が所有していた公文書、本件里道に係る字絵図訂正の承諾及び公共用地（里道）との境界確定願いに係る文書がなぜ県に存在し、鹿児島市に移管され、国に引き継がれたのか。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 里道，水路といった法定外公共物については，都道府県が財産管理を行ってきたが，地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）の施行により，機能を有しているものは市町村に譲与され，譲与されなかったものについては，一括して用途を廃止し，国に引き継ぐこととされた。

イ 都道府県が保管する法定外公共物に関する書類については，原則として，譲与や引き継ぎにより新たに帰属した管理主体別に分類し，移管することとされたが，それが困難な場合には，市町村に移管することとされた。

ウ 鹿児島市内に係る法定外公共物については，平成16年度までに鹿児島市への譲与が完了し，本件里道との境界確定願いに係る文書も鹿児島市に移管した。

エ 本件里道については，里道の機能を有していたが，鹿児島市から譲与申請がなかったため，一括用途廃止を行い，鹿児島財務事務所に引き継ぐこととなり，境界確定願いに係る文書以外の関係書類は，鹿児島市に移管しなかった。

オ 財務事務所等に引き継いだ後に，機能を有している法定外公共物の譲与漏れが判明した場合には，市町村は速やかに譲与を受けるとされ，譲与を受けるまでの間は，当該法定外公共物の財産管理を国土交通省が行うこととされた。

カ また，国土交通省九州地方整備局から管理資料の引継依頼もあったことから，本件里道の字絵図訂正の承諾に係る文書は，当面の財産管理者である同局に引き継いだ。

キ そのため，本件里道に係る字絵図訂正の承諾に係る文書は国土交通省九州地方整備局に引き継ぎ，公共用地（里道）との境界確定願いに係る文書については，鹿児島市に移管していることから，不開示とした。



#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年10月27日	諮問を受けた。
平成22年 6 月23日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成22年 7 月23日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成22年 9 月 8 日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年 6 月 2 日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
7 月 5 日	諮問の審議を行った。
7 月15日	委員による実地調査を行った。
7 月27日	諮問の審議を行った。
8 月25日	諮問の審議を行った。
10月 6 日	諮問の審議を行った。

##### (2) 本件異議申立てについて

本件処分において、実施機関は文書不存在を理由として不開示としている。

「異議申立ての趣旨」の記載によると、異議申立人は、必ずしも本件処分の取消のみを求めるものではないとみられるが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であることから、当審査会においては、文書不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

##### (3) 審査会の判断

###### ア 請求対象公文書について

本件請求に係る公文書は、本件里道に係る字絵図訂正の承諾及び境界協定願いに係る公文書である。

実施機関は、本件里道との境界協定願いに係る文書(以下「対象公文書1」という。)は鹿児島市に移管したため県の機関に存在しない、また、本件里道に係る字絵図訂正の承諾に係る文書(以下「対象公文書2」という。)は国土交通省九州地方整備局に引き継いだため県の機関に存在しないとして、いずれも不開示としている。

###### イ 対象公文書1について

###### (ア) 法定外公共物の管理及び市町村への譲与について

当審査会で確認したところ、国有財産のうち、道路法や河川法等の特別の法令の定めがない、里道、水路といった法定外公共物の財産管理は、都道府県知事が機関委任事務として処理してきたが、平成12年に地方分権一括法が施行され、里道、水路の機能を有しているものは、平成17年3月31日までに申請に基づき市町村に譲与することとされた。

そして、上記譲与期限内であって市町村に譲与されるまでの間は、法定受託事務として都道府県が法定外公共物の財産管理を行うこととなった。

なお、譲与期限内に譲与手続きが完了した市町村については、都道府県は平成17年3月31日付けで譲与対象とならなかった法定外公共物を一括して用途廃止し、財務局等に引き継ぐこととされた。

(イ) 市町村への譲与及び財務局等への引き継ぎに係る文書の取扱いについて

法定外公共物の市町村への譲与及び国への引き継ぎに伴う文書の取扱いについては、平成16年5月26日付け国土交通省大臣官房長通知（国官会第289号）並びに平成16年6月に財務省及び国土交通省が作成した資料「法定外公共物に係る国有財産の譲与等に関する取扱いについて」に定められている。

上記通知及び資料を確認したところ、都道府県が保管する法定外公共物に係る書類等は、当該法定外公共物の財産管理を行う主体により分類し、譲与や引き継ぎにより新たに帰属した管理主体別に分類し移管することとするが、書類等の分割が事実上困難な場合は法定外公共物の大半を引き継ぎ管理することになる市町村に移管することとされていた。

また、上記の国の資料には、市町村や財務局等に引き継ぐべき書類の一つの例として、「境界確定に係る申請書（添付書類を含む）」が挙げられている。

(ウ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関は、本件里道の境界確定書類は、鹿児島市に移管したため存在しないと説明している。

そこで、当審査会が、委員及び事務局職員をして鹿児島地域振興局建設部建設総務課の執務室内及び文書庫内を確認させたところ、対象公文書1の存在は確認できなかったが、鹿児島市（旧鹿児島市域）に係る法定外公共物に関する書類を移管するに当たっての平成17年3月28日付け鹿児島市長宛ての鹿児島土木事務所長名通知の起案文書が存在し、同市へ境界確定書類等460箱余りを移管するとの記載があることが確認できた。

また、事務局で確認させたところによると、実施機関は、平成17年の文書移管当時、鹿児島土木事務所（現在の鹿児島地域振興局建設部）において、個々の案件が時系列に編綴された「里道・水路境界確定調書」、「里道・水路境界確定継続分」、「里道・水路境界確定申請書（未立会分）」、「里道・水路境界確定台帳」等に分類して境界確定書類を保存していたとのことであった。

実施機関は、里道は箇所が多い、個々の面積が小さい、場所の特定が難しいこと等の理由から、譲与申請の有無を確認して新たな管理主体別にこれらの境界確定書類を分割することは困難であって、原則として市町村に対して一括して移管しており、平成17年3月に鹿児島市に文書移管した際に、対象公文書1についても同市に移管したと説明している。

上記(イ)のとおり、法定外公共物に係る書類を、新たな管理主体毎に分割せずに

市町村に移管する取扱いは、国通知等に定められているところであり、また、鹿児島地域振興局建設部建設総務課の執務室内及び文書庫内に対象公文書 1 の存在は確認できなかったことから、対象公文書 1 は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、対象公文書 1 について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### ウ 対象公文書 2 について

##### (ア) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関は、対象公文書 2 は、対象公文書 1 の法定外公共物に係る境界確定書類とは別に編綴されており、鹿児島市に境界確定書類を移管した後においても、対象公文書 2 は同市に引き継がれずに実施機関において保有しており、国土交通省九州地方整備局からの依頼に基づき対象公文書 2 を同局に引き継いだため実施機関には存在しないと説明している。

そこで、当審査会が、委員及び事務局職員をして鹿児島地域振興局建設部建設総務課の執務室内及び文書庫内を確認させたところ、対象公文書 2 の存在は確認できなかったが、県が保有する本件里道に関する資料一式を引き継ぐよう依頼する旨の平成19年 8 月28日付けの国土交通省九州地方整備局総務部長名の公文書が存在し、当該依頼に応じて同部長宛での同年 9 月 5 日付け鹿児島地域振興局建設部長名通知の起案文書において、「 町里道地図訂正に係る案件 (NO.1 ~ NO.3)」の書類を引き継ぐとの記載があることが確認できた。

上記の国土交通省九州地方整備局からの依頼は、地番により本件里道を特定した上で、その「資料一式」の引き継ぎを求めるものであり、これに応じて国土交通省九州地方整備局に送付した「 町里道地図訂正に係る案件 (NO.1 ~ NO.3)」に対象公文書 2 が含まれていたと実施機関は説明している。

上記の起案文書において、本件里道に係る書類を国土交通省九州地方整備局に引き継ぐとの記載が確認でき、また、鹿児島地域振興局建設部建設総務課の執務室内及び文書庫内に対象公文書 2 の存在は確認できなかったことから、対象公文書 2 は存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

以上のことから、対象公文書 2 について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年3月12日付けで「保健福祉部介護保険課が（以下「特定介護事業所」という。）に対し、平成18年5月18日に実地指導を実施すると通知した公文書。または、実施指導をするために県の事務処理の決裁を受けた起案文書。またはその後の通知分（文）たる原本。あるいは、5月18日に実地指導したその客観的事実がわかる公文書。」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成21年3月27日付け介保第494号で、文書不存在を理由とする公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年5月7日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分の不開示理由を取り消し、開示するとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 県・介護保険課は、諮問保第7、8及び9号において、特定介護事業所の実地指導日を平成18年3月27日及び5月18日の2回と断定しているものであり、5月18日の公文書が存在しないものではない。

イ 審査会の判断について県が検討すれば、自ずと5月18日の記載が誤りであれば、決定書を下す以前に判明するものである。

ウ 審査会が、県の決定書を異議申立人に到達させた約1か月後において、県の記載の正誤を許容することは、異議申立ての審査において、処分庁の権限を行使しようとするものであると評価され、審査庁の権限を逸脱し、不適法である。

エ 県が決定内容を訂正するのであれば，県は決定書を取り下げるか，審査会が答申を取り下げるべきである。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は，次のとおりである。

(1) 特定介護事業所に対し，平成18年5月18日に実地指導を実施しておらず，開示請求に係る公文書は取得・作成していないため存在しない。

(2) 異議申立人は，県・介護保険課は諮問保第7，8及び9号において，実地指導日を平成18年3月27日及び5月18日の2回と断定しているとしているが，諮問保7，8及び9号の決定書において5月11日と記載すべきところを5月18日と誤って記載したものについては，平成21年3月25日付け介保第470号通知で，5月18日を5月11日に訂正する決定書の一部訂正について異議申立人に通知しており，異議申立人の主張は当たらない。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審査の経過

審査会は，本件異議申立てについて，以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年5月26日	諮問を受けた。
7月21日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月6日	異議申立人に処分理由説明書を送付し，意見書の提出を求めた。
8月26日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年9月5日	諮問の審議を行った。
11月4日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
平成24年1月30日	諮問の審議を行った。

#### (2) 審査会の判断

##### ア 請求対象公文書について

本件請求に係る公文書は，特定介護事業所に対し，平成18年5月18日に実地指導を実施すると通知した公文書，決裁を受けた起案文書，通知文原本及び実地指導を行った客観的事実が分かる公文書である。

実施機関は，平成18年5月18日には特定介護事業所に対して実地指導を実施しておらず，本件請求に係る公文書は取得・作成していないため存在しないとして不開示としたとしている。

異議申立人は，本件処分の取り消しを求めていることから，不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

イ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

異議申立人が別途行った保有個人情報開示等決定に係る異議申立事案である諮問保第7, 8及び9号について, 当審査会は平成20年12月26日付け答申保第3, 4及び5号として実施機関に答申し, 異議申立人には答申書の写しを送付した。

当該答申書において, 実地指導実施日を5月11日と記載すべきところを5月18日と記載していたことから, 答申書を訂正し, 平成21年3月23日付けで異議申立人に訂正後の答申書の写しを送付している。

また, 当審査会が事務局職員に確認させたところ, 実施機関も, 平成21年3月4日付けで送付した諮問保第7, 8及び9号に係る異議申立てに対する決定書において, 実地指導実施日を5月11日と記載すべきところを5月18日と記載していたため, 平成21年3月25日付けで決定書の一部訂正について異議申立人に通知している。

上記のとおり, 実地指導日は5月18日ではなく5月11日として答申書及び決定書の訂正も既になされているところであるが, 念のため当審査会事務局職員に特定介護事業所及び異議申立人に係る公文書を確認させたところ, 介護福祉課執務室内及び文書庫内に, 平成18年5月18日に実地指導を実施したとする公文書の存在は確認できなかった。

したがって, 平成18年5月18日に実地指導を実施しておらず, 開示請求に係る公文書は取得・作成していないとする実施機関の説明に不自然, 不合理な点は認められず, 不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

異議申立人は, その他種々主張しているが, いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって, 「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年3月30日付けで「保健福祉部介護保険課が（以下「特定介護事業所」という。）に対し、平成18年3月27日及び5月11日に実地指導を実施すると通知した公文書（以下「開示請求1」という。） 実施指導をするために県の事務処理の決裁を受けた起案文書（以下「開示請求2」という。） その後の通知文たる原本（以下「開示請求3」という。）」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成21年4月27日付け介福第44号で、公文書一部開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、平成21年5月26日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申し立てに係る公文書一部開示決定処分の不開示理由を取り消し、開示するとの決定を求める。また は真正書面の開示を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1について

(ア) 手修正された起案文ではない「通知文」が、電磁的記録において修正され、残存するものである。それを開示請求している。明らかに文書不存在ではない。

(イ) 過去の開示請求において、特定介護事業所に通知した、平成19年11月5日付けの通知書が開示されており、不存在とする説明は不自然、不合理であり、他に公文書の存在を窺わせる特段の事情が認められる。

(ウ) 県は起案文一式と説明しており、実地指導の起案文が残っていれば、通知した公文書、その後の通知文たる原本も保存してあると認識でき、原本が保存されていないということは、到底不自然であり、説明に矛盾がある。

イ 開示請求2について

- (ア) 県は全部開示としたが、あるがままの開示ではない。
- (イ) 5月11日の実地指導の起案文は真正書面ではない。
- (ウ) 5月11日の押印は受付印である。異議申立人は決裁を受けたものを開示請求しているのであり、他に決裁日付印が押印されている5月11日の公文書の存在を窺わせる特段の事情が認められる。
- (エ) 5月11日の起案文一式の実地指導時間は午後9時から12時までであるが、その時間帯の超過勤務がなく、不自然、不合理であり、他に公文書の存在を窺わせる特段の事情が認められる。
- (オ) 不自然、不合理であり、他に電子データが存在している事情は明らかである。
- (カ) 起案日が3月17日であるはずがない。「電子データを修正せずに」とする処分理由説明がまかり通るはずがなく、明らかに不自然、不合理であり、他に公文書の存在を窺わせる特段の事情が認められることは明らかである。

ウ 開示請求3について

- (ア) 上記ア(イ)(ウ)、イ(オ)と同じ。
- (イ) 残存する電磁的記録を加工し、開示する義務がある。
- (ウ) 実地指導の原本を県が保存する必要があるものであり、文書不存在であるはずがない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求1及び3について

平成19年11月5日付け通知文については、通知文の写しを保有していたため開示したが、本件請求に係る通知文の写しは保有していない。

(2) 開示請求2について

ア 異議申立人は、5月11日実施に係る起案文一式について、起案日が3月17日であること、実地指導の時間が午後9時から12時であることなどを理由に当該文書は真正書面ではない旨主張しているが、これは5月11日実施分の起案を作成するに当たり、3月27日実施分の起案の電子データを利用したところ、データを修正せずに起案文としたこと等によるものである。

イ 関係するファイル等も確認したが、請求に対応する公文書は、当該公文書以外にはない。



#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 6月19日	諮問を受けた。
8月4日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月17日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
9月25日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年 9月5日	諮問の審議を行った。
11月4日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
平成24年 2月16日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 開示請求 1 及び 3 について

###### (ア) 請求対象公文書について

開示請求 1 における請求に係る公文書は、介護保険課（現在は介護福祉課）が特定介護事業所に対し、平成18年 3月27日及び 5月11日に実地指導を実施すると通知した公文書であり、開示請求 3 における請求に係る公文書は、当該通知文の原本である。

実施機関は、開示請求 1 及び 3 のいずれについても、通知文の写しは保有していないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、文書不存在ではないとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

###### (イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

当審査会が事務局職員に確認させたところ、介護保険法に基づく介護保険施設等への実地指導の実施については、「鹿児島県介護保険施設等指導及び監査実施要領」に定められており、同要領において、介護保険施設等への通知文の原本及び写しの保存、保管は規定されていなかった。

また、実施機関における文書事務について定めた鹿児島県文書規程においても、通知文の原本及び写しを保管、保存するよう定めた規定は確認されなかった。

したがって、本件対象公文書は保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

なお、異議申立人が別途行った公文書開示請求において、特定介護事業所への通知文の写しが開示されていることから、念のため、当審査会事務局職員に特定介護事業所及び異議申立人に係る公文書を確認させたところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、開示請求 1 及び 3 に対応する公文書の存在は確認されなかった。

以上のことから、開示請求 1 及び 3 について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

## イ 開示請求2について

### (ア) 請求対象公文書について

開示請求2における請求に係る公文書は、介護保険課が特定介護事業所に対し、平成18年3月27日及び5月11日に実地指導をするために決裁を受けた起案文書である。

実施機関は、「介護保険法第24条及び第83条の規定に基づく実地指導の実施について(伺い)」(以下「本件開示文書」という。)とする起案文書を対象公文書として特定し、全部開示している。

異議申立人は、5月11日実施分の起案文書につき、決裁日付印が押印されていないこと、起案日が前年度の日付である平成18年3月17日であること、実地指導の時間が午後9時から12時までと記載されているが、その時間帯の超過勤務がないこと等を理由に、開示された文書は真正書面ではなく、他に公文書の存在を窺わせる特段の事実が認められると主張していることから、対象公文書の特定の妥当性について検討する。

### (イ) 対象公文書の特定の妥当性について

異議申立人の上記主張に対して、実施機関は、5月11日実施分の実地指導の起案を作成するに当たり、3月27日実施分の起案の電子データを利用したところ、データを修正せずに起案文としたこと等によるものであり、請求に対応する公文書は本件開示文書以外にないと説明している。

当審査会で対象公文書を確認したところ、回議欄に決裁権者である平成18年度当時の介護保険課長の押印はなされており、決裁日付印は押印されていないが、決裁を受けた起案文書であることが確認できた。

また、念のため、当審査会事務局職員に特定介護事業所及び異議申立人に係る公文書を確認させたところ、特定介護事業所に対する3月27日及び5月11日の実地指導の実施に係る起案文書は本件開示文書以外に確認されなかった。

したがって、本件開示文書を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

## ウ 電磁的記録による開示義務について

異議申立人は、電磁的記録による開示を請求する旨主張しているが、電磁的記録による開示の請求については、本件は文書又は図画の閲覧及び写しの交付を請求しているものであり、異議申立てにおける別途の実施方法による開示の請求について、当審査会では判断しない。

## エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 付帯意見

当審査会は、本件審査を通じ、実施機関における公文書作成のあり方についても議論したので、次のとおり意見を付する。

本件の対象公文書には、時間の記載等に明らかな誤りが認められ、このことが異議申立人に、開示文書は真正な公文書ではないとの不信感を与える一因となっている。実施機関においては、誤記等のないよう、公文書作成に当たっては、より一層、正確を期すことを要望する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報について、不存在を理由に不開示とし、又はその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、平成20年6月25日付けで保有個人情報開示請求を行った。開示請求に係る個人情報の内容を要約すると、次のとおりである。

ア 平成18年2月23日及び平成18年4月13日における

「私に應對し、苦情・相談を聴取した特定職員が私自身からの苦情・相談内容を記録・記入した、メモ・ノート等における開示請求者自身の個人情報」及び「実地調査において(以下「特定介護事業所」という。)の証言者等の聴取内容を記録・記入したメモ・ノート等における、開示請求者自身の個人情報」(以下「開示請求(1)」という。)

イ 「特定行為の苦情・相談、そして私からの特定職員に対する苦情そのものを記録・記入したメモ、ノート等における本件開示請求者の個人情報」及び「実地調査、不作為による実地検査により特定介護事業所の特定行為における聴取内容を記録したメモ、ノート等における開示請求者自身の個人情報」(以下「開示請求(2)」という。)

ウ 平成19年1月において、特定職員が電話で特定行為の事実について確認しながら、詳細に説明した際に存在するメモ、ノート等に記入・記録している特定行為に限定しない開示請求者の個人情報(以下「開示請求(3)」という。)

エ 「報告書」を基に、特定介護事業所から聴取した内容を記入・記録し、又は、「訪問拒否をしている」と断定している特定職員のメモ、ノートにある開示請求者の個人情報(以下「開示請求(4)」という。)

オ 特定介護事業所の平成18年2月以降の監査において、開示請求者の個人情報を「不作為」の監査の目的の為に利用することを開示請求者が同意したとする公文書・特定職員のノート又は開示請求者の同意書たる個人情報（以下「開示請求(5)」という。）

カ 「訪問の拒否をしていない」とする開示請求者の苦情・相談は同一であるにもかかわらず、監査においては私が「訪問の拒否をしている」という事実認定である。よって、平成18年9月27日の開示請求者の新しい証拠による苦情・相談を平成18年12月5日付報告書にさしかえるという事前の同意をしたと証明する開示請求者の同意書、特定職員のメモ・ノート等に存在する開示請求者の確認書・確認メモの個人情報（以下「開示請求(6)」という。）

キ 平成18年9月27日の苦情・相談における開示請求者の個人情報を平成18年4月以前の介護保険法に遡及させてもいいかと事前に通知あるいは同意した私の同意書・職員のメモ・ノート等に存在する開示請求者の確認書・確認メモの個人情報（以下「開示請求(7)」という。）

ク 平成18年2月23日・4月13日の実地調査の苦情・相談たる開示請求者の個人情報を監査の結果内容と差し替えてもいいとする開示請求者の同意したる個人情報。（以下「開示請求(8)」という。）また、平成18年9月27日の監査の結果を既に結果を出している実地調査と差し替えてもいいとする開示請求者の同意したる個人情報（以下「開示請求(8)」という。）

ケ 平成19年1月18日の実地検査の実施日を特定職員が確認し、開示請求者に間接的に通知したメモ・ノートに存在する開示請求者が「訪問拒否をしている」個人情報と共に、それに付随する開示請求者の個人情報（以下「開示請求(9)」という。）

コ 平成18年9月27日の開示請求者自身が訪問拒否し、特定行為に及んだとする間違っただ特定介護事業所の介護保険課への報告に対し、それでも実地調査の結果と差し替え、開示請求者に責任があるとしてもいいとする開示請求者の同意したる個人情報（以下「開示請求(10)」という。）

これに対し、実施機関は、平成20年7月25日付け介保第119号で保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年9月23日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分において、存否応答拒否とした不開示理由について取り消し、公開するとの決定を求め、また、文書不存在について、公開するとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求(1)

- (ア) 処分理由説明書で「メモ・ノートは組織的に用いるものではない」を不開示理由に加えたことは、メモ・ノートが存在しているという前提・証明である。
- (イ) 2度の回答書が介護保険課からの送付・発信であれば、苦情、相談がメモ・ノートに存在するもので、明らかに組織的に用いられたものである。
- (ウ) 条例第15条の規定により、権利利益を保護するために開示される必要がある。
- (エ) メモ・ノートから受付票に転記されて実地調査に移行したもので、メモ・ノートは組織的に用いられたなものでもない。
- (オ) 特定介護事業所で聴取したその公務員の行為自体、組織的に用いるためにメモ・ノートを持ち出したということである。
- (カ) 県は異議申立てに対する決定書において、「検査所見等を個人のノートにメモし...検査所見等を参考にしながら協議・検討の上」と組織的に用いることを認めている。行政処分につながるかを意見する行為自体組織的である。

イ 開示請求(2)

- (ア) 仮に、本件開示請求の内容文中「」がその事実を窺わせるものと認定し、評価したとしても、監査においてその結果は逆転し、平成18年12月5日付け報告書を、開示請求者が訪問の拒否をしているとする公文書として県が認定している。その事実を窺わせる可能性は特定介護事業所については消滅している。よって、条例第13条第3号アは該当しない。
- (イ) 今までメモ・ノート等に対して、「メモ・ノートは組織的に用いるものではない」と評価しているものであれば、たとえ本件開示請求内容文中において特定行為のその事実を窺わせる表現があったとしても、不開示理由は「メモ・ノートは組織的に用いるものではない」となるはずである。組織的に用いるものではないメモ・ノート等に記入されているのであれば、条例の開示請求に対して条例から拒否するはずである。それをしていない。メモ・ノートも公文書であるということである。
- (ウ) 県は「特定職員に対する苦情」に決定で一切触れていない。
- (エ) 特定行為が既に明らかであったのであり、「人の生命、生活、健康、財産」が破壊されている。
- (オ) 条例第13条第2号ただし書イ該当で開示義務が生じ、かつ同号ただし書ウにおい

ても開示義務が生じる。

- (カ) 「特定職員に対する苦情」に条例第13条第3号アの保護を求めることは違法不当である。県と特定介護事業所が口裏を合わせていることになると請求者は嫌疑を払拭できず、これは人の生命・生活を破壊している。
- (キ) メモ、ノートには特定介護事業所の名称、特定の人名の記入がなく、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれがあるものではない。
- (ク) 請求内容の9月27日は9月29日の誤りで、27日であれば文書不存在である。

#### ウ 開示請求(3)

- (ア) 条例第13条第3号アを不開示理由としたのは、特定介護事業所を保護しながら、「詳細に説明した」その事実を否定し、隠滅するためである。
- (イ) 上記イ(ア)、(イ)に同じ。
- (ウ) 開示請求者以外の権利利益を害するおそれが仮にあるとしても、条例第13条第2号ただし書アの「知ることが予定されている」情報に該当する。また、同号ただし書イに該当する。
- (エ) 上記(ウ)により、条例第14条の部分開示義務が生じる。また、条例第13条第2号ただし書ア、イ、ウに該当する。
- (オ) 法人とも、個人とも記入しておらず、名称不詳の事業所を保護するのであれば、マスキングして開示すればよいことである。
- (カ) ケアマネージャーには不利益となる記述は一切ないことから、部分開示の義務がある。
- (キ) 条例第13条第3号アで保護するほどの情報は皆無で、開示することにより特定介護事業所が不利益を被る情報は存在しない。

#### エ 開示請求(4)

- (ア) 監査の結果を出した公文書とその報告書として認定しているものであり、特定行為の事実を窺わせるものではないという判断となる。その結果、特定介護事業所のその事実を窺わせる事実が消滅し、開示請求者が訪問の拒否をしているとの判断に至っているのであり、存否応答拒否は条例第13条第1号及び第2号が不開示理由となるものである。
- (イ) 上記イ(イ)に同じ。
- (ウ) 既に開示している監査調書では特定介護事業所名を開示している。つまり、開示することにより「当該法人等の正当な利益を害するおそれがある」に該当しないと県の判断である。
- (エ) 「訪問拒否している」との公文書が残存している。
- (オ) 開示されても県が勝手に類推する案件は皆無であり、条例第13条第3号アを該当させることは違法不当である。

オ 開示請求(5)

- (ア) 監査の結果を出しているのであるから、組織的に用いたノートがあり、その中に開示請求者の同意書が存在する。
- (イ) 明らかに開示請求者の苦情・相談の利用目的が変更され、利用目的以外に利用されている。県は、何らかの方法により開示請求者の同意書を作成したものである。利用目的が変更されている以上、公文書が存在する。

カ 開示請求(6)

- (ア) 平成18年12月5日付け報告書を県は公文書として認定し、監査結果を出している。結果を出している以上、条例の規定により本人の同意が必要で、同意書がない以上、苦情・相談の事実を、裁量権以外の県の恣意的判断・権力で文書不存在として真実を隠蔽することはできない。文書不存在ではない。
- (イ) 上記イ(ク)に同じ。

キ 開示請求(7)

- (ア) 平成18年9月の改正介護保険法に基づく苦情・相談から監査となったが、監査の結果、平成18年2月の「苦情・相談」に差し替え、同時に平成18年4月以前の旧介護保険法に差し戻している。
- (イ) 上記イ(ク)に同じ。
- (ウ) 上記カ(ア)に同じ。
- (エ) 県の説明は、法の遡及があり請求者の同意はノートに存在するが、それは組織的に用いられておらず、公文書ではないという説明と、ノートに同意を類推する確認書があり違法性がないという説明で、これは処分理由説明になっていない。不法行為に該当する。
- (オ) 結果を出している以上、同意が必要で、同意書がなければ、条例に逸脱する。自分は同意をした覚えが全くなく、何らかの方法で作成された同意書を開示する義務がある。

ク 開示請求(8)

- (ア) 上記イ(ク)に同じ。
- (イ) 上記カ(ア)に同じ。同意書を取得・作成していないとする説明は矛盾が生じる。
- (ウ) 上記キ(ア)に同じ。

ケ 開示請求(9)

- (ア) 監査の結果、訪問拒否の事実として、特定介護事業所からの平成18年12月5日付け報告書を、県は公文書として認定している。メモ・ノートを公文書として認めているのであり、取得・作成していないものではない。



## コ 開示請求(10)

(ア) 存否応答拒否とすることは、平成18年12月5日付け報告書を開示請求者が訪問拒否をしているとする公文書として断定、明言している以上、苦情・相談の利用目的の変更の同意書が存在しているものとする裏付けそのものである。

(イ) 上記イ(ク)に同じ。

(ウ) 今まで、実地調査・監査調書は開示できており、ともに特定介護事業所名にマスクキングがない。同意したとする個人情報において、特定介護事業所は何ら不利益を被らない。

(エ) 特定行為は監査においても、実地調査においても公表されていない。実地調査・監査調書は開示されていることとあいまって、条例第13条第3号アに該当しない。

(オ) 上記カ(ア)に同じ。それは条例第13条第3号アで保護されるものではない。

## 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、概ね次のとおりである。

### (1) 対象保有個人情報について

上記2(1)の開示請求内容に同じ。

### (2) 不開示決定の理由

#### ア 開示請求(1)及び(9)

開示請求のあった文書は、職員が個人用ノートに自らの便宜のために備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書に該当しない。

#### イ 開示請求(2)、(3)、(4)及び(10)

仮に特定行為の事実があったとすれば、その事実は当該事業所にとって名誉、社会的評価を損なう情報であり、その情報を公にすることは、当該事業所の権利、その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件請求の対象文書の存否を答えることは、当該事業所が特定行為を行ったという事実の有無という条例第13条第3号に規定する不開示情報を開示することになるため、条例第16条の規定により、存否を明らかにしないで不開示決定を行った。

なお、条例第13条第3号ただし書では、不開示情報であっても人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報については、その情報の性質から開示しなければならないと規定しているが、これには該当しない。

#### ウ 開示請求(5)、(6)及び(7)

開示請求のあった文書は、職員が個人用ノートに自らの便宜のために備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、当該実施機関が保有していない

ことから、条例の適用を受ける公文書に該当しない。

また、開示請求者からの同意書等当該開示請求文書に対応する公文書は、取得・作成していないため、存在しない。

#### エ 開示請求(8)

開示請求者からの同意書等当該開示請求文書に対応する公文書は、取得・作成していないため、存在しない。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年10月20日	諮問を受けた。
11月28日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
12月15日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成21年1月21日	異議申立人から意見書を受理した。
1月26日	異議申立人から追加意見書を受理した。
平成22年8月23日	諮問の審議を行った。
10月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
11月24日	諮問の審議を行った。
平成23年1月12日	委員による実地調査を行った。
1月24日	諮問の審議を行った。
3月28日	諮問の審議を行った。

#### (2) 不開示部分の整理

本件処分において、実施機関は文書不存在又は保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示としているが、不開示理由に重複するものもあることから、審査会において、不開示とした部分を不開示理由ごとに次のとおり整理し、それぞれの不開示理由の妥当性について判断することとした。

#### (3) 審査会の判断

##### ア 開示請求(1),(5),(6),(7)及び(9)について

##### (ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求(1),(5),(6),(7)及び(9)に係る対象保有個人情報は、次のとおりである。

開示請求(1) 特定日の異議申立人から聴取した苦情・相談を記録・記入したメモ・ノート等における異議申立人の個人情報及び実地調査において特定介護事業

所の証言者等の聴取内容を記録・記入したメモ・ノート等における異議申立人の個人情報

開示請求(5) 異議申立人の個人情報を特定月以降の監査のために利用することを異議申立人が同意したとする公文書，職員のノート又は異議申立人の同意書における異議申立人の個人情報

開示請求(6) 異議申立人の苦情・相談を特定日付の報告書に差し替えるとの事前の同意を証明する異議申立人の同意書，職員のメモ・ノート等における異議申立人の確認書・確認メモの個人情報

開示請求(7) 特定日の異議申立人からの苦情・相談の個人情報を法改正以前に遡及させていいか通知・同意した異議申立人の同意書，職員のメモ・ノート等に存在する異議申立人の確認書・確認メモにおける異議申立人の個人情報

開示請求(9) 実地検査実施日を職員が確認し，異議申立人に通知した際のメモ・ノートにおける「訪問拒否をしている」異議申立人の個人情報及び付随情報

実施機関は，上記請求内容に係る公文書は，職員が個人用ノートに備忘録的にメモを取ったものであり，組織的に用いられておらず，保有していないことから，条例の適用を受ける公文書には該当しない，また，同意書等は取得・作成しておらず存在しないため不開示としたとしている。

異議申立人は，組織的に用いられたメモ・ノートが存在する，また，同意書は存在する，裁量的開示をすべきである等と主張していることから，文書不存在を理由とする不開示の妥当性及び裁量的開示について検討する。

#### (1) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

開示請求の対象については，条例第11条において「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されており，「保有個人情報」とは，条例第2条第3項において「当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして，当該実施機関が保有しているものをいう。ただし，公文書（鹿児島県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」と規定されている。

また，「公文書」については，鹿児島県情報公開条例第2条第2項において「公文書」とは，実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

なお，「組織的に用いるもの」とは，作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく，組織としての共用文書の実質を備えた状態，すなわち，当該実施機関の組織において，業務上必要なものとして，利用，保管又は保存されている状態のものと考えられる。

そうすると，開示請求(1)，(5)，(6)，(7)及び(9)について，当該実施機関の職員が

備忘録的にメモを取ったものであり、組織的に用いられておらず、実施機関が保有していないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としたという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

また、同意書・確認書・確認メモについても、いずれも取得・作成していないため、存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

念のため、当審査会が委員及び事務局職員をして、苦情・相談及び特定介護事業所の監査、実地検査に関する公文書を調査させたところ、当該公文書の中に開示請求(1)、(5)、(6)、(7)及び(9)に対応する保有個人情報確認されなかった。

(ウ) 開示請求(1)の裁量的開示（条例第15条）について

a 条例第15条について

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとするものである。

b 裁量的開示について

異議申立人は、開示請求(1)について、「権利利益を保護するために開示される必要がある」として、裁量的開示をすべきである旨主張している。

しかしながら、上記(1)のとおり本件対象保有個人情報は存在せず、実施機関が条例第15条に基づく裁量的開示を行わなかったことについて検討する余地はない。

したがって、開示請求(1)、(5)、(6)、(7)及び(9)について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、開示請求(6)及び(7)について、異議申立人は「9月27日は9月29日の記載の誤りである。」としていたことから、委員等をして調査させたところ、9月27日ではなく9月29日の苦情相談受付票が確認された。したがって、9月27日分の請求に対し、9月29日分について「取得・作成していない」と決定したこととなるが、調査の結果、9月27日についても、同様に請求内容に対応する保有個人情報は確認されなかったことから、実施機関の判断は、結論において妥当である。

イ 開示請求(2)、(3)、(4)及び(10)について

(ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求(2)、(3)、(4)及び(10)に係る対象保有個人情報は、次のとおりである。

開示請求(2) 特定日の異議申立人からの特定行為の苦情・相談，職員に対する苦情及び特定介護事業所の特定行為における聴取内容を記録したメモ・ノート等における異議申立人の個人情報

開示請求(3) 特定月に異議申立人に電話で特定行為の事実について確認した際に存在するメモ・ノート等における異議申立人の個人情報

開示請求(4) 特定介護事業所から聴取した内容を記入・記録し，又は「訪問拒否している」と断定した職員のメモ・ノートにおける異議申立人の個人情報

開示請求(10) 特定行為についての介護保険課への報告に対し，実地調査結果と差し替え，異議申立人に責任があるとしてもいいと同意した異議申立人の個人情報

実施機関は，仮に特定行為の事実があったとすれば，その事実の有無は条例第13条第3号の不開示情報に該当し，請求内容に係る保有個人情報の存否を答えることは，当該事業所が特定行為を行ったという事実の有無を開示することになるとして，条例第16条の規定により，保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行ったとしている。

異議申立人は，申立人が訪問の拒否をしているとする公文書を県が認定しており，特定行為の事実を窺わせる可能性が消滅し，第13条第3号アには該当しない，開示により当該事業所が不利益を被る情報は存在しないと主張していることから，条例第13条第3号の不開示情報該当性及び同第16条の保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した決定の妥当性について検討する。

#### (1) 法人等情報（条例第13条第3号）該当性について

##### a 条例第13条第3号アについて

条例第13条は，「実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き，開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し，開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き，当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。この条各号の不開示情報のうち，同条第3号は「法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。」とし，同条第3号アでは「開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については，同条第3号ただし書に該当する場合を除いて，不開示とすると規定している。

b 条例第13条第3号ア該当性

開示請求(2),(3),(4)及び(10)はいずれも特定行為に関連した請求であり,これらの請求に係る保有個人情報,仮に存在するとすれば,当該事業所が特定行為を行ったという事実が記録されていると考えられ,これらの情報は同条第3号本文前段の法人等に関する情報に該当することは明らかである。

開示請求(2),(3),(4)及び(10)に係る保有個人情報は,仮に存在するとすれば,当該事業所が異議申立人の主張しているような特定行為を行ったという情報が記録されているものであろうが,本件対象保有個人情報に記載されているとされる情報は当該事業所にとって名誉,社会的評価を損なう情報であり,当該情報が記載されている保有個人情報を開示することは,当該事業所の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり,同条第3号アに該当するものと認められる。

c 条例第13条第3号ただし書該当性

条例第13条第3号ただし書は,「人の生命,健康,生活又は財産を保護するため,開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは,当該情報を開示することにより保護される人の生命,健康等の利益と,これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し,前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には,当該情報を開示しなければならないとするものである。

開示請求(2),(3),(4)及び(10)に係る保有個人情報に記載されているとする当該事業所が特定行為を行ったという事実の有無について,同号ただし書の情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

(ウ) 保有個人情報の存否を含めて不開示とすることの妥当性について

a 条例第16条について

条例第16条は,「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで,不開示情報を開示することとなるときは,実施機関は,当該保有個人情報の存否を明らかにしないで,当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは,開示請求の拒否処分の一態様として,一定の場合に,実施機関は保有個人情報の存否自体を明らかにしないで,拒否することができることを定めたものである。

b 処分の妥当性について

開示請求(2),(3),(4)及び(10)に係る保有個人情報は,仮に存在するとすれば,上記(イ)で述べたとおり,条例第13条第3号アに該当すると認められることから,開示請求(2),(3),(4)及び(10)に係る保有個人情報の存否を答えることは,当該事

業所が特定行為を行ったか否かという，条例第13条第3号アの不開示情報を開示することになることから，実施機関が保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当であると認められる。

ウ 開示請求(8) 及び について

(ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求(8) 及び に係る保有個人情報は，平成18年2月23日及び同年4月13日の異議申立人の苦情・相談の個人情報を監査の結果内容に差し替えてもいいと同意した異議申立人の個人情報及び同年9月27日の監査の結果を実地調査と差し替えてもいいと同意した異議申立人の個人情報である。

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関は，上記請求内容に係る保有個人情報は，取得・作成しておらず，存在しないとして不開示としている。

これに対し異議申立人は，平成18年12月5日付け報告書が存在し，結果を出している以上同意書が必要であり，文書不存在ではないと主張している。

そこで，当審査会では，委員及び事務局職員をして，異議申立人に係る苦情・相談の有無及び文書の存在について確認させたところ，異議申立人に係る平成18年2月23日の苦情・相談の記録は確認できたが，開示請求(8) に対応する保有個人情報は確認されず，異議申立人に係る同年4月13日の苦情・相談があったことは確認できなかった。

また，異議申立人は「9月27日は9月29日の記載の誤りである。」としており，既述のとおり，9月27日ではなく9月29日の苦情相談受付票が確認されている。委員等による調査の結果，9月27日及び29日について開示請求(8) に対応する保有個人情報は確認されなかった。

したがって，開示請求(8) 及び について，不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

異議申立人は，その他種々主張しているが，いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報訂正請求について、不訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定に基づき、平成20年10月20日付けで、「平成20年7月25日付け介保第119号保有個人情報不開示決定通知書において不開示とした保有個人情報」の訂正請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年11月11日付け介保第275号で保有個人情報不訂正決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年11月25日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「訂正請求権の権利まで行使させないとするをもつて不訂正とすることはできない。よって訂正しない理由を取り消し、訂正するとの決定を求める」というものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 別の不訂正決定通知書には、不開示決定であるが条例の90日を経過しているとし、保有個人情報の不訂正決定を行っている。

イ 保有個人情報開示請求に基づく訂正請求であり、県の回答としては例えば「開示決定がある時に限り訂正請求を受理する」とななければならない。

本件訂正請求は、たとえ開示決定されたとしても開示せず、その本件訂正請求権を行使させないということであり、違法・不当である。

ウ 条例は第13条で「開示することにより・・・」となっており、開示される公文書に開示・不開示情報があるというものである。県は開示請求者の開示請求内容に対応し、開示・不開示を決定している。開示される公文書でなく、開示請求内容に基づき不開示としているものであり、開示請求内容が開示されているものとみなし、訂



正請求を行うこととなる。

エ 県は「開示することにより」という条例に逸脱している。条例に則って不開示理由を説明することは、違法・不当である。

オ 介護保険受付票が存在しないものや、受付票の苦情・相談に加除があり、実地指導においても、監査においても「保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき」に明らかに該当する。

カ 苦情・相談の消去・隠滅からは事務又は事業の執行の正否を調べることはできず、既に必然的に調査も恣意的調査であれば、まさに「内容が事実でない」に該当し、不開示であってもその内容には個人情報の内容が事実でないことは明らかである。

よって、開示請求内容に対応し開示・不開示を決定していることと結合し、違法・不当であるため、訂正請求を行使する。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象保有個人情報について

本件訂正請求対象保有個人情報は概ね別紙のとおりであり、実施機関が平成20年7月25日付けで行った、対象保有個人情報不存在又は請求内容に係る対象保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定により不開示としたものに対し、なされたものである。

#### (2) 不訂正決定の理由

##### ア 訂正請求書に記載された内容について

保有個人情報訂正請求書の「訂正請求の箇所，内容等」欄には、「開示請求（１）～（１０）の不開示とする全て」と記載されている。

##### イ 不訂正とした理由

条例第26条第1項において、「何人も、自己を本人とする次に掲げる保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。(1)開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(2)開示決定に係る保有個人情報であって、第24条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの」と規定されており、保有個人情報の訂正を請求するには、同条第1項第1号及び第2号の開示を受けていることが前提となっている。

訂正請求のあった保有個人情報については、いずれも不開示決定としており、当該

訂正請求は、条例第26条第1項第1号及び第2号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に関する訂正請求ではないため、不訂正の決定を行ったものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年12月22日	諮問を受けた。
平成21年3月2日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3日11日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
3月30日	異議申立人から意見書を受理した。
平成22年10月4日	諮問の審議を行った。
10月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
11月24日	諮問の審議を行った。
平成23年1月12日	委員による実地調査を行った。
1月24日	諮問の審議を行った。
3月28日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成20年7月25日付けで保有個人情報不開示決定処分を行った異議申立人に係る保有個人情報についてなされたものである。

異議申立人の異議申立書及び意見書によると、不開示であっても、個人情報の内容が事実でないことは明らかで、訂正請求権を行使させないことは違法、不当であるというものであり、これに対して実施機関は、当該訂正請求は、条例第26条第1項第1号及び第2号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に関する訂正請求ではないため、不訂正の決定を行ったと説明している。

異議申立人は、実施機関が訂正しない理由を取り消し、訂正するとの決定を求めていることから、本件訂正請求について、条例の訂正請求ができる保有個人情報に該当するかについて、検討する。

###### イ 訂正請求対象情報(条例第26条第1項)該当性について

条例第26条第1項において、訂正請求の対象となる保有個人情報は同項第1号及び第2号に掲げるものであり、これらの規定では条例又は他の法令等により開示された保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

本件訂正請求のあった保有個人情報については、開示決定に基づき開示を受けたものではないことは明らかであることから、条例第26条第1項に規定する訂正請求の対象となるものではない。

したがって、本件対象保有個人情報訂正請求については、条例第26条の訂正を請求することができる保有個人情報に該当するとは認められない。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 本件訂正請求対象保有個人情報

- (1) 特定日に開示請求者に対応し、苦情・相談を聴取した特定職員が苦情・相談内容を記録・記入した、メモ・ノート等における開示請求者自身の個人情報
- (1) 開示請求者の苦情・相談を実地調査において特定介護事業所の証言者等の聴取内容を記録・記入したメモ、ノート等における、開示請求者自身の個人情報
- (2) 特定日における特定行為の苦情・相談、特定職員に対する苦情そのものを記録・記入したメモ、ノート等における開示請求者の個人情報
- (2) 監査結果を出すまでの、実地調査等により特定介護事業所の特定行為における聴取内容を記録したメモ、ノート等における、開示請求者自身の個人情報
- (3) 特定月に、開示請求者に特定職員が電話で特定行為の事実について確認しながら詳細に説明した際に存在するメモ、ノート等に記入・記録した開示請求者の個人情報
- (4) 特定日付の特定介護事業所の報告書を基に、当該事業所から聴取した内容を記入・記録し、又は、報告書から特定職員の恣意的判断により「訪問拒否をしている」と断定している、当該職員のメモ、ノートにある開示請求者の個人情報
- (5) 特定介護事業所の特定月以降の監査において、開示請求者の個人情報を「不作為」の監査の目的の為に利用することを開示請求者が同意したとする公文書・特定職員のノート又は開示請求者の同意書たる個人情報
- (6) 特定日の新しい証拠による苦情・相談を特定日付報告書にさしかえるという事前の同意をしたと証明する開示請求者の同意書、特定職員のメモ・ノート等に存在する開示請求者の確認書・確認メモの個人情報
- (7) 特定日の苦情・相談における開示請求者自身所有した個人情報及び開示請求者自身のみの個人情報を介護保険法の改正以前に遡及させてもいいのかと事前に通知あるいは同意した同意書・特定職員のメモ・ノート等に存在する開示請求者の確認書・確認メモの個人情報
- (8) 特定日の実地調査の苦情・相談たる開示請求者自身所有した個人情報及び開示請求者自身のみの個人情報を監査の結果内容と差し替えてもいいとする開示請求者の同意したる個人情報。また、特定日の監査の結果を、既に結果を出している実地調査と差し替えてもいいとする開示請求者の同意したる個人情報
- (9) 特定日の実地検査の実施日を特定職員が確認し、その事実を確認し、開示請求者に間接的に通知した際のその確認したメモ・ノートに存在する開示請求者が「訪問拒否をしている」個人情報及びそれに付随する開示請求者の個人情報
- (10) 特定日の特定行為の間違った特定介護事業所の介護保険課への報告に対し、それでもなお、実地調査の結果と差し替え、開示請求者に責任があるとしてもいいとする開示請求者の同意したる個人情報

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とし、又は不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

また、特定の事業所の監査における証言等の存否を明らかにしないで不開示とした決定については、これを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。その余の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成20年9月30日付けで、保有個人情報開示請求を行った。開示請求に係る個人情報の内容を要約すると、次のとおりである。

ア 平成18年2月23日と4月13日に介護保険課に苦情・相談をした苦情・相談受付票にある開示請求者の個人情報（以下、平成18年2月23日に係るものを「開示請求1(1)」、同年4月13日に係るものを「開示請求1(2)」という。）。及び、その苦情相談受付票を基に、実地調査において（以下「特定介護事業所」という。）の証言者等の聴取内容を記録・記入した受付票に対する回答票、調査票、記録等にある開示請求者の個人情報（以下「開示請求1(3)」という。）。

イ 平成18年9月29日に新しく介護保険課に苦情・相談した苦情・相談受付票にある開示請求者の個人情報（以下「開示請求2(1)」という。）。及び、その苦情相談受付票を基に、監査において、特定介護事業所の証言者等の聴取内容を記録・記入した、受付票に対する回答書、調査票報告書等にある開示請求者の個人情報（以下「開示請求2(2)」という。）。

ウ 平成18年6月16日付開示請求者からの書面に対する介護保険課の苦情・相談受付票、あるいは一般的受付票にある開示請求者の個人情報。（以下「開示請求3」という。）

エ 平成18年7月11日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。（以下「開示請求4」という。）

オ 平成19年1月16日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。（以下「開示請求5」という。）

カ 平成19年2月13日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。（以

- 下「開示請求6」という。)
- キ 平成19年5月10日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求7」という。)
- ク 平成19年5月23日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求8」という。)
- ケ 平成19年6月12日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求9」という。)
- コ 平成19年6月20日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求10」という。)
- サ 平成19年7月4日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求11」という。)
- シ 平成19年7月11日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求12」という。)
- ス 平成19年7月21日付開示請求者からの書面に対する上記ウと同様の個人情報。(以下「開示請求13」という。)
- セ 平成18年3月と5月の開示請求者の要確認情報からの実地調査,平成19年3月の開示請求者の要確認情報からの監査において平成18年3月から平成19年3月までの間の調査において開示請求者が「訪問の拒否をしていない」とする開示請求者の個人情報。(以下「開示請求14」という。)
- ソ 平成19年1月,特定職員が開示請求者に電話で確認しながら,詳細に説明した,その確認したメモ・ノート,あるいは公文書,回答書,報告書に存在する開示請求者の個人情報 開示請求者以外の個人情報。(以下「開示請求15」という。)
- タ 平成16年9月29日以降,監査結果を出す直近までの実地検査,一般指導において,取得した開示請求者の個人情報。(以下「開示請求16」という。)
- チ 平成18年12月5日付報告書から断定した開示請求者の個人情報。(以下「開示請求17」という。)
- ツ 開示請求者の特定介護事業所の実地調査と監査の開示請求者のそれぞれの苦情・相談内容を相違させることを介護保険課に同意した同意書か,それに準ずる個人情報。また,相違させた監査結果を出すことに同意した同意書か,それに準ずる個人情報。(以下「開示請求18」という。)
- テ 平成18年12月・平成19年1月18日・平成19年2月28日・平成19年3月5日の実地検査により監査した特定介護事業所が開示請求者が訪問の完全拒否をしているため特定行為に及んだとする開示請求者の訪問拒否等を証明する各担当者がその事実の検査所見等を記録・記入した個人情報。(以下「開示請求19」という。)
- ト 平成19年6月4日付公文書開示請求書の開示請求者の請求したる原本と介護保険課の受付票。(以下「開示請求20」という。)

これに対し、実施機関は、平成20年10月31日付け介保第265号で保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年12月22日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分の不開示理由を取り消し、公開するとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

存否応答拒否に該当させた不開示理由そのものが恣意的で、結果として訂正請求権を妨害、はく奪し行使させないようにしている。

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法・不当である。

ア 開示請求 1 (1)

- (ア) 平成18年2月23日の苦情・相談内容に、介護保険課が「加除」している。
- (イ) 市町村に対しては立ち入り権限、報告義務の規定があり、任意・協力関係ではない。
- (ウ) 実施機関の説明理由は、第13条第3号イの説明で、条例の差し替えである。
- (エ) 直接苦情相談したものであり、内容に地方公共団体からの情報があったとしても、そこにある情報はすべて異議申立人の情報ということである。受付票を開示しているのであるから、すべて開示する義務がある。

イ 開示請求 1 (2)

- (ア) 県が評価・判断を加える根拠となる「事実」は、4月13日の苦情・相談も含まれ、公文書は存在しないものではないものとなる。
- (イ) 介護保険課は受付票で受け付けて監査に移行することを回避するため不存在とした。4月13日に県庁に出向いて相談している。ないのであれば、消去したことになる。

ウ 開示請求 1 (3)

- (ア) 4月13日の苦情相談の情報がないのに、情報者からの正確な事実を拒否している介護保険課が条例の保護を求めると自体、不当である。
- (イ) 評価・判断を加える前提において事実を正確に把握しなかったものであり、第7号アの「おそれ」は何もない。
- (ウ) 介護保険課は既に監査実施時期、提出書類等は通知し調査に入っており、その公文書を開示している。

実地指導の手法は、事業所は介護保険法においても承知しているのであり、おそれなど存在しない。今更、公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難になったり、妥当性を欠く行為の助長や隠蔽などの「おそれ」など存在しない。

(エ) 「任意で提供される情報」についての処分理由説明は、条例第13条第3号イであり、第7号アとは別個のものである。

(オ) 申立人は特定の個人・役職をあげて開示請求していない。

県は開示請求1(1)の苦情相談受付票を存否応答拒否とせず開示している。

「証言者等」は探索的請求ではないのであるから、マスキングし、部分開示できるものである。

#### エ 開示請求2(1)

氏名、電話番号の訂正請求を要する。申立人の苦情・相談の内容を加除している。訂正請求権を要する受付票となっている。

#### オ 開示請求2(2)

(ア) 上記ウ(ウ)に同じ。

(イ) 上記ウ(エ)に同じ。

(ウ) 上記ウ(オ)に同じ。

#### カ 開示請求3

その内容において、部分開示としていない。受付票が開示されていない。

#### キ 開示請求4

文書不存在の理由が説明されていない。

#### ク 開示請求5

受付印押印は申立人の書面とは別であり、その内容において、部分開示としていない。受付票が開示されていない。

#### ケ 開示請求6～13

受付印押印は申立人の書面とは別であり、その内容において、部分開示としていない。

#### コ 開示請求14

(ア) 決して文書不存在ではない。

苦情相談があったことから、実地指導は受付票その他の公文書により面談方式で行うと考えるのが一般的常識である。

県は指導調書の存在を明らかにしており、調書に私の相談内容が記載されていないはずがない。介護保険課が情報を消去した。

(イ) もとから公文書が存在しないとする「文書不存在」ではない。

5月17日以前に苦情相談の公文書が存在しており、同日以降に介護保険課で電子記録とされなかったか、フロッピーを紛失したか、公文書を紛失したかである。

(ウ) 平成18年5月17日付け回答書は、実地指導による回答ではない。2月23日、4月13日の相談への個別回答である。聞き取り書面が存在しないはずがない。

(エ) 開示請求時点で、介護保険課は故意に消滅・消去したか隠蔽した。フロッピーにコピーを取っているはずであり、よって再度作成し、加工開示する義務がある。

#### サ 開示請求15

(ア) 詳細な事実を説明しているのであり、事情聴取し、報告を公文書として取得して



いる監査の事実証明として公文書が残っている。

公文書が存在しないとすれば少なくとも「私以外の個人情報」を消去，隠滅したものである。監査まであった公文書が存在しないはずがない。

(イ) 不開示情報該当性が適正でない。

本請求15が真実なら「公文書が存在していない」のであり，開示請求19は「開示することにより」ではない。

(ウ) 存否応答拒否は行政文書の存在が原則である。文書がないのに存否応答拒否をするという原則ではない。

(エ) 開示請求時点の支障は現在は解除されているものと思料されるから，作成，加工開示する義務がある。

#### シ 開示請求16

(ア) 事実証明を消去している。文書不存在であるはずがない。

(イ) 県は平成18年12月5日付け「報告書」を取得している。報告書そのものは，申立人の個人情報とする公文書とならなければならない。

(ウ) 上記サ(エ)に同じ。

#### ス 開示請求17

(ア) 上記シ(ア)に同じ。

(イ) 上記シ(イ)に同じ。

(ウ) 既に答申済みの決定書において，報告書を公文書と認定し，本請求で認めないあるいは不存在とする不開示理由該当性は違法である。

(エ) 上記サ(エ)に同じ。

#### セ 開示請求18

(ア) 実地調査と監査の苦情相談を相違させ，勝手に加除している。明らかに同意が必要である。文書不存在であるはずがない。

(イ) 県には開示請求者又は開示請求内容に応じ複数の公文書が存在しているということである。

(ウ) 上記サ(エ)に同じ。

#### ソ 開示請求19

(ア) 監査まで公文書が存在し，現在までも公文書が存在していることとなる。

行政処分の対象とせず，返還金の加算金もなく，公表もないわけであるから，これ以上適正な遂行でない実地調査，監査を保護する必要もない。

仮に保護する必要があるれば，マスキングして開示すればよい。

(イ) 本請求は開示請求15と類型の情報である。同一の情報である。不開示情報該当性が適正でない。

開示請求15が真実ならば「公文書が存在していない」のであり，本請求では何ら特定行為に及んだとする記述は存在しないこととなる。

(ウ) 平成19年8月3日付け回答書において申立人の苦情相談，特定行為は行政処分の対象にしなかったと明記しており，「特定行為は行政処分につながるものではなか

った」ということである。

であれば、本請求の不開示理由は「文書不存在」しかない。明らかに存在しないのであり、開示されても何ら権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものではない。法的保護にも値しない。

タ 開示請求20

受付票の開示がない。

(ア) 申立人からの原本は開示しているが、受付票は全部開示していない。原本に受付印が押印されているがこれは受付票ではない。受付印は受付票ではない。

(イ) 開示請求のうち、「刑法第159条第1項ほか該当する母の分の監査調書」を消去し受け付けたものとした。

一部開示であるが、不開示理由が第7号アによる存否応答拒否ではない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

異議申立書において、異議申立ての対象となっている開示請求内容は、上記の開示請求内容のうち、開示請求1, 2(2), 14~20となっていることから、これらについて一部開示等とした理由を以下のとおり説明する。

(1) 開示請求1(1)について

ア 対象保有個人情報の特定について

開示請求1(1)に対応する公文書として、「介護保険苦情相談受付票」（平成18年2月23日受付）が該当し、開示した当該文書中、他の地方公共団体からの取得情報については条例第13条第7号の規定により不開示とし、一部開示とした。

イ 一部開示とした理由について

条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）に該当。

当該開示請求に係る保有個人情報は、実施機関が行う苦情相談受付業務の一環として、他の地方公共団体から取得した情報であることから、同号本文の「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当する。

「介護保険苦情相談受付票」の記録にある他の地方公共団体からの取得情報については、実施機関が苦情相談受付業務の一環として、他の地方公共団体から任意で情報を取得したものであり、任意で提供される情報には、第三者には知らされないという信頼関係のもとで提供される情報もあり、そのような情報が無制限に第三者に開示されることとなると、今後、相手方が守秘的な姿勢を示すなど、任意の協力が得られなくなり、県の行う苦情相談受付業務の円滑な執行に支障を生ずるおそれが出てくることが十分に予想されるものである。

以上のことから、他の地方公共団体からの取得情報は、条例第13条第7号本文に規定する不開示情報に該当するものであり、不開示とした。

(2) 開示請求 1 (2)について

開示請求 1 (2)は、平成18年 4 月13日の異議申立人からの苦情相談内容をまとめた介護保険苦情相談受付票の開示を求めるものであるが、当該開示請求に対応する公文書は存在せず、保有していないことから不開示とした。

(3) 開示請求 1 (3)及び 2 について

ア 対象保有個人情報の特定について

開示請求 1 (3)及び 2 は、それぞれ実地調査及び監査における特定介護事業所の証言者等からの聴取内容を記録・記入した調査票等にある異議申立人に関する個人情報の開示を求めるものであるが、開示請求された情報が存在しているか否かを答えること自体が、県の行う介護保険施設等への指導・監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められることから、条例第13条第 7 号ア及び第16条の規定により、保有個人情報の存否を含めて不開示とした。

イ 保有個人情報の存否を含めて不開示とした理由について

条例第13条第 7 号のア（事務又は事業に関する情報）及び第16条に該当。

(ア) 条例第13条第 7 号について

当該開示請求に係る保有個人情報が仮に存在するとしたら、当該情報は実施機関が行う介護保険施設等に対する指導・監査の一環として取得した情報であることから、同号本文の「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当するものである。

当該開示請求に係る保有個人情報は、実施機関が、指導・監査の一環として当該事務所の従業者等から何らかの証言を得たものであるが、指導・監査において任意で提供される情報には、証言内容はもとより証言者自身の存在そのものを第三者には知らされないという信頼関係のもとで提供される情報もあり、そのような情報が無制限に第三者に開示されることとなると、今後、相手方が守秘的な姿勢を示すなど、任意の協力が得られなくなり、県の行う指導・監査業務の円滑な執行に支障を生じるおそれが出てくるのが十分に予想される。

以上のように、当該開示請求に係る保有個人情報が開示されることとなると、指導・監査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められることから、条例第13条第 7 号アに規定する不開示情報に該当する。

(イ) 条例第16条について

当該開示請求に係る保有個人情報は、仮に存在するすれば、上記(ア)で述べたとおり、条例第13条第 7 号アに規定する不開示情報に該当すると認められることから、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を答えるだけで、証言や証言者等の存在の有無という、条例第13条第 7 号アに規定する不開示情報を開示することになるので、条例第16条の規定により保有個人情報の存否を含めて不開示とした。

(4) 開示請求14～18について  
理由は上記(2)に同じ。

(5) 開示請求19について

ア 対象保有個人情報の特定について

開示請求19は、「当該事業所が異議申立人が訪問の完全拒否をしているため特定行為に及んだとする異議申立人の訪問拒否等を証明する個人情報」の開示を求めるものであるが、この請求内容には「特定行為」の案件を類推させる記載内容があることから、開示請求された情報が存在しているか否かを答えること自体が、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められることから条例第13条第3号ア及び第16条の規定により、保有個人情報の存否を含めて不開示とした。

イ 保有個人情報の存否を含めて不開示とした理由について

条例第13条第3号のア（法人等に関する情報）及び第16条に該当。

(ア) 条例第13条第3号アについて

当該開示請求に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、当該事業所が特定行為を行ったという情報が記録されているものであろうが、当該対象保有個人情報に記載されているとされる情報は当該事業所にとって名誉、社会的地位を損なう情報であり、当該情報が記載されている保有個人情報を開示することは、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条第3号アに規定する不開示情報に該当するものと認められる。

(イ) 条例第16条について

当該開示請求に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、上記(5)のイの(ア)で述べたとおり、条例第13条第3号アに該当すると認められることから、開示請求19に係る保有個人情報の存否を答えるだけで、当該事業所が特定行為を行ったか否かという、条例第13条第3号アに規定する不開示情報を開示することになるので、条例第16条の規定により保有個人情報の存否を含めて不開示とした。

(6) 開示請求20の対象保有個人情報の特定及び全部開示した理由について

開示請求20は、異議申立人からの平成19年6月4日付け公文書開示請求書と実施機関の受付票の開示を求めるものである。

当該開示請求に対応する公文書として、「公文書開示請求書」（平成19年6月4日付）が該当し、受付票も併せて全部開示している。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 1月16日	諮問を受けた。
3月 5日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3日16日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
4月30日	異議申立人から意見書を受理した。
平成22年10月 4日	諮問の審議を行った。
10月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
11月24日	諮問の審議を行った。
12月17日	諮問の審議を行った。
平成23年 1月12日	委員による実地調査を行った。
1月24日	諮問の審議を行った。
4月20日	諮問の審議を行った。

##### (2) 開示請求部分の整理

本件処分において、実施機関は上記3のとおり一部開示又は不開示とした理由を説明しているが、不開示の理由に重複するものもあることから、審査会において、不開示とした部分を理由ごとに次のとおり整理し、それぞれの不開示理由の妥当性及び保有個人情報の特定の妥当性について検討することとした。

##### (3) 審査会の判断

###### ア 開示請求 1(1)について

###### ㏍ 請求対象保有個人情報について

開示請求 1(1)に係る保有個人情報として実施機関が特定したのは、平成18年 2月 23日の「介護保険苦情相談受付票」(以下「受付票」という。)における異議申立人の個人情報である。

実施機関は、他の地方公共団体からの取得情報部分(以下「本件不開示情報 1(1)」という。)について、条例第13条第7号に該当するとして、一部開示決定を行った。

異議申立人は、市町村とは任意・協力関係ではない、すべて異議申立人の情報であり開示すべき等としていることから、条例第13条第7号に規定する不開示情報該当性について検討する。

###### ㏎ 本件不開示情報 1(1)の事務事業情報(条例第13条第7号)該当性について

###### a 条例第13条第7号について

条例第13条第7号本文では、「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

さらに，同号本文の「次に掲げるおそれ」として，同号ウでは「評価，診断，選考，指導等に係る事務に関し，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

本件対象保有個人情報である介護保険苦情相談受付票は，実施機関が行う苦情相談受付業務の一環として作成した文書であることから，同号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

実施機関は，他の地方公共団体からの情報は，開示することにより，相互の協力関係が得られなくなり，県が行う苦情相談受付業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

そこで，条例第13条第7号ウの該当性について検討する。

b 本件不開示情報1(1)の条例第13条第7号ウ該当性

鹿児島県では介護保険法の趣旨に基づき，介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう，さまざまな受付方法による，介護保険に関する苦情・相談に対応している。

「介護保険苦情相談受付票」は，被保険者やその家族等から寄せられた介護保険に関する苦情・相談の内容及びそれに対する対応について記録しているものである。

相談記録においては，相談の内容によっては関係の地方公共団体等との連絡調整，情報交換が必要なものもあるものと考えられる。

当審査会において，対象保有個人情報を見分したところ，他の地方公共団体からの情報提供内容が記載されており，このような内容が無制限に第三者に開示されることとなると，相手方の任意の協力が得られなくなるなど，県の行う相談業務の円滑な執行に支障を生じるおそれが出てくることが十分に予想される。

以上のことから，本件不開示情報1(1)が開示されることとなると，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，本件不開示情報1(1)を条例第13条第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求1(2), 4, 14~18について

(ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求1(2), 4, 14~18に係る対象保有個人情報は，次のとおりである。

- 開示請求 1(2) 特定日の苦情・相談受付票における異議申立人の個人情報
- 開示請求 4 特定日の苦情・相談受付票あるいは一般的受付票における異議申立人の個人情報
- 開示請求14 特定時期の实地調査，監査において「訪問拒否していない」とする異議申立人の個人情報
- 開示請求15 特定月に異議申立人に電話で確認した際に存在するメモ・ノート等における異議申立人の個人情報及び異議申立人以外の個人情報
- 開示請求16 特定日以降の实地検査等において取得した異議申立人の個人情報
- 開示請求17 特定日付け報告書から断定した異議申立人の個人情報
- 開示請求18 特定介護事業所の实地調査と監査の苦情・相談内容を相違させることを介護保険課に同意した同意書等又は相違させた監査結果を出すことに同意した同意書等における異議申立人の個人情報

(イ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について

実施機関は，上記請求内容に係る保有個人情報は，取得・作成しておらず，保有していないため存在しない等として不開示としている。

これに対し異議申立人は，苦情・相談に出向いている，文書不存在であるはずがない等と主張している。

そこで，当審査会では，委員及び事務局職員をして，苦情・相談の有無及び文書の存在について確認させたところ，次のとおりであった。

a 開示請求 1(2)

平成18年 4月13日当日に異議申立人からファクシミリが送信されたことは確認されたが，開示請求 1(2)に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

なお，実施機関への聴き取りによると，受付票の作成を義務づけるような事務処理マニュアル等はなく，相談を受けても，軽易なものや，事業所への一連の指導の途中にそれに関して相談等があったような場合，相談内容に新たな情報がないような場合は，記録を作成しないこともあるとのことであった。

b 開示請求 4

平成18年 7月11日付の異議申立人から特定介護事業所への文書の写しは確認されたが，開示請求 4に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

c 開示請求14

平成18年 3月，5月の实地指導及び平成19年 3月の監査の結果が記録された公文書は確認されたが，開示請求14に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

d 開示請求15

平成19年 1月23日に異議申立人からファクシミリが送信され，介護保険課（現在は介護福祉課）から架電されたことは確認されたが，開示請求15に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

e 開示請求16

平成19年1月、2月及び3月に実施された実地検査の結果を記録した公文書は確認されたが、開示請求16に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

また、平成18年12月5日付けの特定介護事業所からの報告書には異議申立人の個人情報に記載されているが、当該保有個人情報は、監査の一環として事業所から取得したものであり、実地検査や指導の場で取得したのではないとの説明であり、開示請求16に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

f 開示請求17

平成18年12月5日付けの特定介護事業所からの報告書には異議申立人の個人情報が記載されているが、開示請求17に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

g 開示請求18

同意の事実についての公文書は確認されず、開示請求18に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

以上のとおり実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また実地調査の結果、請求に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

したがって、開示請求1(2)、4、14～18について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 開示請求1(3)及び2(2)について

(ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求1(3)及び2(2)に係る対象保有個人情報は、次のとおりである。

開示請求1(3) 特定日の苦情・相談受付票をもとに、実地調査における特定介護事業所の証言者等の聴取内容を記録した回答票等における異議申立人の個人情報

開示請求2(2) 特定日の苦情・相談受付票をもとに、監査において特定介護事業所の証言者等の聴取内容を記録した回答書等における異議申立人の個人情報

実施機関は、存否を答えること自体が県の行う実地指導・監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められ、条例第13条第7号アの不開示とすべき情報を開示することとなるとして、条例第16条の規定により、保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行ったとしている。

異議申立人は、事実の把握が困難となったり、妥当性を欠く行為を助長したり、隠蔽するなどの「おそれ」は存在しない等と主張していることから、条例第16条の保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した決定の妥当性について検討する。

(1) 開示請求1(3)及び2(2)に係る保有個人情報の存否を含めて不開示とすることの妥当性(条例第16条)について

a 条例第16条について

条例第16条は、「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答



えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は保有個人情報の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めたものである。

b 保有個人情報の存否を含めて不開示とすることの妥当性

実施機関の内部規定である「介護保険施設等指導及び監査実施要領」によると、介護保険施設の実地指導・監査の実施方法のひとつとして、職員に関係者に対して質問させるものとしている。

施設の監査はサービス事業者等に対して必要と認められるときに行われるとされているものであるが、その監査において、関係者への質問を行うことは通常想定されるものと考えられることから、特定の事業所の監査における証言の有無や証言者等の有無を明らかにしても、介護支援事業所の指導・監査業務において、特定の事業所に関し証言等を得たことがあったかどうかという事実が明らかになるに過ぎず、実地指導・監査の正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは考えにくい。

したがって、事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、請求内容に係る保有個人情報の存否を明らかにすることが事務事業情報を開示することとはならないものと判断する。

よって、開示請求1(3)及び2(2)に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示とした決定については、これを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

エ 開示請求3, 5～13及び20について

(ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求3, 5～13及び20に係る対象保有個人情報として、実施機関は、それぞれ別紙の保有個人情報を特定し全部開示したが、異議申立人は、部分開示としていない、受付票が開示されていない等と主張していることから、対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

(イ) 開示請求3, 5～13及び20に係る保有個人情報の特定の妥当性について

当審査会が委員及び事務局職員をして実施機関の苦情相談受付票に関する公文書を確認させたところ、それぞれの対象保有個人情報が記録された公文書は、異議申立人からの書面に受付印を押印し、課内で回覧に供していることが認められ、苦情相談受付票等、開示請求3, 5～13及び20に対応する保有個人情報の存在は確認されなかった。

したがって、開示文書3, 5～13及び20を対象公文書として特定した実施機関の

判断は妥当である。

オ 開示請求19について

(ア) 請求対象保有個人情報について

開示請求19に係る対象保有個人情報は、特定日の実地検査により監査した特定介護事業所が、申立人が完全拒否をしているため特定行為に及んだとする、申立人の訪問拒否等を証明する、各担当者がその事実の検査所見等を記録・記入した異議申立人の個人情報である。

実施機関は、請求内容において、特定行為の案件を類推させる記載内容があることから、請求された情報が存在しているか否かを答えること自体が、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められることから、条例第13条第3号及び同第16条の規定により、保有個人情報の存否を含めて不開示としたとしている。

異議申立人は、申立人が訪問の拒否をしているとする公文書を県が認定しており、特定行為の事実を窺わせる可能性が消滅し、第13条第3号アには該当しない、開示により事業所が不利益を被る情報は存在しないと主張していることから、条例第13条第3号の不開示情報該当性及び同第16条の保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した決定の妥当性について検討する。

(イ) 法人等情報（条例第13条第3号）該当性について

a 条例第13条第3号アについて

条例第13条第3号では「法人その他の団体（以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」を不開示情報とし、同条第3号アでは「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、同条第3号ただし書に該当する場合を除いて、不開示すると規定している。

b 条例第13条第3号ア該当性

開示請求19に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、当該事業所が特定行為を行ったという事実が記録されていると考えられ、これらの情報は同条第3号本文前段の法人等に関する情報に該当することは明らかである。

開示請求19に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、当該事業所が異議申立人の主張しているような特定行為を行ったという情報が記録されているものであろうが、本件対象保有個人情報に記載されているとされる情報は当該事業所にとって名誉、社会的評価を損なう情報であり、当該情報が記載されている保有個人情報を開示することは、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同条第3号アに該当するものと認められる。

c 条例第13条第3号ただし書該当性

条例第13条第3号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

開示請求19に係る保有個人情報に記載されているとする当該事業所が特定行為を行ったという事実の有無について、同号ただし書の情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

(ウ) 保有個人情報の存否を含めて不開示とすることの妥当性について

a 条例第16条について

上記ウ(イ)aのとおり。

b 処分の妥当性について

開示請求19に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、上記(イ)で述べたとおり、条例第13条第3号アに該当すると認められることから、開示請求19に係る保有個人情報の存否を答えることは、当該事業所が特定行為を行ったか否かという、条例第13条第3号アの不開示情報を開示することになることから、実施機関が保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当である。

カ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

なお、開示請求2(1)について、異議申立人は訂正請求を要すると主張しているが、本件異議申立ては、保有個人情報の開示等決定処分に係るものであり、訂正請求については判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)実施機関が特定した保有個人情報

開示請求 2(1)	「介護保険苦情相談受付票」(平成18年9月29日付け)
開示請求 3	「質問趣意書」(平成18年6月16日付け)
開示請求 5	「要請書」(平成19年1月16日付け)
開示請求 6	「申立書」(平成19年2月13日付け)
開示請求 7	「異議申立書」(平成19年5月10日付け)
開示請求 8	「質問書」(平成19年5月23日付け)
開示請求 9	「異議申立書の補正」(平成19年6月12日付け)
開示請求10	「異議申立書の補正の補足」(平成19年6月20日付け)
開示請求11	「通知書」(平成19年7月4日付け)
開示請求12	「質問書」(平成19年7月11日付け)
開示請求13	「通知書」(平成19年7月21日付け)
開示請求20	「公文書開示請求書」(平成19年6月4日付け)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定に基づき、平成20年12月25日付けで、「平成20年10月31日付け介保第265号保有個人情報一部開示決定通知書において一部開示した保有個人情報」の訂正請求を行った。訂正請求に係る個人情報の内容を要約すると、次のとおりである。

ア 介護保険苦情相談受付票(平成18年2月23日受付)における次の事項(以下「訂正請求(1)」という。)

(ア) 消去されている事項(追加を求めるもの)

「訪問拒否をしていない」との苦情、相談。

(以下「特定介護事業所」という。)職員が「正規に報酬をもらうべきなのに正規の報酬をもらわず、減額してもらっています。」の説明。

管理者を含め、特定介護事業所の5人全員が、言い分として「適正に減算処理している」との説明。

特定介護事業所職員が管理者について「県にいた立派な方」の説明。

管理者に「県介護保険課でもどこでも行かれれば」の説明。

特定介護事業所が介護保険課に虚偽報告した内容を訂正請求者が否定している事実の説明。

医療事故以前は病院とは何の問題もなかったとの説明。

訂正請求者は頭を下げて適正に調査してくださいとお願いした要望・提言。

(イ) 追加されている事項、恣意的に創作されている事項(削除を求めるもの)

「平成14年から特定介護事業所でケアプランを作成してもらっていたが、先日一方的に突然解約された」の文中、「ケアプランを作成してもらっていた」、「突然解約された」

『「訪問を拒否された」としているが納得できない。特に訪問を拒否されたことについては先日(解約通知の直前)アポなしで夜間(9時頃)訪問していたと申し出があり断ったことはあるが』の文中、「断ったことはあるが」

「民事で訴訟手続き中である。」

「同氏は母親の病院での入院中不適切な治療（？）について、提訴予定であり、病院自体に強い不信感を抱いている。」

（対応）「現在母親は要介護で家族介護なので、居宅介護支援事業所を変えた方がいい旨伝えたが頑なに断られた。何らかの形で調査、指導する旨丁寧に申し上げ、お帰りいただいた。」

「為今後も相談者は県の指導のあり方を問いただしてきてくれると思われる。」

イ 介護保険苦情相談受付票（平成18年9月29日受付）における次の事項

(ア) (以下「訂正請求(2)」という。)

(1) 被保険者（勤） - (以下「訂正請求(2)」という。)

(ウ) 訂正請求者の保有したるその個人情報（以下「訂正請求(2)」という。)

a 消去されている事項（追加を求めるもの）

「訪問拒否をしていない」との苦情，相談。

まとめたの押印から「訪問拒否をしていない」との事実はおるか，毎月の「訪問伺いすらなかった」ことの客観的事実が証明された。その苦情，相談。

ケアプラン作成する様，指導を求める苦情，相談。

特定行為について介護保険課として告発すべきとの相談。

管理者が名義であるというケアマネージャーからの証言，相談。

介護保険課職員に対する苦情。

「それも含めて指導した」とする，不条理発言に対する苦情。

二重記録，改ざんがあるとの苦情。

適切に適正にちゃんと調査してくれることへのお願い，助言。

b 追加されている事項，恣意的に創作された事項（削除を求めるもの）

「…やり取りが開示されていない」

「指定取り消しを含み他の利用者も調べてほしい。」

「平成18年」2月以降，不当な事由なくサービスが利用できなかった。ケアプラン作成できなかったのは悪意。

期間は長くなってよいから，充分調べてほしい。

国にも同じ文書を出す。

ウ 他の存否応答拒否，文書不存在は苦情，相談に「加除」があるものであり，シミュレーションに基づいて恣意的調査，監査をしている。よって，事実証明が訂正請求を要する個人情報，公文書が存在するものである。

開示された時点において訂正請求を行使するものである。

これに対し，実施機関は，平成21年1月26日付け介保第340号で一部訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後，本件処分を不服として，平成21年1月30日付けで異議申立てがなされたも

のである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分の訂正しないとの決定を取り消し，訂正するとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が，異議申立書，意見書及び口頭による意見陳述において述べている異議申立ての主たる理由は，要約すると次のとおりである。

訂正請求の適正な業務の遂行になっていない。受付票の加除による異議申立人の訂正請求内容原本にも手を加える改変をしている。また，被保険者の勤務電話番号も不法取得である。この電話番号を訂正したものであれば，事実関係に加除がある不訂正としたすべてにおいて不法取得の電話番号の訂正，その記載を削除したのと同様のほかの不法取得したすべての訂正を請求しているものであり，訂正する義務がある。

ア 訂正請求(1)について

(ア) 介護保険苦情相談受付票（平成18年2月23日受付）は不適法な取得で氏名が記入されてある。氏名と一体となっている苦情相談受付票である。

(イ) 氏名と一体となっている苦情相談受付票にあるその内容は「個人情報」であり，訂正請求をしていることについて「行政判断に対する意見」とその判断を「評価・判断」と混同させる不訂正理由は不当である。

(ウ) そもそも介護保険苦情相談受付票は評価・判断・診断ではない。県が説明している「個人に対する評価・判断」に関する情報が，苦情相談があったという事実に基づいて作成され，その事実と評価を併せて記録しているのであり，それにより情報についても「事実」そのものに該当する。

(エ) (1)ア(イ) については，県が勝手に周知の情報を補って認識させている個人情報である。

(オ) 消去されている部分は苦情相談の本質部分であり，それを消去することに同意していない。

(カ) (1)ア(ア) は，適正に調査して欲しいとお願いしているが，苦情相談受付票の「相談者の希望欄」の「調査してほしい」にその個人情報が記入されていない。マスクキングなく開示されている。「調査してほしい」というのは個人情報であり，県が説明する評価判断ではない。

(キ) (1)ア(イ) は，「評価・判断」ではなく，異議申立人の事実証明に勝手に手を加え，改変している。

イ 訂正請求(2)について

(ア) 介護保険苦情相談受付票の内容は異議申立人の本質的部分への訂正請求の箇所を改変している。異議申立人は「 」を「 」に訂正請求しているものであり，「

」から「 」への訂正を求めている。「 \」から手入力で「 」へ不法取得された氏名の訂正請求をしている。

- (イ) 上記ア(イ)に同じ。
- (ウ) 介護保険苦情相談受付票は評価・判断・診断ではない。事実と評価を併せて記録しているものであり、それにより情報についても「事実」そのものに該当する。
- (エ) (1)イ(ウ) は言っていない。 は、県が勝手に改変し、おおよそ周知の情報を補って介護保険課内に認識させている個人情報である。
- (オ) (1)イ(ウ)の追加事項は「評価・判断」ではなく、 は事実証明、 は救済要望である。仮に が「評価・判断・意見」であったとしても、その苦情相談の事実と合わせて記録されるものであり、事実そのものである。
- (カ) 上記ア(オ)に同じ。
- (キ) (1)イ(ウ) は「評価・判断」ではなく、事実証明が違っている本質部分である。 は異議申立人の事実証明を勝手に手を加え、事実証明を改変している。
- (ク) 「 \」と「指定取消を含む」の手書きは、平成18年9月29日以降、相当の歴月経過後手修正したものである。9月29日に が相談したのに2月23日の相談者とは相違させるため、あえて別名の と記入したものである。その後、あわてて手書きで「 」, 「指定取消を含む」と修正、追加したものである。「 」から「 」への訂正決定は、異議申立人が求める事実への訂正請求と同一とは考えられない。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 訂正請求(1)について

個人情報は、事実に関するものと評価・判断等に関するものがあり、事実に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり、訂正請求の対象になるが、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、訂正請求の対象にはなり得ない。

評価、判断、診断、意見、選考等に関する個人情報の訂正等の請求は、行政判断に対する意見であり、条例に規定する訂正請求制度とは異なるものである。

当該訂正請求については、氏名、住所、年齢等の事実に関する情報に対する訂正請求ではなく、客観的な正誤の判定になじまない情報に関する訂正請求であるため、不訂正とした。

#### (2) 訂正請求(2)について

##### ア 訂正請求(2) について

異議申立人から提出された挙証書類により氏名の事実を確認し、介護保険苦情相談



受付票（平成18年9月29日）に記載されている氏名を事実である「 」に訂正するものであり，異議申立人の求める氏名の実事への訂正請求と同一であるとする。

イ 訂正請求(2) について

当該訂正請求については，氏名，住所，年齢等の事実に関する情報に対する訂正請求ではなく，客観的な正誤の判定になじまない情報に関する訂正請求であるため，不訂正とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は，本件異議申立てについて，以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年2月10日	諮問を受けた。
3月6日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3日23日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成21年5月14日	異議申立人から意見書を受理した。
平成22年10月4日	諮問の審議を行った。
10月29日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取） （異議申立人から意見を聴取）
12月17日	諮問の審議を行った。
平成23年1月12日	委員による実地調査を行った。
4月20日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 訂正請求(1)及び(2) について

(ア) 本件訂正請求について

本件訂正請求は，実施機関が平成20年10月31日付けで保有個人情報一部開示決定処分を行った異議申立人に係る保有個人情報についてなされたものである。

異議申立人は事実関係に加除がある，受付票は評価，判断，診断ではない等と主張しており，これに対して実施機関は，当該訂正請求の内容のうち不訂正とした部分は，客観的な正誤の判定になじまない情報に関する訂正請求であるため，不訂正の決定を行ったと説明している。

異議申立人は，実施機関が訂正しないとの決定を取り消し，訂正するとの決定を求めていることから，本件訂正請求について，条例の訂正請求ができる保有個人情報に該当するか，及び該当する場合の訂正の要否について，検討する。

(イ) 訂正請求の対象情報(条例第26条)について

保有個人情報の訂正請求については，条例第26条第1項において，同項第1号又

は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されており、これらの規定では、条例又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

(ウ) 訂正請求(1)及び(2) の訂正請求対象情報該当性について

実施機関は、当該訂正請求の内容は、客観的な正誤の判定になじまないことから訂正請求の対象とはならないと説明している。

しかしながら、訂正請求(1)及び(2) に係る保有個人情報は、異議申立人が別途、条例に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に関する削除及び追加の請求であることから、条例第26条第1項第1号に該当すると認められる。

(I) 訂正請求(1)及び(2) の訂正の要否について

a 保有個人情報の訂正義務(条例第28条)について

条例第28条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

b 訂正請求(1)及び(2) の訂正の要否について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分するとともに、異議申立人が本件訂正請求に当たり実施機関に提出した疎明資料を確認したところ、当該文書からは、当該記載が事実でないという根拠が具体的に示されていないことから、訂正請求対象部分が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできない。

したがって、訂正請求(1)及び(2) に係る訂正請求については、訂正請求に理由があるとは認められず、条例第28条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

よって、訂正請求(1)及び(2) については、訂正請求の対象となりうるものと認められるが、本件訂正請求に理由があるとは認められず、実施機関が不訂正決定を行ったことは、結論において妥当である。

イ 訂正請求(2) 及び について

訂正請求(2) 及び については、実施機関は事実に合わせて訂正決定していることから、当審査会では判断しない。

なお、訂正請求(2) について、実施機関の訂正決定処分において、訂正請求を受けて「 」への訂正は行われているが、決定通知書における実施機関の訂正の内容としては、「 」から「 」に訂正する」ではなく、「 」

」から「 」に訂正する」と記載すべきであったものと考えられる。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報利用停止請求について、利用不停止とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定に基づき、平成21年1月30日付けで、「平成20年10月31日付け介保第265号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の利用停止請求を行った。利用停止請求に係る保有個人情報及び求める措置は概ね別紙のとおりである。

これに対し、実施機関は、平成21年3月16日付け介保第458号で保有個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年3月31日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、各利用停止請求に係る保有個人情報について「消去」、「追加」、「利用停止」又は「提供停止」するとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 利用停止請求1

- (ア) 利用目的の不明確な範囲が利用目的以外に利用されている。
- (イ) 利用目的以外の人格侵害たる情報に利用されたことに同意していない。
- (ウ) 実地調査とならず、利用目的以外の実地指導に変更されたことに同意していない。
- (エ) 対応の内容の記録は利用目的外に利用されている。
- (オ) 受付票に記録を移すときに同意を得ずに変更されている。記録の時点で利用目的外とされた。

イ 利用停止請求2

- (ア) 追加という復元によって個人情報を適法に取得しているものとなる。
- (イ) 偽り、目的の隠蔽により個人情報が欠落している。

#### ウ 利用停止請求 3

- (ア) ア(イ)と同じ。不正手段による取得である。
- (イ) 解除通知を受けたことの相談だったが、利用目的を超えた。
- (ウ) 訴訟手続きをしていない。利用目的を超えた。
- (エ) 不法取得で、利用目的を超えて利用している。
- (オ) 「県のあり方」まで苦情相談とする個人情報が存在するはずがない。
- (カ) 不法取得の個人情報をもって第3条第2項に結合させており、「業務を適正に処理するために必要な情報」に該当するはずがない。
- (キ) 異議申立人の苦情相談の内容の正否を調べる利用目的となっていない。
- (ク) 県は契約の問題には介入できないのであり、利用目的を超えた情報として保有している。

#### エ 利用停止請求 4

- (ア) 利用目的以外の目的で利用された。
- (イ) 実地調査において同意を得ず、不作為の実地調査とし、調査されていない。
- (ウ) 異議申立人の権利利益を不当に侵害している。個人情報の同時取得から記録に移すときに個人情報は隠蔽された。適正に処理されていない。

#### オ 利用停止請求 5

- (ア) 言っていない情報を同意も得ずに勝手に創作し、申立人の個人情報は監査の利用目的とされなかった。
- (イ) 同意も得ずに勝手に「口頭」をお願いするとした情報を補って認識させた。
- (ウ) 勝手に付け加えることにより、利用目的以外に利用されている。
- (エ) 偽りの同時取得、または偽りによる個人情報の取得である。

#### カ 利用停止請求 6

- (ア) 個人情報は同意を得ず、利用目的以外で利用され、適正に処理されていない。
- (イ) 偽りの取得に同意していない。利用目的以外の目的に利用された。
- (ウ) 「適正に処理するために必要な情報」とはなっていない。

#### キ 利用停止請求 7

- (ア) 不法取得であり、同意していない。
- (イ) 目的の隠蔽の不正な手段により個人情報を取得している。

#### ク 利用停止請求 8

- (ア) 「サービス利用ができなくなった」異議申立人の個人情報を同意を得ずに（以下「特定介護事業所」という。）に提供、横流しされたため、個人の権利利益が侵害された。

#### ケ 利用停止請求 9

- (ア) イ(ア)と同じ。個人情報を適法に取得していない。
- (イ) 県の利用目的は、偽り、目的の隠蔽により個人情報が欠落している。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 利用停止請求 1 , 4 及び 6

当該利用停止請求に係る個人情報 は、苦情相談業務を適正に処理するために必要な情報であり、利用目的以外で利用しているとは認められないため、利用不停止の決定を行った。

イ 利用停止請求 2 及び 9

条例第34条に基づいて請求できる措置は「消去」、 「利用の停止」及び「提供の停止」であり、「追加」の措置は規定されていないため、利用不停止の決定を行った。

ウ 利用停止請求 3

当該利用停止請求に係る個人情報 は、苦情相談業務を適正に処理するために必要な情報であり、利用目的を超えた個人情報を保有しているとは認められないため、利用不停止の決定を行った。

エ 利用停止請求 5 及び 7

当該利用停止請求に係る個人情報 は、苦情相談業務を適正に処理するために必要な情報であり、個人情報を適法に取得していないとは認められないため、利用不停止の決定を行った。

オ 利用停止請求 8

当該利用停止請求に係る個人情報 は、苦情相談業務を適正に処理するために必要な情報であり、利用目的以外の目的で第三者で提供しているとは認められないため、利用不停止の決定を行った。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年5月1日	諮問を受けた。
6月19日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
7月1日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
8月5日	異議申立人から意見書を受理した。
平成22年10月4日	諮問の審議を行った。
10月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
12月17日	諮問の審議を行った。
平成23年1月12日	委員による実地調査を行った。
1月24日	諮問の審議を行った。
3月28日	諮問の審議を行った。
5月25日	諮問の審議を行った。

##### (2) 本件対象保有個人情報及び利用停止請求部分の整理

本件対象保有個人情報は、本件利用停止請求に先立ち、異議申立人が条例第11条第1項の規定に基づき行った保有個人情報の開示請求に対して、実施機関が平成20年10月31日付けで行った一部開示決定に基づいて開示した介護保険苦情相談受付票(以下「受付票」という。)に記載された本人に係る保有個人情報である。

本件処分において、実施機関はすべての利用停止請求を利用不停止としているが、利用不停止の理由に重複するものもあることから、審査会において、利用不停止とした部分を理由ごとに次のとおり整理し、それぞれの利用不停止理由の妥当性について検討することとした。

##### (3) 審査会の判断

###### ア 利用停止請求(条例第34条及び第36条)について

条例第34条は、「何人も、自己を本人とする第26条第1項各号に掲げる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」とし、請求することができる場合及び求めることのできる措置として、同条第1項において「(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の

利用の停止又は消去，(2) 第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」と規定されている。

また，条例第 36 条においては，「実施機関は，利用停止請求があった場合において，当該利用停止請求に理由があると認めるときは，当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で，当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定されている。

#### イ 利用停止請求 1，4 及び 6 について

##### (ア) 請求対象保有個人情報について

利用停止請求 1，4 及び 6 に係る保有個人情報は，受付票の職員の対応内容又は苦情の概要についての記述の一部で，異議申立人はその消去又は利用停止を求めている。

異議申立人は，利用目的以外の人格侵害たる情報に利用された，異議申立人の権利利益を不当に侵害している等と主張している。

実施機関は，当該情報は，苦情相談業務を適正に処理するために必要な情報であり，利用目的以外の目的で利用しているとは認められないとしていることから，以下，本件対象保有個人情報を利用目的以外に利用しているかについて検討する。

##### (1) 利用目的以外に利用していると認められるか（条例第 8 条）について

###### a 利用目的以外の利用の制限（条例第 8 条）について

条例第 8 条第 1 項は，「実施機関は，法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き，利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し，又は提供してはならない。」と規定している。

また，同条第 2 項において，「前項の規定にかかわらず，実施機関は，次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し，又は提供することができる。ただし，保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し，又は提供することによって，本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは，この限りでない。」と規定している。

###### b 利用停止請求 1，4 及び 6 の利用停止の要否について

当審査会において対象保有個人情報を見分するとともに，実施機関に文書で確認したところ，受付票の情報は，介護保険に関する苦情・相談についての具体的対応方法の検討及び苦情・相談の傾向等把握を行うために必要であることから当該公文書を保有・利用しているとの実施機関の説明であり，実施機関が本件対象保有個人情報を当該業務のために自ら利用していることが認められ，その利用目的以外の目的に利用していることをうかがわせる特段の事情も認められない。

また，本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとは認められない。

したがって，実施機関が利用停止請求 1，4 及び 6 に係る対象保有個人情報を保有・利用することは，条例第 8 条第 1 項及び第 2 項所定の利用の制限を超える



ものではなく、条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。なお、第8条第2項ただし書の情報に該当するとすべき事情も見当たらない。

ウ 利用停止請求2及び9について

(ア) 本件利用停止請求について

利用停止請求2及び9に係る保有個人情報利用停止請求においては、異議申立人は受付票の相談内容への記述の追加を求めている。

(1) 利用停止請求要件(条例第34条第1項)該当性について

条例第34条第1項は、上記(3)アのとおり規定されており、同項第1号及び第2号において、利用停止請求することができる措置は、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止に限る旨規定されている。

利用停止請求2及び9においては、保有個人情報の追加の措置を求めているものであり、当該措置は、同条第1項各号のいずれにも該当しないと認められることから、同条第1項に基づく利用停止請求を行うことはできないと言うべきである。

したがって、利用停止請求2及び9に係る本件対象保有個人情報利用停止請求については、条例第34条の利用停止を請求することができる保有個人情報に該当するとは認められない。

エ 利用停止請求3、5及び7について

(ア) 請求対象保有個人情報について

利用停止請求3、5及び7に係る保有個人情報は、受付票の苦情の内容及び職員の所見、対応内容についての記述の一部で、異議申立人はその消去又は利用停止を求めている。

異議申立人は、利用停止請求3については、不正な手段による取得で、利用目的を超えた人格侵害たる情報に利用された、県は契約の問題には介入できないのであり、利用目的を超えた情報を保有しているなどと主張している。

また、利用停止請求5及び7については、言ってもいない情報を勝手に創作している、改ざんである、偽りによる個人情報の取得であるなどと主張している。

これに対し、実施機関は、当該情報は、苦情相談業務を適正に処理するために必要な情報であり、個人情報を適法に取得していないとは認められず、また、利用停止請求3については、利用目的を超えた個人情報を保有しているとは認められないとしていることから、以下、本件対象保有個人情報が不適法な取得かどうか及び利用目的を超えた保有かどうかについて検討する。

(1) 利用停止請求3、5及び7が不適法な取得と認められるか(条例第34条)について

a 条例第34条第1項第1号について

条例第34条第1項第1号においては、「当該保有個人情報を保有する実施機関

により適法に取得されたものでないとき」当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨規定されている。

b 利用停止請求3, 5及び7の利用停止の要否について

本件対象保有個人情報の取得の経緯について検討すると、本件対象保有個人情報における異議申立人の個人情報は、介護保険に関する個別の苦情・相談の内容及びそれに対する対応に係るものであり、いずれも苦情・相談についての具体的対応方法の検討のため、本人の申出聴取の際に取得されたものと認められ、不適法な手段によって取得されたものとする特段の事情は認められない。

したがって、実施機関が利用停止請求3, 5及び7に係る対象保有個人情報を取得したことは、適法でないとは認められず、条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

(ウ) 利用停止請求3が利用目的を超えた保有と認められるか(条例第3条)について

a 個人情報の保有の制限(条例第3条)について

条例第3条第2項は、「実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定されている。

b 利用停止請求3の利用停止の要否について

当審査会で対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、本件文書は、介護保険に関する苦情・相談についての具体的対応方法の検討等を行うために実施機関が作成した文書であり、その内容については、相談・苦情への対応やサービス事業者等に対する指導等のために必要であるとする実施機関の説明は首肯できるものであり、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されていると認めるに足る特段の事情は認められない。

したがって、実施機関が利用停止請求3に係る対象保有個人情報を保有することは、条例第3条第2項所定の保有の制限を超えるものではなく、条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

オ 利用停止請求8について

(ア) 保有個人情報を利用目的以外に提供していると認められるか(条例第8条)について

利用停止請求8に係る保有個人情報は、受付票の苦情の内容についての記述の一部で、異議申立人はその提供の停止を求めている。

異議申立人は、申立人の個人情報を同意を得ずに特定介護事業所に提供していると主張している。

これに対し、実施機関は、当該情報は、苦情相談業務を適正に処理するために必

要な情報であり，利用目的以外の目的で第三者に提供しているとは認められないと  
していることから，以下，本件対象保有個人情報を利用目的以外の目的で第三者に  
提供していると認められるかどうかについて検討する。

(1) 保有個人情報を利用目的以外に提供していると認められるか（条例第8条）につ  
いて

a 利用目的以外の第三者への提供の制限（条例第8条）について

上記イ(1) a のとおり

b 利用停止請求8の利用停止の要否について

苦情相談受付票の情報は，上記イ(1) b のとおり，苦情・相談についての具体的  
対応方法の検討及び苦情・相談の傾向把握等を行うために必要であることから，当  
該文書を保有しているとの説明であり，苦情・相談の内容について，必要に応じ  
当事者である事業者に提供することは，当該苦情・相談の改善・検討の一環とし  
て行われるものと考えられることから，利用目的の範囲内と考えられる。したが  
って，当該保有個人情報を利用目的以外の目的に提供しているとは認められない。

以上のことから，条例第34条第1項第2号の要件に該当しないと認められるた  
め，条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当す  
るとは認められず，保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当す  
るとは認められない。

よって，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙) 利用停止請求に係る保有個人情報及び求める措置の内容

#### 利用停止請求 1

介護保険苦情相談受付票(平成18年2月23日受付)中の「現在母親は要介護で家族介護なので、居宅介護支援事業所を変えた方がい旨伝えたが頑なに断られた。何らかの形で調査、指導する旨丁重に申し上げ、お帰りいただいた。」の消去

#### 利用停止請求 2

介護保険苦情相談受付票(平成18年2月23日受付)への、「 「訪問拒否をしていない」との苦情、相談、 ケアプランを作成するようにお願いした、その要望、 当該事業所側が「正規に報酬をもらうべきなのに正規の報酬をもらわず、減額してもらっています。」の自発的発言の説明。 当該事業所5人全員が、その言い分として「適正に処分している」との当該事業所側の自発的発言の説明。 当該事業所が減算請求する理由を異議申立人側が「信頼関係」を持てなくなったその原因を医療事故のためだと、介護保険課に虚偽報告した内容を異議申立人は否定している事実の証明、医療事故以前は病院とは何の問題もなかったと説明している、その説明、 苦情相談受付票中「訪問したいと申し出があり、断ったことはあるが」と断定した文書であるが、翌日訪問することとなりケアマネが自宅前にて「利用者が会いたくないと言っているから」と言ってもいないことで理由づけ勝手に帰ってしまった。なお、当日福祉用具担当者が一部始終を目撃しているとの苦情相談」の追加

#### 利用停止請求 3

介護保険苦情相談受付票(平成18年2月23日受付)中の「 母親の入院中不適切な治療について、提訴予定であり、病院自体に強い不信感を抱いている。 今後も相談者は県の指導のあり方を問いただしてくると思われる。 契約を解除された。 民事で訴訟手続き中である。」の消去

#### 利用停止請求 4

介護保険苦情相談受付票(平成18年2月23日受付)中の「断ったことはあるが」の利用停止

#### 利用停止請求 5

介護保険苦情相談受付票(平成18年9月29日受付)中の「 指定取り消しを含み他の利用者も調べてほしい。 期間は長くなってもよいから、十分調べてほしい。 国にも同じ文書で出す。 苦情処理 後日回答(口頭)の「口頭」の消去

#### 利用停止請求 6

介護保険苦情相談受付票（平成18年 9月29日受付）中の  
「 「(1)事実証明に関する 」以外の情報， 「(2) 」以外の情報，  
「(3)正当なサービスの不提供」以外の情報」の利用停止

#### 利用停止請求 7

介護保険苦情相談受付票（平成18年 9月29日受付）中の「…やり取りが開示されていない」の利用停止

#### 利用停止請求 8

介護保険苦情相談受付票（平成18年 9月29日受付）中の「平成18年 2月以降，正当な理由なくサービスが利用できなかった。ケアプラン作成できなかったのは悪意。」の提供停止

#### 利用停止請求 9

介護保険苦情相談受付票（平成18年 9月29日受付）への  
「 「訪問拒否をしていない」との苦情，相談， まとめての押印から「訪問拒否をしていない」との事実はおろか，毎月の「訪問伺いすらなかった」ことの客観的事実が証明された。その苦情，相談， ケアプランを作成する様，指導を求める苦情，相談，  
について介護保険課として告発すべきとの相談， 管理者が名義であるというケアマネージャーからの証言，相談， 職員に対する苦情。「それも含めて（ のこと）指導した」とする，不条理発言に対する苦情， 二重記録，改ざんがあるとの苦情， 適切に適正にちゃんと調査してくれることへのお願い，助言」の追加

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報訂正請求について、不訂正とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成21年3月10日付けで、「平成20年10月31日付け子ども第506号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の訂正請求を行った。訂正請求に係る個人情報の内容は、異議申立人が平成17年1月28日に婦人相談所に来所した際の一時保護の決定から廃止までの「相談内容と処理状況」の欄中の異議申立人に関する情報のうち、別紙の22箇所の記述の部分であり、求める措置は削除である。（別紙省略）

これに対し、実施機関は、平成21年4月8日付け子福第14号で保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年4月20日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「本件処分を取り消す」との決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 本人が私の個人情報が改ざんねつ造されていることを指摘し、事実でないと申し出ているのに、的外れの理由で訂正がなされないのは請求権の侵害であると同時に、不正確な個人情報に基づく行政処分により私の権益を侵犯するものであるので、処分の取り消しを求め、人権の回復を図りたい。

イ 開示された私の個人情報は、事実無根、人権侵害も甚だしい内容がねつ造されていた。

ウ 条例第27条は、個人情報が正確であるかを最もよく判断できる本人に訂正を主張する機会を確保するものだ。

エ 「不訂正の理由」にある記述は，条例第5条（正確性の確保）に反している。  
 オ 「あなたが言った通りの記述だ」と言えば，いくらでも恣意的に情報操作することは可能。過去に操作された偽情報で私と親族は甚大な人権侵害を被り，今でも事件が拡大している。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は，次のとおりである。

ア 訂正請求のあった内容は，異議申立人が相談したことを記録したもので，一時保護に係る事務・事業に利用するものであり，その内容は訂正請求になじまない。

イ 相談記録票は，本人が相談した内容を聞き取りにより記録するもので，詳細について事実確認するものではなく，記載内容に事実との整合性を求めるべきものでもないものであり，また，請求のあった相談記録票に係る一時保護は既に終結している。

ウ 本人の一時保護が廃止された時点で当該相談記録票の利用目的は達成されており，現時点で過去の一時保護の時点に遡って訂正する必要はないものであることから，不訂正とした。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審査の経過

審査会は，本件異議申立てについて，以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 5月18日	諮問を受けた。
6月22日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
7月 1日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
7月31日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年 5月25日	諮問の審議を行った。
6月 2日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
8月25日	諮問の審議を行った。

#### (2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は，実施機関が平成20年10月31日付けで保有個人情報一部開示決定処分を行った異議申立人に係る保有個人情報についてなされたものである。

訂正を求める部分は，「異議申立人が，平成17年1月に来所した際の一時保護の決定から廃止までの相談記録票」のうち，「相談内容と処理状況」の一部で，求める措置は削除である。

異議申立人は事実と相違している等と主張しており，これに対して実施機関は，

「当該訂正請求の内容は訂正請求になじまないものである」、「本人の一時保護が廃止された時点で当該相談記録票の利用目的は達成されており、現時点で過去の一時保護の時点に遡って訂正する必要はない」と説明している。

異議申立人は、不訂正とした処分を取り消すとの決定を求めていることから、本件訂正請求について、条例の訂正請求ができる保有個人情報に該当するか、及び該当する場合の訂正の要否について、検討する。

#### イ 訂正請求の対象情報(条例第26条)について

保有個人情報の訂正請求については、条例第26条第1項において、同項第1号又は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されており、これらの規定では、条例又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

#### ウ 本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について

実施機関は、当該訂正請求の内容は、訂正請求になじまないと説明している。

しかしながら、訂正請求に係る保有個人情報は、異議申立人が別途、条例に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に関する削除等の請求であることから、条例第26条第1項第1号に該当すると認められる。

#### エ 本件訂正請求の訂正の要否について

##### (ア) 保有個人情報の訂正義務(条例第28条)について

条例第28条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

##### (イ) 本件対象保有個人情報の訂正の要否について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分するとともに、異議申立人が本件訂正請求に当たり実施機関に提出した疎明資料を確認したところ、当該文書からは、当該記載が事実でないという根拠が具体的に示されていないことから、訂正請求対象部分が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできない。

したがって、本件対象保有個人情報に係る訂正請求については、訂正請求に理由があるとは認められず、条例第28条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

よって、本件訂正請求には理由があるとは認められず、実施機関が不訂正決定を行ったことは妥当である。



オ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報利用停止請求について、利用不停止とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定に基づき、平成21年3月10日付けで、「平成20年10月31日付け子ども第506号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の利用停止請求を行った。利用停止請求に係る個人情報の内容は、異議申立人が平成17年1月28日に婦人相談所に来所した際の一時保護の決定から廃止までの「相談内容と処理状況」の欄中の異議申立人に関する情報であり、求める措置は、利用の停止、消去及び提供の停止である。

これに対し、実施機関は、平成21年4月8日付け子福第15号で保有個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年4月20日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「本件処分を取り消す」との決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 私の個人情報は、先方利益になるように後追いで改ざん、ねつ造されたものである。

イ 私の不利益が拡大し身の危険があるため、処分の取消しを求め、事件の解決を望む。

ウ 開示された私の個人情報は、事実無根、人権侵害も甚だしい内容がねつ造されていた。

エ 処分理由説明書の「利用不停止の理由」の内容は嘘。私の個人情報は、後追いで偽りの手段その他不正な手段により取得されたものが情報ソースになっており、行為そのものが犯罪である。

オ 処分決定の前提としての行政庁の事実認定の誤りがあることを指摘したい。即ち、裁量権行使の前提を欠くことになるので裁量権の逸脱濫用に該当すると考えられるた

め、処分決定を不当と考え、処分の取消を求めたい。

カ 2008年5月2日に開示のあった保有個人情報（諮問保第18号分）は、形式上は職員の氏名や印があるが、パソコンで文字を平打ちしただけのもので、職責も文責もわからない作文だ。

キ 安心した日常生活を送れずにいる。行政庁の長の早急な対応を望む。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の利用不停止決定通知書、実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 利用停止請求に係る個人情報は、異議申立人が婦人相談所に来所した際に、一時保護の申請から廃止までの間に異議申立人が相談した内容を記録した情報であり、適法な取得である。

イ 請求理由の「内容が事実と異なり、（中略）被告訴人側に有利になるように作成されているため、本人の人権侵害を助長し、不利益を被る」は、相談記録票は、当時、本人が相談した内容を聞き取りにより記録したもので、適正に取得した情報であり、本人及び他の個人の利益になるために記載することはなく、その事実もない。

ウ 利用目的は、一時保護に係る事務及び事業であり、適法である。

エ 相談記録票の利用及び提供については、一時保護の事務及び事業に利用するもので、当該事務事業以外には利用するものではなく、利用目的以外の目的のために提供することはない。実際にも、一時保護の事務及び事業に利用しているのみであり、提供していない。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年5月18日	諮問を受けた。
6月22日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
7月1日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
7月31日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年5月25日	諮問の審議を行った。
6月2日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
8月25日	諮問の審議を行った。

#### (2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件利用停止請求に先立ち、異議申立人が条例第11条第

1 項の規定に基づき行った保有個人情報の開示請求に対して、実施機関が平成20年10月31日付けで行った一部開示決定に基づいて開示した、「異議申立人が平成17年1月28日に来所し、一時保護の決定から1月31日に廃止されるまでの相談内容と処理状況」（以下「相談記録票」という。）に記載された異議申立人に係る保有個人情報である。

異議申立人は、内容が事実と異なる等として、保有個人情報の利用の停止及び消去並びに提供の停止を求めており、これに対して実施機関は、「適法な取得である」、「利用目的は適法である」、「利用目的以外に提供していない」、「適正に取得した」と説明している。

異議申立人は、利用不停止とした処分を取り消すとの決定を求めていることから、本件対象保有個人情報が不適法な取得と認められるか、利用目的を超えた個人情報を保有していると認められるか及び利用目的以外に利用・提供していると認められるかについて、検討する。

#### イ 利用停止請求（条例第34条及び第36条）について

条例第34条は、「何人も、自己を本人とする第26条第1項各号に掲げる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」とし、請求することができる場合及び求めることのできる措置として、同条第1項において「(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去、(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」と規定されている。

また、条例第36条においては、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定されている。

#### ウ 本件請求対象保有個人情報が不適法な取得と認められるか（条例第34条）について

##### (ア) 条例第34条第1項第1号について

条例第34条第1項第1号においては、「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき」当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨規定されている。

##### (イ) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件対象保有個人情報について、異議申立人はその消去又は利用停止を求めている

る。

実施機関の説明及び当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところによると、本件利用停止請求に係る保有個人情報は、異議申立人が婦人相談所に来所し、一時保護の決定から廃止までの間に相談した内容と処理状況を記録した情報であり、相談者への対応に当たるため、本人が相談した内容を聴き取りにより記録したものと認められ、不適法な手段によって取得されたものとする特段の事情は認められない。

したがって、実施機関が本件対象保有個人情報を取得したことは、適法でないと認められず、条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

## エ 利用目的を超えた保有と認められるか（条例第3条）について

### (ア) 個人情報の保有の制限（条例第3条）について

条例第3条第2項は、「実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定されている。

### (イ) 利用停止の要否について

本件対象保有個人情報について、異議申立人はその消去又は利用停止を求めている。

実施機関の説明及び当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところによると、本件文書は、一時保護事務に関し、相談者の住所、氏名等や相談の内容を記録するために実施機関が作成した文書であり、その内容については、相談者への対応のために必要であるとする実施機関の説明は首肯できるものであり、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されていると認めるに足る特段の事情は認められない。

したがって、本件対象保有個人情報が、実施機関において、条例第3条第2項の規定に違反して保有されているものとは認められない。

よって、実施機関が対象保有個人情報を保有することは、条例第3条第2項所定の保有の制限を超えるものではなく、条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

## オ 利用目的以外に利用・提供していると認められるか（条例第8条）について

(7) 利用目的以外の利用・提供の制限（条例第8条）について

条例第8条第1項は、「実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定している。

また、同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」と規定している。

(1) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件請求対象保有個人情報について、異議申立人はその消去又は利用停止及び提供の停止を求めている。

実施機関の説明及び当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところによると、相談記録票の情報は、一時保護の事務及び事業に利用するもので、当該事務事業以外には利用するものではなく、利用目的以外の目的のために提供することもないとの実施機関の説明であり、実施機関が本件対象保有個人情報を当該業務のために自ら利用していることが認められ、その利用目的以外の目的に利用・提供していることをうかがわせる特段の事情も認められない。

また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、条例第34条第1項第2号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

カ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報訂正請求について、不訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成21年4月22日付けで、「平成21年1月9日付け鹿相第1号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の訂正請求を行った。訂正請求に係る保有個人情報は、特定日に係る「苦情・相談等事案処理票」中の審査請求人に係る情報のうち次の部分で、求める措置は、次のとおりである。

(ア) 「件名」欄、「受理状況」欄、「申出者」欄、「申出内容」欄及び「措置内容・結果」欄の記述の一部の訂正、削除又は記述の追加

(イ) 「申出者」欄の氏名の追加又は訂正

(ウ) 特定日以外の日付の相談票の追加

これに対し、実施機関は、平成21年5月20日付け鹿相第35号で保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年7月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 本人が自己の個人情報が改ざん、ねつ造されていることを指摘し、事実でないと申し出ているのに、訂正がなされないのは請求権の侵害であると同時に、不正確な個人情報に基づく行政処分により、私の権益を侵犯するものであるので、処分の取り消しを求め、人権の回復を図りたい。

イ 現在までに市や県に十本程の意見書や訂正手続きをあげ、証拠の提出をし、真相の究明をしてきた。今回は、これまで各方面に提出してきた意見書や資料等添えて説明

することとした。再考をお願いする。（資料名等は省略）

### 3 審査請求に対する審査庁の説明要旨

審査庁から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 「苦情・相談等事案処理票」23件の受理者（退職者を除く警察職員）すべてに聞き取り調査を実施した結果、相談を受理した当時、審査請求人が話した内容を要約して記載した旨申し立て、審査請求人が訂正を求める内容と合致せず、正確な事実は明らかにならなかった。

イ 適切な調査を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、「訂正請求に理由がある」と認めることはできないこととなり、訂正決定を行うことはできない。

この調査結果からは対象保有個人情報の正確な事実は明らかにならず、「訂正請求に理由がある」と認められないので訂正決定を行うことができず、条例第28条ただし書の「その他訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」に該当し、不訂正決定した。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 8 月 4 日	諮問を受けた。
9 月 9 日	審査庁から処分理由説明書を受理した。
9 月 15 日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
11 月 19 日	審査請求人から意見書を受理した。
平成23年 7 月 5 日	諮問の審議を行った。
7 月 27 日	諮問の審議を行った。（審査庁から本件処分の理由等を聴取）
8 月 25 日	諮問の審議を行った。
9 月 5 日	諮問の審議を行った。



## (2) 審査会の判断

### ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成21年1月9日付けで保有個人情報一部開示決定処分を行った審査請求人に係る保有個人情報についてなされたものである。

訂正を求める部分は、「審査請求人が、特定期間内に警察に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」のうち、「件名、受理状況、申出者、申出内容及び措置内容・結果」欄中の審査請求人に係る保有個人情報の一部で、求める措置は、追加、削除及び訂正である。

審査請求人は内容に事実と相違する部分があった等と主張しており、これに対して実施機関は、「提出された書類からは、訂正請求に理由があると認めることができない」と説明している。

審査請求人は、不訂正とした処分を取り消すとの決定を求めていることから、本件訂正請求について、条例の訂正請求ができる保有個人情報に該当するか、及び該当する場合の訂正の要否について、検討する。

### イ 訂正請求の対象情報(条例第26条)について

保有個人情報の訂正請求については、条例第26条第1項において、同項第1号又は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思量するときに行うことができると規定されており、これらの規定では、条例又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

### ウ 本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について

本件訂正請求に係る保有個人情報は、審査請求人が別途、条例に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に関する削除等の請求であることから、条例第26条第1項第1号に該当すると認められる。

ただし、請求内容のうち、他の日付の記録票の開示漏れに関する請求部分については、開示決定に基づき開示を受けたものではないことは明らかであることから、条例第26条第1項に規定する訂正請求の対象となるものではない。

したがって、当該部分に関する保有個人情報訂正請求については、条例第26条の訂正請求をすることができる保有個人情報に該当するとは認められない。

### エ 本件訂正請求の訂正の要否について

#### (ア) 保有個人情報の訂正義務(条例第28条)について

条例第28条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正を

しないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

(1) 本件対象保有個人情報の訂正の要否について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分するとともに、審査請求人が本件訂正請求に当たり実施機関に提出した疎明資料を確認したところ、個別の訂正請求内容と疎明資料との関連性も明らかでなく、当該文書からは、当該記載が事実でないという根拠が具体的に示されていないことから、訂正請求対象部分が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできない。

したがって、本件対象保有個人情報に係る訂正請求については、訂正請求に理由があるとは認められず、条例第28条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

よって、本件訂正請求について、実施機関が不訂正決定を行ったことは、妥当である。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報利用停止請求について、利用不停止とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定に基づき、平成21年4月22日付けで、「平成21年1月9日付け鹿相1号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の利用停止請求を行った。利用停止請求に係る個人情報の内容は、特定日に係る「苦情・相談等事案処理票」中の審査請求人に関する情報で、求める措置は消去である。

これに対し、実施機関は、平成21年5月20日付け鹿相第34号で保有個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年7月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 当該情報は、関係者が私の個人情報を恣意的に操作させ、犯罪行為を封殺してきた事実がある。

イ 現在までに市や県に十本程の意見書や訂正手続きをあげ、証拠の提出をし、真相の究明をしてきた。今回は、これまで各方面に提出してきた意見書や資料等添えて説明することとした。再考をお願いする。（資料名等は省略）

3 審査請求に対する審査庁の説明要旨

審査庁から提出された利用不停止決定通知書、処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 苦情・相談等事案処理票中の審査請求人に関する情報は、審査請求人の相談に基づき適法に取得されており、利用目的を超えた個人情報は保有しておらず、利用目的以外の目

的での利用及び提供事実も認められない。

- イ 対象保有個人情報、担当警部が当日に鹿児島県警察本部へ来庁した審査請求人と直接面接し、相談を受理した際に本人の同意の上、取得したものであることから、「適法に取得されたものでないとき」に該当しない。
- ウ 実施機関が保有する個人情報は、受理者（警察職員）の氏名、所属並びに申出者の住所、氏名及び年齢等であり、県民から寄せられる苦情、相談等を一元的に管理し、同業務を適切に遂行するという目的達成のために必要な最小限の個人情報であることから「条例第3条第2項の規定に違反して保有されているとき」には該当しない。
- エ 対象保有個人情報は、鹿児島県警察の「苦情・相談等事案処理システム」で管理し、同システムの業務に従事する警察職員は、業務を通じて知り得た個人情報その他の情報の厳正な管理及び適正な取扱いを行い、その保秘及び不正使用防止を徹底し、出力資料の複写及び転用を禁止されている。

対象保有個人情報の受理者、取扱者等に対する聞き取り調査でも利用目的以外の目的で利用した事実及び例外的に利用した事実は確認できなかったことから「条例第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」には該当しない。
- オ また、同じく、対象保有個人情報の受理者、取扱者等に対する聞き取り調査でも利用目的以外の目的で提供した事実及び例外的に提供した事実は確認できなかったことから「条例第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」には該当しない。
- カ 審査請求人が適法でないと思料する内容、利用停止の理由等について調査した結果、上記のとおり、いずれも適法であり、「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないため利用不停止決定した。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 8 月 4 日	諮問を受けた。
9 月 9 日	審査庁から処分理由説明書を受理した。
9 月 15 日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
11 月 19 日	審査請求人から意見書を受理した。
平成23年 7 月 5 日	諮問の審議を行った。
7 月 27 日	諮問の審議を行った。(審査庁から本件処分の理由等を聴取)
9 月 5 日	諮問の審議を行った。

##### (2) 利用停止請求対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件利用停止請求に先立ち、審査請求人が条例第11条第1項の規定に基づき行った保有個人情報の開示請求に対して、実施機関が平成21年1月9日付けで行った一部開示決定に基づいて開示した苦情・相談等事案処理票（以下「処理票」という。）に記載された本人に係る保有個人情報である。

利用停止を求める部分は、特定日に係る処理票で、求める措置は消去である。

審査請求人は、身に覚えのない文書があったとして、当該保有個人情報の消去を求めており、これに対して実施機関は、「適法な取得である」、「利用目的を超えた個人情報は保有していない」、「利用目的以外の目的での利用・提供事実も認められない」と説明している。

審査請求人は、利用不停止とした処分を取り消すとの決定を求めていることから、本件対象保有個人情報が不適法な取得と認められるか、利用目的を超えた個人情報を保有していると認められるか及び利用目的以外に利用・提供していると認められるかについて、検討する。

##### (3) 審査会の判断

###### ア 利用停止請求（条例第34条及び第36条）について

条例第34条は、「何人も、自己を本人とする第26条第1項各号に掲げる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」とし、請求することができる場合及び求めることのできる措置として、同条第1項において「(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去、(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている

とき 当該保有個人情報の提供の停止」と規定されている。

また、条例第36条においては、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定されている。

イ 本件対象保有個人情報ที่ไม่適法な取得と認められるか（条例第34条）について

(ア) 条例第34条第1項第1号について

条例第34条第1項第1号においては、「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき」当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨規定されている。

(1) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件請求対象保有個人情報について、審査請求人はその消去を求めている。

当審査会で対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、本件利用停止請求に係る保有個人情報は、当日に警察本部に来庁した審査請求人と直接面接した際に取得されたものであり、県民等から県警に寄せられる苦情についての業務を組織的かつ適切に遂行するため、担当警部により記録されたものと認められ、不適法な手段によって取得されたものとする特段の事情は認められない。

したがって、実施機関が本件対象保有個人情報を取得したことは、適法でないと認められず、条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

ウ 利用目的を超えた保有と認められるか（条例第3条）について

(ア) 個人情報の保有の制限（条例第3条）について

条例第3条第2項は、「実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定されている。

(1) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件対象保有個人情報について、審査請求人はその消去を求めている。

当審査会で対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、本文書は、県民等から警察に寄せられる相談・苦情等についての業務を組織的かつ適切に遂行するために実施機関が作成した文書で、その内容は、苦情・相談における申出内容、措置内容等であり、適切な業務遂行のために必要な個人情報であるとする実施機関の説明は首肯できるものであり、利用目的の達成に必要な範囲を

超えて保有されていると認めるに足る特段の事情は認められない。

したがって、本件対象保有個人情報、実施機関において、条例第3条第2項の規定に違反して保有されているものとは認められない。

よって、実施機関が対象保有個人情報を保有することは、条例第3条第2項所定の保有の制限を超えるものではなく、条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

## エ 利用目的以外に利用・提供していると認められるか（条例第8条）について

### (ア) 利用目的以外の利用・提供の制限（条例第8条）について

条例第8条第1項は、「実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定している。

また、同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」と規定している。

### (イ) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件請求対象保有個人情報について、審査請求人はその消去を求めている。

当審査会において対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、本件対象保有個人情報は、処理票により所属長まで報告し、申出内容、処理結果・措置について組織的な対応を図るために利用するもので、処理システムにアクセスできる職員を制限するとともに、知り得た個人情報の厳正な管理を徹底し、また、受理者等への聞き取り調査の結果でも目的外に利用・提供した事実は確認できなかったとの実施機関の説明であり、実施機関が本件対象保有個人情報を当該業務のために自ら利用していることが認められ、その利用目的以外の目的に利用・提供していることをうかがわせる特段の事情も認められない。

また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、条例第34条第1項第2号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認めら

れない。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。



答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった保有個人情報訂正請求について、不訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定に基づき、平成21年4月22日付けで、「平成21年1月9日付け鹿生企第6号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の訂正請求を行った。訂正請求に係る保有個人情報は、特定日に係る「応急事件処理簿」中の審査請求人に係る情報のうち次の部分で、求める措置は次のとおりである。

(ア) 「事件名」欄、「届出人」欄、「発生場所」欄及び「当事者」欄のアパート名の訂正

(イ) 「事件の概要」欄の3箇所の記述の訂正

(ウ) 「応急処理の状況」欄の1箇所の記述の追加及び1箇所の記述の訂正

これに対し、実施機関は、平成21年5月20日付け鹿生企第122号で保有個人情報不訂正決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年7月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会(以下「審査庁」という。)に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 一部開示された私の個人情報は、恣意的に情報操作がなされている。

イ 現在までに市や県に十本程の意見書や訂正手続きをあげ、証拠の提出をし、真相の究明をしてきた。今回は、これまで各方面に提出してきた意見書や資料等添えて説明することとした。再考をお願いする。(資料名等は省略)

ウ 処分理由説明書で、「でもでもない」としているが、看板と領収書印は「」となっているので、訂正できる。

### 3 審査請求に対する審査庁の説明要旨

審査庁から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

- ア 「応急事件処理簿」は、犯罪か否か不明の事案であっても、警察官が通報等に基づき現場臨場し、処理した事案を警察署長へ報告するために作成するものである。
- イ 審査請求人が提出した「訂正を求める内容が事実に合致することを疎明する書類又は資料」に基づき必要な調査を実施した結果、条例第28条ただし書き「その他訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」に該当するため不訂正決定した。
- ウ アパート名について調査した結果、「       」を「       」に訂正する請求については、いずれとも異なる「       」である事実が判明した。
- エ 「事件の概要」及び「応急処理の状況」の訂正請求について、現場臨場した警察官から聴き取り調査した結果、審査請求人から聴取した内容を要約して記載した旨申し立て、審査請求人の訂正内容と一致せず、正確な事実は明らかにならなかった。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 8 月 4 日	諮問を受けた。
9 月 9 日	審査庁から処分理由説明書を受理した。
9 月 15 日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
11月 19 日	審査請求人から意見書を受理した。
平成23年 7 月 5 日	諮問の審議を行った。
7 月 27 日	諮問の審議を行った。（審査庁から本件処分の理由等を聴取）
9 月 5 日	諮問の審議を行った。

#### (2) 審査会の判断

##### ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成21年1月9日付けで保有個人情報一部開示決定処分を行った審査請求人に係る保有個人情報についてなされたものである。

訂正を求める部分は、「特定日に、審査請求人が警察に通報し、        署員が現場臨場したことに関し、その処理状況がわかる「応急事件処理簿」のうち、「事件名」欄、「届出人・当事者住居」欄、「事件の概要」欄及び「応急処理の状況」欄の審査請求人に関する情報の一部で、求める措置は、訂正及び追加である。

審査請求人は内容に事実と相違する部分があった等と主張しており、これに対して実施機関は、「提出された書類からは、訂正請求に理由があると認めることができない」と説明している。

審査請求人は、不訂正とした処分を取り消すとの決定を求めていることから、本件

訂正請求について、条例の訂正請求ができる保有個人情報に該当するか、及び該当する場合の訂正の要否について、検討する。

イ 訂正請求の対象情報(条例第26条)について

保有個人情報の訂正請求については、条例第26条第1項において、同項第1号又は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されており、これらの規定では、条例又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

ウ 本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について

本件訂正請求に係る保有個人情報は、審査請求人が別途、条例に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に関する削除等の請求であることから、条例第26条第1項第1号に該当すると認められる。

エ 本件訂正請求の訂正の要否について

(ア) 保有個人情報の訂正義務(条例第28条)について

条例第28条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

(イ) 本件対象保有個人情報の訂正の要否について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分するとともに、審査請求人が本件訂正請求に当たり実施機関に提出した疎明資料を確認したところ、当該文書からは、当該記載が事実でないという根拠が具体的に示されていないことから、訂正請求対象部分が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることはできない。

したがって、本件対象保有個人情報に係る訂正請求については、訂正請求に理由があるとは認められず、条例第28条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

よって、本件訂正請求について、実施機関が不訂正決定を行ったことは、妥当である。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報利用停止請求について、利用不停止とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第34条第1項の規定に基づき、平成21年4月22日付けで、「平成21年1月9日付け鹿生企第6号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の利用停止請求を行った。利用停止請求に係る個人情報の内容は、特定日に係る「応急事件処理簿」中の審査請求人に関する情報で、求める措置は利用の停止である。

これに対し、実施機関は、平成21年5月20日付け鹿生企第123号で保有個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年7月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 処分の取り消しを求め、事件の早急な解決を望む。

イ 現在までに市や県に十本程の意見書や訂正手続きをあげ、証拠の提出をし、真相の究明をしてきた。今回は、これまで各方面に提出してきた意見書や資料等添えて説明することとした。再考をお願いする。（資料名等は省略）

3 審査請求に対する審査庁の説明要旨

審査庁から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

ア 審査請求人は、開示を受けた自己の保有個人情報不適正に取り扱われ、条例第34条第1項各号に該当するので、その利用の停止を請求していることから、必要な調査を実施した結果、いずれにも該当せず、条例第36条に定める「当該利用停止請求に理由があ

ると認めるとき」に該当しないため利用不停止決定した。

イ 対象保有個人情報、現場臨場した警察官が警察官職務執行法に基づく正当な職務行為により、本人の同意の上入手したものであり、「適法に取得されたものでないとき」には該当しない。

ウ 対象保有個人情報は、審査請求人の住居、氏名及び聴取内容等であり、当該事案を把握するために必要最小限のもので、事案を警察署長に報告するという利用目的達成に必要な範囲を超えて保有していない。

エ 対象保有個人情報の作成者、取扱者等に対する聞き取り調査でも、利用目的以外の目的で利用した事実及び例外的に利用した事実は確認できなかったことから「条例第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」には該当しない。

オ 審査請求人が適法でないと思料する内容、利用停止をもとめる理由等について、調査した結果、いずれも適法であり、「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないため利用不停止決定とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 8月 4日	諮問を受けた。
9月 9日	審査庁から処分理由説明書を受理した。
9月15日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
11月19日	審査請求人から意見書を受理した。
平成23年 7月 5日	諮問の審議を行った。
7月27日	諮問の審議を行った。（審査庁から本件処分の理由等を聴取）
9月 5日	諮問の審議を行った。

##### (2) 利用停止請求対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件利用停止請求に先立ち、審査請求人が条例第11条第1項の規定に基づき行った保有個人情報の開示請求に対して、実施機関が平成21年1月9日付けで行った一部開示決定に基づいて開示した「応急事件処理簿」（以下「処理簿」という。）に記載された本人に係る保有個人情報である。

利用停止を求める部分は、特定日に係る処理簿で、求める措置は利用の停止である。審査請求人は、「誤情報に基づく捜査により民事介入暴力事件の解決に支障が出たため」として、保有個人情報の利用の停止を求めており、これに対して実施機関は、「適法に取得したものである」、「利用目的を超えた個人情報は保有していない」、「利用目的以外の目的での利用も認められない」と説明している。

審査請求人は、利用不停止とした処分を取り消すとの決定を求めていることから、本

件対象保有個人情報が多適法な取得と認められるか、利用目的を超えた個人情報を保有していると認められるか及び利用目的以外に利用していると認められるかについて、検討する。

### (3) 審査会の判断

#### ア 利用停止請求（条例第34条及び第36条）について

条例第34条は、「何人も、自己を本人とする第26条第1項各号に掲げる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」とし、請求することができる場合及び求めることのできる措置として、同条第1項において「(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去、(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」と規定されている。

また、条例第36条においては、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定されている。

#### イ 本件対象保有個人情報が多適法な取得と認められるか（条例第34条）について

##### (ア) 条例第34条第1項第1号について

条例第34条第1項第1号においては、「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき」当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨規定されている。

##### (イ) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件対象保有個人情報について、審査請求人はその利用の停止を求めている。

当審査会で対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、本件利用停止請求に係る保有個人情報は、当日に110番通報に基づき現場臨場した警察官が、正当な職務行為により入手したものであり、業務を適切に遂行するため、担当警察官により記録されたものと認められ、不適法な手段によって取得されたものとする特段の事情は認められない。

したがって、実施機関が本件対象保有個人情報を取得したことは、適法でないとは認められず、条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認め

められない。

ウ 利用目的を超えた保有と認められるか（条例第3条）について

(ア) 個人情報の保有の制限（条例第3条）について

条例第3条第2項は、「実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定されている。

(1) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件対象保有個人情報について、審査請求人はその利用の停止を求めている。

当審査会で対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、本件文書は、警察官が通報等に基づき現場臨場し、処理した事案を警察署長に報告するために作成した文書であり、その内容は、審査請求人の住居、氏名、通報内容及び措置状況等となっており、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有していないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されていると認めるに足る特段の事情は認められない。

したがって、本件対象保有個人情報が、実施機関において、条例第3条第2項の規定に違反して保有されているものとは認められない。

よって、実施機関が対象保有個人情報を保有することは、条例第3条第2項所定の保有の制限を超えるものではなく、条例第34条第1項第1号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

エ 利用目的以外に利用していると認められるか（条例第8条）について

(ア) 利用目的以外の利用・提供の制限（条例第8条）について

条例第8条第1項は、「実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定している。

また、同条第2項において、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」と規定している。

(1) 本件利用停止請求の利用停止の要否について

本件請求対象保有個人情報について、審査請求人はその利用の停止を求めている。



当審査会において対象保有個人情報を見分するとともに、実施機関の説明を聞いたところ、処理簿の情報は、警察署長に報告し、業務を適切に執行するために利用するもので、作成者、取扱者等に対する聞き取り調査でも、警察署長に報告する目的以外の目的で利用した事実は確認できなかったとの実施機関の説明であり、実施機関が本件対象保有個人情報を当該業務のために自ら利用していることが認められ、その利用目的以外の目的に利用していることをうかがわせる特段の事情も認められない。

また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、条例第34条第1項第2号の要件に該当しないと認められるため、条例第36条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められず、保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当するとは認められない。

#### オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答申保第29号  
平成24年3月27日  
( 諮問保第29号関係 )

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報開示請求について、不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成21年5月7日付けで保有個人情報開示請求を行った。開示請求に係る個人情報の内容は、次のとおりである。

介護保険課が開示請求者に対し処分理由説明平成21年3月6日付介保第454号で「実施機関は異議申立人から提出された挙証書類により異議申立人の氏名の事実を確認し」と説明している通り開示請求者が平成18年2月23日以降平成21年3月6日の間に介護保険課へファックス発信、手渡し、または郵送した書面において介護保険課が取得したその書面、挙証書類でその発信者、提出者たる開示請求者の個人情報で、

「  
」（以下「氏名1」という。）で提出したとし、介護保険課が取得したその開示請求者の個人情報たる公文書、挙証書類

「  
」（以下「氏名2」という。）で提出したとし、介護保険課が取得したその開示請求者の個人情報たる公文書、挙証書類

これに対し、実施機関は、平成21年6月15日付け介福第175号で文書不存在を理由とする保有個人情報不開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年6月23日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分の不開示理由を取消し、開示するとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 諮問保第25号の処分理由説明書において、「実施機関は異議申立人から提出された拳証書類により異議申立人の氏名的事实を確認し」、「事実を確認した」と裏付けのある説明を丁寧に行っていることから、介護保険課が「作成した」公文書が存在する。

イ 県は諮問保第25号の原処分を取り消していない。介護保険課が勝手に偽造した拳証書類たる公文書が存在することは明らか。

ウ 諮問保第25号で存在の根拠を立証しながら、本件処分理由説明では拳証書類を保有していないとした。

エ 県は平成21年3月6日以降、諮問保第25号の拳証書類を隠滅した。虚偽公文書の文書偽造を隠滅した。

オ 「拳証」との文言を使用しているということは、申立人の証拠書類、苦情・相談経緯を全く精査しなかったということ。これは審査会が審議していない全ての答申の判断の前提となるものと思料する。

カ 県の取得した（偽造作成した）拳証書類の順番は「氏名1」「氏名2」「 」の順番で、その氏名の明記のある拳証書類を（少なくとも3つ以上）取得し、個人情報を取得し、それは申立人自身がその順番で拳証書類を提出したとする既成事実をでっち上げたものだ。

キ 県は審査会において、「拳証書類がある」という証明と「拳証書類がない」という証明をしなければならない。まさか審査会がそれは必要ないと指示されるはずはないと考える。

ク 平成21年3月6日付け諮問保第25号の処分理由説明書は、その日付時点で拳証書類を取得し、保有していたものである。

ケ 拳証書類の作成年度は、その保存期間を1年とすると、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に作成していた。

しかし、本件では「保存期間を経過したため、廃棄した。」でない。県が虚偽公文書を隠滅したことは明らか。

コ 仮に3年保存であれば、平成22年3月31日で保存期間は経過する。つまり現時点においても保管されていなければならない。

サ 電子記録に残した拳証書類の記録は残存している。

また、諮問保第25号で拳証書類があると断定したのであれば、保存期間を条例の規定により延長するものだ。

ないのであれば、電子記録があり、開示しなければならない。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象保有個人情報について

開示請求書に記載された内容から判断すると、平成18年2月23日から平成21年3月6日までの間に、異議申立人から「氏名1」又は「氏名2」として実施機関へ提出された文書又は挙証書類と考えられる。

#### (2) 不開示決定の理由

本件開示請求に対応する保有個人情報は、取得していないため該当する公文書は存在せず、保有していないことから不開示とした。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年7月24日	諮問を受けた。
9月1日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
9日28日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
10月16日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年10月6日	諮問の審議を行った。
11月4日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
平成24年3月21日	諮問の審議を行った。

#### (2) 審査会の判断

##### ア 請求対象公文書について

本件開示請求における請求に係る公文書は、異議申立人が特定期間内に介護保険課（現在は介護福祉課）へファックス発信、手渡し、または郵送した書面において、「氏名1」で提出したとし、介護保険課が取得したその異議申立人の個人情報たる公文書、挙証書類、「氏名2」で提出したとし、介護保険課が取得したその異議申立人の個人情報たる公文書、挙証書類である。

実施機関は、及びのいずれについても、取得していないため存在しないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、介護保険課が「作成した」公文書が存在するとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

イ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

異議申立人は、申立人の氏名の文字と一部が異なる「氏名1」、「氏名2」に関して開示請求を行っているが、これは特定日に行われた「介護保険苦情相談受付票」（以下「相談受付票」という。）に記載された相談者の氏名をめぐるものと考えられる。

実施機関の説明によると、相談受付票は、介護保険の被保険者やその家族等から寄せられた介護保険に関する苦情・相談の内容及びそれに対する対応について記録しているものである。

相談者の氏名は、相談を受けた職員が記録するものと考えられるが、本件事案においては、記録作成の際に氏名の一部の記載を誤って「氏名1」及び「氏名2」との記載となったものと考えられる。その後、別途訂正請求に基づき、実施機関は平成21年1月26日、氏名の記載を「 」に訂正している。

以上の経緯から考えると、請求対象公文書について、取得していないため存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 拳証書類の存在の主張について

異議申立人は、実施機関が「拳証書類を取得、保有している」と主張しているが、実施機関が口頭や電話等での苦情相談受付に当たって、相手方の氏名の確認のため拳証書類の提出を求めることは通常考えられず、そのような取扱いの要領等も確認されないことから、存在しないとする実施機関の説明に不合理はない。

エ 電磁的記録による開示義務について

異議申立人は、電磁的記録による開示を請求する旨主張しているが、電磁的記録による開示の請求については、本件は文書又は図画の閲覧及び写しの交付を請求しているものであり、異議申立てにおける別途の実施方法による開示の請求について、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。